

# 広島県 薬剤師会誌

2016

隔月発行

11

No.266



## 第36回 広島県薬剤師会学術大会に参加を

ヒヤリ・ハットエビデンス情報 広島県モバイルDI室・事例報告⑯

## 第36回 広島県薬剤師会学術大会に参加を

広島県薬剤師会では、第36回の学術大会を「地域の要へ～今、薬剤師に求められる自覚～」をテーマとし次の要領にて開催いたします。お誘い合わせの上、多数ご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

**会期** : 平成28年11月20日(日) 10:00~17:00(予定)

**会場** : 学校法人福山大学宮地茂記念館  
〒720-0061 福山市丸之内1-2-40

**主催** : 公益社団法人広島県薬剤師会

**参加費** : 予約2,000円  
当日3,000円 学生(社会人を除く)は無料  
**(予約登録の〆切りは11月11日(金)まで)**

### 口頭発表

**基調講演** : **熊本地震における  
大分県薬剤師会モバイルファーマシーを  
活用した災害医療活動**

公益社団法人大分県薬剤師会 理事 伊藤 裕子 先生

問い合わせ先 : 〒730-8601

広島市中区富士見町11-42 広島県薬剤師会館

公益社団法人広島県薬剤師会

第36回広島県薬剤師会学術大会実行委員会

TEL : 082-246-4317(代) FAX : 082-249-4589

E-mail : yakujimu@hiroyaku.or.jp

\*日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度実施要領により、  
当大会参加者に4単位の受講シール申請中です。

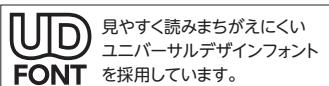
\*研修シールは、大会開始までに受付をされた方に、大会終了時  
にお渡しいたします。



# 広島県薬剤師会誌目次

No.266

第36回広島県薬剤師会学術大会に参加を	2
第33回広島県薬事衛生大会開催のご案内	4
平成28年度患者のための薬局ビジョン推進事業の実施に関する説明会	5
平成28年度アルコール健康障害対策支援者スキルアップ研修会	6
平成28年度健康ひろしま21推進協議会	7
広島キッズシティ 2016	8
平成28年度広島県感染症・疾病管理センター研修会（結核研修コース）	10
日本学校保健会「学校における水泳プールの保健衛生管理」改訂委員会	11
未成年者の飲酒・喫煙防止啓発キャンペーン	12
平成28年度薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会	13
薬事情報センター・検査センター及びモバイルファーマシーの見学	15
健康サポート薬局研修会	16
平成28年度（第51回）薬草に親しむ会	18
広島県医師会 園医・嘱託医研修会	19
日本赤十字社中四国ブロック血液センター見学	24
平成28年度緩和ケア薬剤師研修	25
復職支援研修会	26
平成28年度第2回「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」役員会	27
第14回広島県禁煙支援ネットワーク（HKSN）研修会報告	28
平成28年度第1回地域・職域会長協議会	29
第40回福山大学薬学部卒後教育研修会	30
第49回日本薬剤師会学術大会	31
全国モバイルファーマシー（MP）担当者会議	33
平成28年度医療安全セミナー	34
<b>福利厚生 指定店一覧／広島県立美術館「団体割引会員について」</b>	35
県薬だより 県薬より各地域・職域薬剤師会への発簡 議事要旨 県薬日誌 行事予定	38
行政だより	85
地域薬剤師会だより／諸団体だより	99
研修だより	108
広島県モバイルDI室・事例報告⑯	115
薬事情報センターのページ	119
お薬相談電話事例集No.102	123
安全性情報 No.336・337	124
検査センターだより	125
薬剤師の休日／薬局紹介⑮	126
書籍等の紹介	128
告知板	129
保険薬局ニュース	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙



## 表紙写真 オミナエシ／敗醬（オミナエシ科）

オミナエシの根を敗醬根として化膿性疾患に用いてきました。煎じて服用することで虫垂炎や腫れ物に用います。花を花瓶に入れておきますと醤油が古くなったような匂いがしてきます。漢名の語源となりました。

写真解説：吉本 悟先生（安芸支部）撮影場所：庄原市

## 第36回 広島県薬剤師会学術大会に参加を

広島県薬剤師会では、第36回の学術大会を「地域の要へ～今、薬剤師に求められる自覚～」をテーマとし次の要領にて開催いたします。お誘い合わせの上、多数ご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

会期：平成28年11月20日（日）10:00～17:00（予定）  
 会場：学校法人福山大学宮地茂記念館  
         〒720-0061 福山市丸之内1-2-40（福山駅北口すぐ）  
 主催：公益社団法人広島県薬剤師会  
 参加費：予約2,000円  
         当日3,000円 学生（社会人を除く）は無料  
         ※参加申し込みは、綴じ込みの振替用紙をご利用ください。  
         （予約登録のみ切りは11月11日（金）まで）

問い合わせ先：〒730-8601 広島市中区富士見町11-42 広島県薬剤師会館  
 公益社団法人広島県薬剤師会 第36回広島県薬剤師会学術大会実行委員会  
 TEL：082-246-4317（代） FAX：082-249-4589  
 E-mail：yakujimu@hiroyaku.or.jp

\*日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度実施要領により、当大会参加者に4単位の受講シール申請中です。

\*研修シールは、大会開始までに受付をされた方に、大会終了時にお渡しいたします。

### プログラム

（敬称略）

受付開始	9:30	司会 常務理事	井上映子
開会の辞	10:00	副会長	野村祐仁
薬剤師綱領唱和		会長	豊見雅文
会長挨拶		福山大学薬学部部長	鶴田泰人
口頭発表	10:10～（発表8分×質疑2分）		

座長 副会長 松尾裕彰

1. 高血圧症の薬物治療について、薬局実習で実践し学んだこと  
福山大学 薬学部 横尾仁美
2. 大気圧変動がバルーンリザーバー注入器の滴下時間に及ぼす影響  
呉市薬剤師会 田山剛崇
3. 「ASTC アジアトライアスロン選手権」における  
広島県薬剤師会のアンチ・ドーピング活動  
広島県薬剤師会 アンチ・ドーピング活動推進委員会 泉谷悟
4. （公社）広島県薬剤師会「モバイル（動く）DI室」事業報告  
-薬局ヒヤリ・ハット事例に基づくDI教材について-  
広島県薬剤師会薬事情報センター 原田修江
5. 学校プール水における総トリハロメタンについて  
広島県薬剤師会検査センター 城崎利裕

## 座長 副会長 青野拓郎

## 6. 広島市薬剤師会における薬局機能向上プロジェクトの実施2

～検体測定事業：糖尿病編～

広島市薬剤師会 岩本義浩

## 7. I C Tと連携した検体測定室の新たな可能性について

三原薬剤師会 吉田茂史

## 8. 当薬局の地域住民に向けた健康サポートの取組み

安佐薬剤師会 宮崎亜珠美

## 9. 保険薬局における一般市民を対象とした

生活習慣病関連遺伝子検査セミナーの実施

-第35回広島県薬剤師会学術大会での提案に基づく新たな試み-

広島市薬剤師会 春日真由

## 10. 薬局で用いられる「在庫管理システム」を利用した処方解析研究

～広島県近隣における糖尿病治療薬の処方動向から～

福山市薬剤師会 倉本大輔

## 座長 副会長 谷川正之

## 11. 医薬連携に依る緑内障情報連絡カードの有用性の検討

広島市薬剤師会 中野真豪

## 12. オレンジカフェ（認知症カフェ）での薬剤師の関わるべき姿

東広島薬剤師会 中島啓介

## 13. 感染性胃腸炎に関する教育現場での認識調査

広島佐伯薬剤師会 荒川隆之

## 14. ジェネリック医薬品の品目選定と発注の迅速対応

安佐薬剤師会 荒川正人

## 15. 活用してますか？J P A L S

広島県薬剤師会生涯学習推進ワーキンググループ 有村典謙

## 昼食

シンポジウム 13:30 ~ 17:00

テーマ 「熊本地震災害支援から学ぶ—災害時に薬剤師に求められるものー」

座長 会長 豊見雅文

専務理事 村上信行

## 第一部 基調講演 13:30 ~ 15:00

熊本地震における大分県薬剤師会モバイルファーマシーを活用した災害医療活動

公益社団法人大分県薬剤師会 理事 伊藤裕子先生

## 第二部 熊本地震での広島県薬剤師会の災害医療支援活動報告

第0班報告 尾道薬剤師会：串田慎也（アプコUnity薬局）

第1班報告 呉市薬剤師会：佐々木順一（広島国際大学）

第6班報告 広島市薬剤師会：竹本貴明（らいおん薬局）

第8班報告 尾道薬剤師会：岡田啓司（アプコ中央薬局）

## 第三部 総合討論

閉会 17:00

専務理事 村上信行

## 第33回 広島県薬事衛生大会開催のご案内

### 1 大会の主旨

県民の生命と健康の保持に密接にかかわっている薬事関係者が一堂に会し、薬事衛生大会を開催し、県民の健康増進と薬事衛生の向上に貢献した薬事功労者等の表彰を行うとともに、互いの研鑽に努め、薬事衛生思想の普及を図り、もって県民の保健衛生の向上、並びに医薬品関連産業の振興に寄与するものである。

### 2 日時 平成28年12月1日（木）

14:00～16:30

### 3 場所 広島市中区富士見町11-6

エソール広島 2階多目的ホール

### 4 主催 第33回広島県薬事衛生大会実行委員会

### 5 共催 公益社団法人広島県薬剤師会

一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会  
広島県医薬品卸協同組合  
広島県麻薬協会  
広島県薬剤師国民健康保険組合  
一般社団法人広島県配置医薬品連合会  
広島県製薬協会  
広島県医薬品配置協議会

### 6 後援 広島県

広島県市長会  
広島県町村会  
一般社団法人広島県医師会  
一般社団法人広島県歯科医師会  
公益社団法人広島県看護協会

### 7 参加予定人員 約200名

### 8 参加者範囲 県内薬事関係団体構成員等



### 大 会 次 第

#### <第1部>

開 会 14:00

挨 拶 広島県薬事衛生大会会長

広島県知事表彰

各大臣表彰受賞者披露

祝 辞 広島県知事

広島県議会議長

広島県市長会会长

広島県町村会会长

広島県医師会会长

#### 来賓紹介

祝電披露

謝 辞

大会宣言

閉 会 14:50

#### <第2部>

特別講演 15:00～16:30

演 題 『プロバイオティクス研究の最前線  
～腸内細菌叢・疾患・乳酸菌～』

講 師 広島大学大学院医歯薬保健学研究院  
未病・予防医学共同研究講座教授・名誉教授  
杉 山 政 則

参加費 無料

研修シール 薬剤師／特別講演1単位(90分)／参加予定の方は、FAXで店舗名・氏名・電話番号をご記入のうえ申込んでください。締め切り11月21日(月)必着

### 薬祖神大祭

日 時：平成28年12月1日（木）  
午後5時～

場 所：広島県薬剤師会館 4階

会 費：1,000円

## 平成28年度 患者のための薬局ビジョン推進事業の実施に関する説明会



常務理事 平本 敦大

日 時：平成28年8月9日（火）14:45～15:25  
場 所：広島県庁税務庁舎

平成26年度、平成27年度に呉市薬剤師会で実施した「健康情報拠点推進事業の結果」と「かかりつけ薬局、健康サポート薬局の業務」について各保健所の薬務担当課の方を対象に話をしてきました。

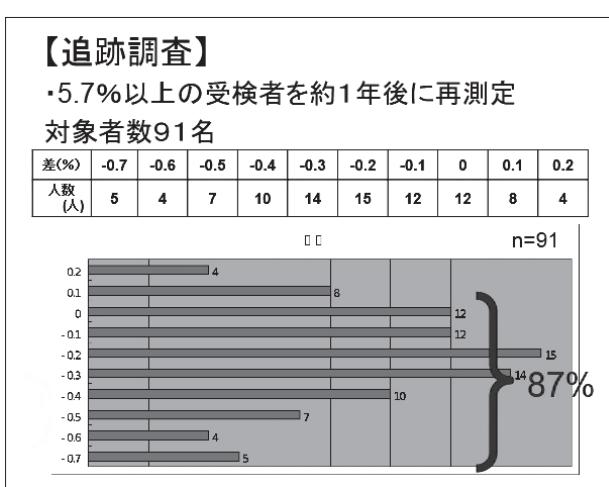
まず「健康情報拠点推進事業の結果」についてですが、糖尿病の自覚のない市民に対して医療機関での特定健診や健康診断を受けるよう動機づけを行い、糖尿病予防・重症化防止の推進に寄与することを目的とし、疾患にかかわらず病院を受診していない方を対象にHbA1c測定器を用いた検査測定室でのHbA1c測定を実施したこと。さらに、この測定事業の目的、データの追跡調査、測定器使用方法、自己穿刺ではあるが血液を扱う事業であるので、参加していただくスタッフには研修会に参加していただくことを必須としたことを説明し、その結果、実施者数212名、男性73名、女性138名に参加していただき、1年後の追跡調査で91名中79名（87%）が悪化していないかったこと、薬剤師からのアドバイスが記憶に残っているという声がよく聞かれたこと、薬局でのHbA1c測定は有意義と感じている利用者がほとんどであったことからも本事業への期待も明らかとなつたことを報告しました。

次に「かかりつけ薬局、健康サポート薬局の業務」についてですが、健康サポート薬局についての行政的な背景は十分に知っておられるので、薬剤師が行う研修について説明させていただきました。そして、こちらからの要望として、健康サポート薬局になつても、市民には何のことかわからないのが現状であり市民へ健康サポート薬局が一定の基準を超えて安心できる薬局であるということをアピールする手助けをしていただきたい。さらに提出書類の事前相談会の実施。今年度実施する薬局ビジョン推進事業ではぜひとも行政からもメンバーを推薦していただき、一緒に事業をすすめていってほしいと伝えました。

参加者からは、「今まで書面で公的文書を用いて説明を受けていただけなので、実際にどのような活動を行っているかわからなかったので参考になった。」「ビジョンがより鮮明になった。」という感想をいただきました。

薬剤師だけでなく、各支部で地域の他職種と連携しながら事業をすすめていくことで、お互いの思いを同調することができ、より出来ることの幅が広がっていくと思います。

研修の実施方法				研修項目	学ぶべき事項
技能習得型研修 (集合研修)	研修会A「健康サポートのための多職種連携研修」 ※都道府県薬剤師会にて実施	演習を含む	4時間		
				1. 健康サポート薬局の概要(理念、各種施設・制度、背景等) 2. 健康サポート薬局のあべき姿に関する演習	
				1. 地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応 2. 地域包括ケアシステムの中での健康サポート薬局としての役割を理解するための各種機関との連携に関する演習	
知識習得型研修	e-ラーニング ※専用サイト	演習を含む	4時間	1. 薬局利用者の状態の変遷から適切に情報を収集し、状況に合わせた適切な対応を行うための演習 2. 高齢利用者の状態、状況に合わせた適切な対応を行ったための演習	
				1. 健康増進施策の概要(健康日本21、国民健診・栄養調査の概要等)とその実施・評価、特定健診(骨密度等)に関する法律の規定 2. 健康づくりの基本の概念(健康づくりのための身体活動基準20・13J、「健康づくりのための運動指針2014」、「食生活指針」、「食事バランスガイド」等) 3. 薬局利用者の図え別に、適切に情報と連絡・連携するための知識	
				1. 薬局、医薬品販売業者及び医療機器販売業者(以下「医薬品等の販売者」といいます)の販売する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬法」といいます) 2. 医薬品等の販売者による販売の実態を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法(お薬手帳の活用を含む)等 3. 薬局利用者の図え別に、適切に情報と連絡・連携するための知識	



## 平成28年度 アルコール健康障害対策支援者スキルアップ研修会



常務理事 竹本 貴明

日 時：平成28年8月20日（土）10:00～12:30

場 所：県庁・本館

平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、この法に基づき今年の5月に「アルコール健康障害対策推進基本計画」が策定されました。

この基本計画の策定に携わられた、肥前精神医療センター 院長杠岳文先生による、「アルコール健康障害対策基本法の理解と対応～保健医療分野で取り組むべき課題と早期介入の方法～」というテーマの研修会に参加致しました。

この法律においての「アルコール健康障害」とはアルコール依存症だけでなく、多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害のことを指しており、不適切な飲酒は、本人の心身の健康問題を生じさせるのみならず、飲酒運転、暴力、虐待、自殺などの様々な問題にも密接に関連していることから早期の介入が必要であるとのことでした。

基本的な施策体系としては、

**【一次予防】**正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

- ①飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について正しく理解した上で、お酒と付き合っていける社会を作るための教育・啓発の推進。
- ②酒類関係事業者による不適切な飲酒の誘引を防止する取り組みの促進。

**【二次予防】**誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援

体制づくり、医療における質の向上と連携の促進

- ①地域の実情に応じて、精神保健福祉センターや保健所等が中心となりアルコール関連問題の相談支援の場所を確保。
- ②幅広い関係機関や、自助グループ及び民間団体の連携により、適切な指導・相談・社会復帰の支援につなげる体制づくり。
- ③地域においてアルコール依存症の治療・研究・人材育成等の中心となる拠点医療機関の整備を進めると

ともに、アルコール健康障害への早期介入を含め、一般医療機関と専門医療機関との連携の促進。

**【三次予防】**アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

- ①アルコール依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でアルコール依存症並びにその回復及び社会復帰についての理解を促進。

との説明の後、アルコールと病気や自殺との関係等の説明があり、早期介入の説明に入りました。

アルコール問題での早期介入の特徴は、

- ①断酒ではなく、飲酒量の減量を目標にする。
- ②依存症の専門家ではなく、ヘルスケアの従事者によって行われる。
- ③依存症でない患者を対象とする。

とし、「フィードバック」、「アドバイス」、「ゴール・セッティング」を行っていきます。

フィードバックではAUDITを用いたスクリーニングテストの結果を客観的に評価し、このまま飲酒を続けた場合の将来的な危険や害についての情報提供を行い、アドバイスでは節酒、断酒すればどのようなことを回避できるか、またそのために必要な具体的な対処法についての助言を行います。そしてゴール・セッティングでは対象者7～8割の力で達成できそうな具体的な目標を自ら決定してもらうことと説明がありました。

今回の研修会に参加して、依存症であるけれども本人の自覚がなく、治療を行っていない人が多くいること。アルコール依存症という病気の知識、専門の医療機関や患者・家族の相談窓口がどこにあるのかということなど地域の実情をあまりにも知らないことを感じました。また、学校薬剤師として飲酒・喫煙・薬物乱用防止について学生に話す機会は今までありましたが、保護者の方にも聞いていただく機会も今後は必要なのではないかと思いました。

## 平成28年度 健康ひろしま21推進協議会



常務理事 松村 智子

日 時：平成28年8月24日（水）13:30～15:30

場 所：県庁・北館

### 次第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 議事  
　　広島県健康増進計画「健康ひろしま21（第2次）」  
　　の推進について
4. 報告事項  
　　疾病予防・重症化予防コラボヘルス事業について
5. その他
6. 閉会

健康ひろしま21計画（第2次）は、2013年～2022年の10年計画で平成25年に始まりました。

### 取組の方向性

- 重点4分野の取組の充実
  - ①栄養・食生活
  - ②身体活動・運動
  - ③たばこ対策
  - ④歯と口腔の健康に対する対策
- 女性の健康づくりの取組の充実
- データヘルスの推進
- インセンティブ対策の強化

### 目標

2022年（平成34年）までに健康寿命の延伸（全国平均を上回り、平均寿命の伸び以上）

平成25年度、広島県県民健康・栄養調査が行われました。今回の会議では次のアクションを考えるにあたり、平成29年度実施予定のアンケートの検討でした。

広島県は特定健診の受診率が低く、薬剤師会ではがん検診を勧める薬剤師のための研修をし、県の事業に参加しています。また、健康サポート事業として、HbA1c自己検査で、疾病・重症化予防に取り組んでいます。これらの事業を検討し、継続することが、県民の健康意識への良い結果につながるために、これからもしっかりと取り組んでいきたいと発言しました。

ところで、平成25年度の調査結果のひとつに、女性の健康が全国平均に比べ良くないことが報告されました。20歳代の痩せている女性が多いとのことです。これは、低体重児の出産など次世代の子供の心身の健康にも関係します。また、彼女たちの20年先、30年先の健康状態に影響するかも知れません。次世代を見据えた啓発が大切と思います。この調査が単に健康調査に留まるのではなくそれぞれの年代での健康づくりへの関心を高めることへ期待したいです。

## 広島キッズシティ2016

日 時：平成28年8月27日（土）・28日（日）  
場 所：旧広島市民球場跡地



### 報告 I

三原支部 丹羽 和子

1日目、広島県薬剤師会が出店した模擬薬局「すこやか薬局」のスタッフとして参加しました。

2011年にスタートした青少年育成事業「広島キッズシティ」とは、職業体験を切り口に、子供達が自らの力で考え、行動し、体験する場を創出することにより、子供達が本来持っている「自ら育つ力」を醸成する事業のことです。

要するに、キッズ達にいろんな職業を体験してもらうイベントですが、その出店している団体は、なんと74団体もありました。いろんな企業に加え、気になったところでは、バー（バーテンダー）やお寺、警察、消防、自衛隊などもありました。体験するには、お金が必要で、「円」ではなく、「じゃけん」という通貨を使います。

本題に戻りますが、薬剤師体験の内容ですが、まず、「300じゃけん」を払ってもらい、受付で、薬剤師の仕事の説明を聞いて、処方せんをもらいます。調剤体験はふたつです。処方1は、食紅で色をつけた4種類の糊のうち、2種類の糊を計ってヘラで練ってもらう体験、処方2は、ラムネ菓子を分包機で一包化してもらう体験です。体験後は、白衣を着て記念撮影、という流れです。

私は、軟膏の混合をする体験の担当をしていましたが、「黄色と緑色を混ぜたら何色になるかな？」などの質問をしながら説明しました。

蒸し暑い日でしたが、たくさんのキッズ達が訪れてくれました。“じかに”“本物”的薬剤師に触れて、キッズ達の目に薬剤師という職業はどのように映ったでしょうか？私にとっては、キッズ達との触れ合いは、とても楽しいひとときでした。将来、これをきっかけに薬剤師の道にすすむキッズが生まれてくれたらうれしいです。



### 報告 II

広島支部 宮本 麗

この度、8月27日にすこやか薬局ブースのスタッフとして参加させていただきました。

私は、この4月から薬剤師として働き始めて、今回のようなボランティアに参加することは初めてだったので緊張もあり、子供たちが楽しく「薬剤師」という職業を体験できるように自分が貢献できるのか不安を感じていました。

しかし、実際に現場に向かうと、普段は関わることのできない他薬局の薬剤師さんが丁寧に教えてくださったり、気さくに話しかけてくださったりして徐々に緊張がほぐれていとも通りに子供たちと関わることができました。

私の持ち場は軟膏ブースで、そこでは様々な色の糊が用意されており、処方箋に記載された色を子供たちが混ぜ合わせて、自分だけの糊を作るというものでした。

私が持ち場についたときにはすでに軟膏ブースにはたくさんの子供たちが待っており、すぐに軟膏の練り方や詰め方を教える作業に入りました。そして、子供たちが楽しそうに糊を練る姿を見て、薬剤師という職業に少しでも興味を持ってくれているのだと感じとても嬉しく思い、その姿を写真に撮っている親御さんに「すごく上手ですよ！薬剤師になれますよ！」と声をかけると親御さんも「だって！良かったね！薬剤師になろうか！」と嬉しそうでした。

中には、「私ね、工作が得意なの！だからこういうことをするの大好き！」と家での普段の生活のことや趣味について話してくれるお子さんもあり、子供たちを楽しませる側として参加したはずの私がいつの間にか子供たちに沢山楽しませてもらっていました。

私の勤めている薬局は、近くに小児科があるため普段から多くの子供たちが訪れます。母親という経験をしていない上に、薬剤師としてもまだ未熟な私はお母さんやお子さんと関わるのは常に手さぐりで、もっとこうしてあげたら良かった、もっとこんな風に話せばよかったと反省することの方が多いです。

なので、今回子供たちと触れ合ったことは今の自分を

もっと成長させる体験にもなったと思います。

イベントに参加されたスタッフの皆様、私に親切に声をかけてくださった先輩薬剤師の皆様、本当にありがとうございました。そして、暑い中本当にお疲れ様でした。また次回もぜひ参加させてください。



### 報告Ⅲ

広島佐伯支部 江口 徳吉

私は8月28日午前の部で、広島県薬剤師会が出店された「すこやか薬局」にスタッフとして参加させていただきました。当日は台風10号の進路によってはイベントが中止になる可能性もありましたが、台風は広島からそれで雨も降らなかったため、無事イベント開催となりました。

「すこやか薬局」では来店されたお子さんに、まず薬局の仕事紹介をした後、処方せんに記載された通りに2種類の色の糊を電子天秤で量ってもらい、ヘラで混合した後、軟膏壺に詰める体験と、お菓子を分包機で一包化する体験をしてもらいました。そして最後に白衣を着て写真撮影をするという流れで、薬剤師の仕事を体験してもらいました。私は軟膏混合調剤体験を担当しましたが、3歳くらいと思われる小さなお子さんが悪戦苦闘しながら



一生懸命頑張って作業している姿を、後ろから親御さんが応援するなど微笑ましい光景もありました。また、薬剤師のサポートがほとんど必要ないくらい、上手に作業をする小学校高学年くらいのお子さんもいらっしゃいました。多くのお子さんと親御さんが来局され、終始忙しく、あっという間に半日が過ぎました。

今回のイベントに参加して、色々なお子さんの調剤体験のサポートを体験でき、有意義で楽しい時間を過ごさせていただきました。広島県薬剤師会の方々におかれましては、このようなイベントにスタッフとして参加させていただき、誠にありがとうございました。

### 報告Ⅳ

東広島支部 雉井 崇

広島県薬剤師会は昨年度と同じく「すこやか薬局」という模擬薬局で薬剤師の業務を体験していただくブースを出展しました。私は28日の午後から運営スタッフとして参加させていただきました。雨が降ったり止んだりして、生憎の空模様だったため、例年に比べると参加者が少なめだったようですが、それでも多くの方に足を運んでいただけたように思います。

今年の薬剤師体験も昨年に引き続き、「軟膏の混合作業」「分包機を使って一包化する作業」を体験してもらい、最後に白衣を着ての記念撮影を行いました。

私は軟膏の混合作業を担当させていただきました。内容は、模擬処方箋に2色の糊が記載されており、赤、青、黄、緑の4色の糊から正しいものを選択→電子天秤で計量→混合→軟膏つぼに充填→葉袋に入れて終了という流れで調剤業務を進行。小さなお子様にはできるだけ簡潔に、作業を楽しく思ってもらうよう説明。小学生くらいのお子様にはもう少し踏み込んで、上手な軟膏の混ぜ方や葉袋の意義なども説明してみました。

慣れない作業でヘトヘトになりましたが、「将来、薬剤師になりたい！」と言ってくれる子供の嬉しい一言にはとても元気をもらうことができました。まだまだ薬剤師としては半人前ですが、将来、この子たちが薬剤師になるころには尊敬されるように日々の業務を頑張っていこうと感じる一日でした。

## 平成28年度 広島県感染症・疾病管理センター研修会(結核研修コース)

### 第1回 基礎知識(非結核性好酸菌感染症を含む)

### 第2回 結核の患者支援(DOTS)接触者健康診断(積極的疫学調査)・第3回 施設内感染対策



薬事情報センター 永野 利香

日 時：第1回 平成28年6月29日（水）14:30～16:30

第2回 平成28年7月29日（金）14:30～16:30

第3回 平成28年8月31日（水）14:30～16:30

場 所：県立総合技術研究所保健環境センター

新型インフルエンザのパンデミックの経験や、多剤耐性菌の院内感染・感染性胃腸炎の蔓延・亜熱帯性感染症の北上等、近年の感染症発生状況から見えてきた課題に応じるために、平成25年4月、健康福祉局健康対策課の課内室として広島県立総合技術研究所保健環境センター内に「広島県感染症・疾病管理センター(ひろしまCDC: Hiroshima Prefectural Center for Disease Control and Prevention)」が設置されました。平常時には疫学・感染症に携わるスタッフ等を対象とした専門研修・訓練の実施をしていることです。このたび、保健所・医療機関等で結核業務を担当する職員等に対し、最新の知見に基づき、結核対策の推進を図ることを目的として実施された標記研修会（全3回）に出席してまいりましたのでご報告いたします。

講師は、3回とも国立病院機構東広島医療センター呼吸器内科前部長重藤えり子先生でした。



結核は、結核菌によって発生する日本の主要な感染症の一つです。以前は毎年10万人以上の死者を出し、死因の第一位を長らく占め続けていました。現在においても、毎年新たに2万人以上の患者が発生している、決して過去の病気ではない最大の感染症であり、世界の中では、日本は依然として「中蔓延国」とされております。

第1回は、結核の基礎的な内容について分かりやすく説明してくださいました。まずは世界の結核の現状からはじまり、日本における結核患者数の推移、結核菌の性質、結核菌と非結核性抗酸菌の違い、薬剤耐性結核についての調査、結核の治療について、実際の治療薬剤や治療方式の選択方法、初期2ヶ月間に服用すべき薬剤の実際の写真、治療効果のモニター方法、使用薬剤の副作用と対策、標準治療ができない場合の治療方法、結核の診断について、診断の流れ、診断のための検査内容などでした。さらに、非結核性抗酸菌症について、その診断、治療適応、治療、治療効果、自然経過などについての説明がありました。

第2回は、まず結核患者に対する服薬支援DOTS(Directly Observed Treatment, Short-course)について、服薬支援の必要性、DOTSの歴史、日本式DOTS、治療中断の扱い方、日本全体として結核地域

医療連携体制などのお話をありました。

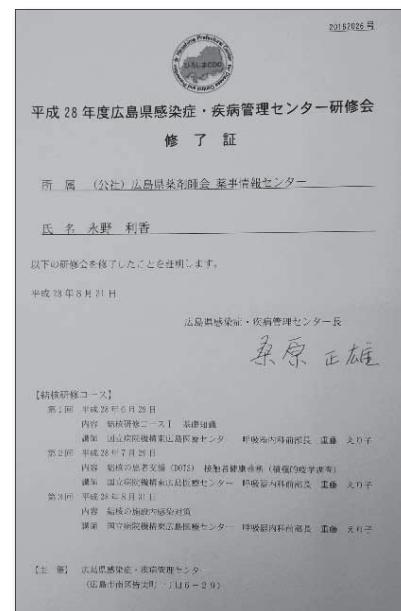
次に、接触者健康診断(積極的疫学調査)について、健診の目的、対象者、対象者範囲の検討、必要性のフローチャート、健診の実際、ツベルクリン反応とインターフェロンγ遊離試験(Interferon-Gamma release assay: IGRA)、IGRAの種類・特徴、接触者における潜在性結核感染症(Latent Tuberculosis Infection: LTBI)の対象と治療効果などの説明がありました。

第3回は、結核の施設内感染対策のテーマで、平成22年に日本結核病学会予防委員会より出された「医療施設内結核感染対策について」より挙げられた検討すべき事項に準じて説明がありました。

- 1) 医療施設内結核感染予防の体制整備
- 2) 医療従事者の健康管理(IGRAに関して)
- 3) 環境上の感染防止(院内・施設内感染対策)
- 4) 個人の感染防止
- 5) 診療体制上の配慮(職員の衛生教育)
- 6) 結核患者発生時の対応

その他、潜在性結核感染症の診断・治療、また結核の発病リスクが上がる種々の要因についてなどの説明がありました。

最後に、3回の全日程を修了した受講者に対して、センター長名の修了証が交付されて研修は終了しました。



## 日本学校保健会 「学校における水泳プールの保健衛生管理」改訂委員会



会長 豊見 雅文

日 時：平成28年9月6日（火）

場 所：日本学校保健会本部

日本学校保健会が「学校における水泳プールの保健衛生管理」という冊子を発行しています。インターネットでもPDFファイルが公開されているので、この題名で検索しダウンロードすることができます。

このマニュアルの原型は平成11年に発行されており、現在は改訂版で平成21年に発行されています。これには児童生徒が学校プールを利用する際の健康管理から、施設・設備の管理まで網羅されています。昨年から今年度にかけて、この冊子を再度改訂する委員会に参加しています。

最近になって、学校プールでの「日焼け止めクリーム」の使用に関してや、水道水での洗眼に関して、このマニュアルが話題に上ることがあります。現在の版での具体的な記載についてはネットで読んでいただくとして、編集時から8年経過している現在では時代に合っていない部分もあります。その文書を、それぞれ専門の立場で、現状にあうように書き直しています。

新しい版は来年度早々に刊行予定です。来年度になってからと言うのは、今後、変更が予定されている検査項目があり、それが発表された後にこの冊子を発刊しなくてはならないためです。たとえば、総トリハロメタンの検査については、現在の検査基準とは違ったものになる予定です。また、全国各地の1,600校を超える小中学校でプールの清掃前に使用されている微生物資材についても、学校での使用は適切でないことを明記したいと思っています。

中の記述には、「学校薬剤師に相談し、指導・助言を受けること」という表現が多く見られます。学校薬剤師としては、まずこのマニュアルを熟読し、この内容を各学校の実情に合わせて指導できる知識を得ておいていただきたいと考えています。

薬価基準収載

**カデチア<sup>®</sup> 配合錠HD「あすか」**  
CADETHIA<sup>®</sup> COMBINATION TABLETS

持続性アンジオテンシンⅡ受容体拮抗薬／利尿薬配合剤  
カンデサルタン シレキセチル／ヒドロクロロチアジド配合錠

発売準備中

薬価基準収載

**カムシア<sup>®</sup> 配合錠HD「あすか」**  
CAMSHIA<sup>®</sup> COMBINATION TABLETS

持続性アンジオテンシンⅡ受容体拮抗薬／持続性Ca拮抗薬配合剤  
日本薬局方 カンデサルタン シレキセチル・アムロジピンベシル酸塩錠

新発売

薬価基準収載

**カンデサルタン錠<sup>2mg・4mg・8mg・12mg</sup>「あすか」**  
CANDESARTAN TABLETS

持続性アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤  
日本薬局方 カンデサルタン シレキセチル錠

効能・効果、用法・用量、禁忌を含む使用上の注意、効能・効果に関連する使用上の注意、用法・用量に関連する使用上の注意等については添付文書をご参照ください。

製造販売元[資料請求先]  
**あすか製薬株式会社**  
東京都港区芝浦二丁目5番1号

販売  
**武田薬品工業株式会社**  
大阪市中央区道修町四丁目1番1号

2016年5月

## 未成年者の飲酒・喫煙防止啓発キャンペーン

大阪薬科大学5年生 中村 綾香

日 時：平成28年9月9日（金）13:10～

場 所：広島駅南口周辺

未成年者の飲酒・喫煙防止啓発キャンペーンを行いました。ノムラ薬局牛田旭店で実務実習を行っていた私も指導薬剤師の先生とともに参加させていただきました。JR広島駅南口付近で1時間ほどタスキをかけて、未成年者の飲酒・喫煙防止啓発用リーフレット、ポケットティッシュ、酒販組合のチラシを袋詰めしたものを配布し、啓発を行いました。



未成年者の飲酒は健全な成長を妨げます。体内に入ったアルコールが体の発達や臓器の機能、脳の神経細胞に悪影響を及ぼすからです。特に脳に対する影響は未成年者で特に強いことが知られています。また、若いうちからアルコールを飲む習慣ができるとアルコール依存症になりやすいことが分かっています。

未成年の喫煙も悪影響を及ぼすことが分かっています。成長期の体は大人よりもニコチンや一酸化炭素などの煙草に含まれる有害物質による影響を受けやすいので

す。そのため、がん・心臓病など様々な病気の発症率も高くなります。また、ニコチンには強い依存性があるので、喫煙を続けると煙草がないとイライラするなどの不快な症状が現れやめられなくなってしまいます。

未成年の飲酒・喫煙を防止するためには未成年者に呼びかけるだけでは不十分です。未成年者が飲酒や喫煙を始めるきっかけは周りの大人にあるという場合もうかがえます。大人が飲酒したり煙草を吸ったりする姿に興味を持ち、飲酒・喫煙につながっているというケースも多いようです。保護者もお酒や煙草が未成年者の手に渡らないよう注意しなければなりません。

今回のキャンペーンは午後4時過ぎの駅前で行われました。学校帰りの未成年者が多い時間帯でたくさんの未成年者に配布できたと思いますし、未成年者以外の多くの方にも手に取っていただけました。未成年者の飲酒・喫煙を防止するためには今回のようにキャンペーンなどを行うなど、行動を起こすことが大事だと思うので意義のあるイベントに参加させていただいてとても良い経験になりました。これからも自分のできることから協力していきたいと思います。



## 平成28年度 薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会

(東部) 日時: 平成28年9月10日 (土) 15:00~17:00

(西部) 日時: 平成28年9月11日 (日) 10:00~12:00

場所: 福山商工会議所

場所: 広島県薬剤師会館



### - 東部 I -

東広島支部 竹乗 勇吾

25年ぶりにプロ野球広島東洋カープの優勝が決まり、  
としていた2016年9月10日、福山市の福山商工会議所会議室で薬事衛生指導員講習会および広島県学校薬剤師研修会が開催され、「学校におけるノロウイルス感染対策について」～ここがポイント！ノロウイルスの対応・注意点～と題して、和歌山県伊都小学校学校薬剤師会理事の西前多香哉先生にご講演を賜りました。



ペットボトルに入った疑似嘔吐物を小脇に抱えて登壇された先生のお話はカープの話題から始まり、関西弁のテンポの良さに自然と会場の耳は傾いて、実演やジョークに感嘆や笑いが起きていました。

先生が学校薬剤師として実務にあたってこられた経験談から、学校の先生方がどういった認識を持っておられて、何を知りたいのか、何を知るべきか。薬剤師としてただ情報を提供するだけでなく、印象付け理解していくことで、普段の学校生活の中で、またいざという時に正しい衛生管理ができるという事で、消毒薬、手洗い・うがい、感染予防について。またノロウイルスが疑われる嘔吐が学校で起こった場合にどのように対処したらよいのかを実演を交えて具体的に説明していただきました。

講義の後半では疑似嘔吐物を会場にぶちまけて、それを処理するというダイナミックな実習を見せていただきました。

これまで学校薬剤師としてあまり貢献できずにいた自分としては目から鱗がおちるようなお話を、次回学校に行くのが少し楽しみな今日この頃です。

### - 東部 II -

福山支部 郷谷 操

「学校におけるノロウイルス感染対策について」和歌山県伊都学校薬剤師会西前多香哉先生の講演がありました。

ノロウイルスに対する正しい知識を身につけて、対応するには、準備が必要だと痛感しました。

○ノロウイルスの特徴

- ①強い感染力
- ②嘔吐物・糞便に大量のノロウイルスが存在する
- ③感染力の長時間保持
- ④抵抗力が強い
- ⑤アルコールや石鹼が効かない
- ノロウイルスは、特効薬がないので予防が大切！

○予防方法

- ①手洗いをする-石鹼を使い30秒は洗う
- ②加熱する
- ③消毒する
- ④嘔吐物等の適切な処理をする
- ノロウイルスの消毒は、次亜塩素酸ナトリウムです。
  - ・食器・まな板・便座等に使う濃度は0.02%
  - ・嘔吐物等に使う濃度は、0.1%です。

○学校での感染対策-嘔吐物処理は、『危険な物』として取り扱う事が大事です。

- ①窓を開け十分な換気を行う
- ②キャップ、マスク、手袋、白衣、靴カバーを身につける
- ③吐物を新聞紙で広めに覆い0.1%次亜塩素ナトリウムをかけ、10分間放置
- ④吐物を新聞紙ごと外側からかき集めて回収し、ビニール袋にいれる
- ⑤更に嘔吐した場所に新聞紙を覆い、③④と同じ事を2回繰り返す
- ⑥使ったマスク、手袋などは、すべてビニール袋に入れる
- ⑦処理後は石鹼、流水で2回洗う  
墨汁を吐物に見立てた実験で床に落とした墨汁が4メートル四方にまで飛散、これが本物のノロウイルスだ

と思ったら恐ろしくなりました。

感染リスクを抑える為には、処理は1人でやる事、大規模な感染を防ぐには、私たちの初動にかかっているので、ノロウイルスの事を勉強して準備することが大切だと思います。



アルコールでの手の消毒は爪の先から、手洗い場にある手洗い乾燥機は周りの空気を吸い込んで熱風にしている事、あたりまえの様である程と感じました。学校の先生、児童にいかに話を聞いてもらえるか、理解していただけるかは、楽しく聞いてもらう事などと実感しました。

最後に、吐物処理の実践がありました。墨汁を使ったリアルな物で、殺菌の為の塩素水をかけると逆に2~3メートルも飛散してしまう事。今まで何度も処理していた事はありますが、もしノロウイルスであれば、まったく違った方法になっていたんだと気づかされました。

学校では、薬の事ならば何でもご存知と、さまざまな事を聞かれます。知らない事の多さを反省しつつ、薬局とは違う場所で自分みがきをしていきたいと思います。



## －西部Ⅰ－

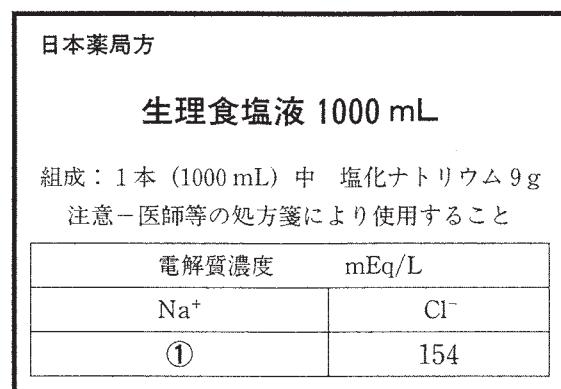
安佐支部 畠本 修子

今年4月から学校薬剤師をさせていただいています。何もわからないまま、軽く引き受けてしましましたが、結構忙しい事に驚いています。会長さんの助言や資料を参考にしながらの開始となっていました。

こんな私にとって、今回の研修は、ノロウイルスという耳慣れた課題であり、メディアでもその都度取りあげられ、ある程度知っているつもりで参加していました。

## 第101回薬剤師国家試験問題 (平成28年2月27日~2月28日実施)

問87 下図は、ある生理食塩液製剤のラベルの一部を示したものである。①の値として正しいのはどれか。1つ選べ。



- 1 23      2 58.5      3 77      4 154      5 308

正答は 129 ページ

## 薬事情報センター・検査センター及び モバイルファーマシーの見学

安田女子大学薬学部5年生 岡原 愛

日 時：平成28年9月16日（金）10:00～12:00

場 所：広島県薬剤師会館

薬事情報センターでは医薬品・薬事に関する問い合わせのみならず、ドーピングや中毒に関する問い合わせも受けていることを今回知ることが出来ました。

一通り説明を受けた後には、小児がたばこを誤飲したという問い合わせがあったという仮定のもとにロールプレイが行われました。今回はロールプレイを見学させていただきました。中毒に関する知識の習得はもちろんあるが、相手の話をしっかりと聞き、冷静に状況を判断して対応する能力が求められると感じました。

また、問い合わせにしっかりと対応するために常に最新かつ根拠のある情報の収集に努めなければならないと感じました。

検査センターは、医薬品試験検査、飲料水やプール水などの水質検査、尿や検便についての衛生検査、環境検査を主な業務としています。実際に見学させていただくと、様々な業務に対応出来るように多くの検査機器を取り揃えられていました。この検査センターでは、医薬品等の検査の対象となるものを持ち込んだ方からしっかりと話を聞き、その上で試験を行うことを心がけているということでした。相手が実際の患者さんでなくとも、相手の様々な背景を踏まえて試験や投薬を行うことが薬剤師として必要なスキルであると感じました。また、薬局や病院のみならず、検査センターのような場所でも薬剤師が職能を発揮していることを実際に見学することで学ぶことができました。



モバイルファーマシーの見学では、車両についての説明や車内の見学、さらに実際に被災地へ行った薬剤師の先生からお話をうかがうことができました。車内の見学では、薬品棚・分包機・クリーンベンチが備えられており、被災地においても様々な状況に対応できるよう設備が整えられているという印象を受けました。また、実際に熊本県の被災地へ行った先生からは、薬剤師は調剤よりも主に公衆衛生に尽力をしていたことを伺いました。そこで改めて薬剤師は調剤や医薬品の供給はもちろんあるが、薬事衛生にも貢献出来るように日ごろからの勉強が重要であると学ぶことができました。今後は医薬品についての知識のみならず、薬事衛生に関わる知識も必要だという意識をもって勉強していきたいです。



今回の広島県薬剤師会の見学では、薬剤師が薬局や病院などの医療機関にとどまらず、薬事センターや検査センター、および被災地などで活躍しているということを学ぶことができました。学生であるうちはもちろんですが、薬剤師として社会に出てからも、医薬品の知識のみならず、薬事衛生など幅広い知識を得るよう努力することが求められていると多くの場面で感じることが出来ました。

## 健康サポート薬局研修会

(西部) 日時：平成28年9月18日（日） 場所：広島県薬剤師会館

(東部) 日時：平成28年9月19日（月・祝） 場所：宮地茂記念館

### －西部Ⅰ－

広島支部 松富 千泉

今回の研修への参加を通じ、今後薬局が果たすべき役割を改めて確認することができました。

今まで薬局があまり関わることのなかった受診・来局歴のない健康について考えることのなかった方に、健康を維持することに興味をもっていただくことが、健康を支えるために、まずできる役割であると思いました。そのためには、健康フェアや相談会など薬局外での活動が求められます。それに伴って薬局を訪れる方がいらっしゃれば、生活習慣の改善を指導したり、OTCやサプリメントの使用について相談にのったり推奨したりすることで、受診予防に貢献することができます。そして、いざなは適切なタイミングで受診勧奨をすることで、治療までの橋渡しの役目も担えます。また訴える症状が急を要するものであれば、緊急対応を勧めなければなりません。それを適切に判断するには、これまで以上に症候学に関する知識が必要になってきます。さらに今まで以上に在宅医療が推進される今後は、介護予防・サービスへも積極的に関わり、多職種の方と連携することも重要なになってくると考えられます。

以上のように、薬局が「健康サポート薬局」としての役割を果たし、その意義が周知されるためには、多岐にわたり深い知識を身に着け、社会の方々の一生涯の健康を支えるという自覚が必要であると痛感しました。



### －西部Ⅱ－

広島支部 中村 行作

前日の豪雨、当日も台風の影響でまだ天候が悪い中、約160名の参加者が集まり予定では9時～17時半まで休憩なしのタイトなスケジュールに少々憂鬱になりましたが、予定より少し遅れて研修が始まりました。午前中に健康サポートのための多職種連携研修があり、午後から健康サポートのための薬剤師の対応研修です。昭和大学薬学部木内祐二教授によるDVDでの臨床判断と「薬剤師～症候学とトリアージを学ぼう～」の講座でした。トリアージとは「振り分ける事」つまり症状を訴える来局者、患者さんへの適切な対応方法を判断する事です。

- ・医療機関・家族への緊急連絡
- ・医療機関への受診勧告
- ・OTCでの対応
- ・カウンセリングや生活指導

等を責任を持って確実に実施する事が大事となります。実際に6人グループで頭痛の症状にしばりトリアージプランのためにアルゴリズムを作成してきました。ここでのアルゴリズムとは問題を解決するため処理手順をフローチャートにしたものです。資料を参考に緊張性頭痛から脳腫瘍まで18項目の頭痛の症状をグループで議論しながらアルゴリズムの作成作業をしてきました。頭の中では分かっていても短い時間の中でグループ共通のチャートを作成していく事が結構難しい作業でした。患者さんが訴える症状を聞き、そこに隠れているものがあるのかどうか掘り下げる的確に判断する材料として非常に有効なアイテムでありアプローチの仕方、先入観なく質問にはいる事の重要性を感じました。今後、薬剤師としてお客様、患者さんに対して的確に迅速に対応するために自分なりのアイテムを持つ事・それを活用できるスキルを上げる事でひとつの症状を多方面から見る事ができる、薬の説明をする・薬を販売する、だけではない健康をサポートできるように予め準備をしておく大切さを感じ、自分なりのシステムを構築する事に取り組みたいと思います。

終わってみればあっという間の8時間、非常に充実した研修会となりました。



## －東部Ⅰ－

福山支部 下曾根 かすみ

健康サポート薬局の申請に向けて、この研修会に参加しました。

健康サポート薬局は、かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師として現在薬局にかかっている患者さんやその家族をサポートするという薬局としての基本的役割だけではなく、今現在、健康な地域住民に対して薬物治療の前に健康維持、健康増進をサポートすることが役割です。また地域包括ケアシステムの中で多職種と連携していくこと、そして地域（市町村）の取り組みを把握することも必要とされます。

広島県民は、全国平均より健康寿命が短く、特定健診やがん検診の受診率も高くなく、疾病がひどくなつてから治療を開始する傾向があるということを知りました。健康に対する意識がそれほど高くないのではという印象を受けました。地域による差もあるため、必ずしも私の勤めている薬局がある地域がそういう傾向にあるのかどうかということは分かりません。だからこそ、地域に積極的に出ていき、地域の人と関わり、地域の状況を把握したうえで必要とされる対応が重要なだと気付きました。

現在、日々の業務に追われてなかなか時間が作ることが出来ないですが、薬だけでなく介護や栄養など幅広い知識の習得のための勉強や地域の人たちとのコミュニケーションを図っていくべきということを改めて気付かされた研修でした。



## －東部Ⅱ－

呉支部 大塚 茂雄

健康サポートのための薬剤師の対応研修が開催され参加いたしました。10時から18時半までびっしりの研修会でした。私はその中の午後の部について報告いたします。DVDによる講義と4人グループで行うグループワークを交互に繰り返していく流れでした。講義は昭和大学薬学部教授木内祐二先生による「症候学とトリアージ」についてで、地域医療の課題（医師不足や偏在、医療費の増加など）に対して医療提供施設である薬局が保険調剤に偏った薬局ではなく、地域住民のプライマリ・ケアの窓口としての機能をもった薬局が増えることが求められ、そこにいる薬剤師は、患者、来局者から症状を聞き取りあるいは必要があればバイタルの測定をし、責任をもった判断、対応をする事が求められます。すでに薬学教育はそれができる薬剤師を目指した内容になっている

ので現役の薬剤師も個々の経験によるものではなくスキルとしての医療面接や判断の仕方また治療方法や、支援方法について学習が必要です。来局者の疾患を推測、判断する手順としては、

- ①症候から考えられる疾患をできるだけ列挙
- ②列挙された疾患を整理（重症度・緊急度により分類、局所と全身に分類など）
- ③疾患を絞り込むため患者情報をさらに収集（症状、心理、社会的情報、過去の情報）  
医療面接にはLQQTSFAの順で症状について質問していくことが有効  
Location どこが？  
Quality どのように？  
Quantity どのくらい？  
Timing いつ？いつから？  
Setting どのような状況で？  
Factor どんな場合に良くなる（悪くなる）  
Associated manifestation 同時にどんな症状があるか？

- ④可能性の高い疾患から順位付けし、数疾患に絞り込む（一つに絞り込まないこと）
- ⑤来局者ごとに適切な対応を判断して実施  
講義の合間に行われるグループワークでは、頭痛について疾患の列挙からアルゴリズムの作成、対応方法まで行い、最後にロールプレイを行いました。グループの先



生方と話し合うことで広い考えを持つことができましたし、大変勉強になりました。



薬局側の準備だけでなく、利用される側にも薬局は薬を買う所ではなく、病状やその必要性について相談する所だと周知することも大切だと思います。多くの薬局が相談窓口になることで自然と広まると思います。

最後に会の運営に関わっていただいた多くの先生方のおかげで充実した研修が受けられました。本当にありがとうございました。

## 平成28年度（第51回） 薬草に親しむ会



理事 有村 典謙

日 時：平成28年9月22日（木・祝）10:00～

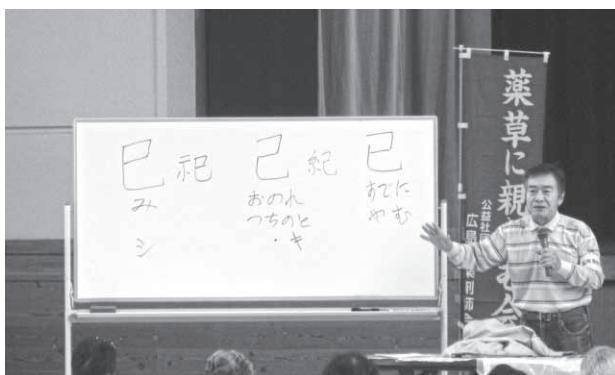
場 所：三次市吉舎町

薬草に親しむ会の趣旨は、薬用植物の専門家とともに、野山に自生している薬用植物を観察し、薬効、薬用部位、使用方法及び栽培方法並びに漢方薬の正しい知識を習得することを目的としています。

私は、スタッフとして初めて参加させていただきました。天候はあいにくの雨でしたが、90名程の方に参加していただきました。



予定では、最初に指導者と共に野山を歩き植物をみながら説明を受けたのち、昼食をはさんで指導者の講義を受ける事になっていましたが、雨の為、まず指導者の講義からスタートする事となりました。



10名の講師の先生方に講義をしていただきました。開催地である三次市吉舎町に由来した植物の話や、中には煙草の話など、非常に興味深い内容でした。堅苦しい内容ではなく途中笑いを含めながらの楽しい講義でした。



昼食をはさんで残りの講義を聞いた後、野山を歩きながらの説明を受けます。この頃には雨はほぼ止んでいる状態でした。参加者の方々は実際に自生している植物を観察しながらの説明に興味津々な様子でした。私は、あまり説明を聞くことが出来ませんでしたが、山のきれいな空気を吸いながら、自生している植物の名前を確認しながら見ていくだけでも楽しく感じました。

今回で51回目を迎えた歴史のある会です。少しでも興味のある方は、ぜひ参加していただけたらと思います。



## 広島県医師会 園医・嘱託医研修会

日 時：平成28年9月22日（木）13:00～16:00  
場 所：広島県医師会館



### 報告 I

常務理事 中川 潤子

#### 講演

「園における投薬（与薬）に関する福岡市の取り組み」  
福岡市医師会 幼稚園保育園保健部会 部員  
下村 国寿

平成10～12年に日本保育保健学会に参加し、全国の保育園において、諸々の保健の課題に苦慮しながらも懸命に対応しようとしているが、十分に対応できていない状況が報告されていました。一部の小児科医だけではなく、小児に関わるすべての医師が関わらなければ解決しない問題であることが理解できました。そのため、平成13年6月福岡市医師会に『保育園・幼稚園保健検討会』を設置し、感染症の登園基準への対応、ウィルス性下痢・細菌性下痢への対応、在園児の発熱および発熱回復期の登園準備、保育園・幼稚園における与薬、アレルギー除去食への対応などのテーマを協議しています。福岡市における保育園の与薬システムは、検討会を17回開催、また園医研修会も開催し、平成14年4月1日から開始しました。保育園・幼稚園における与薬への対応としては以下の通りとしました。

1. 原則としては、園では与薬しない。
2. 止むをえない場合、園では下記の条件下に与薬を行する。
  - (1) 主治医は薬について記載した「投薬情報書」を提出する。
  - (2) 園は保護者との緊密な連携の元、「連絡票」を使用し、事故等が発生しないように十分な配慮を行った上で、保育士が与薬する。

システム開始後、与薬件数は激減したが、病欠日数には大きな変動はなく、子供の健康に大きな問題はありませんでした。

現在は「与薬」や「軟膏塗布」などの行為が「医行為」ではなくなったので、保護者からの要請があれば法的には拒否できなくなりました。しかし、保育所（園）における与薬の状況が変わったわけではなく、事故等を少なく

するためにも、今までどおり、できるだけ保育所（園）における与薬を少なくする方針で行きます。

#### シンポジウム

「様々な職種からみた園における投薬（与薬）」

座長：広島県医師会 園医・嘱託医委員会 委員長  
永田 忠

#### 発表

「園における投薬（与薬）の実際

～保育現場の視点から～」

みどり保育園 園長 松岡 万里子

「園における投薬（与薬）の実際

～薬剤師の視点から～」

広島県薬剤師会会員 田山 剛崇

「園における投薬（与薬）の実際

～医師の視点から～」

たなべ小児科 院長 田邊 道子

松岡先生は、みどり保育園での与薬の現状と課題解決の手立てについて話されました。また病児・病後児保育は、まだ充足しておらず、体制整理も不十分である。園の中には医療は存在しにくいが、医療や医師が常に施設の傍らにあるように連携を取っていきたいと述べられました。



田山先生は広島市および呉市の保育園・幼稚園を対象に行なったアンケート調査の結果から、園児への適切な投薬のために医師、薬剤師、教職員、保護者が行うべき点について話されました。

田邊先生は、医師の立場から園児への投薬の実際として治療を第一に考えながら、保育現場の多忙・混乱を理解するとともに、家庭での子育てへの支援も念頭に置く必要がある。投薬の選択肢の一つとして、分3の薬を分2で処方することも考えられると述べられました。

広島県医師会では平成26年度より園医・嘱託医研修会が開催されています。今回は福岡市における先進的な取り組みや様々な立場から見た広島県における園での投薬に関する現状や問題点を知ることができました。



## 報告Ⅱ

広島国際大学 田山 剛崇

以前、幼稚園・保育園の先生方に与薬に関するアンケート調査を行った際、幼稚園・保育園の先生から薬剤師への要望も多くありました。(医師に対する要望もですが...)その内容を標記研修会にて「園における与薬の実際～薬剤師の視点から～」というタイトルで発表させていただきました。薬剤師も教職員がどのようなことを望んでいるのか知りたいと思い発表したスライドと話した内容をここに紹介させていただきます。

### 認可保育園における与薬状況

	月	火	水	木	金	土	計
内服薬	411	438	427	424	420	142	2,262
塗り薬	71	60	70	63	57	13	334
点眼剤	12	19	15	21	21	7	95
点鼻剤	1	1	1	0	0	0	3
点耳剤	1	0	0	0	0	0	1
坐剤	1	1	2	1	1	0	6
貼付剤	1	1	2	1	1	0	6
その他	6	5	5	3	3	1	23
合計	504	525	522	513	503	163	2,730
人数	2,745	2,801	2,792	2,727	2,814	1,004	14,883
与薬率	0.184	0.187	0.187	0.188	0.179	0.162	0.183

<2000年11月に実施> (人)

摂取後代、秋田市認可保育所における与薬の実態、日本小児科医会会報 第23・119-122, 2002

このスライドは、2000年11月に実施された与薬の調査結果です。秋田市の認可保育園における与薬状況を示しております。

月曜日から土曜日までの1週間の、内服薬から貼付剤までの各剤型における与薬件数を示しております。人数はその日に登園した園児数を示しており、それより与薬率を算出しております。与薬率はおよそ18%となっております。

### 本日の内容

- 与薬状況の調査結果
- 保護者から教職員に伝達される医薬品情報の内容および伝達方法の調査結果
- 教職員が必要としている医薬品情報の調査結果
  
- 園における与薬の必要性?  
～薬剤師の視点から～

我々も与薬率を調査した経験がありますので、本日はそのことについてお話をさせていただきたいと思います。

また、与薬依頼の際、保護者から教職員に伝達される医薬品情報の内容および伝達方法、与薬を行う際に教職員が必要としている医薬品情報の内容も調査いたしましたので、併せて報告させていただきます。最後に、園における与薬の必要性について、薬剤師の視点からお話をさせていただきたいと思います。

### 調査の方法

#### ・ 対象

広島市および呉市の保育園・幼稚園に勤務する教職員412名  
保育園(13施設, 213名)および幼稚園(17施設, 199名)を対象にアンケート調査を行った。

#### ・ 方法

無記名で行い、選択肢および記述回答式とし、記入後に直接回収もしくは郵送にて回答を得た。

#### ・ 期間

2009年3月

#### ・ 回収率

保育園の教職員 87.8%(187名/213名)

幼稚園の教職員 71.4%(142名/329名)

我々が行ったアンケート調査の方法です。対象は、広島市および呉市の保育園・幼稚園に勤務する教職員の先生方412名です。

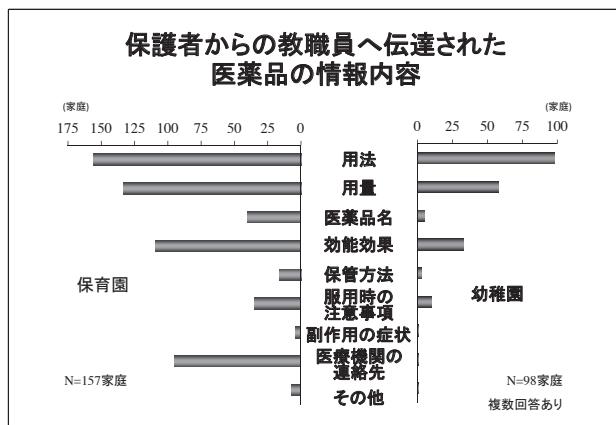
無記名式のアンケート調査を実施しました。調査は、2009年3月に行っております。回収率は、スライドに示す通りです。

### 園における子どもの与薬状況

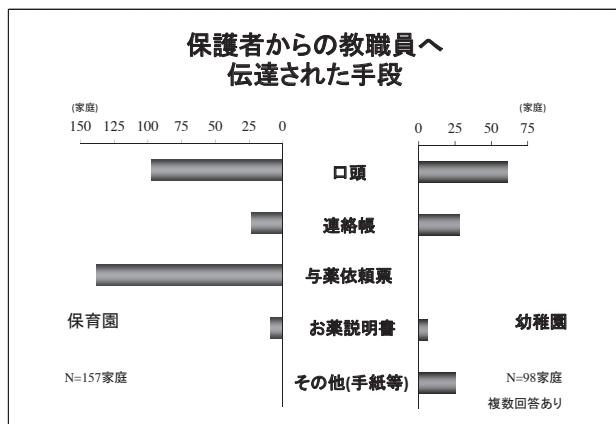
	保育園	幼稚園
調査直前の3日間で、子どもに与薬をした教職員の割合	43.3% (81/187名)	50.7% (72/142名)
調査直前の3日間で、子どもに与薬をした延べ回数	238回/3日	163回/3日
教職員が保護者より医薬品情報を得た割合	92.4% (220/238回, 157家庭)	74.2% (121/163回, 98家庭)

田山剛崇: 幼稚園・保育所の教職員に対する医薬品情報提供の現状と問題点～教職員が必要としている医薬品情報の探索～ 第17回ヘルスリサーチフォーラム及び年次会22年度 研究助成金贈呈式・社会と共に進化(co-evolution)するヘルスリサーチ

結果です。左側に保育園、右に幼稚園を示しております。アンケート調査直前の3日間で、子どもに与薬をした教職員の割合は保育園43.3%、幼稚園50.7%となっております。およそ、50%もの教職員が与薬に関与しております。またその際の与薬件数ですが、保育園238件、幼稚園163件です。これらのうち、教職員が保護者より医薬品情報を得た割合は保育園92.4%、157家庭、幼稚園74.2% 98家庭となっております。我々は、どのような医薬品情報が、保護者より教職員に伝達されたのか興味をもち、その内容および伝達手段を調査してみました。



こちらのスライドは保護者からの教職員へ伝達された医薬品の情報内容を示しております。縦軸には情報内容、横軸には家庭数を示し、左に保育園、右には幼稚園を示しております。保育園では用法、用量、効能効果、医療機関の連絡先が高値を示しております。保育園は、与薬依頼票を用いて与薬を依頼します。その与薬依頼票に記載すべき項目として、用法、用量、効能効果、医療機関の連絡先がありますので、これらの項目が高値を示したものと考えます。また、保育園・幼稚園で高値を示した用法、用量は与薬を行う上で最低限の情報となります。例えば、“昼に1包”というようにただ飲ませるだけの情報となります。この用法・用量は伝達されていました。しかし、安全に服用するための情報である医薬品名、冷所保存などの保管方法、よく振って飲むなどの服用時の注意事項、副作用の初期症状は伝達されていないという現状が明らかとなりました。



次に、保護者からの教職員へ伝達された手段をお示します。縦軸には伝達手段、横軸は家庭数を、左には保育園、右には幼稚園を示しています。保育園は、先ほど説明させていただきました与薬依頼票を用いた伝達がなされていました。次に、多かったのが口頭ですが、与薬依頼票と口頭の併用が多く認められ、口頭のみの伝達はわずかでした。一方、幼稚園ですが、口頭が最も多く、

このうち半数は連絡帳や手紙等の書面との併用でしたが、残り半数は口頭のみの伝達となっております。口頭での伝達は、聞き間違え等により誤薬のリスクが高まると考えられます。今後、口頭のみの伝達方法について改善していく必要があると考えております。薬局にて配布しているお薬説明書を用いた伝達はほとんどなされていませんでした。

### 医療機関から発行される“お薬説明書”的主な内容

- 医薬品名
- 効能効果
- 用法
- 副作用とその初期症状
- 用量
- 相互作用
- 服用時の注意事項
- 保管方法
- 外観の写真・図
- 処方せん発行の医療機関名(処方医)
- 調剤した薬局名と連絡先

家庭内で与薬を行う際に、必要と考えられる情報が記載

お薬説明書には、医薬品名、用法、用量、服用時の注意事項、外観の写真・図、効能効果、副作用とその初期症状、相互作用、保管方法、処方せん発行の医療機関名(処方医名)、調剤した薬局名と連絡先が記載されており、家庭内で与薬を行う際に、必要と考えられる情報が記載しております。しかし、先程のスライドで説明させていただいたように、お薬説明書を用いた伝達はほとんどされていませんでした。

### 小括(1)

幼稚園では、口頭の連絡が多かった。

飲ませるだけの基本情報である用法・用量は、教職員に伝わっていた。

安全に服用するために必要な情報(医薬品名、保管方法、服用時の注意事項、副作用の症状)は、教職員に伝わっていなかった。

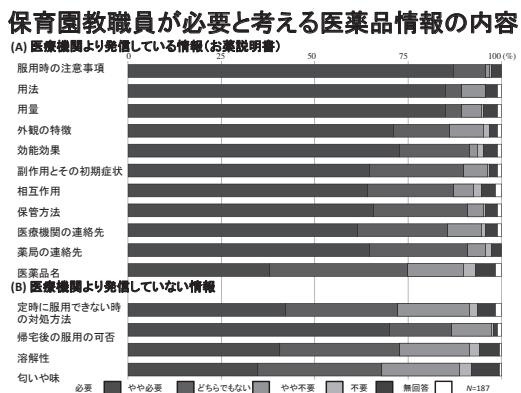
“お薬説明書”には、家庭内での与薬に必要な医薬品情報が含まれている。

小括です。幼稚園では、口頭による連絡が多かった。飲ませるだけの基本情報である用法・用量は、教職員に伝わっていましたが、一方で、安全に服用するために必要な情報(医薬品名、保管方法、服用時の注意事項、副作用の症状)は、教職員に伝わっていませんでした。“お薬説明書”には、家庭内での与薬に必要な医薬品情報が含まれていますが、これを用いた伝達はほとんどされていませんでした。

## 本日の内容

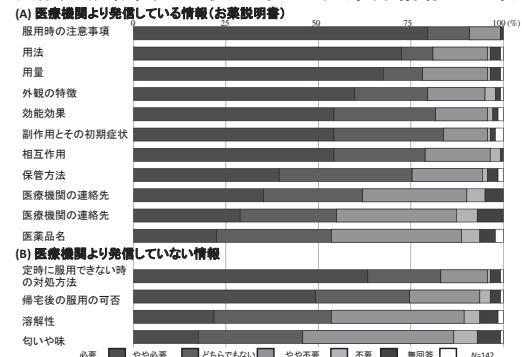
- 与薬状況の調査結果
- 保護者から教職員に伝達される医薬品情報の内容および伝達方法の調査結果
- 教職員が必要としている医薬品情報の調査結果
  
- 園における与薬の必要性?  
～薬剤師の視点から～

先程、お薬説明書が、家庭内の与薬を行うために必要な情報が含まれていたというお話をさせていただきました。それでは、園で与薬を行うために必要な情報とは何なのかということに興味を持ちまして、教職員の先生方が与薬を行う際に、必要としている医薬品情報を調査してみました。



こちらは保育園の先生を対象としたアンケート結果です。縦軸には医薬品情報の内容をしめしており、横軸は、各内容に関して教職員の先生方に必要から不要までの5段階で評価していただきました割合を示しております。また、スライド上段の(A)の部分“医療機関より発信している情報”にはお薬説明書に記載してある情報を、下段の(B)の部分“医療機関より発信していない情報”には薬剤師の視点で教職員が予薬する際に必要と考えられる内容を示しております。お薬説明書に記載してある情報内容を教職員の先生方は、概ね、必要と考えている傾向にありました。一方、医薬品名に関しては、必要と考えておられる教職員の先生方が50%を切っておりまので、医薬品名は有害事象が発生した場合の有力な手がかりとなることを教職員の先生方に説明し、その重要性を理解してもらう必要があると考えております。医療機関より発信していない情報に関しては、帰宅後の服用の可否、すなわち、園で服用せず、帰宅後服用してもよい医薬品かどうかという問い合わせですが、これに関しては、多くの教職員の先生方は必要な情報と考えていらっしゃいました。

## 幼稚園教職員が必要と考える医薬品情報の内容



こちらは、幼稚園の先生を対象としたものです。先程と同様に、縦軸には情報内容を、横軸には、各情報における必要度の割合を示しております。また、スライドの上段の(A)の部分にはお薬説明書に記載してある情報を、下段の(B)の部分には薬剤師の視点で教職員が予薬する際に必要と考えられる内容を示しております。幼稚園の先生も、保育園の先生同様に、お薬説明書に記載してある内容に関して概ね必要と考えいらっしゃいましたが、保管方法、医療機関の連絡先、医療機関の連絡先、医薬品名に関しては、その重要性を理解してもらう必要があると考えております。医療機関より発信していない情報に関しては、行事や飲み忘れ等によって昼食後に服用できなかった場合などの“定期に服用できない時の対処方法”や“帰宅後の服用の可否”を必要と考えている先生方が多くいらっしゃいました。

## 小括(2)

“お薬説明書”に記載されている情報の多くは、教職員が必要と考えている情報と一致している。

『定期に服用できない時の対処方法』、『帰宅後の服用の可否』など、教職員が必要と考えているにもかかわらず、発信していない医薬品情報が存在した。

お薬説明書に教職員が必要としている情報を加えたものを、伝達ツールとして活用していく必要がある。

ここまでをまとめますと、“お薬説明書”に記載されている情報の多くは、教職員が必要と考えている情報と一致していました。また、『定期に服用できない時の対処方法』、『帰宅後の服用の可否』など、教職員が必要と考えているにもかかわらず、発信していない医薬品情報もあり、お薬説明書に教職員が必要としている情報を加えたものを、保護者から教職員に渡してもらうことで、薬剤師から教職員への伝達ツールとして活用できるのではないかと個人的には考えています。

最後に、薬剤師の視点から、園における与薬の必要性について考えていきたいと思います。

### 医療スタッフに対する教職員の要望

『1日3回服用の医薬品から  
1日2回の医薬品に変更してもらいたい。』  
『誤って、兄弟の薬を持ってくるため、散剤の包装に患児の氏名や医薬品名の記入してほしい。』

『昼食後の医薬品を  
帰宅後に服用できないのか。』  
『数か月も前に調剤された医薬品を持参する。』  
『服用のさせ方がわからないとの理由で  
園に与薬を依頼する。』  
『依頼された用法と薬袋に記載されている用法が異なる。』

先程のアンケートの自由記述欄に、書いていただいた内容のうち、医療スタッフに対する教職員の要望をまとめたものです。上段部分に示している、『1日3回服用の医薬品から1日2回の医薬品に変更してもらいたい。』や『誤って、兄弟の薬を持ってくるため、散剤の包装に患児の氏名や医薬品名の記入してほしい。』は医療関係者の行動によって改善するものと考えます。一方、下段部分に示している、『昼食後の医薬品を帰宅後に服用できないのか。』、『数か月も前に調剤された医薬品を持参する。』、『服用のさせ方がわからないとの理由で園に与薬を依頼する。』、『依頼された用法と薬袋に記載されている用法が異なる。』は保護者指導に該当するものと考えます。また、赤字で示している『1日3回服用の医薬品から1日2回の医薬品に変更してもらいたい。』や『昼食後の医薬品を帰宅後に服用できないのか。』は園での服用を減らすことを要望する内容と考えます。

### 医療スタッフに対する教職員の要望

『1日3回服用の医薬品から  
1日2回の医薬品に変更してもらいたい。』  
➡ 近年、多くの長期間作用型の医薬品が販売。  
朝・夕に服用することで、園で服用する必要なし。  
『昼食後の医薬品を  
帰宅後に服用できないのか。』  
➡ 医薬品を“食後”に服用する理由  
• 医薬品の吸収を上げるため。  
• 副作用を防止するため。  
• 飲み忘れをなくすため。など  
多くの医薬品は、次回服用まで4~5時間あければ大丈夫。  
帰宅後(14:00-15:00)に服用してもよい。

<園児の生活リズム>		
朝食	昼食	夕食
8:30	12:30	18:30
4時間	6時間	14時間

『1日3回服用の医薬品から1日2回の医薬品に変更してもらいたい。』ですが、近年、多くの長期間作用型の医薬品が販売されており、朝・夕に服用することで、園で服用する必要がなくなります。また、『昼食後の医薬品を帰宅後に服用できないのか。』に関してですが、まず、医薬品を“食後”に服用する理由を考えてみると、医薬品の吸収を上げるための医薬品もありますし、副作用を防止するためのものもありますし、飲み忘れをなく

すためのものもあります。飲み忘れ防止のため食後に服用している医薬品で1日3回のものでしたら、次回服用まで4~5時間の間隔があくようでしたら、帰宅後の服用も可能になります。

スライドには園児の生活リズムを示しておりますが、1日3回の医薬品でも、実際には、8時間毎に服用しているわけではなく、その間隔が4時間の時もあれば、14時間もあります。食後30分以内に服用しなくてもよいことを保護者に説明し、納得してもらう必要があります。また、医師の先生方にお願いがあるのですが…。処方箋に『園から帰宅後に服用』と書いていらっしゃる医師の先生方も多くいらっしゃいますが、薬剤師の立場としては、『園から帰宅後に服用』と記載してありますと、さらに自信をもって保護者に指導を行うことができますので、是非、よろしくお願ひいたします。

### 医療スタッフに対する教職員の要望

『昼食後の医薬品を  
帰宅後に服用できないのか。』  
『数か月も前に調剤された医薬品を持参する。』  
『服用のさせ方がわからないとの理由で  
園に与薬を依頼する。』  
『依頼された用法と薬袋に記載されている用法が異なる。』

### 医療機関による保護者への指導

こちらは保護者教育に当たる部分になります。薬剤師が積極的に保護者へ指導していく必要がある部分に該当すると思います。

### 小括(3)

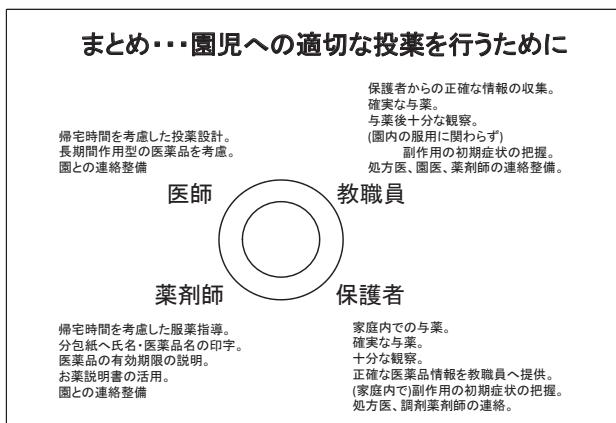
社会や保護者の要望により保育園・幼稚園の教職員の業務は多忙化し、その中で、安全性や確実性を求める保護者教育を行っている。

誤薬や副作用の初期症状の見逃し等のリスクを回避するためにも、与薬は子どもを注意深く観察できる家庭で行うべきである。

- 園にて与薬を必要としない投与設計
- 保護者への指導

が大切

小括です。社会や保護者の要望により保育園・幼稚園の教職員の業務は多忙化し、その中で、教職員は安全性や確実性を求める保護者教育を行っている。誤薬や副作用の初期症状の見逃し等のリスクを回避するためにも、与薬は子どもを注意深く観察できる家庭で行うべきであると考えます。そのためには、園にて与薬を必要としない投与設計や保護者への指導が重要になると思います。



最後に、園児への適切な投薬を行うために私見を述べたいと思います。医師は、帰宅時間を考慮した投薬設計、長期間作用型の医薬品を考慮、園との連絡整備が重要となります。教職員は、保護者からの正確な情報の収集、確実な与薬、与薬後十分な観察（園内の服用に関わらず、自宅で服用した場合にも園で副作用の初期症状が現れる

こともありますので）、副作用の初期症状の把握、処方医、園医、薬剤師、園の薬剤師との連絡整備が必要となります。薬剤師は帰宅時間を考慮した服薬指導、分包紙へ氏名・医薬品名の印字、医薬品の有効期限の説明、お薬説明書の活用、園との連絡整備が必要となります。そして保護者ですが、こちらに記載してある項目を行う必要があると考えます。

ご清聴、ありがとうございました。

本研究の一部は、  
ファイザーヘルスリサーチ振興財団の助成を受け、実施しました。

## 日本赤十字社中四国ブロック血液センター見学

広島国際大学薬学部5年生 平町 隆明

日 時：平成28年9月23日（金）18:00～19:30

場 所：日本赤十字社中四国ブロック血液センター

私は中四国ブロック血液センターの見学を終えて、2つ新しく学びました。

1つめに「安全な血液製剤」を調製し、保管することの大切さです。輸血用血液製剤には、赤血球製剤・血漿製剤・血小板製剤・全血製剤と多数の製剤があります。また、各種保存期間と保存方法がそれぞれ規定されています。この輸血用血液製剤は緊急な場合や外科などの処置などの患者の命に直結するとても重要なものです。なので、血液製剤は安心して安全に使用されなければなりません。実際には中四国ブロック血液センターの薬剤師の数は少なく、臨床検査技師やその他の職員も血液製剤の調製を行っています。中でも、薬剤師は製剤の特徴や性状、各種使用目的など多くの知識を備えています。この知識を活かし、血液製剤の製造過程や管理体制が衛生的かつ製剤の安全性が担保される環境か、設備が整っているか監査し管理を行っています。薬剤師は中四国ブロック血液センターでは血液製剤の安全性を担保する上で必要不可欠な存在であることを学びました。

2つめに学んだことは、輸血用血液製剤を医療機関などへ「安定的に供給」することの大切さです。中国・四国地方で献血去された血液は中四国ブロック血液センターに集められて調製を行っているようです。この調製

された輸血用血液製剤を中国四国地方の各県に過不足がほとんどなく分配されています。以前は各県それぞれが調製し、輸血用血液製剤を補っていました。しかしそれでは患者に安定的な供給ができず問題となっていました。この輸血用血液製剤は定期的に決まった量必要になるものではなく急を要する場合や多量必要になる場合があるためいつでも迅速に患者へ供給する必要があります。中四国ブロック血液センターでは一括に中国・四国地方内の、血液製剤の物流を管理することで需要と供給のバランスを保ち患者への「安定供給」を守っていることを学びました。

中四国ブロック血液センター見学を通じて血液製剤の安全性を担保するための中心的な存在として薬剤師が必要であること、また安定的な供給は中四国ブロック血液センターが各県、各医療機関の血液製剤の需要と供給のバランスを把握することで献血された血液が無駄にならず、血液製剤を必要とする患者の不利益を発生させないよう様々な工夫がされていることを学ぶことができました。

献血された血液は無駄なく必要な所に必ず届くことを知ったので、私も機会があれば必ず献血を行おうと思いました。

## 平成28年度 緩和ケア薬剤師研修

日 時：平成28年9月25日（日）・10月2日（日） 9:00～16:30  
 場 所：広島県緩和ケア支援センター

### 報告 I

尾道支部 麻生 祐司

2週連続の終日研修ということで、受講が近づくと暗い気分になりましたが、実際受講してみると睡魔が襲うこともなく充実した研修でした。

日ごろ緩和ケアに取り組まれている病院医師・薬剤師、また在宅で地域住民患者にかかわっている開業医、訪問薬剤管理に携わる薬局薬剤師、そして一番身近で患者さんを見ている訪問看護師の方々の講演で、がん患者の増加、とりわけ就労可能年齢患者数の増加に伴い、告知、緩和ケアの開始時期、苦痛に対するアプローチへの理解、医療を受ける場所等々、医療の均てん化を含めたシームレスな緩和ケア提供の構築が急務であることが理解できました。

具体的には緩和ケアの主たる目的、疼痛と呼吸困難時の対応について患者さんのQOL向上のため如何にオピオイド使用の理解を得て使用していくのか、またキーパーソンとなる家族にも十分理解を得て進めていくことが大事であることを学びました。

特に在宅緩和ケアの現場においては、薬剤師が患者・患者家族との係わりが意外と深く重要で、訪問看護師の方からも患者・家族・医者から必要とされていると聞き、責任感をもって取り組まなければならないことを改めて感じました。

2日目の研修ではコミュニケーションの技術の習得を目的としたグループワークを含むロールプレイにより係わり方を学びました。

保険薬局薬剤師としては、かかりつけ薬局・薬剤師、また健康サポート薬局の薬剤師としてしっかり機能していくため今後ますます研鑽を積んでいかなければならぬと痛感したところです。今回の研修を受講する機会を与えて下さった緩和ケア支援センターのスタッフの皆様、講演・ご指導下さった講師の先生方に感謝いたします。

### 報告 II

広島佐伯支部 藤原 万弓

2週にわたっての緩和ケア薬剤師研修プログラムに参加させていただく機会に恵まれましたので、ご報告致します。

1日目の講義では在宅緩和ケアについて実際に携わっておられる医師、薬剤師、看護師の先生方から実務経験をふまえた貴重なお話がありました。

2日目の午前中はコミュニケーションの技術についての講義の後、3人1グループになり、グループワークが行われました。グループワークでは薬剤師役、がんの患者さん役、観察者の3者を順に演じました。それぞれの役になることで見えてくることがありました。薬剤師役を演じるにあたって講義で聴いて納得したつもりでいても効果的なコミュニケーションスキルを意識して使うことはとても難しかったです。

2日目後半は緩和ケアにおける薬剤師の働きについての講義でした。痛みのアセスメントを行ったり、疼痛コントロールにおいてオピオイドの投与設計を提案したりと薬のプロフェッショナルとしてご活躍されている先生方のお話に、ただただ驚くばかりでした。最後には在宅医療の薬薬連携について今何ができるか、何ができるないかを6人1グループで話し合う時間も持たれ、日々の業務の悩みなども共有することができ、充実したグループワークとなりました。

最後になりましたが、貴重な研修に参加させていただきありがとうございました。

## 復職支援研修会

前原 史絵

日時：平成28年9月26日（月）10:00～11:30

場所：広島県薬剤師会館

薬剤師としての仕事を再び始めるにあたり、私にとって一番のハードルは、知識が足りないという不安でした。

5月から月一回、復職支援研修会に参加させていただき、保険調剤や病院薬剤師について学んでまいりました。そしてこの度は、広島県薬剤師会常務理事吉田亜賀子先生から「糖尿病薬物療法について」の講義を受ける事ができました。

吉田先生のお話は社会の中における薬剤師という仕事について、考えながら学ぶという事が多く、いつも大変楽しく拝聴させていただいておりますが、一つの病気に特化した講義は初めてでした。

まず、糖尿病治療において、経口薬による治療が必要なのはどんなときか、というお話をから始まりました。

次に、糖尿病の飲み薬の種類と特徴について学びました。経口血糖降下薬は大きく分けて7タイプあり、病状によって使い分けられているのですが、それぞれのタイプの薬が、どこにどの様に作用する事により効果を表すのか、またその作用機序の違いによるインスリン分泌や低血糖との関係性や副作用の出方、注意すべき点など、

興味深いお話を続きました。

後半は、飲み薬による治療を正しく続けるために…というお話をしました。具体的には、

- 低血糖について
- 食事・運動療法を続けること
- 飲み忘れ、飲み間違いを減らす
- 他の病気の治療薬も服用するときの注意
- シックスデイの対策
- インスリン療法

などを、どの様にして患者さんとかかわるのか、病気というものを広い視野でとらえるうえでのポイントなどのお話を交えながら教えていただきました。

研修会に参加して、対人間においてこちらから一方的にならない事や物事を大きな目でとらえて情報を伝える事の大切さを改めて感じました。何より単純に知らない事を知るのは楽しいです。

最後になりましたが、この様な会を開いていただき、本当に感謝しております。ありがとうございました。

### 第101回薬剤師国家試験問題（平成28年2月27日～2月28日実施）

問159 呼吸器系に作用する薬物に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1 チベピジンは、咳中枢に作用せず、気管支を拡張させて鎮咳作用を示す。
- 2 モンテルカストは、核内受容体に作用し、気管支ぜん息に伴う炎症を抑制する。
- 3 アンブロキソールは、プロムヘキシンの活性代謝物であり、肺サーファクタントの分泌を促進させる。
- 4 アセチルシスティンは、気道粘液のムコタンパク質のジスルフィド結合を開裂して、去痰作用を示す。
- 5 フルマゼニルは、肺伸展受容器を選択的に抑制し、鎮咳効果を示す。

正答は 129 ページ

## 平成28年度 第2回「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」役員会

常務理事 松村 智子

日 時：平成28年9月29日（木）14:00～

場 所：広島県医師会館

## 次 第

1. 開会
2. 報告・協議事項
  - (1) 第1回役員会について  
(平成28年6月9日(木))
  - (2) 平成28年度県民フォーラム  
(平成29年1月21日(土))について
    - ・プログラム構成・タイトルについて
    - ・広報チラシ等について
    - ・情報提供コーナーの活用について  
(各団体からの展示・配布物、健康チェック等)
3. その他
4. 閉会

「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」は、平成13年度の設立以来、本年度で16年目の活動となります。会の目的は、「日本一住みよい広島県」を目指し、21世紀の保健・医療・福祉の需給体制が常に平等であり、県民の健康とくらしの向上に寄与することであり、例年県民向けのフォーラムを開催しています。

第1回役員会では、今年度も引き続き、フォーラムの開催に向け、広島県医師会をはじめ医療・介護・福祉に携わる20の構成団体で、開催日時やテーマ等について協議しました。

昨年度は「認知症の人を支える医療・介護-多職種と地域で協働して-」で320名の参加があり、広島県医師会館ホールは304名収容なので他の部屋でのモニターを使用しました。参加者は50代～70代が78%を占めていました。家族のこと、自分のこととして様々な問題を感じて参加されたようです。

平成28年度の県民フォーラムは「がん」をテーマとしました。がんについて県民に学んでもらい、早期治療の大切さを知ってもらうことでがん検診を推進したい。また周術期の口腔ケアにより、がんによる在院日数を短縮できることを知ってもらいたい。がん高精度放射線治療センターの見学や県民向け啓発コーナーを活用し、ミニ講座や健康チェックなどの実施も検討することとしました。また、より身近な現状として、インパクトのあるお話しとなるので、体験談を依頼することが決まりました。

薬剤師会としても医療情報提供コーナーで県民に役に立つことを提供できたら・・と検討しています。

私は平成26年度のフォーラムに参加したことがあります。「知って得する在宅医療・介護サービス」～やっぱり家（ここ）がいい～のテーマで落久保裕之先生の闘病生活の話、長尾和宏先生のがん・認知症時代の生き方のお話を聞きました。ユーモアを交えたお話で笑いから始まった講演も、終わって会場が明るくなった時には目の周りが赤くなり、誰もがハンカチを握りしめていました。心を揺さぶられたことを今も忘れていません。

## 第14回広島県禁煙支援ネットワーク（HKSN）研修会報告 ～社会的ニコチン依存度～



禁煙推進委員会 村上 信行

日 時：平成28年10月1日（土）13:00～16:00

場 所：広島県公衆衛生会館

標記研修会が開催され、広島県薬剤師会からは「薬剤師禁煙支援アドバイザー認定制度特別委員会」として、「社会的ニコチン依存度」について情報提供いたしました。

広島県禁煙支援ネットワークは現在、日本赤十字広島看護大学名誉教授川根博司先生を運営委員長とし、昨年度まで運営委員長をお勤めの安佐市民病院名誉院長岩森茂先生を顧問に迎え、当会と「県医師会」「県歯科医師会」「県看護協会」「福山市医師会」「包括産業保健サポート」「県環境保健協会」の7団体からの運営委員と「県健康福祉局」「広島市健康福祉局」「広島禁煙協議会」「全国健康保険協会広島支部」の4団体をオブザーバーに迎えてのネットワークです。ベタですが「HKSN」との略称を設け、ピンバッジも作成し、昨年度より薬剤師禁煙支援アドバイザー認定者にも配布しています。

主な活動は各方面への「タバコの害」の周知と講師派遣。そして標記研修会の開催運営で、近年は10月の第1土曜日開催が定番となっています。運営主催は「包括保健サポート」を除いた6団体持ち回りで、本年度は「県環境保健協会」にお世話になりました。基本的には基調講演と顧問演述に加え、運営6団体と県・市及び協会けんぽの3団体が各々の活動の情報提供を10分程度行うプログラムです。

本年度当会提供の情報は、昨年度（平成28年3月6日）に熊本市薬剤師会後藤美和先生をお招きしての講演会で、後藤先生のご提案で出席受講者の同意のもと行った「加濃式社会的ニコチン依存度調査票（KTSND）」アンケートについて、解析前の集計結果を報告いたしました。

本アンケートに関しましては、10月10日の日本薬剤師会学術大会で後藤先生が広島県薬剤師会禁煙推進委員会との共同研究としてポスター発表予定でもありましたし、解析においては神戸学院大学薬学部の波多江教授がされていますので、共同研究とは言え正式な発表前に詳細な情報提供は不適切と思い後藤先生と相談の上、ぎりぎりの数値発表と広島県薬剤師会としての今後の課題のみ、私から発表させていただきました。

詳細には、加濃式社会的ニコチン依存度調査票（KTSND）にファーガストロームニコチン依存度指数（FTND）などを含む全31項目から成り立つ無記名自記

式アンケートを3月の研修会開始前に配布、回収、集計していただき、波多江教授の解析を加えての研究でした。最初に集計の素案をいただき、「社会的ニコチン依存度約60%」の結果に愕然としました。ある意味、広島県薬剤師会の会員の中で積極的に禁煙支援に関わろうとする有識者の研修会の自負を持っていましたので、60%の依存度に加え、一定の評価の中に禁煙支援に対する「認知の歪み」という表現もあり、共同研究として日本薬剤師会学術大会や、熊本地震で中止となりました九山学術大会での発表を辞めていただかなくては、広島県薬剤師会の「恥」と思いました。しかし、その後の解析結果や同じKTSNDを用いての他の医学生や看護師、歯科衛生士等多くの医療従事者の結果に比して、決して高い依存度ではないことが分かりました。つまり、各者は、知らず知らずに陥っている、社会的依存により、適切な禁煙支援の妨げとなっている可能性が懸念されるところです。

この度のHKSN発表会では社会的ニコチン依存性60%を現実として情報提供し、後藤先生とともに28年度の当会委員会ではその対応プログラムと「認知の歪み」に関しての研修を企画することを結語といたしました。

- ①タバコを吸うこと自体が病気である
- ②喫煙には文化がある
- ③タバコは嗜好品（味や刺激を楽しむ品）である
- ④タバコを吸う生活様式も尊重されてよい
- ⑤喫煙によって人生が豊かになる人もいる
- ⑥タバコには効用（からだや精神に良い作用）がある
- ⑦タバコにはストレスを解消する作用がある
- ⑧タバコは喫煙者の頭の働きを高める
- ⑨医者はタバコの害を騒ぎすぎる
- ⑩灰皿が置かれている場所は喫煙できる場所である

さて、皆様はいかがでしょう。意外と禁煙支援の際に対象者の②③④⑤⑦あたりの主張を容認していることがありませんか。加えて、今回の調査でも圧倒的な結果は⑩でした。タバコ・禁煙に対しての意識が高い対象者と思われる受講薬剤師ですら陥っている社会的ニコチン依存の状態を認識し今年度3月にフィードバック研修会を企画しています。是非とも参加をお願いしてプレ発表させていただきます。

## 平成28年度 第1回地域・職域会長協議会

**日 時：**平成28年10月1日（土）19:00～  
**場 所：**広島県薬剤師会館

- 1. 開会
- 2. 会長挨拶
- 3. 地域・職域薬剤師会長並びに役員紹介
- 4. 報告
  - (1) 平成28・29年度広島県薬剤師会補欠の代議員選挙の立候補届の状況について
  - (2) 新会館建設について
  - (3) 平成28・29年度職域部会及び委員会等委員名簿について
  - (4) 平成28・29年度地域・職域薬剤師会役員業務分担等の提出について
  - (5) 健康サポート薬局研修会について
    - 西部：9月18日（日）於 広島県薬剤師会館
    - 東部：9月19日（月）於 福山大学宮地茂記念会館
  - (6) 平成29年度薬局実務実習について
  - (7) 在宅医療対応薬局の登録について
  - (8) 生涯学習支援システムJPALSについて
  - (9) 医療用医薬品卸売業公正取引協議会広島県地区会からのお願いについて
  - (10) 広島県薬剤師会認定基準薬局制度について
  - (11) 第33回広島県薬事衛生大会の参加について
    - 日時：12月1日（木）午後2時～
    - 場所：エソール広島
  - (12) 中国新聞広告掲載について
    - 掲載日：10月17日（月）
  - (13) 総務関係
    - ア. 会員数の調査（平成28年10月31日現在）について
      - 調査通知発送日：10月21日（金）
      - 会員数報告締切：11月7日（月）
    - イ. 平成28年度会員名簿の作成について
    - ウ. 2017年度版管理記録簿の配付について
      - ※会員名簿・管理記録簿の送付方法について、後日、別途ご案内いたします。会員宛直送の場合、送料・封入作業費用等を地域・職域薬剤師会でご負担いただきます。
  - (14) 行事予定
    - ア. 福山大学薬学部卒後教育研修会
      - 10月8日（土）午後3時～於 福山大学宮地茂記念館
    - イ. 第49回日本薬剤師会学術大会
      - 10月9日（日）・10日（月・祝）於 愛知県名古屋市
    - ウ. 老人保健福祉月間フォーラム
      - 10月15日（土）午後1時30分～於 広島県医師会館

申込締切：10月7日（金）

  - エ. 平成28年度広島県臨床研究・CRC研修会
    - 10月15日（土）午後1時～於 広島国際大学  
広島キャンパス
    - 申込締切：10月7日（金）
  - オ. 平成28年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座・継続研修
    - 10月22日（土）（1日目）午前10時～於 県庁・本館
    - 10月29日（土）（2日目）午前10時～於 県庁・本館
    - 申込締切：7月19日（火）～10月14日（金）
  - カ. くすりと健康の「やく薬フェスタ」（チラシ）
    - 10月23日（日）午前10時～於 基町クレド
  - キ. 在宅支援薬剤師専門研修会 I
    - 10月30日（日）・11月3日（木・祝）於 広島県薬剤師会館
  - ク. 第14回高齢者・障がい者権利擁護の集い
    - 11月4日（金）午後1時～於 ホテルグランヴィア広島
  - ケ. 第55回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会
    - 11月5日（土）・6日（日）於 就実大学
  - コ. 第36回広島県薬剤師会学術大会
    - 11月20日（日）午前10時～於 福山大学宮地茂記念館
  - サ. 薬剤師認知症対応力向上研修
    - 11月26日（土）於 広島県薬剤師会館
  - シ. パーキンソン病フォーラムin広島
    - 11月26日（土）午後2時～於 広島国際会議場
  - ス. 第33回広島県薬事衛生大会
    - 12月1日（木）午後2時～於 エソール広島
  - セ. 平成28年度薬祖神大祭
    - 12月1日（木）午後5時～於 広島県薬剤師会館
  - ソ. 膵がん教室ワークショップ2016 in 広島・胰臓（すいぞう）がん撲滅チャリティーイベント「パープルストライド広島2016」
    - 12月3日（土）・4日（日）於 JA広島ビル外
  - タ. 第4回安田女子大学薬学部・卒後教育研修会
    - 12月11日（日）午後1時～於 安田女子大学
  - チ. 第5回先端的がん薬物療法研究会
    - 1月8日（日）午前10時～於 グランドプリンスホテル広島
  - ツ. 在宅支援薬剤師専門研修会 II
    - 1月15日（日）・22日（日）於 広島県薬剤師会館

5. 閉会

## 第40回福山大学薬学部卒後教育研修会



福山大学薬学部卒後教育委員会委員長 森田 哲生

日 時：平成28年10月8日（土）15:00～

場 所：福山大学宮地茂記念館

最初に、鶴田泰人本学薬学部長の開会の辞に始まり、今回は特別講演会とし、次の2テーマについて、初めに岡山大学病院薬剤部長教授千堂年昭氏から『真に求められる薬剤師を目指して～臨床・教育・研究の将来像～』、ついで日本薬剤師会地域医療・保健委員会委員西島徹氏による『健康サポート薬局について～制度と基準要件～』についてのお話をいただきました。

**特別講演1** 千堂先生の講演は、薬剤部において薬剤師がチーム医療に積極的に参画し、医薬品情報という薬剤師が専門とする知識に基づく処方提案・処方設計を行う能動的な臨床業務を定着させ、医師と協働したプロトコールに基づく処方作成支援業務を展開されている現状をお話しいただきました。また若い1～3年目の新人薬剤師を対象に、患者とのコミュニケーション能力や問題解決能力、実際の症例へ応用する力を身につける部内研修会を毎月開催され、また先輩薬剤師に相談できるメンター制度もあり、博士の学位修得も勧めておられ、大変感服いたしました。さらに研究活動も薬物治療の最適化・適正使用のため必須とし、主任研究員（PI）をリーダーとした13の研究グループで臨床研究、基礎研究や調査研究などが行われ、薬物治療上の安全性の確保、治療効果の向上並びに患者満足度の向上などに寄与するところだと感じました。

**特別講演2** 西島徹先生は現在、大変話題となっております「健康サポート薬局」について、具体的かつ踏み込んだお話を伺いました。発端となったのが、「規制改革会議の公開ディスカッション（平成27年3月）」と「財政制度等審議会（同年6月）」からの指摘等であり、そこで厚生労働省は「患者のための薬局ビジョン（同年10月）」を作成、これにより「かかりつけ薬剤師」としての役割の発揮に向けて「対物業務から対人業務へ」というのが重要なキーワードとなり、これまでの薬中心の業務から「専門性＋コミュニケーション能力の向上」などを通じて患者中心業務へ業務内容に変化していく、すべての薬剤師・薬局がかかりつけ薬剤師・薬局をめざす中、一部の薬局は更に高い次元となる「国民の病気の予防や健康サポートに貢献する健康サポート機能や、高度な薬学的管理ニーズへ対応する高度薬学管理機能を併せ持つ薬局」を目指すことになるとのことでした。とてもホットな話題を御提供いただき、感謝致しております。

これらの講演を通じ、社会の要請に応える薬剤師像の構築のため生涯教育の必要性を大変意義深く感じます。

なお、本研修会は広島県薬剤師会、広島県薬剤師研修協議会、広島県病院薬剤師会、日本薬剤師研修センターによる共催と日本薬学会並びに日本薬学会中国四国支部による協賛をいただきました。関係各位に深謝致します。

### 第101回薬剤師国家試験問題（平成28年2月27日～2月28日実施）

**問191** 製薬企業の医薬情報担当者の役割として適切なのはどれか。2つ選べ。

- 1 医療機関を訪問することにより、自社の医療用医薬品を中心とした医薬情報を医療関係者に提供し、適切な価格交渉を行う。
- 2 医薬品の有効性情報や安全性情報を医療現場から収集し、企業に報告する。
- 3 常に安全性よりも有効性に重点をおいて情報を提供する。
- 4 自社の治験薬に関するデータの収集及び解析を行う。
- 5 緊急安全性情報を医療機関に伝達する。

正答は 129 ページ

## 第49回日本薬剤師会学術大会

日 時：平成28年10月9日（日）・10日（月・祝）

場 所：名古屋国際会議場・名古屋学院大学

### －報告Ⅰ－

常務理事 中川 潤子

分科会1 10月9日(日) 15:15～17:45 メイン会場

妊娠・授乳と薬剤師

座長：あいち小児保健医療総合センター 山崎 嘉久  
株式会社タカミツ半田工場 竹内 一仁

医師から薬剤師に望むこと

星ヶ丘マタニティ病院 小児科 瀬尾 智子

患者（母）の立場から薬剤師に期待すること

中北薬品株式会社 杉浦 尚子

妊娠・授乳中の女性のサポートに関わって

あいち調剤薬局 平戸橋駅前店 田中 聖二

妊娠・授乳中の女性への

薬剤師の貢献のエビデンスを可視化する

名城大学薬学部 医薬情報センター 大津 史子

母乳育児には、子供の感染を減らす、肥満や糖尿病を減らす、知能を高めるなど様々な利点があります。また、母乳育児を行う母親は乳がん、卵巣がんなどに罹患するリスクが減少するだけでなく、糖尿病や閉経後の骨粗鬆症などのリスクが低下します。さらに、母乳育児の割合を高めることは、社会経済的には医療費の削減につながり、災害時にも有利です。しかし、母乳育児を断念・中段する理由の一つに「母親の服薬」があげられます。瀬尾智子先生は小児科医の立場からご講演されました。人工乳は母乳が不足する場合や母乳が与えられない場合に使用するが、現在母乳が十分な場合には必要ないし、母親の薬の使用は「母乳が与えられない場合」ではない。添付文章だけを見て、「授乳を控えること」と服薬指導することは許されない。薬剤師は薬剤の母乳への移行に関する基礎知識を持ち、薬物動態のデータを拾い、専門的総合的に判断して、個々の母親と子供にとってより良い選択ができるような支援をしていただきたいと話されました。

杉浦尚子先生は、自身が妊娠・出産を経験したことにより、患者（母）の立場から薬剤師に期待することについてご講演されました。まず、妊娠・授乳中だけでなく、妊娠前の女性に対しての妊娠・授乳と薬剤に関する事や薬剤以外の気をつけたい食物についての情報提供などが必要である。また妊婦検診や母親教室などで、薬剤師から話を聞く機会がなかったことから『地域住民と密接なかかわりを持つ薬剤師』『サポート薬局』が必要ではないだろうかと述べられました。

あいち調剤薬局田中聖二先生は愛知県薬剤師会の妊娠・授乳サポート薬剤師として薬局での取組、他職種との連携、薬局や休日診療所での相談事例についてご講演されました。今後はサポート薬剤師として母親教室への参加、相談窓口の設置などを考えていらっしゃるそうです。また、大学の授業でも妊娠・授乳と薬について取り上げてほしいとおっしゃっていました。

名城大学大津史子先生は妊娠・授乳中の女性への薬剤師のエビデンスを可視化するというテーマでご講演されました。平成23年から5年間に妊娠・授乳サポートシステムに蓄積された相談事例のうち、授乳婦によるものは2,414事例でした。相談で最も多い薬剤はアセトアミノフェンです。授乳婦に関する貢献指数で最も多かったのは「必要な服薬の推奨」、次いで「不必要的断乳の阻止」でした。添付文章で授乳中止または投与中止の記載がある薬剤を服用していた授乳婦が、断乳したと仮定し、本来なら1歳まで授乳できていたと仮定した場合の不要な断乳による機会損失を人工乳の費用で換算すると、1人あたり平均44,000円、累計3,150万円（5年間）となり、経済的に貢献していることが可視化されました。妊娠・授乳サポート薬剤師が授乳婦の相談に適切に対応することで、授乳婦の薬物療法の向上に貢献することが可能であると述べられました。

### －報告Ⅱ－

常務理事 藤山 りさ

久しぶりに参加してまいりました。おととし、去年と参加しようと思った時には既に宿泊施設が満室で諦めてしまっていたので、今年は参加受付日に登録し行ってま

いました。

初日 開会式に続き行われた「特別記念講演」宇宙航空研究開発機構(JAXA)の國中均さんによる「はやぶさ」の開発のお話、はやぶさの受難事・帰還のお話など普段聞く事のできない貴重なそして興味あるお話を聞くことができました。

午後からはランチョンセミナー・ポスターセッション、分科会と忙しくあちこち広い会場を駆けめぐり回り、聴講、見学してまいりました。

ランチョンセミナーでは、名古屋らしい名古屋飯が満載のおいしいお弁当をいただきながらスキンケア指導の実例として、保湿剤の使用方法・洗顔、入浴方法など細かなスキンケアについての講演を聞きました。

名古屋国際会議場はとても広く、講演が行われる会場が方々にたくさんあり、お話を聞きたいと思う分科会の会場自体がとても遠く感じられ、そしてそのどの分科会も本当に満席状態で薬剤師の皆さんのがんばり心と熱意・熱気を感じました。

分科会では在宅医療・災害対応・学校薬剤師など様々にわたって薬剤師の役目、学ぶべき事柄の研修会が行われました。個人的には服薬指導についての発表を聞かせ

ていただき、今後の薬局での指導に生かせていただければと参加しました。

2日目 ポスターの発表・機器展示と、宮城県のモバイルファーマシーの見学を終え、今回のわたくしのメインイベント「特別企画～日本薬剤師会を取り巻く状況に関する意識調査～」に広島県の代表として参加してまいりました。

この企画は今回が初めてのことなので、手探り状態のようでした。全国の薬剤師会から代表で2名ずつの参加で(約80名)実際にその場でアンケートをしながら、そのアンケート結果に基づきコメンテーターが発言するというものでした。

アンケートの内容は、主に薬局のあり方について、薬剤師会の薬剤師・薬局からみた運営等興味深いものもありました。薬局を取り巻く様々な問題など答えの出ないものも含め討論されました。

次回、東京での学術大会でも実施していきたいとのことでした。アンケートに参加するだけではなく、コメンテーターの方々の貴重なお話も聞けます。ぜひ次回開催時は参加をしてみてください。

## お知らせ 申告書や申請書等には マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

申告手続などには



**マイナンバーの記載**



**本人確認書類の  
提示又は写しの添付**

**が必要です**

国 税 に 関 す る  
マ イ ナン バー 制 度 の  
最 新 情 報

国税庁ホームページトップページ上段

社会保障・税番号制度「マイナンバー」  
あなたにも、マイナンバー。はじめます。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>



## 全国モバイルファーマシー（MP）担当者会議



災害対策委員 串田 慎也

日 時：平成28年10月9日（日）14:30～17:30

場 所：名古屋国際会議場

澄み渡る秋空の下に多くの薬剤師が集った名古屋国際会議場で開催された、全国モバイルファーマシー（MP）担当者会議に参加してきました。

会議は、大分県薬剤師会伊藤裕子先生の司会により、最初に大分県薬剤師会安東哲也会長から開会の挨拶があり、宮城県薬剤師会佐々木孝雄会長からMP開発の経緯についての説明、今回MPを派遣した大分・和歌山・広島から活動報告があり、宮城県薬剤師会より先日行われた宮城・福島・岩手3県の災害派遣についての協議事項の報告の後、MPについてのフリーディスカッションという流れで行われました。

MP担当者会議は、昨年の学術大会でも行われており、その時にできた縁が今回の震災での活動にも役に立ったと司会のお話の中にもあり、和やかな雰囲気の中で開始されました。

MP開発の経緯については、MP誕生までの話のあと、現在の宮城MPは納車当時より少しバージョンアップを行って、サイドオーニングが両側に展開できるように改造していることや、みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会（MMWIN）の医療福祉情報ネットワークを用いたシステムによる情報共有や連携などにも対応していくことを、これからMPの展望も話されました。私自身は今のMPをどのように運用していくことしか考えておらず、バージョンアップという選択肢はなかったので驚きました。

MP派遣各県の活動報告では、それぞれ派遣場所の違いから、MPの運用方法などについても若干の違いが出てきており、各避難所においてある程度柔軟な運用ができていたのだと思いました。ただ、初めての派遣ということでいろいろな問題点及び課題も見つかりました。

また、宮城県が熊本地震派遣後、福島・岩手と災害派遣について協議し、その結果MPの共同運用をするようになったそうです。

各県の報告に大変熱が入り、予定された時間を大幅にこえてしまい、フリーディスカッションに回す時間が少なくなり、今後導入予定の県薬からの質疑応答の場になってしまい、情報交換がしっかりできなかつたのは少し残念でした。

現在、日本に5台あるMPですが、現在制作中のもの及び導入予定であるものがあと2台ほどあるようです。最近の流れでは、1県に1台あればいいなあという話もでましたが、私見では各ブロックに1～2台ほどあれば十分ではないか、運用コストなどから考えても現実的ではないですし、それよりは装備だけではなく最も大切な人材をより多く準備する方が必要ではないかと思いました。

会議を通して、これから課題として出てきたものは、  
 ①MPの運用マニュアルの作成および搭載医薬品の選定  
 ②MP運用訓練の実施

③各県MPや他職種・他団体との連携・協働体制の構築などがありました。MPの有効性はだれもが認めるところだと思いますが、せっかくの装備も使いこなせなければ意味がないので、より効率的な運用を行うためにも、上記の課題には早急に対処する必要を感じました。

大分MPと広島MPの活動については、11月20日の県薬学術大会で活動報告を行います。また災害派遣についてのシンポジウムも行いますので、興味がある方は、ぜひご来場・ご参加下さい。

最後になりましたが、被災地の一刻も早い復興をお祈りいたしております。

## 平成28年度 医療安全セミナー



副会長 松尾 裕彰

日 時：平成28年10月10日（月・祝）10:00～17:20

場 所：広島国際会議場

### プログラム

10:00	<開会> 中国四国厚生局長による挨拶
10:10	『医療の質・安全管理を捉え直す！ 多職種協同の重要性』 星城大学経営学部医療マネジメントコース主任教授 北野 達也
11:20	『看護師特定行為における医療安全 -特定行為研修修了者の立場から-』 岡山旭東病院 菅田 節子
11:50	休憩
12:50	『医療事故調査制度開始から1年 -現状、改めて基本となる考え方、これから-』 日本医療安全調査機構 常務理事 木村 壮介
14:00	『多職種協働における医療安全 薬剤師の役割と課題』 一般社団法人日本病院薬剤師会副会長 土屋 文人
15:10	『チーム医療における理学療法士の役割』 公益社団法人日本理学療法士協会代表 半田 一登
16:20	『多職種協働と医療安全 医師の立場から』 広島大学病院医療安全管理部 栗栖 薫
17:20	<閉会>

医療安全セミナーは中国四国厚生局の主催で、

- (1) 医療安全の専門的知識を身につける
- (2) 医療従事者として医療安全に対する役割を明確にする
- (3) 医療機関の規模、特性に応じた医療安全推進について示唆を得ること

を目的に毎年開催されています。最近、医療機関は多職種協働を推進しつつ、安心・安全な医療の提供のために医療安全管理体制を整備し、医療安全を推進することが求められていることから、今年は「多職種協働における医療安全-職種の垣根を越え、医療の質の向上と安全を目指して-」をテーマとして6つの講演が行われました。

開会の挨拶において中国四国厚生局長の塚本力氏は、近年の保険医療制度や治療は複雑化しており、安全な医療を提供するためには、多職種・他施設連携が極めて重要であると話されました。星城大学経営学部の北野先生の講演では、現在26職種ある医療者が協同（「協働」ではなく心を一つにするという意味を込めて「協同」と表記されていました）するためには、組織マネジメントができる人材の育成が大切であるとの話がありました。ま

た、多職種協同のためには、隣職を知ることが大切であると考え、病院内での職種ローテーションの取り組み事例を紹介されました。また、次の方がより使いやすくするために自分ができることを考える、つまり利他的思考を続けることで、気配りの連鎖が起こり、個人の行動が変容し、組織が変えることができるという話はとても興味深いものでした。

岡山旭東病院の菅田先生は、平成27年10月から始まった特定行為に関する看護師の研修制度について説明されました。中心静脈カテーテルの抜去や持続点滴中の降圧剤の投与量の調整など38行為21区分が特定行為に指定されており、医師や歯科医師の判断を待たずに手順書に基づき、特定行為研修を受けた看護師が実施することができます。この特定看護師を数万人養成する計画があるとのことでした。日本医療安全調査機構の木村先生からは、医療事故調査制度開始1年後の現状および医療事故への具体的対応についての話がありました。広島県薬剤師会は医療事故調査の支援団体ですが、全国にある支援団体の医療事故に関する理解の統一も解決しなければならない課題の一つです。

日本病院薬剤師会の土屋先生は、医療安全における薬剤師の役割について講演されました。ドラッグラグが解消されて新薬が世界同時に承認されるようになったことから、今後添付文書に書かれていない副作用が増えると予想されており、薬剤師は患者の副作用の記録を取り、かつ、薬学的な評価を実施しなければなりません。また、IT化が進んだとしても持参薬の評価（相互作用など）や調剤において最終的に薬剤師の確認が必要であり、薬剤師の責任は益々大きくなっていくとの話がありました。理学療法士協会の半田先生からは、チーム医療における理学療法士の役割について、広島大学病院医療安全管理部の栗栖先生からは、広島大学病院における医療安全管理体制の紹介がありました。

全体を通して、医療安全管理の基本事項を理解することができました。さらに、医療安全を確保するためには、職種間コミュニケーションや利他的思考（気配り）が重要であることを再認識しました。最近、医療現場における薬剤師の責任は益々大きくなっています。各薬局や病院における医薬品安全管理体制の見直しを、時代や環境に合わせて継続して実施する必要があると強く思いました。

## ○広島県薬剤師会会員証(会員カード)○

新規受付は平成21年8月末をもって  
終了しました。

## 会員カードでWポイントがつきます。

Wポイントカードに (株)和多利広島本社 Wポイントカード事務局  
に関するお問い合わせは ☎082-830-0230 平日10:00~18:00 ホームページ <http://www.watari.biz/>

Wポイント会員サイト OPEN! ケータイも パソコンも <http://www.wpoint.co.jp/>

Wポイントカードシステムでは、2,000ポイント貯まると翌月2,000円分のWポイント金券がお手元に届きます。



## 広島県Wポイントカード加盟店

店舗名の後ろの数字は100円に対するポイント数です。(一部異なる場合があります。) 例) ① 100円につき2ポイント加点されます。

店舗名①	TEL.	店舗名②	TEL.	店舗名③	TEL.		
<b>広島市安芸区</b>							
Edabrieck ①	082-822-6667	カフェ&ダイニング わらうかど庭 ②	082-929-5368	ピカソ画房 本店 ①	082-241-3934		
ちから 船越店 ②	082-824-0301	釜飯醉心 五日市店 ②	082-922-8663	美しいん 広島店	082-543-4922		
ちから 矢野店 ②	082-888-5246	サイクルショップカナガキ 五日市店 ①	082-924-5525	0120-365-901			
マダムジョイ 矢野店 直営食品売場		住吉屋 楽々園店 ①	082-943-4960	ひろしま国際ホテル 芸州 本店 ②	082-248-2558		
※200円につき1ポイント	082-889-2441	ちから 五日市店 ②	082-922-8661	ひろしま国際ホテル スペインバル ミ・カーサ ②	082-248-6796		
<b>広島市安佐北区</b>							
大野石油店 高陽町SS ①	082-842-1890	徳川 五日市店 ②	082-929-7771	ひろしま国際ホテル 空庭BIS			
大野石油店 可部バイパスSS ①	082-819-0210	マダムジョイ 楽々園店 直営食品売場	082-943-8211	とろクルクル ②	082-240-7556		
キャン・ドゥ 可部店 ②	082-814-7008	※200円につき1ポイント		ひろしま国際ホテル 東風 ②	082-240-0558		
山陽礦油 かめ山SS ①	082-815-6211	<b>広島市中区</b>					
ちから 高陽店 ②	082-841-4377	英國式足健康法 リフレックス ②	082-248-7722	広島第一交通(株) 江波営業所 ②	082-233-5871		
ちから マルナカ可部店 ②	082-810-0877	えびすの宴 ②	082-243-6166	広島風お好み焼・鉄板居食家 德兵衛			
徳川 サンリブ可部店 ②	082-815-2775	えひめでいあ ②	082-545-6677	紙屋町店 ②	082-247-2260		
<b>広島市安佐南区</b>							
エコール古市ショールーム ①	082-830-6161	大野石油店 牛田大橋SS ①	082-221-1511	福助タクシー(株) 本社営業所 ②	082-232-3333		
エコール本部 ①	082-877-1079	大野石油店 大手町SS ①	082-243-8351	ボウル国際 ①	082-244-4151		
大野石油店 高取 SS ①	082-872-7272	大野石油店 西白島SS ①	082-221-8834	星ビル5F オルゴールティーサロン ②	082-249-1942		
大野石油店 緑井 SS ①	082-877-2008	o k a s h i m o ②	082-231-3221	星ビルB1F メディカルフィットネス ②	082-242-0011		
釜飯醉心 昆沙門店 ②	082-879-2211	海鮮焼肉 あみやき家 DAIBA ①	082-246-8048	ポルタポルテ ①	082-249-5788		
カメラのアート写夢 高取店 ①	082-830-3588	かに通 広島店 ①	082-247-6661	マダムジョイ 江波店 直営食品売場			
Dining Cafe St.Grace ①	082-830-0904	釜飯醉心 本店 ②	082-247-4411	※200円につき1ポイント	082-532-2001		
ちから 西原店 ②	082-832-5520	芸州 胡店 ②	082-243-6165	マダムジョイ 千田店 直営食品売場			
ちから 八木店 ②	082-830-0235	桜井花店 本店 ①	082-247-1808	※200円につき1ポイント	082-545-5515		
徳川 安古市店 ②	082-879-9996	山陽礦油 相生橋SS ①	082-232-0145	横田印房 ⑩	082-221-0320		
バゴス 本店 ②	082-879-1830	しなとら パセーラ店 ②	082-502-3382	蓮根 広島店 ②	082-546-0707		
パワーズ 広島店 ①	082-873-1212	寿司醉心 ②	082-247-2331	和さび 小町店 ②	082-249-3993		
広島第一交通(株) 上安営業所 ②	082-872-5410	炭焼 楽月 ①	082-343-2941	和さび 八丁堀店 ②	082-211-5225		
広島風お好み焼・鉄板居食家 德兵衛		体育社 本店 ①	082-246-1212	<b>広島市西区</b>			
昆沙門台店 ②	082-879-0141	大こん 並木店 ②	082-546-1515	井口家具百貨店 ①	082-232-6315		
福助タクシー(株) 古市営業所 ②	082-877-0004	ちから 本店 ②	082-221-7050	大野石油店 旭橋SS ①	082-272-3766		
焼肉虎至 大町店 & イタリ庵 toraji ①	082-870-5529	ちから 上八丁堀店 ②	082-211-0122	大野石油店 井口SS ①	082-276-5050		
焼肉白李 西原店 ①	082-846-1250	ちから そごう店 ②	082-512-7854	大野石油店 観音SS ①	082-231-6209		
<b>広島市佐伯区</b>							
阿藻珍味 銘店舎五日市店 ①	082-942-3266	ちから タカノ橋店 ②	082-544-0002	大野石油店 商工センターSS ①	082-277-1266		
AUTO GARAGE うえるかむ ①	082-927-2510	ちから 十日市店 ②	082-503-1089	大野石油店 横川ISS ①	082-237-1864		
大野石油店 五日市インターSS ①	082-941-5020	ちから 中の棚店 ②	082-504-6646	釜飯醉心 アルパーク店 ②	082-501-1005		
大野石油店 造幣局前SS ①	082-923-6029	ちから 舟入店 ②	082-294-7503	サイクルショップカナガキ 横川本店 ①	082-231-2631		
		ちから 堀川店 ②	082-241-8230	サイクルショップカナガキ 己斐店 ①	082-272-2631		
		ちから 本通4丁目店 ②	082-245-0118	サカイ引越センター ②	0120-06-0747		
		中華そばちから 八丁堀店 ②	082-502-6008		082-532-1176		
		徳川 総本店 ②	082-241-7100				
		のん太鮓 パセーラ店 ②	082-502-3383				
		バー・サード・ウェーブ ②	082-247-7753				

店舗名①	TEL.	店舗名②	TEL.	店舗名③	TEL.
車検の速太郎 ①	082-238-0100	ちから ゆめタウンみゆき店 ②	082-250-2125	東広島市	
車検の速太郎 カーケアプラザ ①	082-238-3939	中国トラック ①	082-251-0110	大野石油店 西条インターSS ①	082-423-3701
ちから アルパーク天満屋店 ②	082-501-2701	豆匠 広島本店 ②	082-506-1028	大野石油店 高屋ニュータウンSS ①	082-434-4411
ちから 井口店 ②	082-278-3666	徳 南区民センター店 ②	082-505-1620	大野石油店 東広島SS ①	082-423-9197
ちから 観音店 ②	082-232-5686	徳川 ジャスコ宇品店 ②	082-250-0480	カギのひゃくとう番 ⑤	082-424-3110
ちから 己斐店 ②	082-507-0505	徳川 ビックカメラ・ベスト店 ②	082-567-2388	髪処 ふくろう ②	082-497-3337
ちから 商工センター店 ②	082-270-0390	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		住吉屋 西条プラザ店 ①	082-423-7878
ちから 中広店 ②	082-532-4004	広島新幹線店 ②	082-263-0200	体育社 東広島店 ①	082-422-5050
徳川 南観音店 ②	082-503-3039	ホテルセンチュリー21広島		徳川 西条プラザ店 ②	082-424-0300
バゴス 井口店 ②	082-277-3004	京もみじ ②	082-263-5531	ハ本松タクシー ①	082-428-0023
バゴス マリーナホップ店 ②	082-297-4078	ホテルセンチュリー21広島		福山市	
パワーズ 広島マリーナHOP店 ①	082-503-7217	フィレンツエ ②	082-568-5270	一心太助 福山本店 ②	084-922-5611
広島第一交通(株) (第一) ②	082-278-5511	安芸郡海田町		エコール福山ショールーム ①	
広島第一交通(株) (平和) ②	082-278-5522	徳川 海田店 ②	082-824-0111		084-981-3733
マダムジョイ 己斐店 直営食品売場		安芸郡府中町		山陽石油 住吉町SS ①	084-922-0939
※200円につき1ポイント	082-271-3211	ちから サンリブ府中店 ②	082-890-2510	山陽石油 セルフ神辺SS ①	084-962-0693
横川 ちから ①	082-292-5822	ちから 向洋店 ②	082-581-4321	山陽石油 セルフ福山平成大学前SS ①	084-972-7940
<b>広島市東区</b>					
アリモト 本店 ②	082-264-2929	ちから 府中店 ②	082-287-0933	山陽石油 多治米町SS ①	084-957-2601
大野石油店 広島東インターSS ①	082-508-5030	時計宝石のマツダ ①	082-282-5709	山陽石油 深津SS ①	084-922-5750
サイクルショップカナガキ 戸坂店 ①	082-220-2031	広島第一交通(株) 府中営業所 ②	082-281-1191	山陽石油 福山東インターSS ①	084-923-7835
ちから 尾長店 ②	082-506-3505	大竹市		山陽石油 南本庄SS ①	084-922-3181
ちから 光町店 ②	082-568-6855	果子乃季 ゆめタウン大竹店 ②	0827-57-0757	徳川 福山東深津店 ②	084-929-2015
徳川 戸坂店 ②	082-220-1818	カメラのアート写夢 本店 ①	0827-57-7700	とんかつ徳 イトーヨーカドー福山店 ②	084-971-0050
肉玉屋 ①	082-569-4110	カメラのアート写夢 油見店 ①	0827-53-5911	パワーズ 福山店 ①	084-921-7866
マダムジョイ 牛田店 直営食品売場		尾道市		三原市	
※200円につき1ポイント	082-555-8835	瀬戸田すいぐん丸 ②	08452-7-3003	ごはんや 広島空港店 ②	084-860-8215
和さび 光町店 ②	082-567-8885	吳市		徳川 三原店 ②	0848-62-8824
<b>広島市南区</b>					
炙焼 楽群 ①	082-256-2941	大野石油店 熊野団地SS ①	0823-30-1042	三次市	
大野石油店 エコストーション出島 ①	082-254-1015	大野石油店 吳SS ①	0823-21-4974	さざん亭 三次店 ②	0824-64-0375
大野石油店 東雲SS ①	082-282-3993	体育社 吳店 ①	0823-22-8880	パワーズ 三次店 ①	0824-63-3000
大野石油店 皆実町SS ①	082-251-9108	ちから 吳駅店 ②	0823-32-5532	平田観光農園 ①	0824-69-2346
釜飯醉心 新幹線店 ②	082-568-2251	徳川 吳中通り店 ②	0823-23-8889	広島三次ワイナリー 喫茶ヴァイン ①	0824-64-7727
釜飯醉心 広島駅ビル店 ②	082-568-1120	徳川 広店 ②	0823-70-0600	広島三次ワイナリー	
惣菜醉心 アッセ店 ②	082-264-6585	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		バーベキューガーデン ①	0824-64-0202
銀河(えひめでいあ) ②	082-253-1212	吳駅ビル店 ②	0823-24-0222	広島三次ワイナリー ワイン物産館 ①	0824-64-0200
ごはんや 広島店 ②	082-253-0300	和さび 広店 ②	0823-73-7950	その他	
サイクルショップカナガキ 東雲店 ①	082-288-9101	庄原市		リースキン 家庭用事業部	
山陽礦油 大州SS ①	082-282-4478	総商さとう ウィー東城店 ①③	08477-2-1188	広島支店 ②	082-233-1141
車検の速太郎 向洋店 ①	082-890-9500	神石郡神石高原町		広島北営業所 ②	082-845-2882
しゃぶしゃぶ温野菜 大州店 ①	082-510-0831	総商さとう 本店 ①③	08478-2-2011	広島西営業所 ②	0829-31-6161
Dining Cafe Grace ①	082-253-5588	廿日市市		広島東営業所 ②	082-824-1411
ちから 広島駅店 ②	082-568-9121	大野石油店 廿日市インターSS ①	0829-20-1189	<b>国内すべて対応</b>	
ちから 福屋駅前店 ②	082-568-2330	キャン・ドゥ 廿日市店 ②	0829-32-3387	アート引越しセンター ①	0120-08-0123
ちから 本浦店 ②	082-286-1119	ジョイ薬局 ①	0829-32-3077		
ちから 皆実4丁目店 ②	082-250-0804	徳川 廿日市店 ②	0829-32-1111		

※ご利用額100円に対するポイント値は、加盟店により異なります。 ※換算率は、1 ポイント=1 円となります。

※次のお取り扱いにつきましては、予め、ご利用加盟店へ直接お問い合わせください。

1.クレジットカード支払のお取り扱い

3.ポイント付加対象外商品の有無

2.クレジットカードご利用時のポイント付加の有無

4.団体・パーティーご利用時のポイント付加の有無

## 指 定 店 一 覧

平成28年10月1日現在

部門	指定店	会員価格	営業日時	定休日	所在地	電話番号
ゴム印・印鑑	(株)江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30～19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損害保険広島TYビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から5～20%引	9:00～19:00	毎週火曜 (火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25～60%引き 赤札より10～15%	平日 8:30～18:00 年中無休	8/13～15、 12/29～1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円／月～、ホームセキュリティ4,000円／月～、保証金免除	平日 9:00～18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000～15,000円 (別途相談)、機器取付工事代 20,000～30,000円、保証金免除	(土・日曜及び 祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45～17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町 2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石 ・メガネ ・カメラ	(株)ナカオカ	15～20%引(企画品、相場価格商品は除く)		毎週水曜日、夏 期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10～20%引(一部除外品あり)	9:00～19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株)	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車 買取	(株)JCM	優遇買取価格に加えて「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。または買取価格に応じたANA・JALマイルを付与。	(平日) 9:30～19:00 (土) 9:30～17:30	日曜日・祝日・年末 年始	広島市西区高須2-11-1 ランドマーク高須1階	(査定受付) 0120-322-755 (代表) (082)507-1155
書籍	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・ 食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパートを除く直営店)	5%引	対象店舗(デパートを除く直営店)年中 無休9:30～19:00	日・お盆・年末 年始休業	広島市西区商工センター 7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入：店頭価格より5%off、器材オーバーホール：通常価格より5%off	8:30～20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営 業 日 時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
進物	(株)進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配送費 広島県内無料(2,000以上商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	(株)玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ファックス	ミノルタ販売株	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・仏具	(株)三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	ひろでん中国新聞 旅行(株)本社・呉営業所・三次営業所・福山営業所	本人のみ 現金のみメープル・トピック 自社主催商品3%引	平日 10:00~19:00 土・日・祝 10:00~17:00		広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル1F	(082)512-1020
	(株)日本旅行 広島八丁堀支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ベスト3%引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1F	(082)247-1050
装飾	青山装飾株	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール 製60%)、歩行補助ステッキ40% 引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	(株)エディオン法人 営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南 3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	メットライフ生命 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中 国家資格を持ったファイナンシャル・ブランディング技能士が対応	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング7F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	(株)サカイ引越センター	通常価格より15%割引	年中無休(但し 11~13は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス(中小企業向け)	(株)福利厚生俱楽部 中国(中国電力グループ会社)	入会金(一法人)31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例)全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設:約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の宿:1泊2,500円/人補助◆パックツア:10%OFF、◆フィットネス:1回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E 国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代) 担当:桑田昭正

### 広島県薬剤師会会員証(会員カード)について

- 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。
- 継続の方は引き続きご利用いただけます。
- ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。



# 広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体彩金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体彩金で展覧会をご覧いただけます。  
是非ご利用ください。

## 【割引の対象となる展覧会】

- ・特別展（新県美展＜広島県美術展＞は除きます）

### だまし絵の巨匠 エッシャー展 －不思議な版画の世界

会期：平成28年11月11日（金）～12月25日（日）会期中無休

開館時間：9:00～17:00

※金曜日は19:00まで開館

※入場は閉館の30分前まで

※11月11日は10時開場

入場料：一般 1,200円→1,000円／高・大生 800円→600円／小・中学生400円→200円

会場：3階企画展示室

- ・所蔵作品展

### リニューアル・オープン20周年記念「広島県立美術館ベストセレクション展」

会期：平成28年8月31日（水）～12月18日（日）

開館時間：9:00～17:00

※金曜日は19:00まで開館

※入館は閉館の30分前まで

入場料：一般 510円→410円／大学生 310円→250円／高校生以下無料

会場：2階展示室

休館日：月曜日

※特別展会期中・祝日・振替休日を除く

※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

## 〈問合わせ先〉

### 広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

### 広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：公益社団法人 広島県薬剤師会

## ◆ 県薬だより ◆



### 県薬より 各地域・職域薬剤師会への発簡

- 8月17日 平成28年度「薬と健康の週間」における全国統一事業の実施および啓発資材の作製について
- 8月18日 「対面話法例示集 三訂版」の公表について(通知)
- 8月19日 新聞への広告掲載について(通知)
- 8月31日 医薬分業関係資料(「薬と健康の週間」啓発資材)のお申し込みについて(照会)
- 9月1日 平成28・29年度薬事衛生指導員の推薦について(依頼)
- 9月13日 医療事項情報収集等事業平成27年年報の公表について(通知)
- 9月21日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.118」の提供について
- 9月21日 地域・職域会長協議会の開催について(通知)
- 9月23日 応需薬局リスト「FAXをご利用ください」の送付について
- 9月23日 がん検診サポート薬剤師養成講習会の開催について(お願い)
- 10月3日 在宅医療対応薬局登録について(通知)
- 10月4日 地域・職域会長協議会資料の送付について
- 10月6日 薬剤師会認定基準薬局の平成28年度第3次認定について(依頼)
- 10月6日 広島県薬剤会認定「基準薬局」の認定更新について(依頼)
- 10月7日 平成28年度「薬と健康の週間」における全国統一事業の啓発資材の送付について
- 10月11日 厚生労働省の関与を誤解させる表現を用いた助成金について(注意喚起)
- 10月14日 ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)ワーキンググループ支部担当者の推薦について(依頼)
- 10月14日 医療事故情報収集等事業第46回報告書の公表について(通知)
- 10月14日 新聞への広告掲載について

## ◆ 理事会議事録

1. 日 時: 平成28年6月19日(日)  
午後5時5分~午後5時10分
  2. 場 所: 広島県薬剤師会館
  3. 出席者:(理事) 豊見雅文、野村祐仁、青野拓郎、有村健二、谷川正之、松尾裕彰、村上信行、井上映子、小林啓二、竹本貴明、豊見 敦、中川潤子、平本敦大、藤山りさ、二川 勝、松村智子、吉田亜賀子、小澤孝一郎、佐藤英治、新井茂昭、秋本 伸、安保圭介、有村典謙、宮地 理、宮本一彦、森広亜紀  
(監事) 岡田 甫、菊一瓔子
  4. 欠席者: 三宅勝志理事
  5. 付議事項
    - (1) 代表理事、副会長、専務理事、常務理事の選任について
    - (2) その他
  6. 会議
    - (1) 開会  
豊見雅文理事は選ばれ議長となり、開会され、議事運営を行われた。
    - (2) 出席者数の確認  
理事27名中、出席者数26名により、定款第39条の規定による過半数を超えており、理事会の成立を宣言された。
    - (3) 議事録署名人の指名  
議長から、定款第41条第2項の規定により、出席の岡田甫監事、菊一瓔子監事と豊見雅文理事を議事録署名人として指名された。
    - (4) 議事
      - ア 代表理事、副会長、専務理事、常務理事の選任について  
豊見雅文理事から、定款第27条第2項の規程により、「会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。」また、定款第26条第3項に、「会長をもって法人法上の代表理事とし、」と規定されており、3月27日に開催した第47回広島県薬剤師会臨時総会の役員選挙において、「会長候補者」となった豊見雅文理事を会長とし、代表理事に就任することを述べられ、異議なく、選定された。豊見雅文理事も就任を承諾された。
      - イ 豊見雅文会長から、定款第26条第2項に、「理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、13名以内を常務理事とすることができる。」と規定されており、これに基づき、副会長には野村祐仁氏、青野拓郎氏、有村健二氏、谷川正之氏、松尾裕彰氏の5名、専務理事には村上信行氏、常務理事には井上映子氏、小林啓二氏、竹本貴明氏、豊見敦氏、中川潤子氏、平本敦大氏、藤山りさ氏、二川勝氏、松村智子氏、吉田亜賀子氏の10名に就任を依頼し、いずれも異議なく承認され、選定された。
- 以上をもって、会議を終了し、理事会を閉会した。

## ◆ 理事会議事録

日 時：平成28年7月7日（木）  
 午後6時36分～午後8時5分  
 場 所：広島県薬剤師会館 4Fホール  
 出席者：豊見雅文会長、村上信行専務理事、  
 松尾裕彰、青野拓郎・有村健二・谷川正之、  
 野村祐仁各副会長  
 井上映子、小林啓二、竹本貴明、豊見敦、  
 中川潤子、平本敦大、藤山りさ、二川 勝、  
 松村智子各常務理事  
 小澤孝一郎、佐藤英治、三宅勝志、秋本 伸、  
 有村典謙、安保圭介、宮地理、宮本一彦、  
 森廣亜紀各理事  
 岡田 甫、菊一櫻子各監事  
 欠席者：吉田亜賀子常務理事、新井茂昭理事

○野村副会長 それでは、ただいまから理事会を開会いたします。  
 本日の司会を務めます副会長の野村です。よろしくお願ひします。  
 それでは、豊見会長より御挨拶をお願いいたします。  
○豊見（雅）会長 初めての理事会でございます。会長の豊見です。  
 きょうは議題が結構、議題といいますか、説明がかなり多くあります、いろいろ検討してもらうことの後に懇親会が控えておりますので、スムーズに理事会を進めたいと考えております。理事会の議長を務めるのは初めてなもんで、ちょっとどうなるかわからないところもありますが、御協力のほどよろしくお願ひいたします。  
○野村副会長 次に、6月19日の総会の日にあった理事会におきまして、お配りしております名簿のとおり役職を選任しております。資料1ですね。  
 一応初めての会議ですので、名簿の順番で自己紹介をお願いしたいと思います。  
 まず、私から自己紹介させていただきます。副会長の野村でございます。東区のほうで開局しております。よろしくお願ひいたします。  
 順次お願ひいたします。  
○青野副会長 安佐南区で開局しています。このたび副会長になりました青野です。よろしくお願ひいたします。  
○谷川副会長 このたび副会長になりました谷川です。  
 やることは、今までと同じようなことをやらされるんだと思います。よろしくお願ひします。  
○松尾副会長 このたび新しく副会長を務めさせていただくことになりました、広島県病院薬剤師会会长で広島大学病院薬剤部に勤めております松尾です。  
 何せ初めてなもので、わからないこともございますけれども、協力して運営していきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）  
○村上専務理事 このたび初めて専務理事になりました村上と申します。  
 わからないことばっかりですので、よろしくお願ひいたします。（拍手）  
○井上常務理事 常務理事の井上でございます。  
 私、途中の参加で3年やりまして、今度、3年でしたね、4年目になります。いろんな委員に、新しい初めての委員

もありますので、またよろしくお願ひいたします。（拍手）  
○小林常務理事 常務理事の小林です。  
 所属は福山です。現在は医薬品卸のアステムに勤めております。どうぞよろしくお願ひします。（拍手）  
○竹本常務理事 このたび常務理事になりました竹本です。僕より年下が初めて今回入ったので、大変うれしく思っております。よろしくお願ひします。（拍手）  
○豊見（敦）常務理事 常務理事の中では一番下っ端だったんですけども、僕より年下が常務理事に入ったのでよかったです。よろしくお願ひします。（拍手）  
○中川常務理事 常務理事の中川です。  
 村上先生、おめでとうございます、きょう。お誕生日おめでとうございます。（拍手）  
○平本常務理事 児地区で開局しています平本と申します。このたびから常務理事を務めさせていただきます。おもしろいことは特に何も言いません。ありがとうございます。（拍手）  
○藤山常務理事 廿日市のエース薬局、藤山です。  
 4年ぶりの復帰をさせていただきました。ありがとうございます。2年間ちょっといろいろとごたごたともめたこともあります、先生方にはいろいろ御迷惑をおかけしたこともあるのですが、今ここにいることで私は一生懸命頑張ろうという気持ちになっていますので、よろしくお願ひいたします。御指導をよろしくお願ひします。（拍手）  
○二川常務理事 村上先生、おめでとうございますと言うから、私は専務理事になったからおめでとうございますと言ったのかと思ったら、そうではなかったんですね。本当におめでとうございます。  
 安芸の二川でございます。  
 一応、何とか常務理事で残していただきましたんで、また2年間、頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。（拍手）  
○松村常務理事 広島県女性薬剤師会の松村です。  
 ついこの前、「軟膏練って34年」という講演をさせていただきました。しかし、薬剤師になってからは、もうプラス4でございます。きょうは年下の方がたくさんで、とてもうれしく思っております。よろしくお願ひします。（拍手）  
○有村（健）副会長 有村です。よろしくお願ひします。もうちょっと仕事をさせてもらえそうです。よろしく。（拍手）  
○佐藤理事 福山大学の佐藤でございます。  
 ことはしは学術大会、福山で開催されますので、張り切って、いい学術大会ができるようにしたいと思います。よろしくお願ひいたします。（拍手）  
○三宅理事 広島国際大学の三宅と申します。  
 平素、学生実習お世話になって、ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひいたします。（拍手）  
○秋本理事 広島県青年薬剤師会の秋本です。支部は廿日市、職場は廿日市記念病院になります。  
 多分僕が一番年下なんで、必死に頑張って働くかと思います。よろしくお願ひします。（拍手）  
○安保理事 尾道薬剤師会の安保と申します。ファーマシイに勤めております。  
 何もわかりませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）  
○有村（典）理事 このたび初めて理事に就任させていた

だきました有村と申します。東広島で薬局をしています。下っ端なので、しっかりと頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。(拍手)

○宮本理事 広島市薬剤師会で副会長をしています。ハロー薬局の宮本といいます。よろしくお願ひいたします。

昭和38年、山口県生まれでございます。年は53歳、野村先生から県薬の理事やってくれんかのって電話が入りまして、それで今この場に立っております。一生懸命やりたいと思います。よろしくお願ひします。(拍手)

○森広理事 三原薬剤師会の森広でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

県のほうに行きまして、あ、偉い先生方だと思っていた方々と、このような形でテーブルを御一緒させていただいて、とても光栄ですし、できる限りのことは頑張ってみたいと思っております。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○岡田監事 このたび監事を仰せつかっております。御承知のように議決権はございませんけれども、会計監査、業務監査、大変実績、経験ともにすばらしい方々の業務を監査する、私ができるかどうかなというふうに思っているわけでございますけれども、与えられたということで、しっかりと役員の皆様方の業務を、コンプライアンス、ガバナンスとともにチェックをさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

それと、字品で、まだ現役で開業しております。それと、下の国保組合の常務理事ということで、週に1回、二、三時間務めております。

以上です。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○宮地理事 済みません、いつものように遅刻してしまって。今回初めて理事にならせていただきました宮地理です。

小さな支部なんですけれども、県薬剤師会に小さいなりの意見とか、皆さんに協力させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。(拍手)

○野村副会長 ありがとうございました。

次に、職員の紹介をいたします。

自己紹介でよろしいですね、順次お願ひいたします。

○横山事務局長 それでは、私から。事務局長の横山でございます。

この4月からお世話になっております。まだ3カ月ということで、先が見えない仕事をやっておりますが、そのうち先が見える仕事をしたい思っています。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○中尾氏 会館の中尾と申します。

会館の運営と管理のほうを担当しております。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○城崎氏 検査センター長の城崎でございます。

新しい会館に移っても検査センターをぜひつくっていただきたく、頑張りますので、よろしくお願ひいたします。(拍手)

○後藤氏 検査センターの後藤です。よろしくお願ひします。(拍手)

○有助氏 検査センターの有助です。よろしくお願ひします。(拍手)

○花本氏 同じく検査センターの花本です。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○吉田氏 県薬事務局の吉田です。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○原田氏 薬事情報センター長の原田でございます。

隣の、次に挨拶をさせていただきます永野さんと、きょうは欠席ですけれども、胡明さんと3人で情報センターのほうを、助け助けられながら運営させていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○永野氏 情報センター、永野です。いろいろ御指導よろしくお願ひいたします。(拍手)

○高野氏 県薬事務局の高野です。よろしくお願ひします。(拍手)

○山中氏 県薬事務局の山中と申します。

本会計等を担当しております。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○木下氏 県薬事務局の木下です。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○中村氏 県薬事務局、中村です。よろしくお願ひします。(拍手)

○鳶那氏 県薬事務局の鳶那と申します。

先月半ばに入ったばかりなので、まだたくさん御迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひいたします。(拍手)

○野村副会長 終わりかな。ありがとうございました。

では、これより議事に入りますが、定款第38条の規定によりまして、会長が議長として議事を運営することとなっておりますので、豊見会長、よろしくお願ひいたします。

○豊見(雅)会長 それでは、次第に従って議事を行いますので、よろしく御協力をお願ひいたします。

初めに、出席理事数の確認を行います。

ただいまの出席者数は24名であります。したがって、理事27名中、過半数を超えておりますので、理事会は成立了いたしました。

次に、議事録署名人の確認を行います。

定款第41条第2項の規定により、出席いただいている岡田監事、菊一先生はまだですね。来られました。

菊一先生、短目に一言、自己紹介をお願ひいたします。

○菊一監事 菊一です。よろしくお願ひします。(拍手)

○豊見(雅)会長 小澤先生も。

○小澤理事 小澤です よろしくお願ひします。(拍手)

○豊見(雅)会長 これで理事数が1人、25人になったのかな、理事者数が。

ということで、菊一先生と岡田先生と会長の私が議事録署名人となりますので、よろしくお願ひをいたします。

これより議事に入ります。

本日御審議いただくのは、別紙会議次第にあります諸事項についてであります。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、今後の運営方針についてです。

これから新体制でスタートいたしますので、私から運営方針について説明をさせていただきます。

運営方針というのは、今までより一層オープンに、全ての会合の、全ての会合のといいますか、例えば重要な会館建設等々のことをどんどんウェブ上に発表するとか、そういうふうなオープンな広島県薬剤師会を目指しておりますので、それが基本になろうかと思います。なるべく少人数で決めない。簡単なことはもう決まってしまうこともあるのですが、できるだけ委員会をちゃんと開いて、それで決めていこうというふうに考えております。

これも、今のも、運営方針についても議事になつてはいるので、何か御意見のある方はと聞かなくちゃいけない

のかな。理事会の運営についてという次のこともありますので、それも一緒に考えていただきたいと思います。

理事会は、年度事業計画、収支予算を決める3月の臨時総会の前に1回、さらに前年度事業報告及び収支決算を審議する6月の定時総会の前に1回というふうに、定期に開くのはこの2回、必ずこれは開きます。それ以外に重要な事項が発生したとき、あるいは何か決める、本当に理事会で決めなくちゃいけないことたくさんあると思います。

常務理事会は理事会の委託をもとに運営を決定していくますので、本当の方針といいますか、決定事項は理事会で決めるということになっておりますので、それ以外に必要なあるときに開催をいたします。

去年は何回ぐらい開催したか覚えておられますか。臨時総会もあったりとか、会館のこともあったりしたので、トータルで5回ぐらいは開いている、理事会。5回か6回、大体そのぐらいの回数ですので、御覚悟のほどをお願いいたします。

それから、また、常務理事会は月1回、一応第3木曜日の午後6時半から開催することを原則にしたいと考えております。

次に、各地域・職域薬剤師会長と理事者との会議として、地域・職域会長会議があります。これは3月の臨時総会の前と、それ以外に必要な都度に開催いたします。これにも理事は出席していただきますので、もう一、二回は理事自体の出席回数はふえるかもしれません。2回はありますね、2回は確実にあります。ということになりますと、去年の場合でいうと、7回ぐらいは来ていただいたことになるかなと思います。

以上の運営についてはこれでよろしいでしょうか。よろしいですか。

#### 〔「異議なし」〕

○豊見（雅）会長 異議がないようなので、こういうふうに運営をさせていただきます。

次に、事業の担当者についてを議題といたします。

定款第45条に、理事会の承認を得て職域部会を設置することができる。職域部会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるとあります。また、定款第46条に、理事会の決議により、委員会を設置することができる。委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるとあります。本日お配りしております資料2、平成28年度職域部会及び委員会等委員名簿（案）にありますように、各委員会、分担等につきまして、御意見、御要望をいただきたいと思います。

とはいって、これだけ資料に、ごらんになったらおわかりになりますように、非常に多くの委員会等が設定されています。

総務担当副会長は野村祐仁。野村祐仁先生に関しては、一応第1副会長ということも兼ねていただいております。といいますのは、私に何か事故が起こりましたときに、その次の会長が決まるまで野村先生に会長を務めていただく。期限ぎりぎり、あれどうなるのかな、誰か次2年後までは、例えば私があした事故が起つたら、2年後までは野村先生ということに定款上はなるんですかね。だから、途中の理事会でまた会長を決めることができる

んですかね。この間、辞任した後、そうでしたね。ですから、多分、次の会長が決まるまでということになると思いますが、野村先生に会長を務めていただきます。

財務担当、谷川先生、青野先生。これは今まで本会計と保険薬局部会の会計を務めていたいた両先生ですが、担当理事として竹本先生、藤山先生、吉田先生にお願いをするということです。

学術担当、松尾先生、谷川先生。

保険薬局部会、青野先生と有村先生。

村上先生はその後にしか書いてないですが、実は村上先生は一番上に書いてありますように統括責任者ということで、全てのところに目を光させていただくということになっております。特に保険薬局部会等を今までやっていただいております。

ほかの会員委員会、薬局委員会、医療保険委員会、学術委員会等々。

この後の薬剤師ビジョン構築委員会か、これは削除してください。ごめんなさい、ちょっと削除し忘れてます。薬剤師ビジョンというのが、もう新しい薬剤師ビジョンとか厚労省が出していますし、今の健康サポート薬局のほうに集約をされているようですので、こちらで、県で検討する必要がなくなりました。薬剤師ビジョン構築委員会は削除ということになります。

広報委員会は、会誌の編集が主なんですが、それ以外に新聞広告とか、広報に関する全般のことを広報委員会でやっていただいております。

情報センター委員会は、情報センターの運営に関して検討をしていただく委員会です。

検査センター委員会も、同じく検査センターの運営に関して検討をしていただく委員会です。

災害対策委員会。先日のようなことが起こりましたときに、中心になって動いていただく委員会です。

あと禁煙推進、あるいは公益社団法人定款及び諸規程検討委員会。この部分は、実は今の定款の中にも非常に、ちょっとよそから持ってきたのをそのまま使っている部分があつたりして、もう一回検討し直して、次の総会、あるいはその次の次の総会でもう一度定款を変えて届けるというような作業が発生しそうでありますので、その辺も検討していただきます。

あと公益事業推進委員会とかアンチ・ドーピング活動推進委員会、医療安全委員会、会館建設特別委員会。これも今後、開いていただく回数がふえると思います。

学校薬剤師部会、学校保健委員会。これは、日薬が日本学校薬剤師会と日薬と一緒にしまして、今、日薬のほうから全て連絡が来ます。学薬担当委員の出席も2名おおむね出ておりますので、広島県の場合は別ですので、学薬が1名、こちらの県から1名というふうに出ていただいております。

広島県健康増進計画対応委員会、在宅医療推進委員会。多分、常務理事の先生方、副会長の先生方は10。

谷川先生、幾つぐらい入っているんですか。

○谷川副会長 多い人は30以上あります。

○豊見（雅）会長 30以上も入っている。

○谷川副会長 野村先生のようにね。

理事の先生も、均等というわけではないんですけど、大体少なくとも10個、大学の先生方は、本来は学術関係で2つだったんですけど、今回ちょっと違うところにもお

知恵を拝借したいということで、3つ担当していただくように割り振りをしてあります。

新しい先生で余り面識のない先生には、一応どういうところが強いかというのをちょっと事前にお伺いしたんですけど、なかなかメンバーの構成上、思うようになってないかもしれませんけど、とりあえず御協力をいただければと思っております。

赤字のところが、ここにいない、要は県薬の理事者ではないというところですね。ああ、黒字が理事者、赤字が、支部からの推薦とかそれ以外で、支部のほうから出ていただいている先生方ということで入れております。

○豊見（雅）会長 この中で、打合会のキャラクター・マスコット活用打合会、これは時に応じてなんですけども、開いていただきますが、藤山りさ先生が書き漏れです。

○谷川副会長 済みません、漏らしてました。ごめんなさい。

○豊見（雅）会長 そのほかは外部組織ということで、広島県薬からむしろ派遣をするというか、というような委員会になっております。

これだけたくさんの委員会が動きまして、会合を何回も持つというのはかなり苦しい状態もあります。なるべく早く、家からでも参加できるというふうな機構をつくりたい。前も言ったことがあります、会長選挙のときの公約の中に入れてますね、できるだけテレビ会議的な、今いろいろなシステムがありますので、鳥取とか島根では、人口少ないと地域が広いので、早くから、10年も前からテレビ会議を取り入れているんですね。そこで広島が取り入れないという、ちょっとそういう状態になっておりますので、広島もなるべく早くテレビ会議を取り入れたいと思っています。ただ、取り入れる方向といいますか、いろいろ運営上ありますので、それも検討しながら取り入れていきたいと思っております。

大体こういうところが（3）番の事業の担当者についてですが。

○村上専務理事 1点、2ページ目の上から3行目の禁煙推進委員に井上先生が漏れてますので、追加のほうをよろしくお願ひいたします。

○豊見（雅）会長 井上映子先生。

○村上専務理事 はい。

○豊見（雅）会長 一応こういうことなんですが、例えば私はこのところは物すごく苦手で、絶対嫌だとかいうのがありましたらお聞きしますが、それ以外のことはできるだけ受け入れていただきますようにお願いをしたいです。それとか、これが得意なので、ここには絶対に入りたいとか、名前書いてないのは忘れたんじゃないとか。

○豊見（雅）会長 それじゃ、キッズシティに平本先生を入れてください。

子育て応援団こそやか201x……じゃあ、両方、平本先生、お願いします。理事会決定としては、その上の委員会までなんですけども、打合会のメンバーにも一応入れておいてください。

ということでおろしいでしょうか。

○宮本理事 第1副会長がもしも何かがあったときは、どうなるんでしょう。

○豊見（雅）会長 そんな2人が同時にということは、それは別々にというのは非常にあり得ることなんですが、2人が同時にというのはあんまりないとは思いますが、実を言うと、第1副会長、第2副会長、第3副会長、第

4副会長というふうに決めるというふうに定款上はなっていたと思うんですけども、普通の場合ですね。この場合、もしも2人がすごい、理事会で次の会長を決める前に事故があったとしたら、副会長から降格された村上先生に……

○村上専務理事 第1副会長が会長になった場合、第2副会長は第1副会長に昇格します。ただ、その次の時点で何かあった場合には、現在の第2副会長。理事会が開かれるまでに、暫定的となります。一応今まで決めてなかつたので、今回決めるということです。

○豊見（雅）会長 ということでございますんで、担当者についてということは、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」]

○豊見（雅）会長 次に、会館建設に……。

○谷川副会長 済みません、その前にちょっといいですか。今、担当が決まったということで、広報委員会なんですけど、今まで私と谷川チームと青野チームというふうに2つに分けていたんですけど、今度は中川チームと吉田チームということで、一応2班に編成します。9月号は中川チームで担当をします、私も入りますけど。それで今、中村さん、事務局のほうから振り分けした名簿を配っています。中川チームの先生方は来週の13日ですね、水曜日に早速広報委員会を開催します。通知はあした流しますので、出席のほどをよろしくお願ひします。

済みません、以上です。

○野村副会長 2ページ目の一番上にある検査センター委員会なんですが、ちょっと会館建設にもかかわりますので、早急に開きたいということで、あす行います。出られる先生だけで結構ですので、ぜひとも御参加をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。明日の19時の予定にしております。

○豊見（雅）会長 案内はまだ。なるほど。きょう委員が決まるまでは、勝手に、そういうれば案内ができなかったということでお許しください

それと、医療保険委員会の一番上の段に書いてある先生方なんですが、個別指導に立ち会いという仕事が実はあります、個別指導を受けたこともなく立ち会ったこともない先生方は初めてのこと非常に、県薬を代表して立ち会うといいますか、そういうことになりますので大変だと思いますので、最初は今まで立ち会った先生方と一緒に、一応一緒に立ち会っていただきまして、どういうものか、ちょっと聞いてみていただきましてからひとり立ちをしていただくというふうな形をとろうかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。今のが担当者についての補足事項でございました。

次に、会館建設について、資料3でございます。

資料3の上から見ていただくと、総会、理事会、常務理事会とか書いてありますが、どういうふうな権限といいますか、どういうふうな方向で作業を進めるかということが書いてあります。要するに、今までのように少人数で決めることができないというふうになっております。しかし、それとはちょっと別に、今まで委員会とかありませんでしたので、当然今までの交渉がありましたというのがその下に書いてあります。

6月の20日に、あい設計。あい設計というのと関係ある会社は、あい設計が今までの契約によりますと、設計と

監理、建築の施工管理を受け持ち、ダイワハウスが建築を受け持ち、ライフ・アシスト社というところが北側を借りるということで今まで進んできまいりましたが、北側を貸さないということになったので、全ての会社にその影響が及んでまいりまして、あい設計のやりとりで今まで1,700万、設計にかかっているよとか、いろいろありましたので、その交渉を今進めております。

その2番目に書いてありますのが、6月30日に1,750万から600万引いて。というのが、あい設計とは今までずっと打ち合わせをしてきてまして、相手は、うちの状況がどんなで、土地がどんなで、必要面積がどのぐらいでという今までの計画は一応話し合っているわけですので、設計にしても、一応の大もとの根本的なデータというのは持っておりますので、4階が3階に変わるにしても、ほかのところに頼むよりは当然安くなるだろうというふうな。もしも同じ値段で、今までと同じ値段でやるっていうんだったら会社変えるよという話になるわけですね。また見積もりとて安い会社に変えればいいという話になるわけですので、今までの補償としての部分は値引きをしていただく必要があるというので交渉をしている最中でございます。

この辺は、例えば建設委員会に投げかけてもちょっと難しい話ですよね。幾らというのを建設委員会で決めるわけにいきませんので、本当に弁護士を交えて、多分そう大きい人数でないところで交渉する必要があるかなというので、この辺は建設委員会の話とはちょっと別に考えております。もちろん見積もりが出た段階で、こういう構造でこういう見積もりが出たんですが、これでよろしいかというのは建設委員会にかけることになるかというふうに思っております。

いろいろこと話し合ったり、その次のページ見てもらえば、いろいろ話があったことは御理解いただけるんではないかな。非常にわかりにくい話なんんですけども、この開発にかかる業務という部分が何か1,000平米、敷地面積が1,000平米以上と以下でかなり金額が違う部分があるそうですして、これが設計料なのかな。

何か言ってましたよね、事務局長。設計料じゃなしに、開発にかかる登録料みたいな話じゃなかったでしたっけ。

○横山事務局長 この話は、1,000平米未満の開発であれば、特行政手続はないんですけども、1,000平米を超える場合には開発申請という申請をしなきゃいけなくなっています。その申請を行う書類作成とか折衝とかそういうものの業務がふえるということで、必要額、今回150万の提案がありますけども、この額が新規に発生するということでございます。

○豊見（雅）会長 そうですね、それがまたちょっと余分にかかるたりするんですけども。ですから、最初からこの設計で、新しい発想でやるよりはお金がかかるというのは事実でございます。

ただ、この下から2番目に書いてあります歯科医師会との連携、駐車台数、会館の大ホールを設置する階を下に持ってくる等によって、今までの設計の不利な部分をかなり改善できるかなと。ここのように大ホールが一番上にありますと、エレベーターはどうしても、このような古いエレベーターではどうしようもないわけで、2台必要だったり、大きいエレベーターが必要だったりしますが、もしも2階とか1階に持ってくることができれば、

ホールを、医師会の大ホールが1階と2階にかかるてあります、あれと同じように、例えば区民文化センターなんかほとんどが2階と1階から入れるようなホールですよね。エレベーターなくて低層階でやる場合には、ああいう形だったらエレベーターが要らないよねといふことも。もちろん3階建てですので、エレベーターが要らないことはありません。3階に上がる人はエレベーターが必要なんですが、それほど大きいエレベーターは要らないだろうとかいうような、いろんなことに関して設計図が描けるかな、節約した設計図が描けるかなというふうに思っております。

考え方として、よそが6階、7階なのに、3階でみすばらしいとかいう考えは一切持っておりませんので、それで十分というふうに、機能さえ果たせればそれで十分というふうに思っております。格好よければいいんですけどもね、それで、見た感じが貧相でなければ、もうそれでいいかなと思っております。その辺は設計図を描いてもらって、皆さんで判断をしていただこうというふうに思っております。

以上の方向で会館建設を進めたいと思っておりますが、全体としてよろしいでしょうか、疑問点等ありましたら。まだ金額等が出てないのが非常に残念なんですが、そこまで進めるだけの時間的余裕がありませんでした。もうちょっとこの話が煮詰まってからでないと、そのあい設計に頼むこともできないんですね。一応内々にはもちろんずっと伝えているわけなんですけども、私が会長になってすぐに話は伝えてあるわけなんですけども、正式発注は、あい設計のこの賠償額といいますか、今までのかかった経費の請求が来てから、それを我々が納得してから正式発注となりますので、なかなかそこまで進めなかつたというのが現実でございます。

そういうことですが、会館設計について、建設について、今の方針でよろしいでしょうか。

[「異議なし」]

○豊見（雅）会長 異議がないようなので、じゃあこの方針で一応進めさせて……。

はい。

○村上専務理事 その右のページにあるスケジュールは、これから議案でしょうか、それとも一括でしょうか。

○豊見（雅）会長 そうですね、ごめんなさい、そうです。スケジュールなんんですけども、一応この案に従って、また急げるところはできるだけ急いで進めていこうと考えています。

というところでございますが、一応これで説明を終わりますが、異議がなければこれでよろしいでしょうか。

[「異議なし」]

○豊見（雅）会長 ありがとうございます。それで異議ないということで、会館建設につきましてはこの方向で進めさせていただきます。金額については、まだ交渉の余地があるということで、交渉してまいります。

次に、顧問の委嘱についてを議題に上げさせていただきます。

顧問の委嘱なんんですけども、ここに書いてありますように、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任務は委嘱した会長の在任期間とするということでありまして、岡田新一先生、もうかなり、もちろんお年の先生でございますが……。

○岡田監事 無理です。

○豊見会長 無理。じゃあ、肉親の方がそう言っておられますので、それじゃあ、きょうの決議からは外させていただいてよろしいですか。といっても、実はこれ今からお願いをするわけでして、本人さんが拒否された場合には、もちろん拒否されているにお願いしますというわけにはいきませんので、岡田新一先生に関しましては御老齢ということで、肉親の方から……大丈夫ですか、わかりました。

それじゃあ、岡田政先生と吉田康先生と前田泰則先生に顧問を依頼するということでよろしいですか。前会長を依頼するというのが大体慣例になっておりまして。実を言うと、何をするかって決められたことがありますので、何か必要があったらお伺いをするということにはなってあります。一応これで、それをお願いするということで、異議なければお願ひをしてみようというふうに考えております。

実を言いますと、その5番に、顧問のうち、法律的、経理的技術を有する専門家に対してはということで、今、弁護士さんと税理士さんと社会保険労務士さん、3名の方にお願いをしているんですが、これ定款のうちのこの部分というのは後からちょっとつけ足したようなところがありますが、これは理事会決定でなくて、今はこの顧問さんとは別個に普通の業務顧問、ここにも業務顧問というふうな、業務顧問とは書いてないですね、顧問のうち、法律的、経理的技術を有する専門家に対しては、もう顧問の中に含まれていますが、これは業務顧問として、報酬等に関しても常識的な範囲で常務理事会等で決定をさせていただきたいというお願いでございます。弁護士さんとか、ここで決定をしても、その料金では引き受けられないとか、いろいろ起こってくる場合もありますので、ここにある顧問とは別個に業務顧問として、本当に日常の、社会保険労務士さんなんか、普通の会社が雇ってる社保労務士さんとか会計士さんとか弁護士さんと同じことと考えまして、この定款上のこの部分も、ちょっと今後変えたいなと思っております。

ということで、顧問に関しては、ここまで含めて、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」]

○豊見（雅）会長 じゃあ、これで決定をさせていただきます。

その他でございますが、何か議事録等に残し、ここで討議する内容がございますでしょうか。

ないですか。きょうは初めてなので、なかなかないかもわかりません。今後どんどん出てきたら、またそのときに発言をいただきたいと思います。

理事者の方は、後でちょっと出てきますけども、常務理事会にオブザーバーとして出席することもできますし、言っていただければ、もちろん理事者からの要望として常務理事会で検討して、またお返しすることもできると思いますので、御遠慮なく御発言をいただきたいというふうに思っております。

○豊見常務理事 前期からなくなっている委員会ですか、新設された委員会があったら、そのことを御説明いただけたらわかりやすいかと思うんですが。

○豊見（雅）会長 なくなっている委員会ありますか。谷川先生。

○豊見常務理事 IT委員会とかは。

○谷川副会長 基本的には全部載せているから、なくなつたのというのは、先ほどの薬剤師ビジョン構築委員会がなくなった。それとあとは、実際にはないかな、薬祖伸大祭実行委員会、これはもう委員自体がもともといないということで、これもないということです。

新設はまだないです。

○豊見（雅）会長 ということでございます。

では次に、旅費の支払いについてですが、谷川副会長から説明をお願いをいたします。

連絡事項ですね、発言がもうありましたので、協議自体はこれで終わらせていただきます。

連絡事項の中で、旅費の支払いについて、谷川副会長からお願いします。

○谷川副会長 いきなり最初に野村先生が、きょうの日当のことでお話をされたので、そこにつながるかもしれないんですけど、一応広島県薬剤師会で、ホームページで公開してますけど、旅費規程というのをちゃんと設けて、それにのっとって支給をしております。

ということで、見ていただいたら、旅費の支給ということで、第2条に、要は役員、職域の薬剤師会長、いわゆる支部長とか委員とか、そういう人たちに対して旅費を支給しますと。ただし、1日につき1回しか県薬としては出しませんというのをうたっています。また、8条としては、広島支部になりますけど、要は広島駅からここまでということで、往復で500円ということで設定をしてます。市内で移動は500円ということで規定をして、それにあとは各支部の旅費ですね、基本的にはJR代ということで支給をしております。それが大原則です。

今回特にということはないんですけど、一応会議が重複しても、県としては、県薬としては1回しか出しませんよとことですね。会議が違う団体で行ってて、要はよその団体で会議があって、なおかつ今度は県薬でも会議があった場合には、県薬からも支給はしますということなんですね、今までとそう変わることはないと思うんですけど。交通費について、例えば村上先生が福山からほかの会議で来てて、県の会議があるといったときに、じゃあ交通費が二重になるじゃないというのがあるけど、それは1回しか出しません。逆に、何かがあって1回帰る、また出てくるというときに、それがどうしても必要と認めた場合には旅費も払うケースも出てくるということで解釈をします。その辺のところは会長に一任するというふうにしてあります。

ということで、改めて言うことでもないんですけど、むしろその次の、きょうの資料で5番、資料の5ですね、で提示しているんですけど、他の団体で行かれたときに、要は少額のときにその差額について、一応県薬からも調整をします。県の旅費規程に合わせてしますということで差額調整申請書というのをつくってますので、それに基づいて申請をしていただければいいです。実際に事務局からすると、本当にそうだったのかという確認がとれないんで、その証明書、領収書なりを一緒につけて出していただければ、その差額については見ますということを、今回新任の理事の先生方が多数いらっしゃるので、一応県薬としてはそういうふうにやってますということをちゃんと伝えておこうということで今回、言っております。

ただ、私的に行ったときに、ついでに県薬理事とかって名前をつけ足しといて、県薬に旅費下さいというのはなしですからね。それは常識の範囲内でやっていただければいいと思いますけど、要は県薬の役員として公務でどっかに行くというときには、そちらから支給がない場合は県薬からちゃんとしますということですので、十分働いていただければいいかと思います。

以上でいいですか。

○豊見(雅)会長 今まで学薬とか、例えばここで会議があったときに、同じ会議として考えていたんですけども、主催団体が、学薬と連盟同じ団体として考えていた。だそうですが、連盟も別団体ですので、むしろ連盟こそ別団体にしておかないと難しいわけですので、連盟の会議があつて別個に県薬の会議があつた場合、連盟の会議の後に10分間ちょっと相談したとかいうのは別ですけども、ちゃんとしたそれぞれの会議があれば、これは別な団体の会議として、それぞれが5,000円部分は旅費として支給をします。

○谷川副会長 ただ、連盟については、選挙期間中は支給できませんので。だから、あえて連盟を言わなかつたんです。要は公職選挙法に……。

○豊見(雅)会長 に従つた。

○谷川副会長 抵触するようなことはしないと、ちゃんとやってますよということです。

○豊見(雅)会長 従つて。いや、連盟の普通の会議のとき、出せるとき、あるじゃないですか。だから、そういうときにはちゃんと別の会議としてやります。あんまり例はないんですけどね、ということです。

全体より少額な、本会の規定より少額な場合というのは、実は広島市の会議とか、ここ特に広島市ですので、広島市の会議が多いんで、県の学校保健会とかいう会議が多いんですけども、そういう場合、行ったのに数百円、交通費しか支給されない場合県薬の推薦でそこの委員になってるから出たというような場合には、その差額を出しますので申請をいただきたいということでございます。それから、その次の差額調整がそれですね。

その次の講師届、資料6です、に関しまして、実は、例えば県薬の理事としてお話をするのでなくとも、例えば宮地先生が因島の薬剤師会の会長として、どこか何かでお話をされる。その中には、宮地先生の紹介をするときに、広島県薬理事というのが入ってしまうのが普通ですね、やっているよというので当然入ってしまいます。そうすると、もしかして、その聞く人よっては、これは広島県薬がそう考えているんだみたいなことを思う場合があるわけです、どうしても。例えば、私だったら特にそうですけども、広島県薬会長として、たとえ私が豊見薬局の豊見雅文で出てても、紹介の中に広島県薬会長という名前があった途端に、あ、県薬ってこんなことを考えているんだと思われちゃう部分もある。

それともう一つは、先生方が講演されて回られると、どういう話が得意なのかを我々も知っておきたいというのがありまして、そういう講演をよく頼まれている方にお願いしたい。もちろんそういう方にもお願いしたいというのは、こういう講演依頼があったらこの人に頼めばいいんだなとか、そういうのがわかりたいなというのもありますて、その2つの意味もありますて、講演の講師を務められるときには報告をいただきたい。

もう1点、広島県薬剤師会では、薬務に関する、薬事に関する講師派遣というのもやっております。これは、例えば老人会とかそういうもので講演料が出ないとか、今さっきと同じように、広島県が、県薬が派遣をしたことにしてその講師料を出すと、5,000円ですけどね、この会と同じ。そういう場合もありますので、ここに旅費等というものが書いてあります。旅費等で日当として300円と600円とぐらいしか出なかったとしたら、それを申請してもらえれば、広島県から講師派遣をするという形で出すことができます。

ここまで割に普通の話で終わるわけですが、実を言うと、この後についておりますのをちょっと見ていただきたいことがあります。

ごめんなさい、これ大学の先生除くわけです。大学の先生は講師やるのが仕事ですので、県薬に報告していただく必要は全くありません、何でも御自由にしゃべっていただいて。これは大学の先生以上に広島県薬が出てくる可能性はゼロですので、御自由にやってくださいませ。

その次に見ていただきたいのは、ちょっと順番が違うんですが、次のカラーを見ていただきたいと思います。EM活用で環境に優しいプール清掃、こういうのがはやっています、実は。これの最後のページ見ていただくと、広島県では16の小・中学校、岡山県見ていただくと150の小・中学校でEMが使われているということが出ています。何で岡山県と島根がこんなにすごいかといいますと、まず島根は、あるところのライオンズクラブ、私も入っているので悪口は言いたくないんですが、ライオンズクラブの有志がEM菌というのを買って、小学校にただで持っていくんですね。環境教育と称してそれをやっている、大々的にその地区全部にはやらそうというんで頑張ってやってしまった。岡山県に関しては、岡山県が一番最初にEM菌は効かないよという実験結果を出した。広島県もその後で出しているんですけども、広島県は標的にならずに岡山県が出したものでEMの会社の標的になりまして、すごく責められて、EMの会社がこれだけ入れ込んでいるというのが本当です。

EMというのが普通の名称のようですが、これは登録商標で、例えば花王といえば会社の名前で、花王の洗剤の名前みたいなもんなんですね、いわば、洗剤じゃないんですけども、そういうにせ科学の代表みたいに今言われています。

なぜかというと、これが効かなかった、川に流しても効かないよという実験は今いろんなところでもう出てきています。むしろ流す上流のほうがきれいだったとかいう実験結果も出ていますし、広島県でも、海にやってもだめだったとか、閉鎖でやってもだめだったとか、いろいろ実験結果が出ていまして、まず基本的にこれを学校に持ち込んではいけないというのは、その前にあります「新・夢に生きる」、比嘉照夫っていう文章です。

これは、この比嘉照夫さんというのが沖縄の琉球大学かどこかの名誉教授だった人でありますて、この人がつくったということになっています、EM菌という。80種類のいろんな菌がまざっている。80種類培養して、同じバランスで培養できるわけはないんですけども、ちょっと発酵工学を知っていればわかる話なんですけど、それでも素人が糖蜜と米のとぎ汁とまぜてやつたら、1回はこれがふやせるよとここに書いてありますが、こういうふうな

資材、今一大産業に実はなっておりまして、これを発明した人のブログにこういうことが書いてあるわけですね。もう見るからに抗酸化作用、非イオン化作用、有害なエネルギーを触媒的な力で有用なエネルギーに変えるというEMの蘇生の力とか、何とかシントロピーとかいうらしいですが、意味がわかりません、全く。

今、放射能もこれで除染できるというので、福島にえらいぶち込んでいます。もう信じられないような、我々が見たら信じられないような、ここに1から14までいろんなことが書いてありますが、笑えますよね、もう読んだらね。こういうことを本気で、この人は、開発者が言っている。こういうものを学校教育に持ち込んで、川がきれいになるとかいって、だんごをつくって川に投げ込ませたりしているのが今の現実なんですね。

なぜ、これを私が出したかといいますと、これによく似たもので、例えば今の水素水とか、水素水も全く人間が、今の正常な人間が今の売っている水素水を飲んで有効だったというエビデンスは一つも出てないんですね。特殊な人に特殊な濃度のできたての水素の濃度が多いやつを飲ませたら、ちょっと何かあったかなというふうな結果が出かけているんですが、健康人がそれを飲んでどうかになったという話は一切まだ出でていない。

それを、例えば薬剤師が水素水は体にいいらしいよと言った途端に、でたらめを言っている薬剤師になってしまふわけです。薬局というのは今まで非常にそういうのが好きなところでありまして、ある種の健康食品が効かないのを知りながら売っているとか、ああいう類いの商品ですね。健康食品がどうかというのは、今の厚労省のホームページにもありますし、明治大学だったかな、どこかの薬学部もやってますし、そのエビデンスがどこにあるか、どれだけ確かなそういうデータが出ているかというのは、調べればすぐわかるんですけども、薬局では商売上それを売らざるを得ないのかどうなのか、そういうのをよく効くと言って売っています。本来ならば薬事法違反にも当たるわけなんですが、うまい具合に逃げた形で売っている。

これを、例えば、もしも講演で先生方がしゃべられるとまずいと私は思っています。ですから、エビデンスのないことは、たとえ、今から健康サポート薬局で健康食品の話も出てくるでしょう。今、薬剤師会がやっている健康食品の話は、これとこれを一緒に飲んだらまずいよとか、そういう勉強をしています。ところが、これが効くか効かないかというのは避けて通っているような気がするんですね、エビデンスがないからなんでしょう。

だから、1人が効いた、僕個人の感想ですよいテレビの宣伝がありますが、コラーゲンがどうのこうのとかって。コラーゲンというのは、体のたんぱく質の30%、20%ぐらいがコラーゲンですね。それで、100ミリグラムとろうが、1,000ミリグラム胃の中に入れようが、ばらばらに分解されて入っていくわけですから、とりあえず効果がないというのが薬学的な考え方だと思います。そういうのに乗ってしまうと薬剤師の信用を落としてしまうと私は思っておりますので、ぜひともその辺はよくお確かめになって、エビデンスのある話をしていただきたいというので、ここに入れました。

もう教育の世界にもたくさん入っていまして、ここにありますホメオパシーとか「水からの伝言」とか「江戸し

ぐさ」というのは全部、ホメオパシーは教育の世界に公式には入っておりませんが、沖縄のほうのとか、山口県で人が死にましたね、ホメオパシーで死んだというのは、ケーツーレメディというやつで、ケーツーシロップというのは、生まれてすぐの出血を防ぐために基本的に飲ませるようになっていまして、これは処方箋がなくても、包括的に産院とかで助産婦さんがさんが飲ませていいという、連携医師の包括的指示でケーツーシロップは飲ませていいということになっているんですけども、そういう大事な薬なんですが、そういう合成のものを飲ませなくとも、砂糖水にケーツーを何万倍も薄めた水をしみ込ませたのがレメディというんですが、そういう一分子も入っていないようなのを飲ませて、これで大丈夫といって、そのまま子供が脳出血で死んでしまったという事件がありました。

こういうにせ医学の怖いところは、そういうふうに合成はだめよとか、抗がん剤はだめよとか、普通医療を排除してしまう。プラスアルファだったらまだ害がないほうなんですが、排除してしまってこれに頼りなさいっていうのが、こういうにせ医学の方針としていろいろ話題になりましたね。糖尿病のインシュリン打たなくていいとかで死んだりとか、そういうのがにせ医学なんですけども、そういうものに薬剤師が加担してはだめですよという意味で書きました。

「水からの伝言」というのは、水にありがとうと書いて入れればきれいな結晶ができる、ばかやろうと書いておけば、その結晶がきれいにできないという写真集がありまして、これを小学生に、きれいな言葉を使わせる道徳の授業で使っていた先生がたくさんいるんですね。だから、結果が得られれば、その道筋はうそでもいいのかという話でありまして、これもエビデンス関係なく、そういうのがはやった。

「江戸しぐさ」もそうです。実は最近できた本なんですけども、江戸時代には日本人はこれだけ奥ゆかしかったというんで、ちゃんと時間のアポイントとっていたとかいう話が中に出くるんですが、あんな時計もない時代に、何でアポイントがちゃんととれるんだろうとかいうふうな全くでたらめが書いてあるの、これは教科書の副読本にも載りました。今回でそれはでたらめであるというのを広島の学者が言って、副読本からも削除されましたけども、そういうものです。教育の世界にもこういうものが入り込んでおります。

その下に書いてある、全部これはもう……。白インゲン健康法というのは薬剤師が言い始めたんですね、薬学博士が、あれ、事故起こしたやつですけども。こういうふうに薬剤師が加担したりするとまずいことが書いてありますので、これはごく一部ですけども、参考にしていただきたいと思います。こういう言葉を発した途端に薬剤師の信用がなくなりますよというふうに私は思っております。

以上で、講師を務めていただくときに避けていただきたいことと、講師を務めていただくときに出していただきたい書類の説明です。これは議論ではありません、お願ひとして出しました。

次に、常務理事会のオブザーバー出席についてです。

先ほどちょっと説明しましたが、原則第3木曜日に常務理事会を開いております。次の常務理事会は7月21日、

第3木曜日。理事、監事の先生方も御出席いただけます。毎月事務局から開催通知は送信いたしますので、オブザーバーとして御出席希望の方は、資料の用意がありますので、御返信をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それから、オブザーバー出席、申しわけありませんが、旅費の支給はありませんので、御了承いただきたいと思います。

次は、社団・財団法人向け役員賠償責任保険への加入についてです。

一般財団法人・財団法人法の施行により、公益・一般法人の役員の法的責任が明確化され、役員に対する損害賠償責任が追及されるリスクが高まっておりますので、本会も役員賠償責任保険に加入したいと思っております。予算規模とか会社によって値段が違いますので、それを今、選択の最中です。ということで、一応賠償責任を会員さんから追及されても、何とか保険で賄うというふうに思っておりますので、ある部分、御安心ください。

多分、書いてあるとは思いますが、会の方針に逆らって勝手なことをした場合は入らないよとか書いてあるんじゃないかな、どうなんでしょうね、書いてないかな。法人の理事の賠償責任ですので、わかりませんが、大体普通のことは賄えるようになっていると思います。相手先については検討しております。

次に、行事予定でございます。

これは資料がついてますね。11月20日に福山の宮地茂記念館にて広島県の学術大会が開催されます。できるだけ御出席いただきますようお願ひいたします。

日本薬剤師会の学術大会は9日、10日です。

それから、毎年あります日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会の中国四国支部学術大会が岡山で、こことは11月の5、6、就実大学で開催されます。これも御出席いただければというふうに考えております。

以上で本日の理事会で御審議いただくものは全て終了いたしました。

何か全てを通して御意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

○秋本理事 講師届でちょっと教えてほしいんですけど、勉強会、研修会、いろんな規模があると思うんですけど、例えば県薬剤師会の勉強会以外にも、僕とかが地域の薬剤師会、薬剤師さんとかでつくっている勉強会があって、そういうた研修会で講師するときも、こういった届け出しますようになるんですか。

○豊見（雅）会長 そうしていただきたい。

○秋本理事 じゃあ、講師としてやる分は全部出したらいいということですね。

○豊見（雅）会長 はい、そういうことです。

○秋本理事 議長とか座長とかというのは出さなくてよくて、講師として出す。

○豊見（雅）会長 そうですね。

○秋本理事 わかりました、ありがとうございます。

○豊見常務理事 これは、もしかしたら常務理事で検討してからかもしれないんですけど、日薬学術大会の理事の参加については、これは交通費の支給ですか、参加費の支給ですか、申し込み方法ですか、今決まっている情報があれば教えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○野村副会長 これまで常務理事以上で、参加費、これは、また今後話し合う……

○豊見（雅）会長 今のところ、どちらにしても、宿も参加費も全て個人で今は頼むようになってますよね、前はまとめて頼んでいましたけども。今までの慣例によると、常務理事以上は参加費及び交通費を県薬で負担しておりましたというのが現状です。

○豊見常務理事 ということは、参加される方は個人で申し込み、ということですか。

○豊見（雅）会長 申し込みは全て個人です。

○豊見常務理事 わかりました。ありがとうございました。

○谷川副会長 済みません、日薬の学術大会の参加についてなんですけど、常務理事以上は今まで県薬から旅費を出しているというのがあったんですけど、理事の先生方で参加をされるときには、支部に代議員数分の参加の枠がありますから、原則的にはそれを使っていただいて参加していただければと思います。

それ以外に、発表者支援で、大体日薬で5名程度、中国四国も5名程度、発表者支援を出していますので、それについてもできれば、枠があれば支部のほうを使ってもらって、それ以外の支援について発表者支援として県薬から出すと。どっちみち県薬から出すんですけどね、いうことにします。支部のほうから参加をいっぱいしてもらっているというのをしてもらったほうがいいかもしれませんで、そういうふうに理事の先生はお願いをしております。(発言する者あり)

そう、参加費だけです。だから、登録して参加費……発表者支援は交通費、普通に常務理事以上の役員と同じ支給で。今回名古屋などで泊つけませんので、1泊2日でしか出しませんので、そこは御了承ください。

○豊見（雅）会長 だから、支部の代議員数というの、参加費ですよね、登録費だけですね。発表者支援は交通費までですね、常務理事と一緒にすることですね。参加費は出さない、むしろ交通費だけ。代議員数を使ってください。それが発表者支援のやり方ですね。あ、そうですか。だそうです。

それでよろしいですか、ほかに御意見等。御意見等と聞くのだったら、今の件の理事も交通費出してと、思うよね。いずれ検討します。

以上できょうの理事会は終了いたしますが、司会にバトンタッチします。

○野村副会長 豊見会長、ありがとうございました。

この後、懇談会を、100メーター道路向かいのオリエンタルホテル広島の2階の椿の間で開催しますので、よろしく御参加をお願いします。

これで終わります。

以上をもって、会議を終了し、理事会を閉会した。

## ◆ 平成28年7月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成28年7月21日（木）  
 場 所：広島県薬剤師会館  
 議事要旨作製責任者：竹本貴明  
 出席者：豊見会長、野村・青野・有村・谷川・松尾各副会長、  
 　　村上専務理事、井上・竹本・豊見・中川・平本・藤山・  
 　　二川・松村各常務理事  
 欠席者：小林・吉田各常務理事

会長挨拶：不慣れなもので、議題が突然出たりとかいろいろ起りこりそうな予感はしておりますが、だんだん慣れていくて、月に1回のいいペースが動き出せばいいなと思っていますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

### 1. 報告事項

- (1) 6月定例常務理事会議事要旨（別紙1）
- (2) 諸通知
  - ア. 来・発簡報告（別紙2）
  - イ. 会務報告（別紙3）
  - ウ. 会員異動報告（別紙4）
- (3) 委員会等報告
  - (中野会館建設特別委員会委員長)
    - ア. 平成28年度第1回会館建設特別委員会（資料1）
      - 7月14日（木）於 広島県薬剤師会館  
 委員会の検討状況が報告された。
  - (豊見会長)
    - ア. 広島県学校薬剤師会総会
      - 6月18日（土）於 広島県薬剤師会館  
 役員改選があり、永野孝夫氏が会長に再任されたこと、新役員として、平本敦大氏、吉田亜賀子氏が常務理事に就任されたこと、豊見雅文が顧問となつたと報告された。また、平成29年2月19日（日）にエソール広島で、平成28年度第6回学校環境衛生研究協議会が開催されること、県学薬と本会が主催になるだろうと説明があり、協力の依頼がされた。
    - イ. 第48回広島県薬剤師会定時総会
      - 6月19日（日）於 広島県薬剤師会館  
 役員出席のため、報告は省略された。
    - ウ. 理事会
      - 6月19日（日）・7月7日（木）於 広島県薬剤師会館  
 役員出席のため、報告は省略された。
    - エ. 正・副会長会議
      - 6月19日（日）於 広島県薬剤師会館  
 定時総会終了後開催し、平成28年度薬事功労者厚生労働大臣表彰候補者に多森繁美氏を推薦することが決定したこと、平成28・29年度職域部会及び委員会等委員名簿について調整したこと、新会館の建設については検査センターのことも含めて検討していくことになったと報告された。
    - オ. あい設計との協議
      - 6月20日（月）於 広島県薬剤師会館  
 7月7日の理事会で配付した見積書について協議を行つたと報告された。
    - カ. 県庁新任挨拶（局長・部長・課長）

- 6月24日（金）  
 薬務課長等へ会長就任の挨拶に横山事務局長と行ったと報告された。
- キ. 中国四国厚生局来会
  - 6月27日（月）於 広島県薬剤師会館  
 中国四国厚生局長が就任の挨拶に来られたと報告された。
- ク. 広島県栄養士会来会
  - 6月28日（火）於 広島県薬剤師会館  
 広島県栄養士会在宅訪問栄養ケア推進委員会の委員の推薦依頼に来られたと報告された。
- ケ. 広島県医師会訪問（平松会長へ新任あいさつ）
  - 6月28日（火）  
 平松広島県医師会長へ会長就任の挨拶に横山事務局長と行ったと報告された。
- コ. 広島県薬務課との事務連絡会議
  - 6月30日（木）於 広島県薬剤師会館  
 薬務課から、平成28年度に実施する患者のための薬局ビジョン推進事業、健康サポート薬局事業等の説明を受けたと報告された。
- サ. 正・副会長会議
  - 7月4日（月）於 広島県薬剤師会館  
 7月7日に開催する理事会へ出す議題等について検討したと報告された。
- シ. (株)じほう取材「新会長インタビュー」
  - 7月6日（水）於 広島県薬剤師会館  
 (株)じほうのWEB版PHARMACY NEWSBREAKの取材を受け、広島県薬剤師会会館建設、定期借地権、HMネット等の話をしたこと、全国レベルで話が伝わっていると報告された。また、別の日に、野村副会長も(株)じほうの取材を受けたと報告された。
- ス. 広島県地域保健医療推進機構来訪（書面評議員会）
  - 7月12日（火）於 広島県薬剤師会館  
 広島県地域保健医療推進機構評議員会の理事・評議員の選任について説明を受け、書面表決の署名をしたと報告された。
- セ. 安田女子大学水内教授来会
  - 7月12日（火）於 広島県薬剤師会館  
 安田女子大学薬学部の水内義明調教授が来られ、高齢者における『薬を正しく飲んで正しい治療』仕組み作りのための調査研究への協力依頼があった。調査目的は、服薬が正しく行われていない事が推測される65歳以上の高齢者の残薬に着目して、患者及びその家族から聴き取り調査と残薬調査を行なう上で、残薬発生因子を明らかにし、個別に問題点を解決し、安心で安全な療養環境を整えるということだった。大学院生や訪問看護師、ケアマネ、ホーム・ヘルパーの研究員が直接患者から情報収集を行うという説明だったので、それでは薬剤師会としては協力できないこと、まず、薬局に声かけをしてほしいこと等要望をし調整中であること、調査対象地域も未定であるが、薬局へ協力依頼の一斉同報をすることになるだとうと報告された。
- ソ. 日本薬剤師会第2回都道府県会長協議会（会長会）
  - 7月13日（水）於 東京・日薬  
 日薬を巡る最近の動きについて等の報告があり、

平成28年度会務運営について協議を行ったが、健  
康サポート薬局のことが中心であった。他の都道  
府県会長から、本会定時総会のことで声をかけて  
もらったと報告された。

(野村副会長)

ア. 平成28年度広島県薬物乱用対策推進本部幹事会議

6月21日（火）於 県庁・東館

初めて出席したが、6月26日に開催される広島県  
薬物乱用対策推進本部会議の前段の会議であり、  
平成27年度の薬物乱用防止対策実施結果、活動状  
況報告があった。広島市内を除く県内の中・高等  
学校の薬物乱用防止教室の実施率は、平成26・27  
年度とも100%であったが、小学校では、平成26年  
度が97.2%、平成27年度は95.9%と1.3ポイント  
下がったとのこと、危険ドラッグの使用者は激減  
したが、覚醒剤、大麻に移行しているという状況  
であり、再犯防止を強化する必要があること、6  
月1日「刑の一部執行猶予」制度が施行されたが、  
これも再犯防止の目的であると説明があったと報  
告された。

イ. (株)じほう取材「労務提供改善に関する取材」

7月1日（金）於 広島県薬剤師会館

医療用医薬品卸売業公正取引協議会より、一部の  
保険薬局に見られる便益労務の提供について、公  
正競争規約に抵触する恐れがあるため取り止めて  
ほしいと要望があり、会員に対し、平成23年11月  
から何回か便益労務の提供見直しについてお願い  
した件で、広島県ではかなり改善があったこと、  
他県では、卸側から便益労務を断る文書を薬剤師  
会に送付したところもあったこと、公正取引委員  
会から卸公取協へ指導があり、要請文を撤回した  
こと、卸公取協は是正の要請文の項目の自主ル  
ールの範囲の見直しを行いこの6月に施行したこと  
から、(株)じほうの取材を受けたこと、広島県医薬  
品卸協同組合の天野事務局長に同席いただいたこ  
とが報告された。

ウ. 検査センター委員会

7月8日（金）、21日（木）於 広島県薬剤師会館  
会館建設にあたり、検査センターの実績が過去3・  
4年横ばい状態であり、年間400万円余りの赤字を  
出していること、検査機器設備の移転費用が4,000  
万円から5,000万円かかること、現状維持での存続  
は厳しいこと、中国他県の状況を踏まえ、規模を  
縮小する方向で検討していくと報告された。

エ. 「薬草に親しむ会」下見・現地挨拶

7月12日（火）於 三次市吉舎町

本年度は、9月22日（木）に三次市吉舎町の安田  
小学校周辺で開催することが決定しており、安田  
小学校と吉舎支所に挨拶に行ったこと、小学校の  
校庭の駐車場等問題もなく、散策するルートを確  
認したこと、割とたくさんの種類の植物があった  
と報告された。

オ. 医薬品について

熊本地震薬剤師派遣の際、モバイルファーマシー  
に載せて現地に向かった医薬品について、実際に  
使用した薬については、熊本県薬剤師会に支払っ  
てもらえること、使用したリストは熊本県薬剤師

会に送っていると報告された。

(青野副会長)

ア. 広報委員会

6月20日（月）於 広島県薬剤師会館

会誌7月号の最終チェックを行い、校了したと報  
告された。

(有村副会長)

ア. 第15回ケアマネジメント広島大会

3月20日（日）於 JMSアステールプラザ

当日、平成28年度調剤報酬改定等説明会（西部）  
の後から参加したこと、医療と介護の連携をテー  
マにシンポジウム等があったが、参加者は多くな  
かったと報告された。

イ. 広島県地域保健対策協議会第1回医療・介護連携  
推進専門委員会

3月31日（木）於 広島県医師会館

委員長が広島大学医学部の竹内啓祐氏、センター  
長の公立みづき総合病院の山口昇氏が、広島県地  
域包括ケア推進センターからのデータを集計して  
いること、委員が多方面から出席していると報告  
された。

ウ. 広島県地域リハビリテーション等専門職派遣及び  
研修に係る調整会議

4月25日（月）於 県庁・本館

リハビリテーション等専門員を地域活動に派遣す  
るための会議であるが、なかなか厳しい状況であ  
ること、この会議には医師会、歯科医師会は入っ  
ていないと報告された。

エ. 平成28年度介護労働センターケア・サポート講習

5月18日（水）於 社会福祉法人かつぎ会介護老人  
福祉施設谷和の里

毎年講師をしていること、薬の使い方について講  
演をし、40名の参加があったと報告された。

オ. 医療・衛生材料供給体制検討委員会（資料2）

5月24日（火）於 広島県薬剤師会館

新会館の医療・衛生材料供給体制について検討し  
ていること、次回から備蓄について協議する予定  
であることが報告され、メンバーを増員したいと  
要望された。

カ. 第1回広島県地域包括ケア推進センター多職種連  
携推進ワーキング会議

6月2日（木）於 広島県医師会館

センター長の公立みづき総合病院の山口昇氏の挨  
拶で始まり、委員長の広島大学医学部の竹内啓祐  
氏より、各方面からいろいろなデータを収集して  
いること、今度は薬剤師の居宅療養管理指導につい  
てデータ収集を行う予定であると報告された。

(谷川副会長)

ア. 平成28年度広島県合同輸血療法委員会（資料3）

6月25日（土）於 日赤中四国ブロック血液セン  
ター

委員長に広島大学病院輸血部長の藤井輝久氏、副  
委員長に日本赤十字社広島支部病院輸血部長の岩  
戸康治氏が選任されたこと、平成27年度事業報告、  
平成28年度事業内容の検討、輸血療法におけるヒ  
ヤリ・ハット事例の提示、輸血手帳ひろしまの啓  
発方法、高田昇前委員長の特別講演「私が見た最

近の10年間の輸血トピックス」があったと報告された。次回から、松尾副会長に出席していただくことになると発言された。

イ. 財務担当者会議（資料4）

7月15日（金）於 広島県薬剤師会館

役員改選で、今期から吉田常務理事に本会計・用紙部会計、竹本常務理事に保険薬局部会会計・会館会計・研修協議会会計、藤山常務理事に検査センター会計・配付物会計を担当してもらうことになったこと、7月7日の理事会で全国公益法人協会の役員賠償責任保険に加入することは決定したが、支払限度額1億円・免責金額無しに加入することとし、7月31日から中途加入できるよう手続きをしたこと、会館会館建設費用について、積立金と流動資産を合わせても1億円が限度、移転費用も含めて5億円で検討したいが、設計・費用が決定次第、借入等具体的に検討しないといけないこと、資金不足のため、検査センターの移転について考慮する必要がある。9月20日（火）午前10時から午後4時まで、公益認定等審議会の公益法人立入検査の通知があり、石橋公認会計士とも連絡をとり対応したいこと、マイナンバー・旅費規程等について早々に決定する必要があると報告された。

（松尾副会長）

ア. 薬事情報センター業務打合せ

7月14日（木）於 広島県薬剤師会館

薬事に関する相談、中毒・ドーピング等の相談、研修会の開催、モバイルD I等の業務内容の説明を受けたこと、薬事情報センター委員会を開催し、事業について検討すると報告された。

（村上専務理事）

ア. 日本薬剤師会第87回定時総会

6月25日（土）・26日（日）於 ホテルスイート21東京

役員改選期であり、理事の選任を得た上で、山本信夫会長、各副会長等が決定された。総会議長であった小野春夫氏が監事に選任され、総会議長は、副議長だった三重県の吉田眞澄氏、副議長は大阪府の尾島博司氏が選任された。総会で決算承認について、総会決算委員会委員長から報告があったが、総会前に開催された総会決算委員会に中国ブロックから岡山県の小笠原代議員と広島の竹本代議員が出席したこと、総会報告は会誌に掲載すると報告された。

イ. （第1回）平成28年度患者のための薬局ビジョン推進事業連絡会議

6月27日（月）於 広島県薬剤師会館

全国37都道府県、広島県は薬局ビジョン推進事業で予算が出ること、平成26・27年度の2年間行ったヘモグロビンAlcを活用した「患者のための薬局ビジョン」「健康サポート薬局」を推進する事業で予算がとれたこと、その連絡会議を開催した。県下6カ所で実施することになったと報告された。

ウ. 復職支援研修会

6月21日（火）於 まなびの館ローズコム 参加者9名

27日（月）於 広島県薬剤師会館 参加者5名 前年度の出席者2名、新規出席者もあったこと、6月に保険調剤の2回目を実施する予定であると報告された。

エ. 多重受診者対策検討会

6月20日（月）於 協会けんぽ広島支部

向精神薬の多重受診者を4名ほど絞り、薬剤師を4名を決め、保健師と患者訪問するという企画を進めていること、4名の薬剤師は未決定であること、7月は重複投与等の多重受診について検討することになっていると報告された。

オ. 広島県老人福祉施設連盟「平成28年度医療的ケア基礎研修」

7月21日（木）於 広島県社会福祉会館

高齢者対象の研修会ではなく、ケアマネジャー及び看護師対象で、「薬学知識の基礎を学ぶ」で150分の研修を行ったと報告された。

（竹本常務理事）

ア. 日本薬剤師会予算委員会

6月24日（金）於 東京・日薬

中国ブロックから岡山県の小笠原加代氏と出席したこと、薬剤師年金について、事業の執行状況について質問が上がったと報告された。

イ. モバイルファーマシー見学のため来会（徳島県職員）

7月5日（火）於 広島県薬剤師会館

徳島県薬務課の方が3名、広島県薬務課の方が1名の来会があり、横山事務局長とともに、モバイルファーマシーの機能、熊本地震薬剤師派遣活動と反省点、先発した大分県薬剤師会から医薬品のリストをもらい、それを参考に医薬品を選んだこと等説明をしたと報告された。

ウ. 平成28年熊本地震災害時公衆衛生チーム活動報告会

7月8日（金）於 県庁・本館

避難所立ち上げ支援の保健活動ということで、リハビリテーションの派遣者と保健師が中心の報告会だったこと、スライド発表の後、グループディスカッションがあり、重度障害者の避難と把握について話が出たこと、串田災害委員長、佐々木災害委員と出席したと報告された。

（豊見常務理事）

ア. 日本薬剤師会理事会

第4回 6月26日（日）於 ホテルイースト21東京（資料5）

6月26日の定時総会終了後に開催され、会長、副会長、専務理事、常務理事の選定があったと報告された。

第5回 7月5日（火）於 東京・日薬（資料6）

報告・議案・協議があり、委員会委員及び職域部会の設置、理事職務分担の決定等、委員会への諮問事項について等があったこと、健康サポート薬局に係る研修に関する件については詳しい話が出ていたと報告された。

イ. 平成28年度ヒロシマ薬剤師研修会

6月17日（日）於 広仁会館

医薬分業の過去と未来という内容で、講師をしたと報告された。

（中川常務理事）

### ア. 高齢者対策総合推進会議（資料7）

7月11日（月）於 県庁・北館

委員の挨拶の後、会長を広島県医師会副会長の檜谷義美氏、副会長を県立広島大学保健福祉学部教授の金子努氏に決定したこと、第6期ひろしま高齢者プランの概要、実施状況、地域医療構想について、療養病棟の在り方検討の状況について、第7期ひろしま高齢者プランの策定について説明があった。第6期が平成29年で終了すること、第7期（平成30～32年度）を平成28・29年度で策定すること、内容は高齢者福祉施策の基本となる計画であること、医療介護需要量調査分析ワーキンググループを設置したこと、各圏域の地域保健対策協議会で検討・調査、推進会議に報告・協議の上、プランに盛り込むことになったこと、次回は来年1月に開催される予定であると報告された。

### イ. 広報委員会

7月13日（水）於 広島県薬剤師会館

新メンバーで9月号の作業に入ったこと、行事の振り分け、原稿依頼をしたこと、豊見会長と野村副会長が（株）じほうの取材をうけた記事は、9月号に掲載する承諾は得ていると報告された。

### 【指導】

- ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
7月6日（水）於 広島合同庁舎（青野副会長、中川常務理事）
- イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導  
7月7日（木）於 広島合同庁舎（松村常務理事）
- ウ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
7月13日（水）於 広島合同庁舎（有村副会長、松村常務理事）
- エ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導  
7月14日（木）於 広島合同庁舎（二川常務理事）
- オ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
7月20日（水）於 広島合同庁舎（村上専務理事）
- カ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導  
7月21日（木）於 広島合同庁舎（中川常務理事）

### 2. その他の委員会等報告事項（野村副会長）

- (1) 日本薬剤師会災害対策委員会  
6月22日（水）於 東京・日薬  
串田委員が出席された。
- (2) 広島佐伯支部総会・集合研修会「改定調剤報酬によるこれからの薬局業務」  
6月22日（水）於 ミスズガーデン
- (3) 薬局で必要な検査値の知識  
6月22日（水）於 ホテルグリーンモリス
- (4) 福山市薬剤師会へ行事の取組についての説明  
6月30日（木）於 県民文化センターふくやま
- (5) 平成28年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表

### 彰選考専門委員会

7月12日（火）於 県庁・南館

- (6) 安佐薬剤師会平成28年度1期学生受け入れ実務実習担当薬剤師学生集合研修会  
7月7日（木）
- (7) 広島県シルバーサービス振興会福祉・介護職員「平成28年度キャリアパス支援研修」  
6月29日（水）於 広島県健康福祉センター
- (8) 第93回中国地方社会保険医療協議会広島支部会  
6月28日（火）於 中国四国厚生局
- (9) 平成28年度病院診療所薬剤師研修会  
7月9日（土）・10日（日）於 広島国際会議場
- (10) 平成28年度ヒロシマ薬剤師研修会  
7月17日（日）於 広仁会館
- (11) 久井町関係機関連絡調整会議  
7月20日（水）於 三原市久井保健福祉センター  
7月7日の理事会で、役員が講師として出席した講演等について、事務局へ報告を依頼した件で報告いただいたものを記載していること、次回の常務理事会からは、研修講演報告として主催者も入れることとなった。
- (12) 地域薬剤師会等総会報告
  - ア. 広島佐伯支部総会 6月22日（水）於 ミスズガーデン
  - イ. 広島市学校薬剤師会総会 6月25日（土）於 広島県薬剤師会館
  - ウ. 福山支部総会 6月29日（水）於 まなびの館ローズコム
  - エ. 尾道支部総会 7月2日（土）於尾道しまなみ交流館
  - オ. 広島県青年薬剤師会総会 7月3日（日）於 広島県薬剤師会館

### 3. 審議事項

#### (1) 会館建設について

豊見会長から、はじめに、全体的な進め方として、ここで質問が出ない場合、常務理事会において会館建設特別委員会（以下、委員会）の報告どおり進むことを承認されたと解釈をしますが、よろしいかと確認をされ、了承された。

村上専務理事から、過去の反省点も踏まえる必要はあるが、再々理事会を開催するのではなく、ある程度、委員会へ理事会から権限委譲し、スムーズに進めることはできないか提案がされた。

中野委員長から、委員会はあくまでも諮問機関であり、広島県薬剤師会の中で決定してほしいと要望された。

豊見会長から、理事会決定として総会にかける場合、設計図は2つあった方がいいのではないかと発言された。

中野委員長から、委員会としては図面等を2つ作るつもりはないこと、1本で一番最良のもの、それを諮問するような形で進めていると発言された。野村副会長から、1つ決まってから次の段階に進むという事柄もあると思うが、そのたび毎に会議を開くということも厳しく、1回にまとめて2つ3つ議決できればいいが、1つの段階を踏んで次

に進む場合は難しいと発言された。

豊見会長から、新しい設計図について審議をしていただくための理事会を開催する。その後、審議された内容を財務部等で折り合いをつけ、理事会、総会へという手順になるだろうと説明された。

中野委員長から、8月中には図面を作成しない間に合わないこと、そのためには、検査センターの問題を決めていただく必要があること、これを常務理事会、理事会、何らかのところで承認取らないと難しいのではないかと発言された。

野村副会長から、委員会を8月10日に開催する予定であり、それまでに検査センター委員会を開き、残せる最小限のもの、医薬品の試験だけを残せるのか否かに絞り、検討してもらう予定であると発言された。

谷川副会長から、今日開催された検査センター委員会では、全部廃止するというような発言はしていないこと、最低限残すとした医薬品試験に関して、どれだけ利用契約が取れるか試算している状況であると説明された。

豊見会長から、検査センターの利用契約は1件2,160円、契約数約1,000件あり、200万円の収入があること、以前は薬局の開設許可に検査センターとの契約が必要であったが、規制緩和でその必要がなくなった。今回を機会にこの契約による収入を見直すべきではないかと発言された。

有村副会長から、以前、薬剤師会が検査センター持った方がいいという話があったこと、支部としては、薬剤師会が持つということは薬剤師の矜持みたいところがあり、だから協力してくれという部分があり、契約料として払っているが、それはないことにし、薬局製剤等で必要な契約について対応すればいいのではないかと発言された。

野村副会長から、広島県内で薬局製剤等の契約をしているは30から40件くらいであること、それを岡山県薬のセンターとの契約に変更できるように進める必要があること、尿検査の収入が上がっており、そこだけは温存という話もあったが、尿検査が実際に稼働しているのは2カ月に集中しており、残り10カ月をどうするか、職員も含めてどのようにするかを、本日開催した検査センター委員会で検討したと報告された。利用契約については、要らなくなつたので徴収しませんと説明すればいいのではないか、必要な契約についてきちんとフォローすればいいのではないかと発言された。

中野委員長から、検査センターについて、検査を絞ってやっていくということになると、赤字幅がどんどん広がるのではないかと発言された。

谷川副会長から、薬局の中に、崩壊試験や医薬品試験ができるようなスペースを作ることによって、届出上検査部門を作る必要があれば残すことは可能ではないかと、今日の検査センター委員会では、現在の検査センターと同じ環境にする考えはなくなったと報告された。

中野委員長から、会営薬局の一部の検査室というような形で、会営薬局の薬剤師の職員がそのまま検査部門を担うというような形であれば、経費と

しては縮小されると思う。以前の会館建設特別委員会では、検査センターの毎年の赤字500万円・600万円部分を、当初想定して定期借地権の年間600万円の収入とで折半できるという話があつたが、定期借地権の収入がないという状況であり、ない部分を削減すれば財務上うまくいくのではないか、検査センターがない方向で進めることによって財務的には楽になるのではないかという発想があつたが、会営薬局と一体で考えれば、また話は少し変わってくるかなと思うと発言された。

野村副会長から、現在勤務されている薬剤師2名、検査技師1名、パート1名のことと2年間の猶予があるので、その間、充分に考えないといけないこと、排水関係のタンクがどうしても必要になるが、700万円の見積が出ていること、今は地中に埋まっているが、今度は地上に出てくるため、サイズを小さくできないか、崩壊試験の依頼が少ないと設備は維持できるのではないか等検討したと報告された。

村上副会長から、委託を受けるには厚生労働省の指定する検査機関となるため、その認可を受けるためにはある程度の設備が必要になること、逆に、そこを諦めて、尿検査やプール水の検査だけ残すという考え方もあるのではないかと発言された。

野村副会長から、尿検査の繁忙期は2カ月間、プール水に限れば繁忙期は6から8月であり、その間ある程度の処理をしないといけないこと、それ以外の閑散期をどう対処するかが問題であると発言された。

中野委員長から、歯科医師会の診療所にかかった患者さんが通る道について、委員会から2つの提案があり、1つは歯科医師会の土地として登記してもらう案、もう1つは見かけ上区切ればどうにかなるのではないかという案があるが、このことについて意見を求められた。

豊見会長から、薬剤師会が買った土地を勝手に私の一存でどうこうすることはできない。どのように対処するにしても薬剤師会が整備しなければならないこと、歯科医師会とは、定期借地権は白紙になり、車輌が出入りしやすい通路をとることは話をしており、歯科医師会も安心されていると思う。いいアイデアがあればと要望された。

中野委員長から、私案として、登記費用は本会がもち、歩道の部分だけ登記してもらう。その部分の税金もこちらが負担する。その契約を年1回更新する形をとり、疑義があれば登記を戻すというのはどうかと提案された。

野村副会長から、登記すれば歯科医師会の土地となるのはどうかと思うと発言された。

豊見会長から、この場で討議するのをやめて、ちょっとと考えさせていただきたい、何かいい方法がないか模索段階にさせてほしいと発言された。

野村副会長から、個人的には売るのはどうかと思う。薬剤師会の土地であり、将来的なことも考慮し、なんとか進めることができないかと発言された。

豊見会長から、歩道だけを登記をしても、道路は薬剤師会の土地だろうと言われることは確実であ

- り、なかなか難しいところがある。ただ、少なくとも、患者さんから見て薬剤師会の土地に裏から入るという印象だけはないような設計にする。もうちょっと検討させてほしいと発言があり、この件は終了した。
- (2) 平成28年度広島県四師会役員連絡協議会の日程調整について（資料8）（野村副会長）  
カレンダーに記入の上、事務局へ提出するよう指示があった。
- (3) アルコール健康障害対策支援者スキルアップ研修（保険医療関係者向け）の開催について  
日時：8月20日（土）10:00～12:30（資料9）（野村副会長）  
場所：県庁・本館  
竹本常務理事が出席されることが決定した。
- (4) 第62回中国地区公衆衛生学会の開催について（資料10）（野村副会長）  
期間：8月24日（水）～25日（木）  
場所：山口県周南総合庁舎  
紹介された。
- (5) 第42回広島県国保診療施設地域医療学会への出席について（資料11）（野村副会長）  
日時：8月27日（土）8時50分～17時10分  
場所：広島市文化交流会館  
(昨年度：欠席、一昨年度以前：大塚前副会長出席)  
豊見会長が出席されることが決定した。
- (6) 21世紀、県民の健康とくらしを考える会第2回役員会の出席及び企画運営等について  
・21世紀、県民の健康とくらしを考える会（資料12）（野村副会長）  
日時：平成29年1月21日（土）午後2時～  
場所：広島県医師会館  
・第2回役員会  
日時：9月29日（木）午後2時～（予定）  
場所：広島県医師会館  
企画運営等：資料2～3ページ  
(第1回出席者：渡邊前副会長)  
松尾常務理事が出席されることが決定した。
- (7) 平成28年度医療安全セミナーの開催について（資料13）（野村副会長）  
日時：10月10日（月・祝）  
場所：広島国際会議場  
松尾副会長が出席されるが決定した。
- (8) 第33回広島県薬事衛生大会実行委員の推薦について（資料14）（野村副会長）  
推薦者数：2名  
(昨年度：野村副会長・大塚前副会長・渡邊前副会長、中川常務理事を推薦する。)  
青野・谷川各副会長を推薦することが決定された。
- (9) 公益財団法人広島がんセミナーの理事及び評議員の就任について（資料15）（豊見会長）  
(正式通知まだ)  
就任について依頼の話は聞いたと報告された。
- (10) 広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会委員の推薦について（資料16）  
(前期) 大塚幸三前副会長、豊見敦常務理事（野村副会長）

- (今期) 谷川副会長、豊見常務理事  
谷川副会長、豊見常務理事を推薦することが決定された。
- (11) 平成28年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座の実施（広報）について（資料17）  
○養成講座（野村副会長）  
(広島会場) 日時：10月22日（土）・29日（土）  
場所：県庁・本館6階講堂  
(福山会場) 日時：10月8日（土）・15日（土）  
場所：まなびの館ローズコム  
会誌9月号に掲載することが決定された。
- (12) 広島県医師会園医・嘱託医研修会の広報について（資料18）（野村副会長）  
日時：9月22日（祝・木）13:00～16:00  
場所：広島県医師会館 2階 201会議室  
参加費：無料  
内容：講演（13:05～14:05）  
「園における投薬に関する福岡市の取り組み」  
福岡市医師会幼稚園保健部会部員下村国寿先生  
シンポジウム（14:10～15:10発表、15:15～15:55ディスカッション）  
「様々な職種からみた園における投薬」  
みどり保育園 園長 松岡 万里子 先生  
広島県薬剤師会会員 田山 剛崇 先生  
たなべ小児科 院長 田邊 道子 先生  
中川常務理事が出席されること、会誌9月号に掲載することが決定された。
- (13) 平成28年度赤十字血液シンポジウムの広報について（資料19）（野村副会長）  
日時：7月30日（土）13:30～16:30  
場所：広島県医師会館  
谷川副会長・二川常務理事が出席されることが決定した。
- (14) 代議員選挙について（資料34）（野村副会長）  
・代議員が欠けた地域薬剤師会選挙区（広島市薬剤師会 2名、呉市薬剤師会 1名）  
・代議員の員数を欠くことになるときに備えた補欠代議員選挙（全選挙区）  
・選挙日程（選挙告示・選挙期日）  
・理事会開催  
6月の定期総会で代議員が理事として3名選任され、代議員辞任届が提出されたことについて説明があり、代議員が欠けた地域薬剤師会の代議員選挙をする必要があるが、この場合、代議員の員数を欠くことになるときに備えた補欠の代議員選挙を行ってはどうかと意見があり、3月に実施した代議員選挙で補欠の代議員選挙を実施していないため、欠けた場合のみの補欠の代議員選挙しかできないのではないかとの意見があった。長谷川顧問弁護士に確認することとされた。7月22日開催予定の選挙管理委員会は開催することとし、状況説明を行うことになった。
- (15) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）  
ア. 脳がん教室ワークショップ2016in広島及び脳腫がん撲滅チャリティーイベント  
「パープルストライド広島2016」の後援名義使用に

について（資料20）  
○ワークショップ：  
日時：12月3日（土）13:00～18:00  
場所：JA広島ビル  
○チャリティーイベント  
日時：12月4日（日）10:00～16:30  
場所：広島中央公園、JA広島ビル  
（初めて）  
了承された。  
イ. 平成28年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座及び継続研修に係る共催について  
○養成講座（資料21）  
（広島会場）日時：10月22日（土）・29日（土）  
場所：県庁・本館6階講堂  
（福山会場）日時：10月8日（土）・15日（土）  
場所：まなびの館ローズコム  
○継続研修  
（広島会場）日時：9月10日（土）・10月2日（日）  
場所：県庁・自治会館  
（福山会場）日時：8月27日（土）  
場所：広島県民文化センターふくやま文化交流室  
（初めて）  
了承された。  
ウ. 第5回先端的がん薬物療法研究会の開催にかかる共催名義使用と広報について（資料22）  
日時：1月8日（日）  
日時：グランドプリンスホテル広島  
（毎年：共催、会誌掲載）  
共催名義使用について了承され、会誌に掲載することが決定された。  
エ. パーキンソン病フォーラムin広島の後援名義使用について（資料23）（野村副会長）  
日時：11月26日（土）14:00～15:30  
場所：広島国際会議場  
共催：全国パーキンソン病友の会広島県支部 エフピー（株）  
（初めて）  
広島県医師会に問い合わせをし、足並みを揃えることとされた。

#### 4. その他

- (1) 常務理事会の開催について（野村副会長）  
8月25日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】井上常務理事）
- (2) 平成28年度在宅緩和ケア講演会開催に係る後援について（資料24）（野村副会長）  
日時：9月10日（土）14:00～16:00  
場所：広島国際会議場  
（承諾回答済み）
- (3) 「オレンジリング・イベント」への後援について（資料25）（野村副会長）  
日時：9月10日（土）13:00～16:40  
場所：広市民センター（呉市広古新開2丁目1番3号）  
（承諾回答済み）
- (4) 平成28年度広島県臨床研究・C R C研修会の共催について（資料26）（野村副会長）

- 日時：10月15日（土）13:00～17:15  
場所：広島国際大学広島キャンパス  
（承諾回答済み）
- (5) 広島県アルコール健康障害対策連絡協議会の委員の推薦について（資料27）（野村副会長）  
竹本貴明 常務理事  
（初めて・承諾済）
- (6) 広島県合同輸血療法委員会委員の推薦について（資料28）（野村副会長）  
（前期）：木平健治 前副会長  
（今期）：松尾裕彰副会長  
（承諾済）
- (7) 在宅訪問栄養ケア推進委員会委員の推薦について（資料29）（野村副会長）  
有村健二 副会長  
（初めて・承諾済）
- (8) 広島県医療審議会及び同保健医療計画部会委員について（資料30）（野村副会長）  
（前期）：松村智子 常務理事  
（今期）：豊見雅文会長  
（承諾済）
- (9) 広島県薬事審議会委員について（資料31）（野村副会長）  
（前期）：前田泰則 前会長  
（今期）：豊見雅文 会長  
（承諾済）
- (10) 健康ひろしま21推進協議会の委員の推薦について（資料32）（野村副会長）  
（前期）：中川潤子 常務理事  
（今期）：松村智子 常務理事  
（承諾済）
- (11) 新たな財政支援制度検討委員会への委員の推薦及び就任について（資料33）（野村副会長）  
（前期）：前田泰則 前会長  
（今期）：豊見雅文 会長  
（承諾済）
- (12) 広島県立美術館からの案内について（チラシ）（野村副会長）

#### ◆ 平成28年8月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成28年8月25日（木）18:30～19:35

場 所：広島県薬剤師会館 4Fホール

議事要旨作製責任者：小林啓二

出席者：豊見会長、野村・青野・有村・谷川・松尾各副会長、  
村上専務理事、小林・竹本・豊見・中川・平本・  
藤山・二川・松村各常務理事

欠席者：井上・吉田各常務理事

野村副会長より、常務理事会終了後、理事会を開催するため、特に報告すべきと思われるもの以外については、資料の配布をもって報告とすることを述べられた。

#### 1. 報告事項

- (1) 7月定例常務理事会議事要旨（別紙1）

## (2) 諸通知

- ア. 来・発簡報告（別紙2）
- イ. 会務報告（別紙3）
- ウ. 会員異動報告（別紙4）
- (3) 委員会等報告  
(中野会館建設特別委員会委員長)
  - ア. 平成28年度会館建設特別委員会（資料1）
    - 第2回 8月10日（水）
    - 第3回 22日（月）
- (豊見会長)
  - ア. (株)エスティック来会
    - 7月26日（火）
  - イ. 平成28年度広島県薬物乱用対策推進本部会議
    - 7月26日（火）於 KKRホテル広島
  - ウ. 「富士ビルサービス」社長来会
    - 7月26日（火）
  - エ. がん対策課来会
    - 7月26日（火）
  - オ. 広島県学校薬剤師会常務理事会
    - 7月26日（火）
  - カ. 学校における水泳プールの保健衛生管理改訂委員会
    - 8月1日（月）於 日本学校保健会本部
  - キ. 大和ハウス工業(株)との協議
    - 8月8日（月）
  - ク. 広島県医療審議会保健医療計画部会
    - 8月9日（火）於 県庁・北館
  - ケ. 第814回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会
    - 8月19日（金）於 支払基金広島支部
  - コ. (株)あい設計との面談
    - 8月22日（月）
  - サ. 正・副会長会議
    - 8月25日（木）
- (野村副会長)
  - ア. 選挙管理委員会
    - 7月22日（金）
  - イ. (株)ホロン来会（糖尿病の重症化防止に関する事業説明）
    - 7月26日（火）
  - ウ. 広島キッズシティ 2016打合会
    - 7月28日（木）
  - エ. 会館建設特別委員会事前打合せ
    - 8月2日（火）
  - オ. がん対策課来会
    - 8月9日（火）
  - カ. 「薬草に親しむ会」打合会
    - 8月17日（水）
  - キ. 新たな財政支援制度検討委員会（資料2）
    - 8月18日（木）於 サテライトキャンパスひろしま
  - ク. 検査センター委員会
    - 8月19日（金）
- (青野副会長)
  - ア. 広島県緩和ケア支援センター平成28年度地域在宅緩和ケア推進協議会
    - 7月29日（金）於 県立広島病院
  - イ. 広島市原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式
    - 8月6日（土）於 平和祈念公園
  - ウ. 日本薬剤師会医薬品販売制度対応に関する自主点検の実施について（資料3）

## (有村副会長)

- ア. 広島県地域包括ケア・高齢者支援課訪問
  - 7月21日（木）於 県庁
- イ. 平成28年度第1回在宅訪問栄養ケア推進委員会（資料4）
  - 7月25日（月）於 広島県医師会館
- ウ. 第2回広島県地域リハビリテーション等専門職派遣及び研修会に係る調整会議（資料5）
  - 7月26日（火）於 県庁・本館
- エ. 健康サポート薬局委員会
  - 7月29日（金）
- オ. 広島県地域保健対策協議会平成28年度第1回定期理事会（資料6）
  - 8月1日（月）於 広島県医師会館
- カ. 広島県医師会医療・介護人材の育成・確保対策WG（資料7）
  - 8月8日（月）於 広島県医師会館
- キ. 広島県看護協会、広島県地域包括ケア推進支援センター訪問
  - 8月18日（木）於 広瀬北町・二葉の里
- (谷川副会長)
  - ア. 県薬We bサイト管理・運営WG
    - 7月28日（木）・8月18日（木）
  - イ. 平成28年度赤十字血液シンポジウム
    - 7月30日（土）於 広島県医師会ホール
- (松尾副会長)
  - ア. 薬局実務実習受け入れ実行委員会（資料8）
    - 7月26日（火）
  - イ. 医療事故調査等支援団体連絡協議会（資料9）
    - 8月3日（水）於 広島県医師会館医師会館
  - ウ. 県薬「地対協WG」
    - 8月2日（火）
  - エ. 薬事情報センター委員会
    - 8月9日（火）
- (村上専務理事)
  - ア. 第48回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（支部総会）
    - 7月22日（金）於 就実大学
  - イ. 復職支援研修会
    - 7月25日（月）於 広島県薬剤師会参加者4名
    - 7月26日（火）於 まなびの館ローズコム参加者8名
  - ウ. 多重受診者対策検討会
    - 7月25日（月）於 協会けんぽ広島支部
  - エ. 在宅緩和ケアに関する協議（塩野義製薬(株)）
    - 7月29日（金）於 広島県薬剤師会館
  - オ. 認定実務実習指導薬剤師養成WSタスクフォースのためのワークショップ
    - 7月31日（日）於 就実大学
  - カ. 在宅薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会（資料10）
    - 8月8日（月）
  - キ. 患者のための薬局ビジョン推進事業に関する説明会
    - 8月9日（火）
  - ク. 広島県地域包括ケア・高齢者支援課（認知症対応力向上研修）来会

- 8月17日（日）  
 ケ. 認定実務実習指導薬剤養成講習会（更新）  
 8月24日（水）於 宮地茂記念館 参加者12名  
 (井上常務理事)  
 ア. ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会（資料11）  
 7月29日（木）於 エソール広島  
 (竹本常務理事)  
 ア. 高齢者の医療・介護・福祉に係る担当課長会議（資料12）  
 7月22日（金）於 サテライトキャンパスひろしま  
 イ. 平成28年度広島県アルコール健康障害対策連絡協議会（資料13）  
 第1回 7月25日（月）於 県庁・自治会館  
 第2回 8月19日（金）於 広島市まちづくり市民交流プラザ  
 ウ. 第61回中国地区学校保健研究協議大会（資料14）  
 8月18日（木）於 とりぎん文化会館  
 エ. アルコール健康障害対策支援者スキルアップ研修（保健医療関係者向け）（資料15）  
 8月20日（土）於 県庁・本館  
 (豊見常務理事)  
 ア. HMネットに関する検討委員会  
 8月3日（水）  
 (中川常務理事)  
 ア.「子育て応援団すこやか2016」第2回けんこうサポートゾーン調整会議  
 8月23日（火）於 広島テレビ  
 イ. 広報委員会  
 8月24日（水）  
 (平本常務理事)  
 ア. 平成28年度患者のための薬局ビジョン推進事業の実施に関する説明会  
 8月9日（火）於 県庁・税務庁舎  
 (松村常務理事)  
 ア. 平成28年度健康ひろしま21推進協議会  
 8月24日（水）於 県庁・北館  
 (横山事務局長)  
 ア. 北方領土返還要求運動広島県民大会  
 8月25日（木）於 広島県民文化センター

#### 【指導】

- ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
 7月27日（水）於 広島合同庁舎（二川常務理事、有村副会長）  
 イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導  
 7月28日（木）於 広島合同庁舎（松村常務理事）  
 ウ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
 8月3日（水）於 広島合同庁舎（村上専務理事、中川常務理事）  
 エ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導  
 8月4日（木）於 広島合同庁舎（青野副会長、平本常務理事）

- オ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
 8月24日（水）於 広島合同庁舎（村上専務理事、平本常務理事、吉田常務理事）  
 カ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
 8月25日（木）於 広島合同庁舎（青野副会長）

#### 2. その他の委員会等報告事項（野村副会長）

- (1) 第94回中国地方社会保険医療協議会広島支部会  
 7月26日（火）・8月25日（木）於 中国四国厚生局  
 (2) 第40回山口県学校環境衛生研究大会  
 7月29日（金）於 山口県総合保健会館

#### 3. 研修会講演等について

- (1) 第5回市民のための健康フェア  
 7月24日（日）於福山市医師会館（中川常務理事）  
 (2) 竹原薬剤師会「在宅における薬剤師の関わりについて」  
 7月29日（金）於竹原保健センター（森広理事）  
 (3) はなみずきの会原谷ふれあいサロン「薬との上手なつきあい方」  
 8月2日（火）於 原谷多目的集会所（森広理事）

#### 4. 審議事項

- (1) 理事会の提出議題について（資料16）(野村副会長)  
 代議員の中から、県薬理事者として3名が選出され、代議員を辞任されたことにより、広島支部2名、呉支部1名の補欠代議員選挙を行う。この期日について。  
 平成28・29年度職域部会及び委員会等の委員の増員の承諾について。  
 広島県薬剤師会館整備基本方針について。  
 以上を議事に上げることが決定された。
- (2) 平成28年度広島県四師会役員連絡協議会の出席について（資料17・回覧）(野村副会長)  
 開催日：9月29日（木） 18:30～  
 場所：ANAクラウンプラザホテル広島  
 当日の出席について、出欠表が回覧された。
- (3) 第49回日本薬剤師会学術大会への参加について（回覧）(野村副会長)  
 期間：10月9日（日）・10日（月・祝）  
 場所：名古屋国際会議場、名古屋国際学院大学名古屋キャンパス白鳥学舎  
 事前参加登録：個々で事前登録・入金をしていただき、入金確認ができるものを事務局までお送りください。  
 8月31日期限の参加登録を各自で行い、入金の確認ができるものを事務局に提出することが決定された。
- (4) 第49回日本薬剤師会学術大会への参加のお願い（資料18）  
 愛知県薬剤師会より、大会260名、懇親会5名の参加依頼があり、可能な限り協力することが決定された。
- (5) 第49回日本薬剤師会学術大会特別企画への出席について（資料19）

- 日時：10月10日（祝・月） 午前10時30分～午後1時（予定）  
 場所：名古屋国際会議場1号館第3会場  
 特別企画：開局薬剤師が直面する旬な話題を題材に公開イエス・ノーアンケート  
 出席者：2名  
 藤山・平本各常務理事が出席することが決定された。
- (6) 第66回全国学校薬剤師大会の出席について（資料20）（豊見会長）  
 期間：10月27日（木）  
 場所：札幌パークホテル  
 豊見会長が出席。県学薬からも1名出席していくことが決定された。
- (7) 後発医薬品に関するアンケート調査について（資料21）（村上専務理事）  
 協会けんぽ広島支部が実施する、後発医薬品使用率が数量ベースで64.9%以下の薬局260件を対象とした、後発医薬品に対する薬局の考え方等についてのアンケート内容について照会し、承諾された。
- (8) 日本スポーツ振興センターホームページリンクについて（資料22）（野村副会長）  
 学校安全情報についてのWebを県薬ホームページにリンクして欲しいという依頼があるが、県薬ホームページを精査することもあり、Webサイト管理・運営WGが検討することに決定された。
- (9) 災害医療認定薬剤師研修会の開催について（資料23）（野村副会長）  
 災害対策委員会より、日本集団災害医学会の協力のもと、災害認定薬剤師研修会を広島県で定期的に開催したいという意見があり、来年度の4月16日（日）に30名程度の規模で検討することが決定された。
- (10) 平成28年度在宅緩和ケア講演会の開催について（資料24）（青野副会長）  
 県薬会誌発送が1日ではなく、5日のため、9月10日（土）開催の本講演会案内を保険薬局部会会員宛にFAX一斉同報にてお知らせすることが決定された。
- (11) 日本一般用医薬品連合会協会作成小冊子「2016年版セルフメディケーションハンドブック」について（資料25・冊子）（野村副会長）  
 昨年度：有料分1,600冊+無料分100冊注文（薬局1冊配布）  
 一作年度：有料分1,600冊+無料分100冊注文（薬局1冊配布）  
 有料分：1冊40円  
 例年通り、各薬局に1冊を送付することが決定された。
- (12) 県薬WEBサイトのリニューアルについて（資料26）（谷川副会長）  
 内容について該当する各委員会において、9月中旬に精査を行う（資料26参照）。まとめた内容については、Wordで作成し、必要なPDF等もダウンロードし、Wordファイルと一緒に用意する。  
 会館建設特別委員会の議事要旨について、会員が閲覧できるよう、専用ページに掲載する。  
 学校保健委員会のページは、どなたでも閲覧でき

- るよう掲載する。  
 以上のことが決定された。
- (13) 第55回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会薬学生対象企画について（資料27）（谷川副会長）  
 日時：11月5日（土）・6日（日）  
 場所：就実大学  
 企画参加する意向で、内容については、未就業薬剤師就労支援事業特別委員会が検討することが決定された。
- (14) 「薬剤師認知症対応力向上研修」の開催について（資料28）（村上専務理事）  
 28年度の国の補助金事業。予算額は385,000円。基本知識、対応能力、制度等を研修する。今年度は歯科医師、薬剤師を対象とし、認知症の対応力を向上するというプログラムが組まれている。本研修会について、11月26日（土）、12月3日（土）に開催することが決定された。
- (15) 「自然災害に強い広島を目指して」社名連合広告企画について（資料29）（谷川副会長）  
 昨年度と同様、30,000円（消費税別途）の掲載料を支払い、協賛することに決定された。
- (16) 小学生向け職業紹介図書「薬剤師のひみつ」の有償増刷について（資料30）（野村副会長）  
 アンケートの回答については、200部程度の増刷希望とすることが決定された。
- (17) 広島県地域リハビリテーション専門職等研修会への参加について（資料31）（野村副会長）  
 広島会場日時：9月9日（金）午後1時30分～5時10分  
 場所：広島県医師会館 201会議室  
 福山会場日時：9月16日（金）  
 場所：広島県東部保健所福山支所  
 地域包括ケアの関係で、作業療法士や理学療法士等を対象とした研修。特に広報する必要は無い。有村副会長が出席することが決定された。
- (18) 平成28年度あいサポート運動養成研修の参加について（資料32）（野村副会長）  
 広島会場日時：10月18日（火）午後1時～5時  
 場所：広島県庁自治会館1階101会議室  
 福山会場日時：10月25日（火）  
 場所：広島県福山庁舎第1庁舎141会議室  
 参加希望者は、広島会場締切の10月4日、福山会場締切の10月11日までに、県薬事務局に連絡することができる。
- (19) 「レセプト電子請求」に関する不審なメールについて（資料42）（横山事務局長）  
 8月16日に支払基金との関与が無い、「レセプト電子請求に併せて」という件名のメールが複数の送信元から無差別に送信されている。当該メールの影響等については明らかでは無いが、これらを含めた不審なメールを開封しないよう注意喚起のため、早々にFAX一斉同報にてお知らせすることが決定された。
- (20) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）  
 ア. 福山大学健康サポートフェアの後援について（資料33）

日時：9月4日（土）午前10：00～午後3時

場所：福山大学宮地茂記念館

今回は、見送ることが決定された。

- イ. 福山大学薬学部卒後教育研修会の共催について（資料34）

日時：10月8日（土）午後3時～

場所：福山大学宮地茂記念館

（毎回：共催済）

共催することが決定された。

- ウ. 老人保健福祉月間フォーラムへの後援について（資料35）

日時：10月15日（土）午後1時30分～場所：広島県医師会館ホール

（初めて）

講演することが決定された。

- エ. 「第8回在宅セミナー～薬剤師介入によるポリファーマシーの解消～」（在宅セミナー）の後援について（資料36）

日時：11月3日（木・祝）

場所：A P 東京八重洲通り

（前回：後援承諾、HPへの掲載中止）

講演することが決定された。

## 5. その他

- （1）常務理事会の開催について（野村副会長）

9月15日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】井上常務理事）

- （2）平成28年度老人保健福祉月間（9月）について（資料37）（野村副会長）

（承諾済）

- （3）広島県社会福祉審議会臨時委員の就任について（資料38）（野村副会長）

（前期）：渡邊英晶 前副会長

（今期）：青野拓郎 副会長

（承諾済）

- （4）広島原爆障害対策協議会評議員の就任について（資料39）（野村副会長）

（前期）：前田泰則 前会長

（今期）：豊見雅文 会長

（承諾済）

- （5）麻薬・覚醒剤乱用防止運動広島大会の後援について（資料40）（野村副会長）

日時：11月9日（水）午後2時～4時

場所：広島国際会議場

（承諾済）

- （6）第14回高齢者・障がい者権利擁護の集いについて（資料41）（野村副会長）

- （7）第49回日本薬剤師会学術大会案内について（チラシ）（野村副会長）

- （8）独立行政法人医薬品医療機器総合機構医療機器相談について（チラシ）（野村副会長）

## ◆ 理事会議事録

日 時：平成28年8月25日（木）

午後7時35分～午後9時15分

場 所：広島県薬剤師会館 4Fホール

出席者：豊見雅文会長、村上信行専務理事

野村祐仁・青野拓郎・有村健二・谷川正之・

松尾裕彰各副会長

小林啓二・竹本貴明・豊見 敦・中川潤子・平本敦大・

藤山りさ・二川 勝・松村智子各常務理事

小澤孝一郎・佐藤英治・新井茂昭・秋本 伸・

有村典謙・宮地 理・宮本一彦・森広亜紀各理事

岡田 甫・菊一櫻子各監事

欠席者：井上映子・吉田亜賀子各常務理事

安保圭介・三宅勝志各理事

○野村副会長

定刻をちょっと過ぎてしまいましたけども、只今から理事会を開催いたします。

それでは、豊見会長、理事会に当たりましてのご挨拶をお願いいたします。

○豊見会長

早くからお集まりいただきありがとうございます。また、監事の先生方も、どうもありがとうございます。常務理事会が、実はちょっと事情によりまして、1週間遅れて今日になりましたので、変則的なダブルヘッダーというふうなことになりました。お詫びを申し上げます。いろいろ理事会をやるとなると、決定しなくちゃいけないことがあるのですが、スムーズに審議ができますように、よろしくご協力をお願いいたします。

○野村副会長

ありがとうございました。

では、これより議事に入りますけども、定款第38条の規定によりまして、会長が議長として議事を運営することになっておりますので、これからは豊見会長、よろしくお願いいたします。

○豊見会長

それでは、次第に従って議事を行いますので、よろしくご協力を願います。

初めに、出席理事者数の確認を行います。只今の出席者数は23名であります。従って、理事27名中、過半数を超えておりますので、理事会は成立いたしました。

次に、議事録署名人の確認を行います。定款41条第2項の規定により、出席いただいている岡田監事、菊一監事と会長の私が議事録署名人となりますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。本日ご審議いただくのは、別紙会議次第にあります諸事項についてであります。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、補欠の代議員選挙についてです。

提案理由の説明を野村先生にお願いをすることになっておりますが、補欠の代議員選挙についての説明ですね、お願いいたします。

○野村副会長

6月19日に開催された定時総会で代議員が理事として3名選任されたために、定款の第12条第4項の、代議員は本会の役員を兼ねることができないという規定に抵触するため、この3名の代議員より辞任届が提出されました。これにより、現在代議員が3名欠けている状況でございます。このため、公益社団法人広島県薬剤師会の定款第

12条第7項の規定により、代議員が欠けている広島市薬剤師会選挙区及び呉市薬剤師会選挙区の補欠の代議員選挙を実施することとし、公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則第6条に定める選挙及び選挙期日を告示するため、理事会の決議を求めるものでございます。具体的には、選挙の種類は補欠選挙、今回は代議員が欠けた場合に当たるわけですけども、選挙区及び定員は広島市薬剤師会選挙区2名、呉市薬剤師会選挙区1名で、選挙期日は平成28年の10月25日火曜日、開票日は、郵便投票でもいいということですので、2日後の平成28年10月27日木曜日で、告示日を一応、明日とするものであります。告示日と投票日を1カ月は間を空けるということもありますので、一応ぎりぎりなんですが、早く代議員さんの欠員を埋めておかないと、臨時代議員会を開くに当たりましても、ちょっと欠員のままというわけにはまいりませんので、取り急ぎこれを提案させていただきたいと思います。

#### ○豊見会長

この件について、弁護士さんともいろいろ話し合いを持ちました。と言いますのは、本来ならば、他の支部、今足りてる支部も、何かあった時のために補欠の代議員選挙を行うことができるんですね。それを一緒に行うかどうかというので、いろいろ選挙管理委員会等々もご議論いただきまして、一緒に行うと、初めてのこういう時期をずらした補欠の代議員選挙であるにもかかわらず、非常に複雑な事情を説明しなくてはならない、やっている我々も理解に苦しむような、例えば広島だったら2名が即座に代議員会に出来る補欠代議員であり、その他にもしも、また予備の補欠を決めるしたら、例えば4名なら4名決めておいて、そのうちの2名が出れるけど、2名は何かあった時のための補欠だよとか、非常に複雑なことになりますて、ちょっと混乱を催すのではないかということです、まず、とりあえず欠員になったところで、臨時の代議員会を開いた時に出ていただける代議員を選挙をして、支部間の不公平をまず解消しようということで、こういうふうな提案をさせていただくことになりました。

何かご質問等ございますでしょうか。突然こうやって、ご質問等と言っても、なかなか難しいところもあるかと思います。忌憚のないご意見を聞かせていただけたら。最初に今、複雑なところは説明してしまいましたので、単純な話かなと思いますが。

例えば、これをやってる最中に、10月までにどっかよその支部、広島支部でもそうなんんですけども、もう1人何か辞退が出るとか、代議員はいつでも辞退できるんでしたよね、やめれるんですよね。ということで、例えば病気とかで辞退が出た時には、また欠員が出るじゃないかということはあるんです、確かに。ただし、それを補充しようとすると、それじゃあ広島は代議員数が多いから、補欠代議員は何名決めりゃあいいのかとか、何も決まってないんですね。それから決めていくとなると、またちょっと複雑な手順が必要となっていきます。ということで、今回は単純に考えることをやりました。

次に、それではまたやるのかと、補欠の代議員を決めるのかというのはまだ決まっておりません。これは理事会でまた決めていただくことになろうかと思います。今のところ、どこの支部も補欠の代議員はないので、例えば病気とか臨時のことがあった場合は、委任状ないし書面表決の用紙で対応していただくことになるということは間違いないところでございます。何かご質問等、ありますでしょうか。

#### ○野村副会長

ひとつ、選挙管理委員会のほうからは、また次回必要であれば、また次の、次期の代議員選挙までには予備代議員をどのようにするかというようなことも、こちらから要請があればしていくということで、その人数も、今回は広島支部から2名、理事者が出たわけですが、22名、代議員がおりますので、そういう複数の可能性もあるということで、あと、どういう基準でその定数を決めるのかとかということで、もしこちらの理事会で何かこんなやるんだよということが決定いたしましたら、またそういうのを話し合って決めていくということですね。

#### ○豊見会長

それで、選挙期日が10月の25日で、告示が8月の26日ですね。ですので、明日中にホームページに、この印刷をしてあります別紙の部分、あるいは参考としてついております薬剤師会の定款等々、代議員選挙細則等々をホームページに載せてダウンロードをできるようにする予定でございます。

ご質問等、ございませんでしょうか。

宮本先生、どうぞ。

#### ○宮本理事

選挙方法は各支部に任せ格好になるんですか。

#### ○豊見会長

選挙は県が行います、県薬が行うので、県薬が決定をして選挙を行うことになります。今度は補欠選挙ですので、立候補者と、もしも2名、あるいは呉の1名が立候補者と同じだったら、現実には選挙を行わずに立候補者を当選とするというふうな結論に、無投票当選とするという結論になろうかと思います。もしも2名のところが3名以上、1名のところが2名以上の立候補者がありましたら、前の選挙に準じて行いますので、その候補者名を書いた紙に丸を付けてもらうというふうな格好にして、それぞれの支部ごとに投票用紙を作って送るということになろうかと思います。人数が少ないので、前みたいに20何人で丸をつけるのとは違って、割にわかりやすい、今度はその方法でも混乱は起こらないだろうと思います。前の時にはどういう順番に書くかとか、いろいろ後で反省点もまた出たように記憶しておりますが、今度は人数が少ないので、3名なら3名やって、2つ丸を付けてくださいというような方法で大丈夫かなというふうに思っております。

いいですかね。もう質問も出尽くしたようですので、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○豊見会長

はい。それでは、原案どおり可決いたしましたので、明日告示ということにいたします。選挙期日は10月の25日、27日の木曜日に開票するということにいたします。

次に、委員会委員について、委員会委員の追加を議題といたします。

公益社団法人広島県薬剤師会定款第45条及び第46条の規定により、平成28年、29年度職域部会及び委員会等委員名簿について、委員会委員等を追加するため、理事会の決議を求めるものであります。

7月7日の理事会において、決議いただいた平成28年度職域部会及び委員会等委員名簿について、資料2にありますように委員を追加したいと思います。このことについて、ご意見、ご要望等はございますでしょうか。委員会について別紙のとおりということで、赤字のところが追加で入っていただく委員名であります。要するに、单

純な、急いで前のときにリストを作ってしまいまして、いろんな考慮が足りなかった部分、これはもう我々のミスでありまして、非常に失礼なことをいたしました。その追加が必要になってまいりました。まず、在宅医療推進委員会の一番上、小さい字で書いてあります在宅支援薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会に井上映子先生が漏れています。これだけありますと、ぱっと見ても漏れるんですね、こういうふうに。井上映子先生を赤字で加えてください。読んでもいいんですが、松村先生が健康サポート薬局委員会、吉田先生が薬局実習受け入れ実行委員会、学校保健委員会で学校薬剤師部会ですが、平本先生と吉田先生に入っていました。と言いますのは、これは県学薬のほうの常任理事との兼任ということがございまして、こちらの委員にも入っていただいております。薬局プレアボイド推進事業検討委員会に薬事情報センターとして、メンバーに事務局担当の薬事情報センターが入っていないかったということ。

以上、その他に追加はなければ、追加したものも含め、決議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

研修協議会からはリストをもらう立場ですね。この時にはまだなかったということで、また新しいリストをもらつて、ここを書き直します。

では、薬剤師会の理事会で決定をする、在宅推進委員会のところまでですね、ここで決めるのはね。ご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○豊見会長

はい。それじゃあこういうふうに、このリストのとおり決定をいたします。

次は、新会館建設についてです。

会館建設特別委員会の中野委員長から提案理由の説明を求めます。

中野委員長、よろしくお願ひいたします。

#### ○中野会館建設特別委員会委員長

今回、会館建設委員会のほうから議案として、新会館について、会館建設特別委員会で審議し決定した会館基本方針案と、それに基づく基本設計の着手について、理事会で承認を求めるために議案提出をさせていただきました。

常務理事会のほうでは、一度建設委員会のご報告をさせていただきましたけど、理事会のほうでは初めてなので、理事の先生方に一言ご挨拶させていただきます。

会館特別委員会の委員長の中野です。去る7月14日、豊見会長のほうから諮問を受けまして、第1回会館特別委員会を開催しました。その場において委員の中の互選により私が委員長に指名を受けましたので、委員長を務めさせていただいております。

私を含め8名の委員が、みんな力を合わせて、新会館に向けて会員のみんなの思いの詰まった新しい会館を作りたいと思っておりますので、今後さまざまな提言を委員会としてみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、新会館の建設についてご説明させていただきます。まず、資料の確認ですけど、会館建設今後のスケジュール予定というのと、その裏の会館建設特別委員会参考資料っていうのと、会館建設の整備方針、この整備方針が全部で4ページですかね、あるかと思うんですけど、これをもとにご説明させていただきます。

まず、新会館については、第1回から第3回、今まで委員会を開催いたしました。その開催の中で会館建設の整

備方針について、委員全員の一致をもって決定いたしております。本委員会は、基本的に多数決を取らずに全員一致の方針で委員会委員を進めておりますので、その方針どおり、今回もこの整備方針についての決定は全員一致をもって決定いたしました。

まず、会館建設今後のスケジュール予定というところなんですが、これをちょっと見てもらつたらいいと思うんですけど、以前の、前執行部のプランどおりいけば、ちょうど今ごろが建設確認申請に着手をしているぐらいで、ちょうどそのあたりなんで、大体完成が来年の8月の完成の予定で、前執行部のプランどおりいけば、そういう予定になっておりました。それを受けて、もう一度ゼロベースで考えながら始めるにあたつても、そんなに遅れちゃいけないということで、委員会のほうでは1年間遅れのプランを立てました。それで、このスケジュールどおり、完成を平成30年8月完成に向けて、プランを進めさせていただいております。

その中で、重要な会議が来年の平成29年2月、エリアマネジメント調整会議、これと、7月、都市計画審議会、この都市計画審議会が年3回とかしかありませんで、2月と7月と11月ぐらいしかありませんので、この7月にどうしても間に合わせたい、これを逆算していきますと、もう9月には新たな設計プランを立てていただくよう依頼しなくちゃいけなくて、10月、11月あたりにエリマネの事前の打ち合わせに入らなくちゃいけませんで、それまでにある程度の図面が出来ておかなくちゃいけないので、逆算すると、もうぎりぎりのところで今走っております。

それで、早急に進めなくちゃいけませんので急いでおるわけなんですけど、次に、整備方針案について説明させていただきますけど、まず、次の会館建設特別委員会参考資料というのに数字を書いているのがあると思うんですけど、まず、この整備方針をつくるに当たって、前提として費用をどの程度組み込むかを協議しました。建設費については、この資料の一番上に書いてますように、これは代議員会の議決にあるように、総額8億円、これをもとに建設費用を試算させていただきました。総額8億円ということは、もう土地代で3億7,000万かかっていますので、残り4億3,000万ですね、これが、県薬剤師会が用意するお金が4億3,000万までどうにかしなくちゃいけないということで、これに、この資料を説明させてもらいますと、補助金というのがあるんですけど、これは補助金が幾らになるか、まだ見込みの部分で確定数字は出せませんが、一応見込みを出していくと、補助金の見込みを5,500万と見込んでおります。これを合わせて、総額4億8,500万ほどの費用で建物を建てる。この中には施工費、設計費、その他も含まれておりますので、実質建物に係る費用として4億5,000万弱、ここに書いている4億4,889万円、これを建物に係る費用として試算させていただきました。

また、別の側面から、②に書いてます。この必要面積からの見込みを試算させていただきました。これは以前、各、県の薬剤師会が何平米、薬剤師国保が何平米というのを要望が以前の時にありましたので、それを参考に必要面積を集約しまして出させて、それに共用部分、全体の3割から4割ぐらいを共用部分入れまして、実質必要面積が162坪でさせていただきました。大体これで試算すると、坪90万で、かかる費用が4億3,740万。大体この思っている施工費用の4億5,000万弱にはまるんじゃないかなと、これをもとに今回の整備方針案を作らさせていただきました。

た。

参考に、下、書いてますけど、旧の計画案であれば、以前の延べ床面積が1,983平米だったので、これ坪単価90万で割りましたところが、5億3,500万よりは大分抑えた金額で今回の整備方針案を立てさせていただきました。

この整備方針案なんですけど、4ページありますけど、基本的には前回の、前執行部が作った、前執行部のときにも私、かかわって作らせていただきましたけど、その時とあんまり大きくは変わっていませんが、基本的にこれを見ていきますと、各スペースの広さも若干変わっていますけども、基本的には大きく変わってません。

大きく変わっている部分で言いますと、まず、検査センターがこの中には入っておりません。この検査センターについて、いろいろ議論させていただきました。検査センター委員会の先生方の意見と、あと、検査センターを利用している県学薬の会長、永野先生の意見等、いろいろ聞かさせていただきました。その中で、例えば学薬会長の永野先生のほうからは、この検査センターについて、まず、この検査センターで何がしたいのか、何ができるのか、そのためにどのくらいの経費が出せるのか、こういった部分をよく判断しながら検査センターについてあり方を検討してくださっていうふうなご意見もいただきました。また、検査センター委員会のほうから、野村先生のほうからいろいろご意見をお聞きしたので、野村先生、今日ちょっとその辺のお話を願いできますか。

#### ○野村副会長

検査センターを入れるか入れないかは大きなことにかかわってきますので、今まで3回ほど検査センター委員会を開催しております。

まず、検査センターの現状ということで、年間、実際には400万余りの赤字を計上しております。これは単年ではなくて、ここ数年ずっと同程度の400万から500万程度の赤字を計上しているということなんです。

あと、規制緩和によって、薬局製剤をとっている薬局につきましては、引き続き検査センターとの契約は必要なんですけども、そういった必要なくなった薬局に関しましても、一応それぞれの支部の対応は違うわけですが、黙ってそのままこれまでどおり契約の費用もいただいている場合とか、あるいはもう、ちゃんと説明して協力を願いした上で、その費用を出していただいている。それが契約の金額が2,160円かな、なんですか、それが約1,000件余りあります。それを入れると、もう200万ぐらい入ってるわけですね、それを入れての赤字ということですから、もしそれをちゃんともう必要ないんですよということでお契約をしなくなると、600万の赤字が出るということなんですね。

あと、水質検査のほうでは、今、入札制度でかなり安くなってきておりまして、先ほど永野先生のお話が出ましたが、永野先生はもう1万円ぐらい取らなきゃいけんよと言われるところを3,000円ぐらいでやってて、200円上げただけでも入札がとれないというような状況で、かなり利益率が悪いというか、利益がほとんどないような状況と、あと、尿検査はかなり利益が上がって、件数も多いわけなんですが、今この度も500万余りの機械を買ったばかりではあるんですけど、その検査を行うに当たっては全自動化しなさいということで、全自动で行わないといふのはもうだめですよというような通知文みたいのが出てて、実際にはまだなってないんですが、新しい機械を買ってもまだ全自动のものではないので、それもできなくなるんじゃないかなということも懸念の材料の一つ

ということと、あと、じゃあいろいろと仕事を絞ってやつたらどうだろうかということで考えてはみたんですが、実際、尿検査も一部夏頃とか、その検体が出る期間がある時期に集中したりして、1年間を通じて事業を行うには非常に絞りますと難しくなると、押しなべてできるような事業ではないということもあります。

永野先生のほうからも、一応検査センター委員会のほうにご出席いただきましてお話を聞きましたら、皆さんも同様の考えだと思うんですが、あったほうがいいんですね。薬剤師会には、一応検査センターというのはあったほうがいいということには間違いないんですけども、そこまでの赤字を抱えてまでもやるだけのことはあるのかなというような見解がありました。でも、公益社団ですから、幾ら赤字を抱えてても、この事業だけは絶対やらなきゃいけないという事業であれば、やるべきことということになるんですが、一応そういう、そこまでのことまではせんでいいだろうというのも、県学薬の会長のほうからお話をいただいております。

それと、あと、それでは今度、また別の分で、薬局の先ほどの契約だけにしたらどうだろうかということで、いろいろやってみました。実際に今度は会営薬局もつくるにしても、一部としてその検査ができるように、あれは溶出試験ですかね、医薬品試験だけできるような形では残せないだろうかということも検討しましたが、一応ですね今、その機械がかなり古いんです。今もここに資料も出してもらったんですが、全部、どうかすると昭和に買ってるんですね。平成5年とか6年で、もう全部減価償却が終わってる機械が、液クロとか、何かその辺も書いてあるんですが、全部終わってる状況で、かなり老朽化が進んでる状況で、実際にそれだけを残して移るんであれば移転費用はかなり安くなるんですけど、全部をそのまま持っていくんであれば1億円ぐらいかかるからするんですね、移転費用と、向こうで造作するものとかですね、そこをやるとそのぐらい近くかかるんじゃないかなということだったんですが、とにかく切り詰めて切り詰めて最後までやって、その部分だけやるとしたらということでも、それでも1,000万余りぐらいはかかるかなということだったんですが、実際にもう移す機械がかなり古くなっておりますので、そのたびに新しい機械を買い替えていかないといけないというような可能性があるということと、あと、実際に今、中国地方でも鳥取県と島根県がもう検査センターをやめました。

最初は日薬のあれですかね、主導というか、薬剤師会館には検査センターをということで整備するということを主導して整備されてきた経緯があるんですけども、今はもう状況が変わっておりまして、そういう状況になつて、実際に島根県、鳥取県のほうでは検査センターをやめたことによって、何か不都合、あるいはクレーム等がありましたかということも一応お聞き取りしましたところ、特になといふ。一応、島根県のほうの契約は広島県が今は受けてる、それで、鳥取県は岡山県が受けてるというような状況になっておるようですので、他県への契約もできますので、そういう、今現在契約が必要になります薬局製剤のある薬局につきましては、そういう部分でちゃんとその辺のフォローはもちろんしていかないといけないかとは思うんですけども、そういういろいろな問題があるということと、あと、最後に、検査センター長のほうに、一番今、どうしてもこの検査をやらないといけないとか、何か一番懸念されていることは何ですかということを話し合ったところ、一番の懸念材料としま

しては、今現在いる職員の今後の処遇を一番気にされているということでした。実際にもう、今、薬剤師が2名、そして検査技師が1名、そしてパートの事務員が1名従事しております。ですから、その合計4名の職員がどうなるんだということを一番懸念材料にしておるということで、今後検討を要します。一応その話を会館建設委員会に持っていましたところです。では、一応会館建設としては、あと財務のほうからも何かありますか、あればなんですが、いずれにしても、会館建設のほうの中ではもう無しで、こういったこの機会に、そういった残したいという気持ちもありながらも、断念せざるを得ないかなという結論で今回出させていただいたということでございます。

#### ○豊見会長

ありがとうございます。

今日、出させていただいたのは、基本設計にまず取りかからないと、今までの設計で上がっている部分は例のピロティーがある、総会のときにいろいろお話が出ましたが、北側を半分を貸して、南側の半分にピロティーがあつて、4階のピロティーがあつてというのは、歯科医師会からの通路が2階の下を通る設計ですね、あの設計までは基本設計が出来上がっていたわけです。それを白紙に戻して、北側を貸すのをやめて、新しい設計なんですが、一応設計変更ということで、それをあい設計さんにお願いをするのに、理事会決定がないのに勝手にやっちゃうと、また前と同じことになるわけですね、勝手に私が注文したことになってしましますので、一応こういう建設委員会で検討していただいた方針に従って、基本設計を同じあい設計さんに依頼をすると、設計変更を依頼することの許可を理事会でいただきたいということなんですね。

それで、実際に基本設計ができ上がり、ある程度、細かい部分の見積もりが大和ハウスさんのほうで、大和ハウスさんは何とか契約、アドバイザリー契約で、あい設計さんのほうには、もう設計の契約を済ませてあるわけですので、一応それを反故にしますとまたいろいろ問題起こつてくるので、一応今のところあい設計さんが設計をして、大和ハウスさんが建てるという方針でいく予定なんですけども、そこへ見積もりをとって、その金額が出たところで総会にかけて、最終的にこの方針でいいよろしいかということを、もちろん理事会にかけて総会にかける。今までは何も提案できませんので、一応こういう設計でこういう建物を建てるつもりですがよろしいかというのを最終的には総会で機関決定いただいて、最終的な発注をするという手順になろうかと思いますが、まず、その基本設計の部分を、設計変更をあい設計さんに依頼をしてよからうかというふうなことで、今日、理事会を開催をしたわけです。

他に何かありますか。

#### ○中野会館建設特別委員会委員長

会長が言われたとおりなんですけど、この中で一番、先ほども野村副会長のほうから報告があったとおり、一番悩ましいのが検査センターの部分をどうするかっていう部分で、最終的に費用対効果っていう側面以外の部分でも、委員会のほうでいろいろ審議しましたが、現在この検査センターが設立当初の検査センターと違って、その役割が公益法人の部分から関わっても大分役割が少なくなっているんじゃないかなっていうことも鑑みて、当委員会では、この整備方針の中に検査センターを含めずに方針案を作らさせていただきました。

それで、今回ご審議していただいたその上、この整備方針案と、先ほども会長が言ったように、これをつくる設計の着手について承認をお願いいたしました、提出させていただきました。ご審議お願いいたします。

#### ○豊見会長

検査センターに関しては、先ほど野村副会長が説明をしたとおりなんです。実際にものまま動かすと、それだけで1億円余分にかかるっていう見積もりが最初のときに出でおりました。それだけではなくて、野村先生が説明したような今後の赤字、毎年400万プラス200万。400万の現実のつぎ込み方と、その契約、本当は必要のない契約を会員さんからいただいている200万がそのまま赤字として積み上げていくということになりますので、それを避けるために、検査センターをやめる設計をして、もしもどうしても検査センターが理事会等で必要だということになると、それはまたお金が当然かかってくるということになるわけなんですが、一応そういう方向での設計をしていただいてよろしいかということなんですね。

ですから、この中で、検査センターは赤字続きでも、今の移動に何千万かかっても残すべきだという方が半分以上おられたら、考え方をしなくちゃいけないんですけども、もしもそういうことでご納得いただけるならば、こういう方向で一応基本設計にかかることを議決をいただきたいということでございます。質問等ございましたら。宮地先生。

#### ○宮地理事

検査センター利用契約でしたっけ、あれはなくなりますよね。なくなった後は、広島県はどうしたらいいんでしょうか。

#### ○豊見会長

あれはですね、実は検査センターとの利用契約というのは、昔、薬局を開くためには必要だったんですね。ところが、何年前かな、もう10年ぐらいになるんじゃないでしょうか、実は規制緩和で、もう要らないんです、実は。要らないので、もう何もなくていいんです。で、薬局でももしも検査をする必要があったら、その時にどつかの検査業をやってるところに依頼をすればいいということになるんです。それで、今回もしも広島県がなくなれば、一番そういうことがよくわかっているのは、岡山県薬剤師会がやってる検査センターということになろうかと思います。北九州の検査センターとか。そういうところが残っているのは、よそからの契約を持っていたり、行政とかなり密接な結びつきで、広島のように公開入札をしてなくて、もう指名で仕事をもらってたりするところなんかは、例えば大分の温泉とかですね、ああいうところとか、県によっては、もうほとんど県内の検査を行政から全部薬剤師会がもらってるというところもあるんですが、広島は完全に入札制、公開入札になってしまってますので、今、プールもかなり厳しいですね。だから、かなりどこの県も、ああいう規制緩和も含めてですが、厳しい状況。各薬局の契約というのは、本来ならば要らないところ、どこの県もそうなんですが、黙って過ごして、要らなくなりましたよという宣伝はしなかったという経緯があります。もちろん薬剤師会のもの、例えば広島佐伯薬剤師会、私のところだったら、知っていたんだけど、幹部としては。もちろん知っているんだけど、薬剤師会がやってる検査センターを維持するために、支部会費からそれを出しておこうとか、集めて出そうとか、みんなで契約しようねとか、そういうところももちろん多く、それは薬剤師

会がやってる苦しい検査センターを維持するために契約を続けていたということですね。赤字をこれだけ今度は続けても、新しいところに行っても同じように下さいねというのにはかなり厳しい話であります。

○野村副会長

検査センターを活性化しようということで、前会長、前田会長も何度か参加されて、どのようにすべきかということもいろいろ考えた時期もあったんですが、結果、同じような状況で、今後も見込みどうかと聞きましたら、現状維持が精一杯ですと。ましてや、先程言った、機械が全自动じゃないとだめとかなってくると、逆にもう減っていくでしょうと。すごく大手さんがもうかなりシェアが確立されてるんで、広島県では非常に難しい状況ですということでしたので、ただ、それは金銭的な問題ですけども、ひいては会費からの充填をするわけですので、ただ、それでも理念的に必要ということかどうかということでお詰りいただければと思います。

○豊見会長

ほかに質問等々、ありますか。

○岡田監事

監査という立場で質問はよろしいんでしょうか。

○豊見会長

大丈夫です。

○岡田監事

すみません、建設委員会を立ち上げていただいて進むこととはよくわかりますけれども、もう一度白紙に戻した時点で、支部長あたり含めて、総額から、いわゆるまた同じことを繰り返されているような気がするんですね。何も見えない、外観、どういう建物を建てようか、あるいはもちろん積算してということの話ではありますけれども、今の話では、いわゆる総額が決まっちゃえば、1億円の検査センターなんか、とんでもない話よという話になっちゃってるような気がいたします。白紙に戻したんなら、もう一度皆さん方に、例えば1人当たり10万、あるいは20万というふうな方法があるかどうか、そういうことから始めるというつもりは全然ございませんでしょうか。というのは、要するに定期借地がだめになつた、じゃあ半分、それじゃあ今後どうするのか、今度の建物は外観として、あるいは町並みと共に通したところで、特にあい設計等に具体的な案を出してもらって、こういう形で、いわゆる何でもいいんです、テレビで見える、こういう設計、目の前にしてどうでしょうかという判断を皆さんに仰ぐんならいいんですけど、前と全く同じ、先が見えない間で、判断しろよということになつてんじゃないかという……。

○豊見会長

先生、これね、これ、まだその前の段階なんですよ。要するに、あい設計さんから具体的な像を出してもらう前に、まず、北側の300坪を貸すのを白紙に戻したわけですね、総会で。じゃあ、300坪を貸すのをやめてしまったらどうなるかというところから考えていくて、やめてしまえば、今建てる建物を、例えば一番北側に持っていくのか真ん中に持っていくのかもまだ決まってない。それは、決めれないというのは、ここでどのぐらいの規模のものを作るかという議決をいただいたないので、その提案をしてくれということさえも、まだ注文が出来ないわけですよ。

○岡田監事

地盤調査は、もう済んでるんですか。

○豊見会長

地盤調査は、前の段階でのボーリングは済みました。だけど、それは前の段階で

○岡田監事

その費用というのは。

○豊見会長

費用は百何十万でしたっけ、いや300万以上ですね。総額で

○岡田監事

それは間違いないですかね。

○豊見会長

はい、もう払ったんですかね。

○岡田監事

というのは、字品とまた違うんでしょうが、地盤がちょっと弱いと聞いてますけれども、いろんな場所で、建てようとしてたところの地盤を調査したら、非常に弱かったということで、下まで入れるのに億をかかるようなこともあり得るんですね。そういうことが果たしてきっちりした数字でつかんでらっしゃって、ここ、進んでらっしゃるのかどうか。私、これ最初から言ってるんですが、地盤調査さえできない段階で積み上げた話というのは

○豊見会長

前の柱を立てる場所のボーリングは済ませたんです。ところが

○岡田監事

じゃあ設計が変わるとなると、また一からやり直さなきゃいけない

○豊見会長

一からでなくて、できたら前のボーリングしたところを使ってくれないかという要望はしてるんですけども、ボーリングをしたところにずらして建物を建てれば、ボーリングの本数も少なくなるから、それだけ経費が節減できるかなというところまで提案をしております。

○岡田監事

ごめんなさい、だから、ボーリングに関してだけでなく、そういう、どういましょうかね、1軒家を建てるにしろ、段階というのが少し間違ってらっしゃるんじゃないかなと。総額を決めちゃいますと、その中でということになると、要するに検査センターは1億かかる、これはとんでもない話よというしか議論がないような気がするんですけども。

○豊見会長

これはね、前のときの反省を含めて、多分、僕、実を言うと建設委員会には一番最初の時に1回しか出ておりませんで、後はずっと報告を受けるだけにしております。これは、わざとでありますと、私は今までの後始末担当、大和ハウスが契約を言っているライフ・アシスト社にどうやって補償するか。それとか、あい設計さん、今までの契約で設計をした、で、新しく変更した設計をやっていくのに余分に幾らお金がかかるかの交渉は、私の担当にはなっているんですけども、新しい設計に関しては、専務理事、副会長は入っておりますけども、私はむしろ入らずに、今までの経験も含めて、中野先生と呉の中嶋先生と副会長と専務理事というメンバーで建設委員会を今のところ構成していただいて、必要があるごとに、先ほど中野先生がおっしゃいましたけども、例えば学薬の永野先生の御意見を聞くとか、例えば今度は本当にこれで、前のとおりの面積で健康保険組合がいいかどうかを、またもしかしたらお聞きになる機会があるかもわかりません。そうやっていって、なぜそれを先にしたかというと、まず、発注もできない、例えば地質調査ですね、こ

ういうことをしたいんだけどとかいう、こういうことをしたいんだけどというのが決まってないわけですよ。それを例えれば、今の段階で発注したとすると、そっちのほうがむしろ、かえって先走ることになりますので、今の言ったような建設方針で発注をしてよいかどうかというのを先に理事会決定をして、発注をしてみて、今の値段では到底できないよというのが出てくるかもわからない、もしかしたらですね。今、80万と90万との見積もりを出されていますけども、今の情勢でこのままやったら、この値段ではその規模の建物は、あい設計さんは設計できないとおっしゃるかもしれません。それはまたその段階で建設委員会で検討し直してもらうことになるかもわかりませんけども、一応頭決めとかないと、この間なんかは4億とか言っとって、5億のが出たのをやっちゃったわけですからね。初めから5億なんていう話はなかったのが、5億3,000万か何かの見積もりが出て、そのとおりに進もうとしていたわけですよ。

○岡田監事

ごめんなさい、実際のをちょっと聞いて、4億幾らで建ちますかね。

○豊見会長

わかりません。

○岡田監事

わからないというのは会長、どういう意味でしょうか。

○豊見会長

これは総会決定が8億の総予算で引っ越しをするということから出てるんです。そこだけしか総会では決定していないんです。

○岡田監事

ただですね、代議員会の決定が覆ったということ自体が、その8億というのが生きてるというのは、それは今回

○野村副会長

だから、理事会でそれを変える提案を出すんであれば、そちらになりますけど、一応建設委員会のほうでは、ここに代議員会の決議として総額8億というのが、もう、これもどういう根拠で8億という数字が出たのかが、ある意味大体こんがらいあつたら足りるであろうという意味合いで8億だったんでしょうが、一応それが決定してしまっておりませんので、それを変えておりませんので、変わっておりませんので、一応そういう基本設計を作るに当たっては、それだけは守らないといけない事項ということを考え、それで始めた部分があります。先生のおっしゃるようにボーリング、実際に今度こういうので設計してみてくださいといって、たまたまその分の設計で柱の部分が異常に深かったり、かたい地盤まで、ボーリングの費用が異常にかかったりとかいうことももちろん考えられることで、不確定要素はたくさんあるんですが、一応今決まることから逆算してやっていくしかないのかなという段階で、実際それもう、こういうのはちょっと難しいかもわからんから、目安とするのに変えるとか、そういうことを今度、臨時代議員会等で決議をもう一遍やり直すということも必要になってくるかもわかりませんので、8億で実際足りるかなという懸念はあります。実際に、この引っ越しの費用も一応含めての全てでと言うんですが、まだこの中には入ってませんのでね、実際。ああ、入っとんかいね、入ってないね、たしか。実際、移転の費用ですよね、そういうことも含めますと、なかなか難しいかなというのが本音ではありますけども、実際に基本設計を出すに当たっては、一応この数字から

積算したものにせざるを得なかったというのが現状でございます。

○中野会館建設特別委員会委員長

ちょっと追加で、岡田先生に説明させていただくんですけど、この参考資料の金額の積算の部分なんですけど、その4億5,000万ができるかどうかっていうふうな質問だったんですけど、一応直近の前会館計画において、5億8,000万か5億3,000万というのが出てたと思うんですけど、一応5億3,000万ぐらいっていう話だったと思うんですけど、それが坪単価90万なんですよね、坪単価90万で5億3,000万ぐらい。今回、坪単価90万で積算したところによると、この必要面積っていうで積算したら、5億5,000万以内でできるんだろうと、これにいろいろ今後また90万が95万になるかもしれませんけど、一応直近では90万ぐらいではできるんじゃないかと、こちらの委員会のほうでは試算して出させていただきました。

だから、幾ら、残り4億5,000万ありきじゃなくて、必要面積から積算、皆さんのが国保が何坪、県薬が何坪っていうの、坪数必要面積から積算しても5億5,000万ぐらいでいけるんじゃないかというふうなもとに今回の見積もりをさせていただきたいっていうふうなのが根拠です。全然何の根拠もないっていうわけじゃなくて、きちっと必要面積からと予算からと両面から、こちらのほう試算させていただいております。

○村上専務理事

ちょっと多分、岡田先生の言われてる分は、ゼロになつたんなら、もう一度みんなで単純に、一人頭10万出してもいいから、いいものをという意見もあるんではないかという意見なんで、我々としてみれば、今まで練ってきた案でいろんなスペースとか補助金等を考えてのもう土台ができるんで、これを有効的に活用して短期間でやろうというんだけども、岡田先生が今おっしゃっているのは、私の感じるところでは、ゼロからして、よりいいものであれば、会員が10万出すよという意見が出るかもしれないという、そういうとこからの積み上げを期待されてるというふうな御意見に私はとったんですけれども。

○中野会館建設特別委員会委員長

広さ、坪数じゃなくて、建物自体のグレードを上げて、もう少しこのつていうふうな考え方なんですか。

○村上専務理事

結局、開かれたっていう形であるんならば、地域の支部、あるいは全会員さんがどういうものが建っていくのかを見たいっていうようなところからのスタートかというと、まあ、聞かれてると思うんです。私自身もそれもありかなとは思いますけれども、今の薬剤師会の現状、補助金等々、それから、今まで積み上げてきたものが全くまずいものではなくって、有効なものを生かしながら近隣の団体との融和をとれたものができればいいかなというところでの、そして、当初からスタートした今の現在の広島県薬剤師会の資金力から見た8億というものを守りながら、何とか会員さんの意見を入れながらというところで、そして、それに入るためのまず第1段階として、会員さんに見ていただく具体的な設計図を作成するに当たっての今の理事会で承認をいただいているっていうふうに私は考えてますので、立場の齟齬があつたらいいないので、私としてはそう感じていますけれども、私ども建設委員会の一員としては、現状の過去のものがある程度、今までを全くゼロにするんじゃないに、いいものを生かしながらやっていく方法でいいとは思いますけれども。

○岡田監事

すみません、私の言葉足らずで、村上先生に100%言っていただいたような気がいたします。よろしくお願ひいたします。

#### ○豊見会長

8億っていうのは、もう何年前の総会でしたか、途中でこちらで理事会を開いて、代議員さんの面前で、何か提案がおかしかったというか、ちょっといい加減な提案をして、收拾つかなくなりました。ここで理事会を開いて、手持ちのお金が幾らだということで、結局使えるお金、この土地を売ったりして使えるお金は幾らだということで、何かと8億だったら借金をせずにというか、何とかなるんではないかと。

ところが、じゃあ8億すぐにぱっと出せるかというと、そもそもいかないので、土地を買ったりするときには借金をする必要があるだろうから、借入限度額を7億にして、総額8億で引っ越しまで含めて移転費用を8億としましょうという提案をこの理事会で決めて、代議員さんにお願いをして決めたという経緯がありまして、だから、要するに、その当時で借金も、もちろん見積もり、この会館を売っての話ですから、そのときの予想を含めた手持ちのお金、借金をせずに何とか8億だったら移転できるかな、無理な寄附をお願いしたりせずに、会費の値上げもせずにできるかなというのが8億だったような記憶があります。そのうちの3億7,000万で土地を買って、そのお金をもう出しているというところが現状であるので、残りのお金で建てられればなという、かなり希望的、引っ越し費用が入ってないことから見てもかなり希望的観測ではありますよね、ということになろうかと思います。オリンピックのことなんかも、あと4年間、東京オリンピック景気が建設業界では起こるでしょうから、資材等の値上がりも考えられることから考えると、今の見積もりは甘いよねって言われたら甘いかもしれませんね、確かに、とは思っています。情けないです。

ですが、まだ何も決まってない状況というか、前の資料をもとに新しくあい設計さんに変更したのを作ってもらって、それからペースが出てきて、こういうのを建てたいんだけど、については費用がこれだけかかるよ、これだけ借金が必要になってくるよというのが出たときに初めて皆さんにそれができるかなと。その前の段階ですので、前の段階、ペースを出すまでもしもやっちゃうと、また勝手に決めたんかいという話になりますので、それを避けようということなんですね。理事会の皆さんに、まだ何にもできないところからこうやって聞いていただいて、正式な発注をしたいというふうに思っているところです。

大もとで、じゃあ貸すのがどうのこうのという話になると、もう悪いんですが、貸さないという方向で決めざるを得なかったというのが現実でして、エリアマネジメントに関しては、これはあい設計さんも言ってますが、今までよりも楽に通ると。いうのが、まちづくりですので、この間、貸すときの図面を見ると、敷地ぎりぎりに物が建っていて、もう北も南もほとんどぎりぎりなんですね。それで無理やりエリアマネジメントを通した経緯があるようです。それで通ったのを非常に喜んでおられたんですけども、かなりあれは無理が、今僕らが見ても、よく通ったなと思うんですけども、あれに比べると、ゆったりしたところにうちの300坪、2,000平米の中に600平米ちょっとぐらいの建坪で建てるわけですので、ゆったりしてるんですね。駐車場も十分とれますし、通路も十分とれるということで、エリアマネジメント協会のほ

うは、このほうが簡単に通るだろう、前よりは簡単に通すことができるだろうということでしたので、その辺はちょっとあんまり心配をしていないところです。

実を言うと、今度もうすぐ地鎮祭というか、着工式があります。広島テレビと大和ハウスが通路の前側に建つんですけども、そこと薬剤師会館とライフ・アシスト社でショートステイをつくる、その4つの建物を一回にエリアマネジメントを通して、一回に住民への閲覧とか、そういう手筈をとっていたらしくて、うちがもしも中止にしちゃうと、広島テレビと大和ハウスがこっち側に建てる建物まで影響してくるとか言うんで、そのエリアマネジメントに対してどういう手筈でいくかというのもかなりいろいろと工作といいますか、こちらは延期とかという手続きをとって、何とかスムーズに、あちら、人に迷惑をかけないように進めています。それはいろいろありますけども、進めています。

補助金のほうも、7,000万が五千何百となったのは、面積を縮めたから、要らないところをつくらない。前は補助金もらえるんだったら、目いっぱい補助金もらえる場所をつくろうというんで、要らん会議室とか、そういうようななんもありましたけども、そういうのを削って、補助金が減っても、補助金もらっても同じ金額、こちら出さなくちゃいけないわけですから、無駄なことはできないということで、節約するような設計にもらっているようです。

#### ○岡田監事

長くなりますが、要するに申し上げたいのは、安くいいものが建つただければ、それはこしたことではないとは思います。ですから、これから若い薬剤師がどんどんふえてくる中で、何十年やっぱり誇りを持ってというか、いい会館だなという、現状のままだと、これでも構わないですから、正直なところ。いうところの、それが最初から幾らよということから一步も進まないということではなくて、もっと柔軟に建設委員会、各皆様方の意見を聞く委員会、あるいは財務委員会、いろんなところの場所を積み上げて、それと、これだけ言いたいのは、いわゆる代議員会で判断をしろというところの材料が余りにも稚拙だったというか、幼稚だったということ、皆さんに判断を仰ぐ材料といいましょうか、もっときっちりとしたものを出して判断してくださいというならわかるんですけれども、ただ単に借地権で、また、30年一括でも払えるよというようなことから判断してみれば、これはなかったよとか、そんな話じゃないですか。そういうところの稚拙さで判断をしろということ自体がおかしかったんで、実際にもっと、1年先ということはあるのかもしれませんけれども、いわゆる漏れのないようにしっかりやっていただきたいというのが基本的なところです。ですから、皆さんお金を出し合うという、過去も何十万も出してきたわけですから、その意見もあってもしかるべきだなということになれば、それなりのまた新しい考えが出るかもしれない。だけど、その段階でないと言われればそれまでですけども、すみません、ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

#### ○豊見会長

建設委員会のほう、じゃあ、そういうことでいろいろとまた検討をお願いします。

#### ○中野会館建設特別委員会委員長

財務のほうに関しても、それは県薬さんのほうに任せてるわけですけど、個人から、先ほど岡田先生から10万とかいう、そういうのもありますし、各支部からいろんな、

いろんな方法がありますが、その辺も財務のほうもですね、知恵を絞って、もしお金が足りない、それで足りなくて、10年も20年ももたないような会館を、お金が足りないからそういうふうにグレードを下げてしまつてあるんで、ある程度自信が持てる会館をつくるには、予算をオーバーするのであれば、そういういろんな方法も考えていただければと思いますけど、でも、なるべく範囲内でおさまるように委員会としては努力をしたいと思っております。

#### ○豊見会長

1つちょっと皆さんにお聞きしてみたいんですけども、もちろん借金なしでできれば一番いいんですが、お金が必要になったとき、借金が必要になったとき、今、2つ考え方がありまして、手持ちがあるんだったら、それ出せばいいじゃないか。例えば、支部から借りればいいじゃないかとかいうのもあるわけですね。ちょっとぐらいだったらね。ちょっとぐらいだったら貸せるよという支部もあるわけで、だけど、もう一つ、医師会なんかに聞いてみると、今借金せんでいつするんだよっていう意見もあるんですよね、これだけ低金利のときに。手持ちの金は持つとけよと、銀行は言うたら物すごい低利で貸してくれるんやから、今だったら、それは銀行から借りるほうが全うだよって言う人もいたりして、この辺、僕、考え方いろいろあるんで、どうなんかなとか思ってたりするんですね。

だから、これも、これ理事会で決めることじゃないとは思うんですけども、皆さん意見が様々あって、どちらが正しいのか決めないところがちょっとあります。多分、だから支部から借金したら、こんなもん支部に置いといでやって、ちゃんと県薬が銀行から借りれるんだったら借りりやあいいじゃないかって言う人も当然出てきますよね。だから、そのときにどうするかな、ちょっと悩んでいるところが実を言うとあります。いろんな考え方があるので、考え方の問題なので、どちらが正しいとも言えないのかなという気をしておりまして、ちょっと悩んでおりますので、もしもそれはこっちが正しいというのがありましたら、また教えていただいたらなというふうに思います。

一応こういう方向で、まだ本当に、監事の先生がおっしゃるように、何も決まっていない、本当に漠然とした話なんですけども、実を言うと、階数だってまだ提示してないですよね。だけど、一応多分3階で提示するかな。今までピロティつきの4階だったのが、建坪をちょっと広くして、あんまり面積変わらんようにすると、やっぱり3階になるだろうと。で、3階にして、延べ床面積をほんのちょっと小さくして、建坪をちょっと大きくしたような感じになるのかなというのが一番安い建て方かなとかいうふうにも思う、そういう想像です。

#### ○中野会館建設特別委員会委員長

そうですね。一応、3階でなってますけど、設計上変更是可能としております。

#### ○豊見会長

まだそういう段階です。そういう段階でプロの設計士のほうに発注をしてよろしいか、基本設計に取りかかること、発注というより、もう発注はしてあってでき上がつてゐるんですから、それを変更して図面を出していただくという結論になるわけですが、そういうことをお願いをしてよろしいかということです。これによって、やっと監事の先生がおっしゃるような具体的な絵がお見せできる段階になるかな。それはだめよというのがまたあるか

もわかりませんけど、まだその前の段階ですので、そこで発注をしていいかということあります。

異議ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、異議がないようですので、あい設計さんに設計変更を正式に申し入れるということにいたします。提案どおり承認されました。以上で提案事項については協議は終わりました。他に何かございますでしょうか。

#### ○野村副会長

挙手は取らなくていいんですか。大事なことなんで。検査センターのことも絡んでくるんで。よく話合つたほうがいいんじゃないですか。

#### ○豊見会長

異議、疑問等ありましたら手を挙げていただいたら。ああ、はい。

#### ○宮地理事

今日決めたのは、大体これぐらいの8億トータルでやって、設計の中に検査センターを入れないということがポイントですよね。それでとりあえず発注するということですね。

#### ○豊見会長

発注というより、設計の発注。

#### ○宮地理事

ああ、設計をね。多分皆さん異議がないと思うんですけど、僕としても、さっき言われた検査センターの従業員さんに手厚い今後のフォローはしてあげて欲しいなという、お願いというか、ですよね、それだとちょっと僕も聞いてて、大丈夫なのかな。薬局さん同士で、今言ったセンターも必要ないっていうか、必要なくていいとは思ふんですけど、それだけしていただければと思います。

#### ○豊見会長

先ほど説明がありましたように、薬局製剤をやってるところは契約が、今のところ、自分のところで検査設備を持たなければ契約が必要なんですが、それは広島県内には今のところない。

#### ○谷川副会長

ありますよ。

#### ○豊見会長

いや、なかったんですよ、薬事で通ってるのが。いろんな検査センターあるんですけども、検査機関あるんですけども、ないんです。業務課に調べてもらったら、広島県内には薬剤師会、ここ以外にそれが契約ができるところがないそうなので、厚生労働大臣の許可が要るんですね、それを契約を受けるために。ということで、岡山県の検査センターにそれを頼むことでその契約はできるということでございますんで、大丈夫かなと思っております。

#### ○中野会館建設特別委員会委員長

追加で、今後この整備方針どおりで進めさせていただきますけど、今後まだ執行部さんのほうにお願いと、例えば一番重要なのが在宅医療薬剤支援センター、これ補助金事業なんですけど、補助金ありきで今回作ってるわけじゃなくて、この中身ですね、無菌調剤研修センター、在宅支援情報センター、就業支援センターとか在宅研修室、あとフィジカルアセスメントの臨床研修室、この使い方ですね、運用方法、これを今後、会館建設の設計と同時に執行部のほうでもきちっとどういうふうに運用するかっていうのを話し合ってほしいのと、あと、例えば会営薬局に関して、どういう運営母体で会営薬局を行うのか、どこがやるのか、団体で幾つか集まってやるのか等、そのあたり。あと、例えば細かいところをいうと、防災

センターとかのセキュリティーの部分をどうしていくのかっていうところ、細かい部分も今後執行部のほうで話し合って、それをどんどん建設委員会のほうに上げてもらって具体化していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○豊見会長

薬剤師会の講堂ができると、ほかのところから期待されているのは、あそこの一角落で学会ができるじゃないかと、医師会のホールと薬剤師会のホールと、歯科医師会も多分ホールができる。そうすると、結構会議とか研修会ができるホールがぱっと重なりますので、全体を使うと結構立派な学会が地区で開催できるのかな、国際会議場借りなくても、あそこでできるようになるのではないかというふうな期待を持たれてもいるようです。その辺も考え方つづ、運営できたらなというふうにも思っております。そういうことで、一応理事以上の方々、拳手をもって、これに賛成をいただける方、拳手をいただきたいと思います。

[賛成者拳手全員]

○豊見会長

ええ、全員賛成ということで、在籍の理事全員賛成ということで、こういう方向でいきます。よろしくお願ひします。

ほかに何か追加等ございましたら。ありませんか。終わった後でちょっとお話がありますので、理事会としては終わりますけども、ちょっと残ってください。いつも今まで、今日実は、岡田先生にお話しいただきましたけども、せっかく監事の先生方に来ていただいているので、監事としてこの会の運営方法、あるいは理事会のことに関して、何かご感想なり御意見等ありましたら、監事の方には毎回伺おうと思っております。何かありましたらご発言をお願いをいたします。

○岡田監事

初めての席で中身がちょっとわからないんですけども、要するに、前の会長の時の、いわゆる委員会、理事会、常務理事会、その辺の決定ということが少し曖昧だった部分があったんじゃないかなという。

○豊見会長

今ですか。

○岡田監事

いえいえ、前回。それで、本当に代議員会においても奥越同舟というか、こんな薬剤師会でいいのかなというふうな感想を私持ってたというか。そういう意味で、今度新しく新体制になられて、やはり前とは全然違う、違うという言い方は失礼かもしれませんけれども、やはり各段階でしっかり協議を重ねて、そうした意見を汲み上げて、決めるべきことはきっちり決めると。決める判断、さっきから言いますように、せめて代議員会、今回は旧代議員と新しい代議員、変わったこともありますけども、やはりきちんと判断できる材料でお出しをいただきたい、議案としてですね。というようなことで、ちょっと私が大変批判がましいことを言ったかもしれませんけれども、ちょっとそういった感想を受けてますので、よろしくお願ひいたします。

○豊見会長

わかりました。努めます。

それでは、一応これで審議いただくものは終了いたしましたので、以上をもって閉会といたします。どうもありがとうございました。

以上をもって、会議を終了し、理事会を閉会した。

## ◆ 平成28年9月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成28年9月15日（木）

場 所：広島県薬剤師会館

議事要旨作製責任者：小林啓二

出席者：豊見会長、野村・青野・谷川・松尾各副会長、

村上専務理事、小林・竹本・豊見・中川・平本・藤山・

松村・吉田各常務理事

欠席者：有村副会長、井上・二川各常務理事

オブザーバー：中野会館建設特別委員会委員長

### 1. 報告事項

(1) 8月定例常務理事会議事要旨（別紙1）

(2) 諸通知

ア. 来・発簡報告（別紙2）

イ. 会務報告（別紙3）

ウ. 会員異動報告（別紙4）

(3) 委員会等報告

（中野会館建設特別委員会委員長）

ア. 平成28年度第4回会館建設特別委員会（資料1）

会館建設特別委員会の状況を委員長が次のとおり報告。

9月8日（木）於 広島県薬剤師会館

8月25日に開催された理事会において、建設基本方針及び基本設計の依頼について、全会一致で決議されたことを会館建設特別委員会に報告した。また、これを受けて、8月31日に（株）あい設計に新会館新会館整備方針について事前説明を行ったことを、各委員に説明し、その後、基本設計に向けた協議を行った。

理事会で決議され、基本方針には検査センターは含まれてはいないが、検査センター委員会から、医薬品検査試験検査ができるスペース（50m<sup>2</sup>）を確保できないか要望が上がっているため、施設基準の設備等の情報収集を行い、次回、検討することになった。

大ホールについて、3人掛けの机に着席した状態で200名、椅子のみで300名が収容できる大きさを想定し、2階と3階で配置する設計を依頼したこと、2階に設置できたらいいが、天井高、コスト高の問題もあり、3階案も依頼した経緯の説明があつた。

ホールのレイアウトについて、ホールを2分割して使用する案があり、分割した場合、常設のステージでは使い勝手が悪いため、ステージを可動式にすれば広くつかえるのではないかという案があること、4階のホールに掛かっているどん帳をどうするか、常務理事会で方針を決めてほしいと要望された。

要望について協議が行われ、ステージは常設する方向で進めるとされた。どん帳については、どん帳を新会館に置く場合、幅、高さ等で設備に制限がかかるのではないか、長年吊りっぱなしで汚れもひどく、クリーニングや再防炎加工等で多額の費用がかかること等意見があり、協議の結果、どん帳のデザインを他の用途で新会館に残す方向で検討することとされた。

広島県歯科医師会館との連絡通路について、歯科医師会と薬剤師会の通路を分ける案、患者専用通路に仕切りをする案等いろいろ構想していること、交通量や安全性も考慮し、9月23日に開催する次回委員会で検討したいと報告された。補助金の対象となっている在宅医療薬剤師支援センターの中に、無菌調剤研修センター・在宅医療支援情報センター・医療衛生材料専用備蓄倉庫、在宅医療薬剤師就業支援センター・臨床研修室・在宅医療研修室の設置を考えていること、具体的にどのように運営するか詳細な部分、及び、会員薬局についても具体的なものを県薬で決めてほしいと報告された。

今後、9月23日、9月30日、10月6日に開催する予定であると補足された。

(豊見会長)

ア. 第42回広島県国保診療施設地域医療学会  
8月27日（土）於 広島市文化交流会館  
午前8時50分から開催され、表彰式の後、招待講演として、厚生労働省保険局国民健康保険課課長榎本健太郎氏が講演されたこと、「地域包括ケアシステムの新たなる展開を考えるPART IV～地域包括ケアと地域医療構想～」をテーマにしたパネルディスカッションがあったと報告された。

イ. 協会けんぽ向井支部長との対談

8月30日（火）於 中国新聞本社  
向井一誠支部長と本会との座談会を、協会けんぽが中国新聞に広告として掲載しているもので、医療費を安くする、ジェネリック医薬品の使用促進という内容になったこと、9月24日の中国新聞に掲載されると報告された。

ウ. 広島テレビ放送新社屋新築工事起工式・広島二葉の里プロジェクト起工式

8月31日（水）於 広島市東区二葉の里  
広島テレビ放送新社屋、大和ハウスが建物する二葉の里プロジェクトの2つの起工式に続けて出席したこと、大和ハウスの建物には200名程度入るコミュニティーセンターホールが作られるので、本会と広島県歯科医師会と広島県医師会のホールを使えば学会ができるのではないかという話もあると報告された。

エ. 選挙管理委員会

9月1日（木）於 広島県薬剤師会館  
8月25日（木）に理事会を開催し、補欠の代議員選挙の実施及び10月25日（火）を選挙期日とすることを決議し、8月26日（金）に告示をしたこと、今回は代議員の欠員がある選挙区のみ選挙を実施すること、9月30日（金）に立候補届出書類の審査を行うこと、選挙になった場合、10月4日（火）午後から選挙管理委員会委員立会の下、投票用紙発送作業をする予定であること、10月28日（金）午後7時から投票用紙の開票をすると報告された。

オ. 日本学校保健会学校における水泳プールの保健衛生管理改訂委員会

9月6日（火）於 日本学校保健会本部  
日本学校保健会の学校における水泳プールの保健衛生管理という書籍の改定をしていること、来年

4月に検査基準が変わるために、それも含めた修正作業を行っていると報告された。

カ. 第814回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会  
9月9日（金）於 支払基金広島支部

広島県医師会長、広島県歯科医師会長が幹事として、広島県健康福祉局健康対策課長の海嶋照美氏が参与として出席されていると報告された。

キ. 在宅医療推進委員会

9月15日（木）於 広島県薬剤師会館

先ほど、広島県健康福祉局薬務課から説明を受けたため、報告は省略された。

(豊見会長・平本常務理事)

ア. 広島県医師会役員への説明会（資料2）

8月30日（火）於 広島県医師会館

広島県薬務課の補助事業で、5地域薬剤師会で実施しているHbA1c測定について、県医師会で問題になっているということで説明を行ったこと、県医師会としては許可をすることはでききないが、実施する地域薬剤師会が地域医師会へきちんと説明をしてほしいと要望されたと報告された。後日、日本医師会から日本薬剤師会にこの話があり、日薬から連絡があり、状況説明はしたと報告された。

(豊見会長・豊見常務理事)

ア. 平成28年度中国・四国薬剤師会会长会議

9月10日（土）於 ホテルグランヴィア岡山

日本薬剤師会から山本信夫会長、吉田力久常務理事、豊見教理事が出席され、健康サポート薬局の現状、研修会内容、受講料等について協議したこと、平成28年10月1日から敷地内薬局を許可する方向に規制緩和されることについて協議し、薬剤師会は反対していること表面化すること、継続して反対する体制を維持することになったと報告された。

(野村副会長)

ア. 広島キッズシティ 2016

8月27日（土）・28日（日）於 旧広島市民球場跡地  
参加者：27日（土）115名 28日（日）119名 計234名

今年は入場料を取ることになり、昨年より参加者が若干少なかったこと、天候が悪かった割には、両日で230名の参加があったと報告された。

イ. あい設計との協議（新会館整備方針）

8月31日（水）於 広島県薬剤師会館

中野会館建設特別委員会委員長と出席し、新会館の整備方針を説明し、基本設計を出すための事前打合せを行ったと報告された。

ウ. 第33回広島県薬事衛生大会実行委員会

9月1日（木）於 広島県薬剤師会館

大会の役割分担等を決めたこと、大会会長を豊見会長、大会委員長を野村副会長になったこと、特別講演として、広島大学医歯薬保健学研究院の杉山政則教授に依頼していること、参加者を増やすために、日本薬剤師研修センターの集合研修の申請をすることになったことが報告された。

エ. 平成28年度薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会（西部）

9月11日（日）於 広島県薬剤師会館 参加者104名  
両日とも、和歌山県伊都薬剤師会理事の西前多香

- 哉氏に、「学校におけるノロウイルス感染対策について」の講演をいただいたと報告された。
- (松尾副会長)
- ア. 広島県薬剤師研修協議会（資料3）
    - 8月26日（金）於 広島県薬剤師会館
    - 平成28年度事業について執行状況の確認、今後の事業の説明があり、9月23日に日本赤十字社中四国ブロック血液センターの見学があると補足された。
  - イ. 生涯学習推進ワーキンググループ（資料4）
    - 8月29日（月）於 広島県薬剤師会館
    - JPALSの推進について協議を行ったこと、レベル5から4に落ちた方が多く、438人から195人に減ったこと、JPALSに登録していない人を対象に県薬学会で説明会を行うこと、会誌で広報することが決まったと報告された。
- (松尾・谷川各副会長・豊見常務理事)
- ア. 平成28年度第1回地対協医薬品の適正使用検討特別委員会（資料5）
    - 9月9日（金）於 広島県医師会館
    - 昨年度の事業報告があり、今年度の事業計画について、昨年度は県民に健康食品に関するアンケート調査を実施しており、本年度は、医療従事者側、医師、薬剤師、介護関連の看護師等を対象に11・12月頃にアンケート調査を実施し、来年2月に報告会・講演会を開催する予定であると報告された。
- (村上専務理事)
- ア. 健康サポート薬局打合会
    - 8月26日（金）於 広島県薬剤師会館
  - イ. 健康サポート薬局委員会
    - 9月1日（木）於 広島県薬剤師会館
    - 健康サポート薬局申請要件に、研修A、Bの受講が必要あること、10月からの健康サポート薬局の新たな薬局のシステムを追求するための研修A、Bの企画であること、8月26日、9月1日に、そのプログラムの内容、講師等の検討を行ったこと、研修Bにおいては非常にハードなワーキングであること、健康サポートのための薬剤師の対応研修会を9月18日（日）に広島県薬剤師会館、9月19日（月）に福山大学宮地茂記念館で開催すると報告された。
- 豊見会長から、研修会の開催する前に、広島県健康福祉局薬務課が説明する内容について、確認しておく必要があるのではないかと指摘された。
- ウ. 健康サポート薬局研修会会場下見（事前説明）
    - 9月8日（木）於 福山大学宮地茂記念館
    - 健康サポート薬局研修会で使用する設備について、平本常務理事と説明を受けたと報告された。
  - エ. 広島県後期高齢者医療広域連合来会
    - 8月30日（火）於 広島県薬剤師会館
    - 広島県後期高齢者医療広域連合の運営審議会委員就任にあたり、説明を受けたと報告された。
  - オ. 復職支援研修会（資料6）
    - 9月6日（火）於 まなびの館ローズコム
    - 今回は「糖尿病薬物療法について」と題し講習を行ったこと、来月は「介護保険と薬剤師」として予定していると報告された。
  - カ. 平成28年度薬事衛生指導員講習会及び広島県学校

- 薬剤師会研修会（東部）
  - 9月10日（土）於 福山商工会議所
  - 内容については前段で説明があったため省略された。参加者は62名あったと報告された。
- (村上専務理事・中川常務理事)
- ア. 未成年者の飲酒・喫煙防止啓発キャンペーン
    - 9月9日（金）於 広島駅南口周辺
    - 広島県禁煙支援ネットワークの立場で参加したこと、中川常務理事、実務実習の学生も参加したと報告された。
- (豊見常務理事)
- ア. 日本薬剤師会国際委員会シンポジウム打合会（資料7）
    - 9月6日（水）於 東京・日薬
    - 第49回日本薬剤師会学術大会において、イギリスと日本の生涯学習についてのシンポジウムを行うことになっており、その打合せを行ったこと、シンポジウムは自由参加であることが報告された。
    - また、日本薬剤師会委員会委員に、政薬剤師部会幹事に薬務課長の應和卓治氏、製薬薬剤師部会幹事に湧永製薬の岡孝紀氏、災害対策委員会委員に串田慎也氏、学校薬剤師部会幹事に豊見会長、公衆衛生委員会委員に野村副会長、病院診療所薬剤師部会幹事に松尾副会長、薬学教育委員会委員に松村常務理事が就任される予定であると報告された。
  - イ. 日本薬剤師会情報システム委員会打合せ会（資料8）
    - 9月12日（水）於 東京・日薬
    - 薬剤師資格証（日薬H P K I 認証局）について、電子処方箋が出たとき、このカードで電子的な印鑑が押せるというシステムであること、日本医師会と日本薬剤師会で多額の費用を負担し、サーバーを運用する事業が進んでいること、平成27年度H P K I 認証局の構築、平成28年度200枚程度発行、平成29年度全国普及に向けた都道府県薬剤師会への周知、全国会議の開催、400枚程度発行、平成30年度全国普及に向けた都道府県薬剤師会の対応、3,000枚発行、平成31年度から本格発行開始、2万枚発行を想定していると説明があった。県薬剤師会等において、対面での本人確認、書類の確認、日本薬剤師会への書類郵送の業務が発生すること、手数料等は未定であること、電子処方箋の運用等について報告された。
- (中川常務理事)
- ア. 第497回薬事情報センター定例研修会
    - 9月10日（土）於 広島県薬剤師会館
    - 「精神科処方を読み解く」という演題で、草津病院の宮崎貴浩氏に講演いただき、参加者が120名であったと報告された。
- (吉田常務理事)
- ア. 広報委員会
    - 9月6日（火）於 広島県薬剤師会館
    - 会誌11月号の原稿の割り当て等を決めたこと、できるだけ会員の方に投稿をしてもらおう、会員中心の会誌にしようということになったと報告された。
- (横山事務局長)
- ア. 広島駅周辺おもてなし一斉清掃
    - 9月8日（木）於 二葉の里

二葉の里地区エリアマネジメント準備協議会の地域活動でゴミ拾いをしたことが報告された。

#### イ. ライファシスト社訪問

9月8日（木）於 福山市王子町

長谷川顧問弁護士と、定期借地権の相手側である(株)ライファシストを訪問し、門田専務理事に会い、双方から経過報告をしたこと、(株)ライファシストから定期借地権がだめなら上層階を借りることはできないかと要望があったと報告された。

#### ウ. 新会館建設に係わる協議

9月15日（木）於 広島県薬剤師会館

(株)ライファシストから要望について検討し、この件については理事会を開催する必要があるということで、10月1日（土）に理事会、地域・職域会長協議会を開催することなると報告された。

（事務局）（横山事務局長）

#### ア. 公益法人及び一般法人に係る研修会

・財務諸表 9月5日（月）於 県庁

・公益法人会計 9月6日（火）於 県庁

・事業報告[公益法人]9月13日（火）於 県庁

・税務研修 9月13日（火）於 県庁

広島県総務局総務課公益法人グループが行う研修会に出席したと報告された。

#### 【指導】（資料9）

##### ア. 集団指導

8月28日（日）於 上野学園ホール

##### イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導

8月31日（水）於 広島合同庁舎（二川常務理事、有村副会長）

##### ウ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導

9月1日（木）於 広島合同庁舎（二川常務理事）

##### エ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導

9月7日（水）於 広島合同庁舎（平本・中川各常務理事）

##### オ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導

9月8日（木）於 広島合同庁舎（藤山常務理事）

##### カ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導

9月14日（水）於 広島合同庁舎（有村副会長、村上専務理事、竹本常務理事）

##### キ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導

9月15日（木）於 広島合同庁舎（竹本常務理事）

今後の個別指導の日程について確認するよう依頼された。

#### 2. その他の委員会等報告事項（野村副会長）

##### （1）石橋公認会計士事務所来会

8月29日（月）於 広島県薬剤師会館

会計の消費税処理について打合せをしたと報告があった。

##### （2）薬事情報センター・検査センター及びモバイル

#### ファーマシーの見学

9月13日（火）9月14日（水）

##### （3）モバイルD1室・薬局訪問（原田センター長）

9月14日（水）於 クルーズ薬局

##### （4）地域薬剤師会等総会の開催について

ア. 広島県女性薬剤師会 9月4日（日）於 広島県薬剤師会館

#### 3. 研修会講演報告について

##### （1）薬局薬剤師に必要な臨床検査値のみかた、考え方（井上常務理事）

8月21日（日）於 たまテレホール

##### （2）かなえ薬局における在宅医療（有村理事）

8月26日（金）於 竹原市保健センター

##### （3）香川県薬剤師会平成28年度第1回生涯教育研修会（豊見常務理事）

9月11日（日）於 香川県薬剤師会朝日町会館

#### 4. 審議事項

##### （1）麻薬・覚醒剤乱用防止運動広島大会への参加について（資料10）（野村副会長）

日時：11月9日（水）午後2時～4時

場所：広島国際会議場

広島県健康福祉局薬務課から参加要請があり、豊見会長が出席することを承認し、他に参加いただける方は事務局へ連絡するよう依頼された。

##### （2）第33回広島県薬事衛生大会の広告等負担金について（資料11）（野村副会長）

日時：12月1日（木）午後2時～

場所：エゾール広島

共催：7月25日、共催承諾及び実行委員2名推薦済み

##### 【平成27年度・第32回広島県薬事衛生大会】

広告料：A4版 40,000円

負担金：分担金 300,000円

広島県ダメゼッタイ普及運動実行委員会100,000円  
本会から、広告料4万円、分担金30万円の費用負担があると説明され、承認された。

##### （3）在宅医療受入薬局の登録について（青野副会長）

ホームページ上で、保険薬局部会で行っていた在宅医療受け入れ可能薬局のデータと、平成27年度の在宅訪問薬局相談窓口の設置事業補助金でおこなった在宅訪問薬局相談窓口に関する薬局のデータが混在している状況であり、今後、整理する必要があると報告された。

平成28・29年度職域部会及び委員会等委員名簿にある薬局プレアボイド推進事業検討委員会、在宅訪問薬局に関する相談窓口の設置検討委員会の委員会名を、事業に合わせて修正することとした。

##### （4）公益財団法人広島がんセミナーの理事及び評議員の就任について（資料12）（村上専務理事）

（正式通知まだ）

第5回先端的がん薬物療法研究会

日時：平成29年1月8日（日）

場所：グランドプリンスホテル広島

審議の結果、承諾することに決定された。

##### （5）日本薬剤師会学術大会の事前参加申込・旅費の支

- 払いについて（吉田常務理事）  
 会期：10月9日（日）・10日（月・祝）  
 会場：名古屋国際会議場、名古屋国際学院大学名古屋キャンパス白鳥学舎  
 事前参加登録：個々で事前登録・入金をし、入金確認ができるものを事務局まで提出すること。  
 支払日：10月13日（木）  
 参加費の入金が確認できるものを事務局まで提出された方について、旅費及び参加費を10月13日に支払いすると決定された。
- (6) 広島県薬剤師会学術大会の出席について（谷川副会長）  
 日時：11月20日（日）午前10時～  
 会場：福山大学宮地茂記念館  
 参加費：2,000円（予約）  
 参加いただける役員は、申し込みすることとされた。
- (7) 県薬ホームページ各担当委員会の進捗状況について（谷川副会長）  
 ホームページの会員専用サイトの内容について、各担当委員会で9月末までに検討するよう再度依頼され承認された。
- (8) 地域・職域薬剤師会長会の開催について（谷川副会長）  
 10月1日（土）午後7時から開催することが承認された。
- (9) 日本薬剤師会都道府県薬剤師会スポーツファーマシスト担当者研修会への出席について  
 日時：11月25日（金）12時～17時の間（資料13）（野村副会長）  
 場所：TKPガーデンシティ渋谷  
 アンチ・ドーピング活動推進委員会で、出席者を決定することが承認された。
- (10) 広島県エイズ対策推進会議委員の推薦及び会議への出席について（資料14）（野村副会長）  
 日程：10月20日（木）午後7時～8時（予定）  
 場所：広島県感染症疾病管理センター（広島市南区皆実町1-6-29）  
 現委員：重森友幸 前常務理事  
 任期：平成28年1月1日～平成29年12月31日  
 谷川正之副会長が就任すること、10月20日（木）の会議も出席することが承認された。
- (11) 第55回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会の一般演題座長の推薦について（資料15）（野村副会長）  
 日時：11月5日（土）・6日（日）  
 場所：就実大学  
 推薦者数：2名  
 中川潤子常務理事、平本敦大常務理事を推薦することに決定された。
- (12) 平成29年度地域医療介護総合確保事業に係る事業の担当の決定及び提案について  
 提出期限：10月14日（金）※必着（資料16）（野村副会長）  
 【委員名簿：資料P9～10】  
 審議の結果、結論に至らなかった。
- (13) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）  
 ア. 第4回安田女子大学薬学部・卒後教育研修会の共

催について（資料17）  
 日時：12月11日（日）午後1時～  
 場所：安田女子大学  
 （毎回：共催済）  
 承認された。

## 5. その他

- (1) 常務理事会の開催について（野村副会長）  
 10月13日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】井上常務理事）
- (2) くすりと健康の「やく薬フェスタ」の後援について（資料18）（野村副会長）  
 日時：10月23日（日）  
 場所：基町クレド（パセーラ）6階 翼の広場  
 主催：一般社団法人広島市薬剤師会  
 （承諾済）
- (3) 広島県医療審議会医療・介護需要量調査分析WGのメンバーについて（資料19）  
 委員：中川潤子 常務理事（野村副会長）  
 （承諾済）
- (4) 広島県四師会役員連絡協議会への出席について（確認）  
 日時：9月29日（木）午後6時30分  
 場所：ANAクラウンプラザ 3階 オーキッド東
- (5) シンポジウム「専門・認定薬剤師制度の現状と課題」について（資料20）  
 日時：10月26日（水）  
 場所：日本学術会議講堂
- (6) 広島県立美術館からの案内について（チラシ）（野村副会長）

## ◆ 理事会議事録

日 時：平成28年10月1日（土）  
 午後6時00分～午後6時43分  
 場 所：広島県薬剤師会館4Fホール  
 出席者：豊見雅文会長、村上信行専務理事  
 野村祐仁・青野拓郎・有村健二・  
 松尾裕彰各副会長  
 井上映子・小林啓二・竹本貴明・豊見 敦・  
 中川潤子・平本敦大・藤山りさ・二川勝各常務理事  
 新井茂昭・秋本 伸・有村典謙・宮地 理・  
 宮本一彦各理事  
 岡田 甫・菊一櫻子各監事  
 欠席者：谷川正之副会長、松村智子・吉田亜賀子各常務理事、  
 小澤孝一郎・佐藤英治・三宅勝志・安保圭介・  
 森広亜紀各理事

### ○野村副会長

定刻になりましたので、ただいまから平成28年度の第5回の理事会を開会いたします。  
 本日の司会は、副会長の野村です。よろしくお願いします。  
 それでは、初めに、豊見会長より、ご挨拶をお願いいたします。

### ○豊見会長

皆さん、ご苦労さまでございます。土曜日の夕方です。

今日も、この後、1時間で理事会を何とか終えて、昔でいう支部長・理事合同会議、今は地域職域会長協議会を1時間後に開催しなくてはなりませんので、スムーズな進行をよろしくお願ひをして、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○野村副会長

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、定款第38条の規定によりまして、会長が議長として議事を運営することになっておりますので、豊見会長、よろしくお願ひいたします。

○豊見会長

それでは、次第に従って議事を行いますので、よろしくご協力をお願ひいたします。

初めに、出席理事者数の確認を行います。

ただいまの出席者数は14名であります。したがって、理事27名中の14ということで、ぎりぎり定足数足りておりますので、とかいですね、1人休んだらアウトという状況でございますが、過半数を超えておりますので理事会は成立いたしました。

○豊見次に、議事録署名人の確認をいたします。

定款第41条第2項の規定により、出席いただいております岡田監事、菊一監事と会長の私が議事録署名人となりますので、よろしくお願ひいたします。

○豊見会長これより早速、議事に入ります。

本日、審議いただくのは、別紙会議次第にあります、諸事項についてであります。よろしくお願ひをいたします。まず、新会館建設についてです。議案書にありますように、初めにライフアシスト社への対応についてです。

提案理由の説明を求めます。

野村副会長、よろしくお願ひいたします。

○野村副会長

株式会社ライフアシスト社の対応についてご説明いたします。

ライフアシスト社は、ご存じのとおり、新会館の建設計画において、定期借地権で土地を貸し付ける予定であった相手方の会社です。会館建設の計画の変更をし、土地の貸し付けは行わないことということにしましたので、株式会社ライフアシスト社には、事情を説明しに参りまして、今後の対応について協議を行っているところです。本日、理事会の御承認を求める内容でございますけども、先方より、新会館の上層階、すなわち新会館、薬剤師会館と同居という形になるんですが、上に施設を整備して事業をさせてもらえないかという提案というか、打診がありました。これへの回答についてご承認を求めるものでございます。

具体的な内容につきましては、資料1-1のとおり、結論から申しますと、薬剤師会館単独での整備を行うこととし、上層階での事業は認められないということです。理由としましては、将来の拡張性を確保する必要があること。また、薬剤師会館と介護施設とは、業務内容が整合しない。次に、薬剤師会館と事業形態が異なり、会館管理に支障が生じる恐れがある。また、貸し主側、借り主側、双方の事業採算性に疑問がある。そして次に、契約期間満了や途中で撤退された場合、以後の活用ができない。次に、上層階の活用は、初期段階で検討されたときには否定された経緯がある。それから、計画協議、設計協議、建設等に時間を要し、完成が大幅に遅れる恐れがある。そして次に、初期投資額が大きくなり、経費負

担が困難となる恐れがある。最後に、上層階を設ける場合、大ホールの整備に制約が生じる、強度とか費用面等ですね。などの理由によって、上層階での事業は認められないということにしております。

この回答については、平成28年の10月1日に臨時理事会において決議されたものですというので、本日、これを議事で上げていきたいということなんですが、以上の点をご審議をお願いいたします。

○豊見会長ありがとうございました。

ライフアシスト社との交渉に関しましては、建設委員会と話しまして、私がやるということになっておりましたので、いろいろ交渉を進めていた中で、上層階を貸してくださいという話が出てきたわけでございます。それを、それこそ、任せられた者が勝手に断るということもいきませんので、ちゃんと機関決定をしたというふうな、機関決定でお断りを申し上げるということで決議をいただきたいということでございます。

何か質問等、ご意見等ございましたら。

竹本先生、どうぞ。

○竹本常務理事

すみません、細かいところなんですけど、一番最後の臨時理事会というふうにありますけど、これ、第5回の理事会ということでスタートしてるので、理事会ということでよろしいですか。

○豊見会長

そうですね、理事会なら、正規の理事会も臨時理事会もないんですね、区別は。無いですね。だから、開くということで開いた理事会は、全てこの回数に入る理事会となりますので、第5回理事会においてというふうな表現に変更されると思います。

○村上専務理事

ちょっとまた、文章再度読みまして、これは、先方に出す文章とすれば、4番目、ほつといってくれと言われそう、借り主の採算性が疑問があるところはほつといってくれと言われそうな内容だとは思うんですけども、いかがでしょうか。こちらが勝手に心配することじゃなし、それでも貸してくれと言つてるとかなんで、ちょっと。

○豊見会長

そうすると、ここを、だから両方削除して、事業採算性に問題があるというふうなことでいいですかね。書くとしたら、大丈夫かな。だから、事業採算性ということは、我々の事業として、建物の例えれば入り口を別にしたり、駐車場の問題等いろいろトラブルの原因にもなりましょうし、採算がとれるかどうかよくわからない、そういうようなことで、事業採算性に問題があるというふうなことにしましょうという。

他には御意見等ございませんでしょうか。

一番最初の上層階での事業は認められないというのは機関決定、ちょっときつい言い方のようにも感じますけども、一応、理事会決定として機関決定としては認めないから、ちゃんと交渉しろよと言われたということの表現だというふうに思います。

はい、どうぞ、宮本先生。

○宮本理事

内容には問題がないんですけども、違約金とかは出ないんでしょうか。

○豊見会長

違約金、その交渉がこれ、今から。

## ○宮本理事

これから。

## ○豊見会長

ですから、今の宮本先生の質問は、内容にはあれがないが、これをやることによって違約金はどうだろうかという。もともと、違約金の話は今ここではできないですね。交渉をしますということですので。村上専務理事。

## ○村上専務理事

すみません、ついでにもう一つ、結論として認められてはいけない相手に対してですし、これは理事会上での決議などで、行わないというという表現がよろしいかと。

## ○豊見会長

行わないというふうに変更して、相手に出すというような御意見が出ました。よろしいですね。そのほうがいいかもしれませんね。

それでは、ただいま協議の結果、ちょっと文章を修文をいたしました上で、ライフアシスト社にお断りするということでおよしいでしょうか。

次は、新会館の施設の配置計画、あ、今のはだから、反対なしということで。

## ○野村副会長

今の意見は、決をとらないでもよろしいですか。

## ○豊見会長

よろしいでしょうか？。異議なしでいいですね？  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○豊見会長

異議なし、全員賛成ということで、ライフアシスト社にはお断りの連絡をいたします。

次は、新会館の施設の配置計画についてです。

提案理由の説明を建設特別委員会委員長の中野先生、お願いをいたします。

## ○中野委員

会館建設特別委員会委員長の中野です。

前回の理事会におきまして、整備方針と、あと基本計画の依頼の2件に関して承認をいただきまして、それを受け、本委員会のほうで、現在、基本設計の方針に基づいて配置等の内容の設計の大まかな検討を行っているところです。

本日、この理事会では、設置配置計画につきまして、その大まかな配置のご承認をいただきたいと考えております。資料なんですけど、図面があるとこでの資料2-3、この図面をごらんいただけますかね。

## ○野村副会長

資料1-2、両方ついてます。

## ○中野委員

ああ、ごめんなさい。この図面見ていただければと思うんですけど。

まず、この図面はまだ正確なものではないので、今後変更等、細部の変更はありますけど、それをお断りしておきます。この配置に関してですが、この敷地の南側、南側っていうと、この図面の下側が南で、上が北になりますけど、下の南側に歯科医師会の道路と連結する、歯科医師会の道路ですね、南側の歯科医師開館の南のほうに道路ありますけど、この道路と連結する歩道と車道等を設けます。次に、その北側、その南側の道路の北側になるべく道路に寄せるような形で建物を配置し、この南の道路と区別するために、ここに塀や植栽などを設置する予定になっております。建物の北側なんんですけど、上

のほうですね。北側は、敷地の境界線ぎりぎりまで利用して、これは薬剤師会のメインの駐車場を整備することとしています。この配置によって若干変わるんですけど、大体駐車場の台数を、ここには18台って書いてますけど、18台前後を予定しております。

本日は、この大まかな配置のご承認とこの範囲での詳細な配置計画決定につきまして、特別委員会のほうにご一任いただきことについて、この理事会の承認をお願いするものでございます。以上で、説明を終わりたいと思います。

## ○豊見会長

ありがとうございました。

この配置はこれでよかろうかと、いいだろうというふうな承認をまずいただきたいということと、中身に関してピアリングとかをしていただくのはこここの場ではなくて、それぞれ建設特別委員会の中で、中に入られる団体、あるいはそういうところの会長さんとかをお呼びして、話を聞いて、面積とかをまた詳細に検討していく線を引いていただくこととの承認でございます。

何かご質問等、ございますでしょうか。

実は、高さがここには書いてないんですけど、何か高さ、歯科医師会のほうはちょっと盛り土で上がるというふうな話も聞いてますね。ちょっと高いんだ、高さが。どうも駐車場の高さが、こちらがどの程度上げるのかがわからないのでとかいう話ちらっと会長さんと話をしてて出てきたんですが。もしかしたら、ちょっと下りスロープに、連絡通路が下手すると同じ高さにならないのかなというふうに。

## ○中野委員

若干、薬剤師会のほうの土地のほうが若干下がると思います。少し勾配ができる可能性はあります。

## ○豊見会長

まあ、その辺もプロに任せないとしようがない部分もありますので、なるべく通行に支障がないように。真っ直ぐとれなかったというのは御存じのとおり、薬剤師会のほうが一番南側に駐車場とってしまうと、またおかしな話になってしまふので、歯科医師会とは真っ直ぐにはとれないということになるわけですね。一番端っこに寄せないと無駄なスペースができてしまう。

何かご質問等、ございませんか。よろしいですか。はい。

## ○岡田監事

すみません、質問、ちょっと確認でございますけれども、この南側の車の通り道ですね、それから歩行者ちょっと、これはあくまでも薬剤師会の土地ですか、これは。

## ○中野委員

そうですね、今のところ薬剤師会の土地です。

## ○岡田監事

土地、場所ですか。ということは、歯科医師会と共に用するということか。

それともう1件、それと、この建物の位置というのが最終的なものでないとおっしゃったが、それに一任をしろというのもちょっと難しいかなという気もするんですが。入り口はどこになるんですかね、玄関というか。

## ○中野委員

その2点ですね。まず、この車道と歩道はもちろんこの敷地は薬剤師会の敷地でありますか、完全にこのエリマネの関係で、最初完全に分断できるかどうかわかりませんけど、設計士のほうには分断できるような、見立て上、

分断したような形の配置というか、道路の配置を、配置というか形状にしていただきたいということは要望しております。

それで、この建物の配置に関しては、動くとしても若干の動き、例えば、この建物の形なんですけど、歯科医師会館と背中がちょっと扇状に離れますけど、デザインを考えると、背中側がちょうどパラレルのような形で平行な形になって、見かけ上すごくきれいなので、若干背中合わせをするような形で動かす予定にしております。そういうところの若干と、あと、いかに道路の南側に建物を持ってこれるかというふうなことを、今、検討しているところで、この週明けにでもできるように、図面のほうを作成してもらっているところです。よろしいでしょうか。

○岡田監事

玄関は。

○中野委員

玄関の位置は、ここの上のほうに車寄せって書いて、丸い円で描いているところがあると思うんですけど、イメージ的には、この駐車場入り口のほうから車が入ってきてぐるっと回って出る、これが車寄せで、車寄せのあたりに玄関を持ってくる予定。これまだ全然配置図がまだ決まってませんので、この図面で東側に赤い矢印があると思うんですけど、これが入り口になります。ここの南のところが、この会営薬局の入り口。それで、一応この計画なんですけど、南の矢印の入口が会営薬局のところで、北の三角のところがメインの入り口予定、歯科医師会館のほうが裏口の予定なんですけど、これもまだ全然テナントをどういうふうな形で配置するかは、いろんなプランが今ありますので、これは随時変わってきます。会営薬局をどこに持ってくるか、玄関をどこに持ってくるか、まだ今恐らく図面作っていると、その図面を起こしてみると恐らく変わってくると思いますので、これはまだ今、論議するところではないと思っております。

○岡田監事

続いてよろしいですか。

今さら言うつもりもないんですけど、要するに、歯科医師会館に入る車をここに通らせるということですね。

○中野委員

そうです、はい。

○岡田監事

ということで、配置をこうつけられたというか。

○中野委員

はい、ここを当初の、この土地を購入したときの当初の話をそのまま今も生きてる話ということで、ここに何らかの形で通り道をつけようということは、それはそのまま引き継いで、前回から引き継いでおります。

○岡田監事

それじゃ、貴重な薬剤師会が購入したというか、土地を歯科医師会の車が出入りで使うということのお許しを、皆さんにしっかり説明して了解を得ていただきたい。以上です。

○中野委員

その提案も今日の話で決めたいと思いますので、この配置と合わせてあわせて、車道、歩道を結局南側に通す、これは薬剤師会が利用できる、まあ、通ってもいいんですけど、メインで歯科医師会が利用できるような道路というような形をつけるということで、これもこの会で承

認いただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

○豊見会長

通路をつくって薬剤師会が利用しないという、岡田先生の、専らこの土地のこの通路部分は、歯科医師会の通路のためにあるというのは確かにそのとおりでございまして、歯科医師会の最初の条件は通路をつくるという話だけだったんですが、なぜ専ら歯科医師会の通路になったかというと、これは医薬分業の理念のためでございまして、こちらの都合でございます。もちろん、歯科医師会に先日来話が出ておりますように、買っていただければ、本当は一番いいんですけども、なかなかそうわがままも言えずという、最初からの協定に通路をつくるという、それを我々が使わないということに関しては、これは我々の都合、医薬分業の理念のためという薬剤師会側の都合でありますので、一方的に全てを歯科医師会に押しつけるわけにもいかないというところがございまして、なかなか難しいところがあろうかなと思っております。ただし、この道路に関しましては、一応、例えば掃除とか管理とかは、薬剤師会の土地でありますので薬剤師会が持りますが、性格としては、昔でいう、何というんですか、里道といいますか、誰でもが通れる道路と、私有地の中にある誰でもが通れる道路という性格づけを持たせたい。それによって、医薬分業の理念が守られるものだというふうに解釈をしておりますので、どうぞ。せっかく買った土地をという意見もございますが、お許しを願いたいというふうに思っております。

新会館の大まかな施設配置の承認と、この範囲内での詳細な施設計画の決定について、あとは特別委員会のほうに一任するということでおろしいでしょうか。異議ございませんか。はい。

○岡田監事

時間が押してるようなので、もう質問は何もないですが、いわゆる買っていただけないかと質問しようかと思ったんで、会長のほうから返答がございましたので、これは医療ゾーンで使えば、全体的な話で、薬剤師会だけのことじゃなくて、全体的に県民のための事業ということできましたけれども。普通に購入すれば、多分、坪200万からするようなところだろうと思いますけども、何坪ありますか、これ。この車道のところに何坪。

○中野委員

まだ決まってません。

○岡田監事

決まっていないようですが、まあ、しっかり会員のもとでご了承いただいて進めていただきたいと思います。

○豊見会長

それでは、理事の皆様方、あとは異議なしということでよろしいですか。

はい。提案通り、承認することといたします。

次に、委員会の委員について、委員会の委員の追加等について議題といたします。

提案理由の説明を、野村先生、よろしくお願ひいたします。

○野村副会長

資料は2になります。公益社団法人広島県薬剤師会の定款第45号及び第46条の規定により、平成28年及び29年度の職域部会及び委員会等委員名簿について、委員会委員等を追加するための理事会の決議を求めるものであります。

す。

このため、8月25日の理事会において決議いただきました、平成28年度の職域部会及び委員会等委員名簿について、資料2にありますように委員を追加したいと思いますが、ご意見はないでしょうかということなんですが、ちょっとめぐっていただいた赤い字のところなんですね。実は、もう消てる委員会とかがありまして、在宅訪問薬局に関する窓口設置の検討委員会とかいうのは、もう窓口設置はもう終了しておりますのでその委員会はやめます。そして、薬局プレアボイド推進事業対策委員会という名前もありましたけども、これもここの赤い字で書いてあります在宅相談窓口強化委員会として、これもこちらのほうで行うということと、あと補助金も絡んでまいりますんで、それがはっきりわかるような委員会名称にしたというところでございます。

#### ○豊見会長

この赤字の部分が変わっているところです。2ページ目にしか赤字はありません。1ページ目は前のままで。2ページ目の委員会の名前及び委員の追加について、ご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○豊見会長

はい、じゃあ、理事会でこの委員会を決定したということです。よろしくお願ひいたします。

以上で、今回のこの理事会でのご審議いただく議案は終了いたしました。

統一報告事項に移ります。

広島県薬剤師会補欠の代議員選挙の立候補の状況について報告をお願いいたします。

野村副会長、よろしくお願ひします。

#### ○野村副会長

広島県薬剤師会の補欠の代議員選挙の立候補の状況について、報告いたします。

選挙期日を平成28年10月25日として、平成28年8月26日に告示しました。補欠の代議員選挙の立候補状況ですが、立候補の締め切りが、広島支部、呉支部の両方ですけども、9月25日までとさせていただいておりました。締め切りまでに、広島市薬剤師会選挙区が、定数2名のところ4名、そして、呉市薬剤師会の選挙区が、定数1名のところ1名の立候補の届け出がありました。この立候補について、昨日、選挙管理委員会が開催され、候補者の資格審査が行われました。審査の結果、全員適正と判定されました。選挙区ごとの候補者一覧を作成し、来週になりますが、選挙区の選管へ通知する予定でございます。すみません、される予定ですね、委員会のほうからですから、委員会のほうから通知される予定です。

この結果、広島薬剤師会の選挙区は選挙を実施いたします。また、呉市薬剤師会の選挙区は、定数のところ、1名の立候補者ですので無投票当選となります。選挙になります広島市薬剤師会の選挙区におきましては、郵送による投票になります。広島県薬剤師会選挙区の選挙人について、選挙管理委員会の立会のもと、10月4日、火曜日に投票用紙を発送いたします。投票の締め切りは10月25日の火曜日で、消印有効となっております。10月28日に、郵送の分が完全に届くであろう3日後に、選挙管理委員会の指揮監督のもと、開票立会人が立ち会い、開票管理人が開票事務を行います。開票結果に基づき、当選者を決定いたしまして、補欠の代議員の選挙区、広島と呉に

なりますが、その地域薬剤師会長及び候補者本人に書面により通知し、広島県薬剤師会ホームページ及び広島県薬剤師の会誌1月号に掲載いたします。以上でございます。

#### ○豊見会長

ありがとうございました。

これは報告事項でありますので、中身をとやかく審議をしていただくわけではありません。今の補欠選挙に関しては、非常にいい予行練習になっておりまして、次回の代議員選挙に向けて、例えば投票用紙をはがきにしたほうがいいだろうとか、今回実現、もちろん規則がありますが、今までどおりですので実現しませんけども、選挙期間はこの1カ月という長い、トータルで一番最初から考えると2カ月かかってしまうんですね。こういう長い選挙期間をせざるを得ない規則になっておりますが、それでいいのだろうかとか、いろいろ検討の余地がありますが、して、消印有効にしてしまっておかけで、いつ終わったらいいかがわからんというような、ややこしい話もございますし、次回やるときには、ちゃんと必着という形でやったほうがいいのではないかとか、いろいろ検討の余地が出てまいりました。そこで、選挙管理委員会の方にお願いをして、そういう問題点を洗い出してもらつて、次回、1年半後ですか、ちょうど1年半近く後になりますかと思いますが、次回の選挙のときにはもっとわかりやすい、管理のしやすい選挙にしていくような規則になればなというふうにも思っております。また、理事会で諮ることになろうかと思ひますので、皆様、よろしくお願ひをいたします。

次に、健康サポート薬局研修会について報告を求めます。有村副会長、よろしくお願ひいたします。

#### ○有村副会長

まず、18日、19日、役員の方、どうもありがとうございました。本当に大変な研修会でしたけれども、ご報告を申し上げます。

健康サポート薬局なんですが、9月18日は当会館、19日は福山大学宮地茂記念会館で研修会を開催いたしました。西部においては、研修会A・Bとも118名、東部のほうは、Aが59名、研修会にちょっと遅れておいでになった方が1人おられまして、早引き、遅刻は許さないということで、Aのほうが59名で、研修会Bのほうは60名の参加となりました。この健康サポートっていうのが、昨年度です、健康情報拠点薬局のあり方に関する検討会ということで、皆さん、ご存じのように、2025年、高齢社会において、国民の医療、介護の需要数がどんどん増えるわけですけれども、厚生省では、重度の介護状態になっていても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を今、推進しているところです。その中でまだ薬局が十分にその役目を果たしていないということで、健康サポート薬局という名前でこの制度を構築して、薬局が地域住民による主体的な健康の維持増進を支援することを行なうことになります。それを受け、今回、厚生省の委託事業として、日薬の我々下請になりますけれども、研修を行いました。

現在、広島県では薬局が1,500件余り、基準薬局が300件余り、かかりつけ薬局が800件余りあります。健康サポート薬局の要件はちょっと簡単ではありませんけれども、

次世代の薬局を見据えて、当面300件余りを、会長さんはもっと多い、500件を目標としようとおっしゃってましたけれども、研修を開催する予定となっております。しかしながら、薬局が生き残るために健康サポート薬局を標榜している薬局以外の薬局も、それに準じた対応をする必要があるだろうというふうに考えております。報告は以上です。

#### ○豊見会長

ありがとうございました。

今の受講人数から考えて、多分、全部が申請しても、100件いくかどうかではないでしょうかね。約180名の受講者があったわけですが、1薬局に必ず、申請するためには常駐をしてくれということなので2名はいるだろうと。もともと1名の薬局は、開局時間は必ずいるわけですから、それで休みなしでオーナーとして働けばいいというふうなこともあるんですけれども、なかなかそうもいかないでしようから、多分2名とすると、100件いかないですね、これね。ですから、また近々といいますか、来年になるんですかね、また研修会開いていただいて、申請を増やさなくちゃいけないんだろうなというふうにも思っております。

基準調剤加算薬局、あるいはかかりつけ薬局、この健康サポート薬局全てを含めまして、もう手を挙げて薬剤師会としてこれでいいんだというふうには思っておりません。つまらない規則もありますし、また違う観点もありましょうし、実際、かかりつけ薬剤師に関しまして、今、一番確認書をたくさんとっているのは、当然皆さんもご存じのように、チェーンの薬局がノルマとか、それに対して報酬をつけるとか、報酬というのは個人的な、薬剤師に対するペイをするとか、そういう方法で100人とかというのをその薬剤師に集めさせてというのが数としてはかなり多いかというふうに思っておりまして、これはもうかかりつけ薬剤師の発想とは全く別な観点で進んでしまっているわけですね。

我々としては、当然、かかりつけ薬剤師として確認書をサインをしてもらうためには、それなりの覚悟とそれなりの相談される立場、相談してくださる人、そういうのを厳選してサインを求めるようになるわけで、そんなに100名も200名も1人がサインを求めるというのはおかしいんじゃなかろうかというふうにも思っておりますし、ちょっとなかなかうんと言えないところがあるんだけど、どうしたもんだとかというふうに本当に思っておるところでございます。それを不信なく、かかりつけ薬剤師、かかりつけ薬局を定着させていくために、定着はさせないといけない、進めていかないといけないというのよくわかるのですが、そのための方策に関してはちょっとまだ迷っているところがありまして、また、皆さんにご相談をしながら進めていく内容の一つだなというふうにも思っております。

因島の宮地先生が今お着きになったんですが、もう理事会終わりますんで、申しわけない。ということで、先ほど、前々から、私が就任したときからお約束をしております委員会等、理事会等を家からでも、あるいは支部の事務局からでも見える、あるいは参加できるようにする機構等もなかなか進んでおらない、すぐに実現はできていないというところ、お詫び申し上げます。進めていこうというふうには思っております。

以上、報告事項全て終わりましたが、皆さんの理事の方々

の中に、これだけは理事会で言っておきたいとかいうことはございますでしょうか。今、現実にいいますと、理事会の仕事、委員会の仕事以外に連盟のほうの仕事も理事の方々にかなり出ていただいて、お願いをしております。連盟のほうの立場としてのいろんな要するに政治パーティーがありますので、忙しく動いていっていただいている、どうもありがとうございます。

何か報告したいことありませんか。

なかつたら、休憩に入りますが、よろしいですか。

はい、どうもありがとうございます。以上で、全ての協議は終わりました。本日の理事会でご審議いただくことも終了いたしました。

ありがとうございました。

以上をもって、会議を終了し、理事会を閉会した。

## ◆ 平成28年度第1回地域・職域会長協議会議事要旨

日 時：平成28年10月1日（土）午後7時～8時29分

場 所：広島県薬剤師会館

出席者：地域・職域薬剤師会：

長坂晋次広島市薬剤師会副会長、下田代幹太安佐薬剤師会会长、二川勝安芸薬剤師会会长、宗文彦広島佐伯薬剤師会会长、竹下武伸大竹市薬剤師会会长、渡邊理恵子廿日市市薬剤師会理事、中島啓介東広島薬剤師会理事、大塚幸三呉市薬剤師会会长、永井清之竹原市薬剤師会会长、村上信行福山市薬剤師会会长、常盤周作三原薬剤師会会长、友滝恵子尾道薬剤師会理事、宮地理因島薬剤師会会长、石田裕康三次薬剤師会理事、平岡一貴広島県行政薬剤師会副会長

広島県薬剤師会：

豊見雅文会長、野村祐仁副会長、青野拓郎副会長、有村健二副会長、松尾裕彰副会長、村上信行専務理事、井上映子常務理事、小林啓二常務理事、竹本貴明常務理事、豊見敦常務理事、中川潤子常務理事、平本敦大常務理事、藤山りさ常務理事、二川勝常務理事、新井茂昭理事、秋本 伸理事、有村典謙理事、宮地理理事、宮本一彦理事、菊一環子監事

会館建設特別委員会：中野真豪委員長

欠席者：谷川正之副会長、松村智子常務理事、吉田亜賀子常務理事、小澤孝一郎理事、佐藤英治理事、三宅勝志理事、安保圭介理事、森広亜紀理事、岡田甫監事

### 1. 開会

野村副会長の司会で開会された。

### 2. 会長挨拶

今年度始まって半年たったわけですが、新理事会としては、6月からですので、やっと委員会等の組織が固まって走り始めたところでございます。

10月1日から薬局の規制緩和等々で、フェンスがなくてもいいように、今ある医療機関との間にフェンスを取り払っても、中国四国厚生局に知らせる必要がない。また、敷地内薬局まで許可になるという規制緩和が始まったわけですが、日本薬剤師会をはじめ広島県薬剤師会でも敷地内薬局には当然のことながら反対

をしております。

今、厚生労働省が進めているかかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師、健康サポート薬局の指針に反するものであり、規制緩和の名のもとにそういう薬局を許可してしまうというおかしい行政の姿勢であり、とてもじゃないですが納得できるものではありません。20年以上前に、広島大学敷地内にあった財団の薬局に異議を唱え、敷地外に薬局を作り直していただいた経緯もございます。そうやって進んできた分業を、今まで敷地内薬局を作つていいということになると、完全な後退をしてしまいます、かかりつけ薬局なんて全く夢のまた夢という情勢でございます。ただ近ければいい、手軽に行けばいい、薬剤師の働きに関して全く無視した情勢なわけで、賛成するわけにはいかないということ。法律は法律ですので法律を守りながら、その中で薬剤師会としては反対の立場を表明していくということを考えております。社会保険医療協議会の中でも強い反対の姿勢を示せればと思っております。医療協議会というのは薬局や医療機関の保険契約の許可を最終的に出すところですが、その中の反対の立場をしていくということにしております。

次に、10月14日より、デパス、アモバンが新たに向精神薬に指定されます。ただし14日制限、30日制限がいつからかはっきりしておりません。まだ、規則が出ておりませんので、引き続き通知を待ちたいと思います。後で報告がありますが、健康サポート薬局ですが、180名くらいの薬剤師の方に研修を受けていただきました。その方がe-ラーニングを受けられまして、できる方は10月から申請をしていただいて、健康サポート薬局ができることになっております。看板に関しては日薬が統一ロゴマークを作ろうとしております。厚生労働省は、名乗つていい、宣伝していいというところまでで、統一のデザインを作ることはないとということで、そのことに関しては、日本薬剤師会が健康サポート薬局の統一したロゴマークを作るということになっておりますので、通知がありましたらご連絡させていただきます。

今日は、いろんな報告がございますが、また、協議をしていただく場面もございますので、スムーズな進行ができますようにお願いをしまして、挨拶に代えさせていただきます。

### 3. 地域・職域薬剤師会長並びに役員紹介

野村副会長が、配付の出席者名簿、配席表によって出席者の紹介とされた。

### 4. 報告

#### (1) 平成28・29年度広島県薬剤師会補欠の代議員選挙の立候補届の状況について（資料1）

野村副会長より、8月26日（金）を告示日、9月25日（火）を立候補締切とし、広島市薬剤師会選挙区は定数2名のところ4名の立候補、呉市薬剤師会選挙区は定数1名のところ1名立候補があつたこと、呉市薬剤師会選挙区は無投票となり、広島市薬剤師会選挙区は郵送による選挙となること、選挙期日を10月25日（火）（消印有効）とし、10月28日（金）に選挙管理委員会の指揮監督の下、開票立会人の立会い、開票管理人が開票事務を行なうこと、開票結果に基づき当選者を決定し、両選

挙区の地域薬剤師会長及び候補者本人に書面により通知するとともに、結果を本会ホームページ及び会誌1月号に掲載することにしていると報告された。

#### (2) 新会館建設について（資料2）

野村副会長より、新会館建設計画において、定期借地で土地を貸し付ける予定であった㈱ライフアシストより、薬剤師会館の上層部の施設で事業をさせて貰えなかとの提案があり、本日午後6時より開催した理事会において、薬剤師会館単独での整備を行うこととし、上層階での事業は行わない決議したと報告された。

中野真豪委員長より、7月14日に開催された第1回会館建設特別委員会において委員長に選出されたこと、豊見会長より土地600坪を会館建設に使うという1点のみ話があり、後は会館建設特別委員会に任せること、その内容を、常務理事会、理事会へ報告・相談・承認をしていただく流れになっていると説明された。8月25日の理事会で承認された会館整備方針について説明され、内容は以前の整備方針とほとんど変わりはないが、延床面積が1,700～1,500m<sup>2</sup>、検査センターを組み込んでいないこと、検査センター委員会より検査試験室の設置の要望があり、会館建設特別委員会より、次回の常務理事会で方向性を出してもらうよう要請していると報告された。概算工事費を4億7千万円としていること、その根拠として、前執行部時に総会において予定総額を8億円で決議されており、土地代に3億8千万円を使用し、残り4億2千万円に補助金をプラスした金額をしていると説明された。配付図面をもとに、当初からの歯科医師会との約束である車道、医薬分業の基本理念を守るための歩道について説明された。常盤三原薬剤師会会長より、移転を機に検査センターがなくなるということになった経緯等の説明が求められ、野村副会長より、検査センターは毎年400万円赤字であり、薬局との利用契約は規制緩和により契約する必要がなくなります、その利用契約料200万円あり、合わせると600万円の赤字が続いていること、検査センター収入は今後横ばいであるだろう、検査センターの移転費用が1億円かかること、新会館の排水処理施設が必要であること、機器も老朽化していること、最近購入した尿検査機器も一部手動であり、今後全自动でないと認められなくなること、プール水の検査についても広島県学校薬剤師会長とも話し合いをした等経緯の説明がされた。ただ、医薬品検査試験が継続ができるか検討していると補足された。

常盤三原薬剤師会会長より、学校薬剤師会で検査センターを利用しているが、突然、検査センターを移転しないということで驚いており、いつ決定をするのか、情報提供はどのようにするのか質問があり、豊見会長から、総会を開催するのも難しく、会誌に会館建設特別委員会報告を掲載すること、プール検査について、広島市の入札で学校まで水を引き取りに来てくれる業者が落札した経緯の説明があり、問題ないであろうと説明された。製造業・化粧品等の契約が必要な利用契約について、常務理事会、理事会で検討をし対処していきたい、検

査センターの運用については常務理事会で検討すること、情報公開は100%すると回答された。

長坂広島市薬剤師会副会長より、会館建設のタイムスケジュール、富士見町の土地について質問があり、中野委員長より、12月にはエリマネの事前協議に入りたい、来年2月にエリアマネジメント推進調整会議、7月に広島市都市計画審議会、10月に工事着工、平成30年8月に完成できればという予定であると説明された。豊見会長から、当初の予定より1年遅れであり、広島県歯科医師会は12月に完成し、来年1月に移られるということで、会館の土地を一緒に売却することは難しい状況であること、建設設計画が総会の承認をいただいた後、売却について検討したいと報告された。また、配付の図面について、医薬分業の理念を守るために、公共に準じた通路を作るため、フェンス等の対策を考えていると報告された。

大塚呉市薬剤師会会长より、通路について歯科医師会への利益供与になるのではないか、延床面積や費用について質問があり、豊見会長より、費用は図面がでたばかりではっきりしていないこと、通路については、歯科医師会と一緒に国有地を購入する際の約束事であり、理念を守るための本会の都合であり、利益供与ではないと解釈していると説明された。駐車場の管理についても、情報を集めて検討していきたいと補足された。

下田代安佐薬剤師会会长より、広島県からの補助金について、この土地の売却金額について質問があり、中野委員長より、以前593m<sup>2</sup> 7,200万円を予定されていたが、委員会で施設等を精査し、460m<sup>2</sup> 5,500万円を見込んでいるがあくまでも予定であると報告された。豊見会長から、富士見町200坪の土地について、いろいろな情報があり未定であると説明された。

渡邊廿日市薬剤師会理事より、プール水・水道水の検査として検査センターを利用しているが、後の業者のフォローはしてもらえるのか、公益社団法人として赤字を出すから辞めるということについて質問があり、プール水・水道水の検査については、業者に依頼した経緯があり、今より手間がかからないこと、その紹介はできると説明された。検査センターについて、前会長の時、移転費等で1億円かかる見積が出ていること、建物が4億数千万円で審議している時、1億円をかけるだけの理念を持ちうるかということで、新会館で設置する薬局は赤字になるであろう、会費で維持していくなければならない、これ以上赤字部門は増やすわけではいかないということで、話が持ち上がった経緯が説明をされた。新設校等、高架水槽がない学校は定期検査が必要ないこと等で学校薬剤師の負担は軽減するのではないかと説明された。

#### (3) 平成28・29年度職域部会及び委員会等委員名簿について（資料3）

野村副会長より、本事業に基づいて分担した名簿であると説明された。

#### (4) 平成28・29年度地域・職域薬剤師会役員業務分担等の提出について（資料4）

野村副会長より、地域・職域薬剤師会から役員業務分担等の提出について依頼された。

#### (5) 健康サポート薬局研修会について

西部：9月18日（日）於 広島県薬剤師会館

東部：9月19日（月）於 福山大学宮地茂記念会館

有村副会長より、9月18日（日）西部・広島県薬剤師会館で、研修会A118名・研修会B118名、9月19日（月）東部・福山大学宮地茂記念会館で、研修会A59名・研修会B60名の参加者があり、遅刻・早退は認められないという決まりがあり、1名参加者数が違うことと、平成27年9月に健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会より、2025年以降高齢社会においては国民の医療や介護の需要がさらに増加する。厚労省では重度の介護状態になってしまっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進している。その中で薬局は現在その役目を果たしていない。今後「健康サポート薬局」制度を構築し、薬局が地域住民による主体的な健康の維持増進を支援することを行うこととする。となっており、それを受け今回研修を行ったこと、現在広島県では薬局が1,500件あまり、基準調剤加算は300件あまり、かかりつけ薬局800件あまり、「健康サポート薬局」の要件は簡単ではないが、次世代の薬局を見据え当面300件あまりを目標として研修会を開催する予定であること、健康サポート薬局を標榜する薬局以外の薬局もそれに準じた対応をする必要があると考えていると報告された。

#### (6) 平成29年度薬局実務実習について（資料5）

松尾副会長より、7月29日現在、認定指導薬剤師数392名、平成28年3月31日が認定期限で更新対象者が213名、更新申請者174名、40名程度更新をしていないこと、登録薬局数369件、認定指導薬剤師のいる登録薬局数288件、不在の薬局が80件であること、平成28年度配属学生数254名を184薬局で受け入れており、平成29年度は配属予定学生数が328名の予定であり、配属薬局を増やさないといけない状況であると説明され、協力を求められた。

#### (7) 在宅医療対応薬局の登録について（資料6）

豊見会長より、以前からホームページに保険薬局部会事業として在宅医療受入可能薬局リストを掲載していたが、平成27年度在宅支援窓口設置事業における資源マップ作成に伴う在宅医療相談窓口薬局リストと混在してしまった状態であり、それを整理する必要があると説明され、協力を求められた。

#### (8) 生涯学習支援システム J P A L S について（資料7）

豊見常務理事より、平成28年4月1日より「かかりつけ薬剤師指導料」及び「かかりつけ薬剤師包括管理料」が施設基準として新設され、届出要件の1つとして「薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得していること」が設けられ、平成29年3月31日までは経過措置があるが、J P A L Sのクリニカルラダー（CL）レベルにより、薬剤師認定制度認証機構が認証している日本薬剤師研修センターの「研修認定薬剤師」が取得可能となっていると説明され、周知を依頼された。

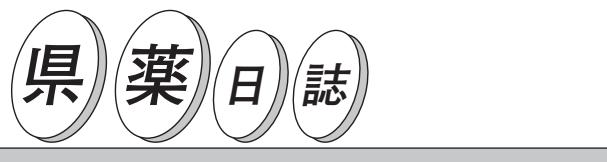
- (9) 医療用医薬品卸売業公正取引協議会広島県地区会からのお願いについて（資料8）  
豊見会長より、以前から便益労務の提供見直しについてお願いをしていたが、医療用医薬品卸売業公正取引協議会広島県地区会から、施行規則・運用基準の変更を施行したこと、内容としては、廃棄前提医薬品（返品受領後、卸売業者の責任と負担により廃棄処分にせざるを得ない医薬品）の返品受領及び産業廃棄物（段ボールなど）の受領をしないという内容であったと報告され、協力依頼をされた。
- (10) 広島県薬剤師会認定基準薬局制度について  
青野副会長より、認定基準薬局制度運営協議会を開催し、健康サポート薬局に準じた基準に改め、認定基準薬局制度を進めていく予定であるが、地域薬剤師会の意見を聞くためアンケートを行うと依頼された。現在基準薬局の認定を受けている薬局は、更新時に新しい基準に基づいて申請することになると説明された。
- (11) 第33回広島県薬事衛生大会の参加について（資料9）  
日時：12月1日（木）午後2時～  
場所：エソール広島  
野村副会長より、地域・職域薬剤師会へ多数の参加依頼をされたこと、今回の特別講演は研修シリーズ対象研修であると報告された。
- (12) 中国新聞広告掲載について  
掲載日：10月17日（月）  
野村副会長より、薬と健康の週間の広告であると報告された。
- (13) 総務関係  
ア. 会員数の調査（平成28年10月31日現在）について  
調査通知発送日：10月21日（金）  
会員数報告締切：11月7日（月）  
野村副会長より、平成28年10月31日現在の会員数調査の協力依頼をされた。  
イ. 平成28年度会員名簿の作成について  
野村副会長より、平成28年度名簿を作成すること、表紙の色は赤であると報告された。  
ウ. 2017年度版管理記録簿の配付について  
野村副会長より、例年通り作成すると報告された。また、会員名簿・管理記録簿の送付方法について、後日、連絡をすると説明された。
- (14) 行事予定  
野村副会長より、今後の予定について確認していくよう依頼された。
- ア. 福山大学薬学部卒後教育研修会（資料10）  
10月8日（土）午後3時～於 福山大学宮地茂記念館  
イ. 第49回日本薬剤師会学術大会（資料11）  
10月9日（日）・10日（月・祝）於 愛知県名古屋市  
ウ. 老人保健福祉月間フォーラム（資料12）  
10月15日（土）午後1時30分～於 広島県医師会館  
申込締切：10月7日（金）  
エ. 平成28年度広島県臨床研究・C R C研修会（資料13）  
10月15日（土）午後1時～ 於 広島国際大学広島キャンパス

- 申込締切：10月7日（金）  
オ. 平成28年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座・継続研修（資料14）  
10月22日（土）（1日目）午前10時～於 県庁・本館  
10月29日（土）（2日目）午前10時～於 県庁・本館  
申込締切：7月19日（火）～10月14日（金）  
カ. くすりと健康の「やく薬フェスタ」（チラシ）  
10月23日（日）午前10時～於 基町クレド  
キ. 在宅支援薬剤師専門研修会Ⅰ  
10月30日（日）・11月3日（木・祝）於 広島県薬剤師会館  
ク. 第14回高齢者・障がい者権利擁護の集い（資料15）  
11月4日（金）午後1時～於 ホテルグランヴィア広島  
ケ. 第55回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会  
11月5日（土）・6日（日）於 就実大学（資料16）  
コ. 第36回広島県薬剤師会学術大会（資料17）  
11月20日（日）午前10時～於 福山大学宮地茂記念館  
サ. 薬剤師認知症対応力向上研修  
11月26日（土）於 広島県薬剤師会館  
シ. パーキンソン病フォーラムin広島（資料18）  
11月26日（土）午後2時～於 広島国際会議場  
ス. 第33回広島県薬事衛生大会  
12月1日（木）午後2時～於 エソール広島  
セ. 平成28年度薬祖神大祭  
12月1日（木）午後5時～於 広島県薬剤師会館  
ソ. 膣がん教室ワークショップ2016 in 広島・膵臓（すいぞう）がん撲滅チャリティーイベント「パープルストライド広島2016」（資料19）  
12月3日（土）・4日（日）於 J A広島ビル外  
タ. 第4回安田女子大学薬学部・卒後教育研修会（資料20）  
12月11日（日）午後1時～於 安田女子大学  
チ. 第5回先端的がん薬物療法研究会（資料21）  
1月8日（日）午前10時～於 グランドプリンスホテル広島  
ツ. 在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ  
1月15日（日）・22日（日）於 広島県薬剤師会館

## 5. その他

渡邊廿日市薬剤師会理事より、HMネット、日薬電子お薬手帳等複数事業が進められ混乱していると質問があり、豊見常務理事より、リンク付サーバー側がHMネット等の地域医療連携ネットとの接続が前例がない状況であり、広島で実現できれば、薬剤師にとってとてもいい形で状況が実現できるのではないか、HMネットに加入されている薬局は、二次元バーコードを印刷することも可能であり、HMネットで日薬のサーバーに接続できるよう交渉している現状であり、HMネットを推進していただきたいと回答された。

## 6. 閉会



日付		行事内容
8月22日	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多重受診者対策検討会 (協会けんぽ広島支部)</li> <li>・(株)あい設計との面談</li> <li>・平成28年度第3回会館建設特別委員会</li> </ul>
23日	火	<p>「子育て応援団すこやか2016」第2回けんこうサポートゾーン調整会議 (広島テレビ)</p>
24日	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度健康ひろしま21推進協議会 (県庁・北館)</li> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>・認定実務実習指導薬剤養成講習会(更新) (宮地茂記念館)</li> <li>・広報委員会</li> </ul>
25日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北方領土返還要求運動広島県民大会 (広島県民文化センター)</li> <li>・第95回中国地方社会保険医療協議会広島支部会 (中国四国厚生局)</li> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)</li> <li>・正・副会長会議</li> <li>・常務理事会</li> <li>・第4回理事会</li> </ul>
26日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県薬剤師研修協議会</li> <li>・健康サポート薬局打合会</li> </ul>
27日	土	第42回広島県国保診療施設地域医療学会 (広島市文化交流会館)
27・28日		広島キッズシティ2016 (旧広島市民球場跡地)
28日	日	集団指導 (上野学園ホール)
29日	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石橋公認会計士事務所来会</li> <li>・生涯学習推進ワーキンググループ</li> </ul>
30日	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県後期高齢者医療広域連合来会</li> <li>・協会けんぽ向井支部長との対談 (中国新聞本社)</li> <li>・広島県医師会役員への説明会 (広島県医師会館)</li> </ul>

日付	行事内容
31日 水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島テレビ放送新社屋新築工事起工式・広島二葉の里プロジェクト起工式 (広島市東区二葉の里)</li> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)</li> <li>・あい設計との協議(新会館整備方針)</li> </ul>
9月1日 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第33回広島県薬事衛生大会実行委員会</li> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>・選挙管理委員会</li> <li>・健康サポート薬局委員会</li> </ul>
4日 日	広島県女性薬剤師会総会
5日 月	公益法人及び一般法人に係る研修会(財務諸表) (県庁)
6日 火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復職支援研修会 (まなびの館ローズコム)</li> <li>・公益法人及び一般法人に係る研修会 (公益法人会計) (県庁)</li> <li>・広報委員会</li> <li>・学校における水泳プールの保健衛生管理改訂委員会(日本学校保健会本部)</li> <li>・日本薬剤師会国際委員会シンポジウム打合会 (東京・日薬)</li> </ul>
7日 水	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎)
8日 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島駅周辺おもてなし一斉清掃 (二葉の里)</li> <li>・ライフアシスト社訪問(福山市王子町)</li> <li>・健康サポート薬局研修会会場下見(事前説明) (福山市)</li> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>・平成28年度第4回会館建設特別委員会</li> </ul>
9日 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県地域リハビリテーション専門職等研修会 (広島県医師会館)</li> <li>・第815回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 (支払基金広島支部)</li> <li>・未成年者の飲酒・喫煙防止啓発キャンペーン (広島駅南口周辺)</li> <li>・平成28年度第1回地対協「医薬品の適正使用検討特別委員会」 (広島県医師会館)</li> </ul>

日付		行事内容
10日	土	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度中国・四国薬剤師会会长会議 (ホテルグランヴィア岡山)</li> <li>緩和ケア支援センター平成28年度在宅緩和ケア講演会 (広島国際会議場)</li> <li>第497回薬事情報センター定例研修会</li> <li>平成28年度薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会(東部) (福山商工会議所)</li> </ul>
11日	日	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会(西部)</li> <li>香川県薬剤師会平成28年度第1回生涯教育研修会 (香川県薬剤師会朝日町会館)</li> </ul>
12日	月	日本薬剤師会情報システム委員会 (東京・日薬)
13日	火	公益法人及び一般法人に係る研修会 (事業報告[公益法人]) (税務研修) (県庁)
13・14日		薬事情報センター・検査センター及びモバイルファーマシーの見学
14日	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>モバイルDI室・薬局訪問 (クルーズ薬局)</li> </ul>
15日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>新会館建設に係わる協議</li> <li>在宅医療推進委員会</li> <li>常務理事会</li> </ul>
16日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康サポート薬局研修会のための業務課訪問 (県庁)</li> <li>薬事情報センター・検査センター及びモバイルファーマシーの見学</li> <li>日本中毒情報センター創立30周年記念式典・祝宴 (学士会館)</li> </ul>
18日	日	健康サポート薬局研修会
18・19日		リレー・フォー・ライフ・ジャパン2016広島(尾道)(尾道市立栗原小学校)
19日	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康サポート薬局研修会 (宮地茂記念会館)</li> <li>第5回リカバリー・パレード「回復の祭典」inヒロシマ(ハノーバ庭園集合)</li> </ul>

日付		行事内容
20日	火	広島県公益認定等審議会立入検査
22日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度薬草に親しむ会 (三次市吉舎町)</li> <li>広島県医師会 園医・嘱託医研修会 (広島県医師会館)</li> </ul>
23日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度第5回会館建設特別委員会</li> <li>日本赤十字社中四国ブロック血液センター見学</li> </ul>
25日	日	平成28年度緩和ケア薬剤師研修 (広島県緩和ケア支援センター)
26日	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>復職支援研修会</li> <li>認定基準薬局運営協議会</li> </ul>
27日	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>第96回中国地方社会保険医療協議会広島支部会 (中国四国厚生局)</li> <li>会員委員会</li> </ul>
27・28日		薬事情報センター・検査センター及びモバイルファーマシーの見学
28日	水	在宅支援薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会
29日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>21世紀、県民の健康とくらしを考える会第2回役員会 (広島県医師会館)</li> <li>広島県薬剤師会学術大会出展打合会</li> <li>平成28年度広島県四師会「社会保険担当理事連絡協議会」 (ANAクラウンプラザ)</li> <li>広島県四師会役員連絡協議会 (ANAクラウンプラザ)</li> </ul>
30日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国四国厚生局指導監査課来会</li> <li>平成28年度第6回会館建設特別委員会</li> <li>選挙管理委員会</li> <li>多重受診者対策検討会 (協会けんぽ広島支部)</li> </ul>
10月1日	土	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県禁煙支援ネットワーク運営委員会 (広島県公衆衛生会館)</li> <li>平成28年度広島県禁煙支援ネットワーク第14回研修会 (広島県公衆衛生会館)</li> <li>第5回理事会</li> <li>第1回地域・職域会長協議会</li> </ul>
2日	日	平成28年度緩和ケア薬剤師研修 (広島県緩和ケア支援センター)

日付		行事内容
4日	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石橋公認会計士来会</li> <li>・歯科医師会との協議 (広島県歯科医師会館)</li> <li>・選挙管理委員会</li> <li>・医療・衛生材料供給体制検討委員会</li> </ul>
5日	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>・県薬「地対協WG」</li> </ul>
6日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報打合せ</li> <li>・平成28年度第7回会館建設特別委員会</li> </ul>
8日	土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本薬剤師会第3回都道府県会長協議会 (名古屋国際会議場)</li> <li>・歓迎レセプション(名古屋国際会議場)</li> <li>・福山大学薬学部卒後教育研修会 (福山大学宮地茂記念館)</li> </ul>
9日	日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度全国薬剤師研修協議会連絡会議 (名古屋学院大学)</li> <li>・モバイルファーマシー(MP)担当者会議 (名古屋国際会議場)</li> </ul>
9・10日		第49回日本薬剤師会学術大会 (愛知県名古屋市)
10日	月	平成28年度医療安全セミナー (広島国際会議場)
11日	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤師認知症対応力向上研修打合会</li> <li>・HMネットに関する検討委員会(実務打合会) (広島県医師会館)</li> </ul>
12日	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>・宮地茂記念館下見(有)エヌエスエル・ナカシマと打ちあわせ(宮地茂記念館)</li> <li>・薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック講演 (三原薬剤師会館)</li> </ul>

日付		行事内容
13日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HMネットに関する検討委員会 (リンク付けサーバー小WG)</li> <li>・常務理事会</li> </ul>
14日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険医療担当者の監査 (広島合同庁舎)</li> <li>・平成28年度第1回地域づくりによる介護予防推進支援研修会(県庁・自治会館)</li> <li>・第816回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)</li> <li>・広島県医療審議会医療・介護需要量調査分析WG (県庁・北館)</li> <li>・平成28年度第8回会館建設特別委員会</li> </ul>
15日	土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健福祉月間フォーラム (広島県医師会館)</li> <li>・平成28年度広島県臨床研究・CRC研修会(広島国際大学広島キャンパス)</li> </ul>
17日	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石橋公認会計士事務所来会</li> <li>・復職支援研修会</li> <li>・第36回広島県薬剤師会学術大会実行委員会</li> </ul>
18日	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復職支援研修会(まなびの館ローズコム)</li> <li>・HMネットに関する協議 (広島県医療介護計画課来会)</li> <li>・生涯学習推進ワーキンググループ (広島県薬剤師会)</li> </ul>
19日	水	広島県結核予防推進プラン検討委員会 (県庁・本館)
20日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>・広島県エイズ対策推進会議 (広島県感染症疾病管理センター)</li> <li>・平成28年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会(岐阜)(じゅうろくプラザ)</li> </ul>

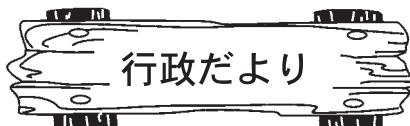
## 行事予定（平成28年11月）

- 11月 2 日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)  
 // 安佐薬剤師会平成28年度2期学生受け入れ実務実習担当薬剤師学生集合研修会(古市公民館)
- 11月 3 日(木) 在宅支援薬剤師専門研修会 I  
 // 第8回在宅セミナー～薬剤師介入によるポリファーマシーの解消～(AP東京八重洲通り)
- 11月 4 日(金) 広島県『みんなで減災』一斉地震防災訓練  
 // 第14回高齢者・障がい者権利擁護の集い(ホテルグランヴィア広島)
- 11月 5 日(土) 第55回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会(就実大学)  
 // 日本薬学会中国四国支部平成28年度第2回役員会/日本薬学会中国四国支部・日本薬剤師会中国四国ブロック・日本病院薬剤師会中国四国ブロック合同会議(就実大学)
- 11月 6 日(日) 広島県緩和ケア支援センター平成28年度緩和ケアフォローアップ研修(県立広島病院)  
 // 第55回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会(就実大学)
- 11月 9 日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)  
 // 麻薬・覚醒剤乱用防止運動広島大会(広島国際会議場)
- 11月10日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
- 11月12日(土) 平成28年度日薬中国ブロック会議(プラザホテル寿(山口市湯田温泉))
- 11月13日(日) 高度管理医療機器継続研修(宮地茂記念館)  
 // 第69回広島医学会総会総会議事(広島県医師会館)  
 // 第69回広島医学会総会会頭招宴(ホテルグランヴィア広島)
- 11月16日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)  
 // 平成28年度第2回在宅訪問栄養ケア推進委員会(広島県医師会館)
- 11月17日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)  
 // 常務理事会
- 11月20日(日) 第36回広島県薬剤師会学術大会(宮地茂記念館)
- 11月23日(水) 高度管理医療機器継続研修(エソール広島)
- 11月25日(金) 日本薬剤師会都道府県薬剤師会スポーツファーマシスト担当者研修会(TKP ガーデンシティ渋谷)
- 11月26日(土) 薬剤師認知症対応力向上研修
- 11月27日(日) 安田女子大学薬学共用試験(OSCE)事前講習会(安田女子大学)  
 // 広島県トレーナー協会認定トレーナー養成講習会(浜脇整形外科リハビリセンター)
- 11月28日(月) 生徒対象薬物乱用防止教室(広島市立広島商業高等学校)
- 11月29日(火) エネコム広島ICTセンター開所式(エネコム広島ビル)  
 // 「広島県学校保健及び学校安全表彰」選考専門委員会(広島県庁)

## 行事予定（平成28年11月～12月）

- 11月30日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 12月1日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)  
// 第33回広島県薬事衛生大会(エソール広島)  
// 平成28年度薬祖神大祭
- 12月3日(土) 膣がん教室ワークショップ2016in広島(JA広島ビル)
- 12月4日(日) 安田女子大学薬学共用試験(OSCE)本試験(安田女子大学)  
// 福山大学における薬学共用試験OSCE本試験(福山大学)  
// 膣がん撲滅チャリティーイベント(広島中央公園、JA広島ビル)
- 12月7日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 12月8日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
- 12月11日(日) 平成28年度広島大学OSCE(広島大学薬学部)  
// 第4回安田女子大学薬学部・卒後教育研修会(安田女子大学)
- 12月14日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 12月15日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)  
// 常務理事会
- 12月18日(日) 第8回広島国際大学OSCE(広島国際大学)





平成28年8月18日

一般社団法人広島県医師会会長様  
一般社団法人広島県歯科医師会会长様  
一般社団法人広島県病院協会会長様  
一般社団法人広島県医療法人協会会長様  
広島県保険医協会会長様  
公益社団法人広島県看護協会会长様  
公益社団法人広島県薬剤師会会长様  
広島県病院薬剤師会会長様  
広島県医薬品卸協同組合理事長様  
広島県製薬協会会長様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
〔医務課  
薬務課〕

## サリドマイド、レナリドミド及びポマリドミド製剤の院内処方薬の取扱いについて（通知）

このことについて、平成28年8月4日付け医政総発0804第1号、薬生安発0804第3号で厚生労働省医政局総務課長、同省医薬・生活衛生局安全対策課長から別紙（写）のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 医務課医務グループ  
電話 082-513-3056（ダイヤルイン）

（担当者 六箱）

担当 薬務課薬事グループ

電話 082-513-3222（ダイヤルイン）

（担当者 上田）

別紙（写）

医政総発0804第1号  
薬生安発0804第3号  
平成28年8月4日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 殿

厚生労働省医政局総務課長  
(公印省略)

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長  
(公印省略)

## サリドマイド、レナリドミド及びポマリドミド製剤の院内処方薬の取扱いについて (医療機関への注意喚起及び周知徹底依頼)

医療機関における医療安全の確保については、従来より適切な対応をお願いしているところです。

特に、サリドマイド、レナリドミド及びポマリドミド製剤に関しては、厳格な安全管理が必要であるため、「サリドマイド製剤の入院時持参薬の取扱いについて（医療機関への注意喚起及び周知徹底依頼）」（平成21年9月3日付け医政総発0903第2号・薬食安発0903第1号、厚生労働省医政局総務課長・厚生労働省医薬食品局安全対策課長連名通知）により、入院時持参薬の取扱いに関する注意喚起及び周知徹底をお願いしているところです。

今般、医療機関において、レナリドミド製剤（販売名：レブラミドカプセル5mg）を院内処方した際、投与すべき入院患者とは別の入院患者へ誤投与した事案（別紙）が判明いたしました。

サリドマイド、レナリドミド及びポマリドミド製剤は、「サリドマイド製剤安全管理手順（TERMS）」又は「レブラミド・ポマリスト適正管理手順（RevMate）」により、その販売、管理、使用等の適正な管理が求められる製剤であることから、下記について、貴管下医療機関への周知徹底及び指導方をお願いします。

#### 記

1. 患者への医薬品の使用にあたっては、各医療機関で定める医薬品の安全使用のための業務に関する手順書を確認すること。特に、医薬品の誤投与等を防止する方策や適正に使用する方法等について、従業者に対し、改めて周知徹底すること。
2. 医薬品に起因する医療事故等が発生した際には、各医療機関の医療安全管理者、医薬品安全管理責任者等に対して速やかに報告するとともに、医療機関内で情報の共有・注意喚起を行うなど必要な安全管理対策を講じること。
3. サリドマイド、レナリドミド及びポマリドミド製剤を取り扱う際は、全ての関係者がTERMS又はRevMateを遵守することが求められていることに鑑み、教育、研修等を通じて、従業者に対してこれらの製剤の取扱い方法を改めて周知徹底すること。

#### 別 紙

### 医療機関におけるレナリドミド製剤（レブラミドカプセル）誤投与について

#### 1. 概要

医療機関（約600床）の血液内科病棟においてレブラミドカプセル5mg（一般名：レナリドミド）を別の患者に誤投与したとの連絡が、セルジーン（株）よりあった。（第一報：平成28年7月11日（月））

患者A：投与すべき患者（疾病：多発性骨髄腫） 60代 女性

患者B：誤投与された患者（疾病：血液がん以外のがん） 60代 男性

#### 2. 事故経過

- ① 7月8日（金）夜、レブラミドカプセルが患者Aに対し院内処方され、病棟の看護師Xが、患者Aと患者Bの内服薬を同時に準備する際、患者氏名は患者Bの薬袋のみ記載した。他の作業を行った後、患者Aと患者Bの内服薬と一緒に配薬用のワゴンに置いた。なお、看護師Xは、看護師Yの指導も併せて行っていた。
- ② 病棟で配薬を担当する看護師Zが、配薬用のワゴンに置かれていた患者A用と患者B用の両方の内服薬を、患者Bの氏名のみ記載されていたことから全て患者B用の内服薬と思い込み、患者A用のレブラミドカプセル5mgカプセルを患者Bの他の内服薬とともに、患者Bに配薬した。
- ③ 同日夜、看護師Yが巡回した際に、レブラミドの投与対象ではない患者Bのベッドにレブラミドカプセルが1カプセル落ちていたことから、誤投与が判明した。

#### 3. 原因

- ・ 看護師が患者2名の内服薬を同時に用意し、一箇所にまとめて置くとともに、1名の患者氏名のみしか記載しなかったこと。
- ・ レナリドミド製剤の配薬の手順はあったが、遵守しなかったこと。
- ・ 配薬のみを担当する看護師に、患者の服薬情報が共有されていなかったこと。

#### 4. 患者への対応

- ・ 事故直後に、患者Bの主治医に報告し、7月8日（金）当日に患者ご本人に報告。
- ・ 患者Bに健康被害は出ていない。

#### 5. 施設での再発防止策（医薬品安全管理責任者より）

- ・ 看護師が入院患者にレナリドミド製剤を配薬する際には、一名の患者に一作業とする。
- ・ 配薬する際に、本人であることを名前で確認後、薬を渡す。
- ・ 病棟看護師に対し、レブラミド及びポマリストに関する安全管理手順（RevMate）の周知徹底をはかるようトレーニングを行う。

平成28年9月1日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様  
 広島県医薬品卸協同組合理事長様  
 広島県医療機器販売業協会会長様  
 中国歯科用品商協同組合広島県支部支部長様

〔 広島県健康福祉局長  
 〒730-8511 広島市中区基町10-52  
 薬務課 〕

## 医療機器等の販売等の相手先に関する留意事項について（通知）

このことについて、平成28年8月29日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課から、別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ  
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
 （担当者 児玉）

### 別紙

事務連絡  
 平成28年8月29日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 卫生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

## 医療機器等の販売等の相手先に関する留意事項について

平素より厚生労働行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

医療機器及び再生医療等製品の適正使用を推進する観点から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第39条第1項の高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の許可を受けた者、法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業又は貸与業の届出を行った者及び法第40条の5第1項の再生医療等製品の販売業の許可を受けた者（以下「医療機器等販売業者等」という。）による医療機器等の販売等の相手先に関して、下記のとおり留意事項を取りまとめました。業務の参考としていただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の写しを各地方厚生局医事課、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、一般社団法人日本医療機器産業連合会、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会及び欧州ビジネス協会医療機器委員会宛て送付することとしています。

### 記

医療機器等の販売等の相手先は承認等がなされた使用目的又は効果、使用方法等や各種法令を遵守することは当然のことであり、医療機器等販売業者等はそれらに反する意図を持っていることが明らかな場合には販売等を行わないなど、医療機器等の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に努めること。

平成28年9月28日

一般社団法人広島県医師会会長様  
 一般社団法人広島県病院協会会長様  
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様  
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
 広島県病院薬剤師会会長様  
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様  
 広島県医薬品卸協同組合理事長様  
 広島県製薬協会会長様  
 広島県医薬品配置協議会会長様  
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様  
 広島県富山配置薬業協議会会長様

廣島県健康福祉局長  
 〒730-8511 広島市中区基町10-52  
 薬務課

## 「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について（通知）

このことについて、平成28年9月21日付け薬生安発0921第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ  
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
 （担当者 児玉）

### 別紙

薬生安発0921第1号  
 平成28年9月21日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長  
 （公 印 省 略）

## 「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の7第1項第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第345号。以下「改正告示」という。）が平成28年9月21日に告示され、下記のとおり適用されます。

これに伴い、「一般用医薬品の区分リストについて」（平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）について、別添1のとおり改正し、別添2のとおり今回の改正を反映させた区分リストを作成しましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

## 1. 改正告示の反映

改正箇所	改正の概要
一般用黄体形成ホルモンキット	第一類医薬品に指定することに伴い、別紙1（第一類医薬品）に一般用黄体形成ホルモンキットを追加する。
一般用グルコースキット	一般用黄体形成ホルモンキットを第一類医薬品に指定することに伴い、既に第二類医薬品として承認されている
一般用総蛋白キット	体外診断用医薬品を別紙2（第二類医薬品）に規定するとともに、その他所要の改正を行う。
一般用ヒト絨毛性性腺刺激ホルモンキット	

## 2. 改正告示の適用日

告示日（平成28年9月21日）

別添1

## 「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙1 第一類医薬品</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5) 下記に掲げる体外診断用医薬品</u></p> <p><u>一般用黄体形成ホルモンキット</u></p>	<p>別紙1 第一類医薬品</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>別紙2 第二類医薬品</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5) (4) に示した第二類医薬品のうち下記に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、特に注意を要する医薬品（指定第二類医薬品）として指定されている。</u></p> <p>ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の7第1項第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成19年厚生労働省告示第69号）別表第2に掲げる漢方処方製剤は除く。（略）</p> <p><u>(6) 下記に掲げる体外診断用医薬品</u></p> <p>1 <u>一般用グルコースキット</u></p> <p>2 <u>一般用総蛋白キット</u></p> <p>3 <u>一般用ヒト絨毛性性腺刺激ホルモンキット</u></p>	<p>別紙2 第二類医薬品</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p><u>(3) 対外診断用医薬品</u></p> <p><u>(4) ~ (5) (略)</u></p> <p><u>(6) (5) に示した第二類医薬品のうち下記に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、特に注意を要する医薬品（指定第二類医薬品）として指定されている。</u></p> <p>ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の7第1項第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成19年厚生労働省告示第69号）別表第2に掲げる漢方処方製剤は除く。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

下線：変更箇所

平成28年10月4日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様

廣島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
薬務課

## 健康サポート薬局の届出の開始について（通知）

本県における保健医療行政の推進につきましては、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて、平成28年9月29日付け薬生発0929第3号により、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

健康サポート薬局制度については、平成28年9月13日付け広島県健康福祉局長通知「健康サポート薬局の運用開始について」により通知しているところであります。貴会におかれましても、制度の運用開始に向けて、取り組んでいただいているところです。

については、今後の健康サポート薬局の推進及び制度の円滑な運用に御協力をお願いするとともに、貴会会員への周知をお願いします。

なお、別紙の団体へは、別紙（写）のとおり通知しています。

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
(担当者 児玉)

### 別紙

一般社団法人広島県医師会  
一般社団法人広島県病院協会  
一般社団法人広島県医療法人協会  
一般社団法人広島県歯科医師会  
公益社団法人広島県看護協会  
公益社団法人広島県栄養士会  
広島県病院薬剤師会  
広島県訪問看護ステーション協議会  
一般社団法人広島県介護支援専門員協会  
広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会

### 別紙（写）

平成28年10月4日

一般社団法人広島県医師会会長様  
一般社団法人広島県病院協会会長様  
一般社団法人広島県医療法人協会会長様  
一般社団法人広島県歯科医師会会長様  
公益社団法人広島県看護協会会長様  
広島県病院薬剤師会会長様  
広島県訪問看護ステーション協議会会長様  
一般社団法人広島県介護支援専門員協会会長様

廣島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
薬務課

## 健康サポート薬局の届出の開始について（通知）

本県における保健医療行政の推進につきましては、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて、平成28年9月29日付け薬生発0929第3号により、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

健康サポート薬局制度については、平成28年3月3日付け広島県健康福祉局長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」によりその概要をお示ししているところです。

については、本年10月1日から開始された健康サポート薬局制度について、今後、貴会の御協力をいただきますようお願いするとともに、貴会会員への周知をお願いします。

なお、公益社団法人広島県薬剤師会へは、別紙（写）のとおり通知しています。

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
(担当者 児玉)

**別紙（写）**

平成28年10月4日

公益社団法人広島県栄養士会会長様  
広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
（ 薬務課 ）

**健康サポート薬局の届出の開始について（通知）**

本県における保健医療行政の推進につきましては、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて、平成28年9月29日付け薬生発0929第3号により、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

「健康サポート薬局」とは、平成28年2月12日付けで医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則が改正され、本年4月1日から施行された制度であり、平成27年9月に厚生労働省において取りまとめられた「健康サポート薬局のあり方について」の内容を踏まえ、健康サポート薬局の基準が定められ、平成28年10月1日から県において公表を開始するものです。

健康サポート薬局は、その基準の一つとして、貴会を含む地域における医療・介護等の関係機関と連携体制を構築することとしておりますので、当該制度の趣旨を御理解いただくとともに、地域における健康サポート薬局をはじめとする薬局との連携体制の構築に御協力いただきますよう、貴会会員への周知をお願いします。

なお、公益社団法人広島県薬剤師会へは、別紙（写）のとおり通知しています。

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
(担当者 児玉)

**別紙**

薬生発0929第3号  
平成28年9月29日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公 印 省 略)

**健康サポート薬局の届出の開始について**

標記について、健康サポート薬局と医療機関その他の連携機関との連携体制の構築等が円滑に進むよう、関連団体あて、別添写しのとおり周知しましたので、貴職におかれましては、別添写しの記 2. に市区町村保健センター等の行政機関が含まれることを御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等への周知方よろしく取り計らいいただきますよう、お願ひいたします。

## 別添（写し）

薬生発0929第1号  
平成28年9月29日

別記団体の長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公 印 省 略)

## 健康サポート薬局の届出の開始について

健康サポート薬局については、平成27年6月に設置した「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」において議論され、別添のとおり、報告書として「健康サポート薬局のあり方について」（平成27年9月24日）がとりまとめられました。

当該報告書を踏まえ、平成28年4月1日から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成28年厚生労働省令第19号）及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成28年厚生労働省告示第29号）が施行され、健康サポート薬局の表示及び公表並びにそれを行うための基準等を定めております。

貴職におかれましては、健康サポート薬局に係る下記の事項について御了知の上、貴会会員等への周知方よろしく取り計らいいただきますよう、お願ひいたします。

### 記

- 「健康サポート薬局」とは、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えた薬局のうち、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局であり、その具体的な機能や薬局機能情報提供制度を活用した公表の仕組みについては別紙のとおりであること。
- 健康サポート薬局が適合すべき基準として、「地域の一定範囲内で、医療機関その他の連携機関とあらかじめ連携体制を構築した上で、連絡先及び紹介先の一覧表を作成していること」等が求められていることから、今後、医療機関その他の連携機関に対して、薬局から取組内容についての説明や連携体制の構築のお願い等に伺うことになること。
- 基準を満たした薬局の開設者は、平成28年10月1日以降、当該薬局の所在地の都道府県知事等に届出を行った上で、健康サポート薬局である旨の表示を行うことができるようになること。

## 別添（報告書）

## 健康サポート薬局の概要①

地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬剤師・薬局がその一翼を担うためには、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する「健康サポート機能」を備えていくことが必須となる。

健康サポート薬局は、以下の「1. かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能」を備えた薬局のうち、「2. 健康サポート機能」を備えた薬局をいう。

### 1. かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能について

- |                                |                          |
|--------------------------------|--------------------------|
| 1) かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制        | 6) 24時間相談対応              |
| 2) 服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載 | 7) 在宅対応                  |
| 3) 懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ     | 8) 医療機関に対する疑義照会と服薬情報の提供等 |
| 4) お薬手帳の活用促進                   | 9) かかりつけ医との連携・受診勧奨       |
| 5) かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進            | 10) 医師以外の他職種との連携         |

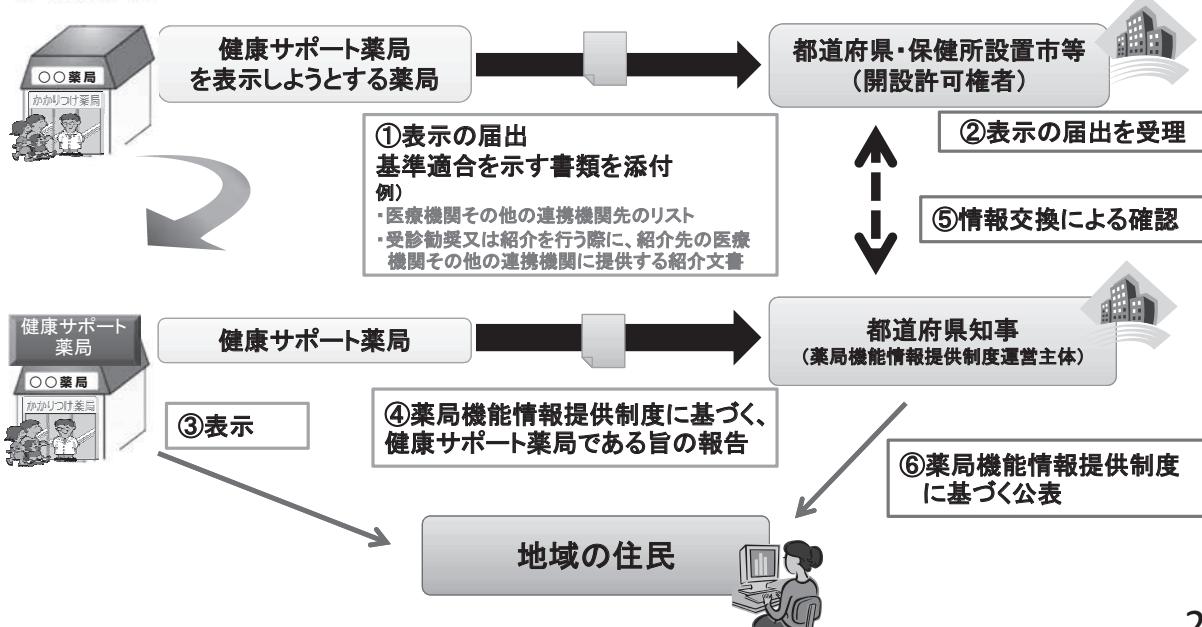
### 2. 健康サポート機能について

- |  |   |
|--|---|
| 1) 地域における連携体制の構築<br>(1) かかりつけ医との連携と受診勧奨、連携機関の紹介<br>(2) 地域における連携体制の構築とリストの作成<br>(3) 連携機関への紹介文書による情報提供<br>(4) 地域の関連団体等との連携及び協力 | 4) 健康サポート薬局である旨の表示<br>5) 要指導医薬品等、介護用品等の取扱い<br>6) 一定時間の開局<br>7) 健康サポートの取組の実施 |
| 2) 常駐する薬剤師の資質<br>3) 相談窓口の設置  |   |

## 健康サポート薬局の概要②

### 3. 健康サポート機能を有する薬局の公表の仕組みについて

- 健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局は、あらかじめ都道府県知事等に届出を行う。
- 届出が受理された薬局は、健康サポート薬局の表示を行い、都道府県知事にその旨を報告する。



2

## 健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会

### 目的

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)には、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進が盛り込まれており、「「日本再興戦略」改訂2014」の中短期工程表においては、2015年度中に充実した設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みを検討することとされている。

これを受け、本検討会を開催し、健康情報拠点としてふさわしい薬局(以下「健康情報拠点薬局(仮称)」)という。)の定義・名称、基準の策定、公表の仕組みを検討することを目的とする。

### 検討事項

- 健康情報拠点薬局(仮称)の定義について
- 健康情報拠点薬局(仮称)の基準について
- 健康情報拠点薬局(仮称)の公表の仕組みについて
- 健康情報拠点薬局(仮称)の名称について
- その他

### 構成員

安藤 高朗	公益社団法人全日本病院協会 副会長
佐藤 好美	産経新聞社 編集局論説委員・文化部編集委員
中板 育美	公益社団法人日本看護協会 常任理事
○西島 正弘	昭和薬科大学 学長
新田 國夫	日本在宅ヘルスケアアライアンス 議長
野口 かほる	東京都福祉保健局健康安全部薬務課 課長(全国薬務主管課長協議会常任幹事)
長谷川 洋一	名城大学薬学部 教授
羽鳥 裕	公益社団法人日本医師会 常任理事
二塚 安子	一般社団法人日本保険薬局協会 常務理事
三好 昇	北海道 江別市長
森 昌平	公益社団法人日本薬剤師会 副会長
山口 育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長

※ ○は座長。敬称略

平成28年10月5日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
 広島県医薬品卸協同組合理事長様  
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様  
 広島県医薬品配置協議会会長様  
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会理事長様  
 広島県富山配置薬業協議会会長様  
 日本チェーンドラッグストア協会広島県支部支部長様  
 広島県製薬協会会長様

広島県健康福祉局長  
 〒730-8511 広島市中区基町10-52  
 薬務課

## セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる証明書類 (レシート等) の記載事項に係る周知について(通知)

このことについて、平成28年10月4日付で、厚生労働省医政局経済課長から別紙のとおり事務連絡がありました。については、貴会(組合)会員への周知をお願いします。  
 なお、セルフメディケーション税制に係る詳細は、次の厚生労働省ホームページに掲載されています。

国ホームページURL:

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

担当 薬事グループ  
 電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)  
 (担当者 児玉)

別紙

事務連絡  
 平成28年10月4日

各都道府県衛生主管部(局)薬務主管課御中

厚生労働省医政局経済課

## セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる証明書類 (レシート等) の記載事項に係る周知について

平成29年1月1日から始まるセルフメディケーション税制の運用に向け、制度の適用を受けるために必要な確定申告の際に提出しなければならない書類となるレシート等において記載すべき事項を決定いたしました。

このため、平成28年10月4日付厚生労働省医政局経済課の事務連絡「セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる証明書類(レシート等)の記載事項について」(別添)を全国家庭常備薬推進連合会、日本一般用医薬品連合会、日本医薬品卸業連合会、日本製薬団体連合会、日本チェーンドラッグストア協会、日本保険薬局協会、日本薬剤師会あてに送付し、会員企業等への周知の協力を要請したところです。

貴管内関係企業等に対しても周知方御協力をよろしくお願ひいたします。

平成28年9月27日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様

廣島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
〔 薬務課 〕

## 麻薬取扱者年間届及び麻薬取扱者免許（継続）申請に係る 広報について（依頼）

薬務行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、これらの事務の手続については、各対象者に対して別途連絡をしますが、貴会におかれましても、別紙により広報誌への掲載を行うなど、会員に周知してくださるようお願いします。

担当 麻薬グループ  
電話 (082) 513-3221 (ダイヤルイン)  
(担当者 行廣)

別紙

### 麻薬取扱者年間届出書及び麻薬取扱者免許申請について

#### 1 麻薬取扱者年間届出書について

麻薬小売業者及び麻薬管理者は、麻薬及び向精神薬取締法第47条及び第48条の規定により、前年の10月1日から当年の9月30日まで1年間の麻薬取扱状況を県知事に届け出なければなりません。平成28年度の届出については、次のとおり行ってください。

○提出期限 平成28年11月30日（水）

○提出先

麻薬業務所の所在地	提出先
広島市	広島市保健所環境衛生課・各区分室
呉市	呉市保健所保健総務課
福山市	福山市保健所総務課
上記以外	県立保健所生活衛生課（保健所支所の場合は衛生環境課）

○提出部数 2部

○その他 期間内に麻薬の取扱いがない場合も届出が必要です。

不明な点等については、広島県健康福祉局薬務課又は管轄する県立保健所（支所）にお問い合わせください。

（広島市に麻薬業務所がある場合は広島県健康福祉局薬務課、呉市にある場合は広島県西部保健所呉支所、福山市にある場合は広島県東部保健所福山支所）

#### 2 麻薬取扱者免許申請（継続）について

平成27年中に免許になった麻薬小売業者・管理者免許については、平成28年12月31日で有効期間が満了します。平成29年1月1日以降も引き続き免許を必要とされる方は、次のとおり免許申請を行ってください。

○申請期限 平成28年11月15日（火）

（提出先により申請期限が異なる場合もありますので、御確認ください。）

○提出先

麻薬業務所の所在地	提出先
広島市	広島市保健所環境衛生課・各区分室
呉市	呉市保健所保健総務課
福山市	福山市保健所総務課
上記以外	県立保健所生活衛生課（保健所支所の場合は衛生環境課）

○提出書類

(麻薬小売業者)

- ・免許申請書
- ・組織規程図又は業務分掌表（法人の場合のみ。業務を行う役員は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で届け出た役員と同じ者とすること。）

\*法人の代表印を押印すること。

- ・診断書（法人の場合は業務を行う役員全員）
- ・登記事項証明書（法人の場合のみ）

注：法人の場合で、全役員の診断書を提出する場合は、組織規程図又は業務分掌表の提出は不要です。

(麻薬管理者)

- ・免許申請書
- ・診断書
- ・勤務証明書（申請者が麻薬診療施設に勤務している場合）

○その他の 免許証の有効期間を確認のうえ、手続を行ってください。

不明な点等については、広島県健康福祉局薬務課又は管轄する県立保健所（支所）にお問い合わせください。

（広島市に麻薬業務所がある場合は広島県健康福祉局薬務課、呉市にある場合は広島県西部保健所呉支所、福山市にある場合は広島県東部保健所福山支所）

### 3 その他

麻薬取扱者年間届出書あるいは麻薬取扱者免許申請（継続）に必要な書類は、広島県のホームページからも出力できます。

広島県ホームページ (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)

「トップページ > 健康・福祉 > 健康・医療 > 医療機関・医療人材 > 麻薬、覚せい剤原料等の申請および届出について」内にあります。

#### 【問合せ先】

広島県健康福祉局薬務課	TEL 082-513-3221
広島県西部保健所生活衛生課	TEL 0829-32-1181
広島県西部保健所広島支所衛生環境課	TEL 082-228-2111
広島県西部保健所呉支所衛生環境課	TEL 0823-22-5400
広島県西部東保健所生活衛生課	TEL 082-422-6911
広島県東部保健所生活衛生課	TEL 0848-25-2011
広島県東部保健所福山支所衛生環境課	TEL 084-921-1311
広島県北部保健所生活衛生課	TEL 0824-63-5181

平成28年9月29日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様

廣島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
〔 薬務課 〕

## 肝炎治療特別促進事業におけるヴィキラックス配合錠及び レベトールカプセル併用療法の取扱いについて（通知）

本県における肝炎対策事業の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。  
さて、このことについて、平成28年9月28日付けで厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会会員への周知をお願いいたします。

### 1 追加となった療法の概要

セログループ2（ジェノタイプ2）のC型慢性肝炎に対するヴィキラックス配合錠及びレベトールカプセル併用療法が本事業の対象となったこと。

### 2 注意事項

- (1) 適用対象は慢性肝炎までとなっていること（ヴィキラックス配合錠でセログループ1（ジェノタイプ1）においては代償性肝硬変までを適用としていた点と違っていること。）。
- (2) 投与期間は16週間とし、従前のとおり、副作用による休薬等、本人に帰責性のない事由による治療休止期間がある場合でも、治療期間の延長は行わないこと。
- (3) 併用可能なリバビリン製剤については、レベトールカプセルのみであること。
- (4) 平成29年3月31日までに申請のあったものについて、平成28年9月28日（保険適用日）まで遡及して取り扱っても差し支えないものであることとし、当該遡及にあたっては、認定基準（2）ウ中の「行う予定、又は実施中」は、「行う予定、又は実施中・実施済み」に読み替えること。

### 3 その他

様式は、広島県ホームページからダウンロードにより使用することも可能です。

- ・トップページ>健康・福祉>健康・医療>感染症・難病・肝炎>一般>肝炎治療費助成制度について
- ・トップページ>組織でさがす>健康福祉局>薬務課>肝炎対策>肝炎治療費助成制度について

担当 肝炎対策グループ  
電話 082-513-3078（ダイヤルイン）  
E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp  
(担当者 西田、半田)

別紙

事務連絡  
平成28年9月28日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課  
肝炎対策推進室

## 肝炎治療特別促進事業におけるヴィキラックス配合錠及び レベトールカプセル併用療法の取扱いについて

標記事業につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、本年9月9日の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において、ヴィキラックス配合錠（一般名：オムビタスピル水和物・パリタブレビル水和物・リトナビルク配合剤）及びレベトールカプセル200mg（一般名：リバビリン）の製造販売承認事項一部変更について了承され、本日薬事承認、保険適用となりました。（参考1～3参照）

これにより、セログループ2（ジェノタイプ2）のC型慢性肝炎に対するヴィキラックス配合錠及びレベトールカ

ペセル併用療法も本事業における助成対象に含まれることになりますので、ご承知おき下さい。

この際、当該療法での注意点として、適用対象は慢性肝炎までとなっております（ヴィキラックス配合錠でセログループ1（ジェノタイプ1）においては代償性肝硬変までを適用としていた点と違っております）。また、投与期間も16週間で、併用可能なリバビリン製剤もレベトールカプセルのみですので、ご留意ください。

なお、上記変更に係る肝炎治療特別促進事業実施要項等の改正はありません。また、肝炎治療受給者証の交付申請書、申請に係る診断書並びに意見書については、現行の様式をそのまま使用して差し支えありません。

新たに対象医療としたヴィキラックス配合錠及びレベトールカプセル併用療法による治療に対する肝炎治療受給者証の交付申請については、平成29年3月31日までに申請のあったものについて、平成28年9月28日（保険適用日）まで遡及して取り扱って差し支えないものとします。当該遡及に当たっては、肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い別添1の認定基準2.（3）中の「行う予定、又は実施中」は、「行う予定、又は実施中・実施済み」に読み替えるものとします。

#### （参考1：ヴィキラックス配合錠の添付文書における【効能・効果】）

変更前	変更後
セログループ1（ジェノタイプ1）のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善	<p>1. セログループ1（ジェノタイプ1）のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善</p> <p>2. セログループ2（ジェノタイプ2）のC型慢性肝炎におけるウイルス血症の改善</p>

#### （参考2：ヴィキラックス配合錠の添付文書における【用法・用量】）

変更前	変更後
通常、成人には1日1回2錠（オムビタスピルとして25mg、パリタプレビルとして150mg及びリトナビルとして100mg）を食後に経口投与し、投与期間は12週間とする。	<p>1. セログループ1（ジェノタイプ1）のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善の場合 通常、成人には1日1回2錠（オムビタスピルとして25mg、パリタプレビルとして150mg及びリトナビルとして100mg）を食後に経口投与し、投与期間は12週間とする。</p> <p>2. セログループ2（ジェノタイプ2）のC型慢性肝炎におけるウイルス血症の改善の場合 リバビリンとの併用において、通常、成人には1日1回2錠（オムビタスピルとして25mg、パリタプレビルとして150mg及びリトナビルとして100mg）を食後に経口投与し、投与期間は16週間とする。</p>

#### （参考3：レベトールカプセルの添付文書における【効能・効果】）

変更前	変更後
<p>1. インターフェロンアルファ-2b（遺伝子組換え）、ペグインターフェロンアルファ-2b（遺伝子組換え）又はインターフェロンベータとの併用による次のいずれかのC型慢性肝炎におけるウイルス血症の改善 (1) 血中HCV RNA量が高値の患者 (2) インターフェロン製剤単独療法で無効の患者又はインターフェロン製剤単独療法後再燃した患者</p> <p>2. ペグインターフェロンアルファ-2b（遺伝子組換え）との併用によるC型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善</p> <p>3. ソホスブビルとの併用によるセログループ2（ジェノタイプ2）のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善</p>	<p>1. インターフェロンアルファ-2b（遺伝子組換え）、ペグインターフェロンアルファ-2b（遺伝子組換え）又はインターフェロンベータとの併用による次のいずれかのC型慢性肝炎におけるウイルス血症の改善 (1) 血中HCV RNA量が高値の患者 (2) インターフェロン製剤単独療法で無効の患者又はインターフェロン製剤単独療法後再燃した患者</p> <p>2. ペグインターフェロンアルファ-2b（遺伝子組換え）との併用によるC型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善</p> <p>3. ソホスブビルとの併用によるセログループ2（ジェノタイプ2）のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善</p> <p>4. オムビタスピル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル配合剤との併用によるセログループ2（ジェノタイプ2）のC型慢性肝炎におけるウイルス血症の改善</p>

# 地域薬剤師会だより

東広島薬剤師会／安佐薬剤師会／尾道薬剤師会／広島佐伯薬剤師会



## <東広島薬剤師会>

### 第2回 多職種研修会

理事 中島 啓介



25年ぶりにホームでカープが優勝を決めるか!! という大事な日に、東広島薬剤師会主催による第二回多職種研修会が行われ多数の人々に出席していただきました。

講師に広島大学病院副薬剤部長の佐伯康之先生をお招きして「“がん”に対して医療職としてできること」というテーマでご講演していただきました。2部構成になっており、まず特別講演を行ったのちに、グループディスカッションを行いました。



まず薬剤師会から最近の薬局の動向として、4月から始まった『かかりつけ薬剤師』制度、この10月から始まる『健康サポート薬局』という制度、今後より一層多職種の連携が必要になってくる話がありました。

今回の研修会は、今後まだまだ、がんによる死亡率が上がっていく中で、がん患者さんも病院から在宅にシフトしていく流れであり、薬剤師がどのようにかかわり、支援すればよいのかを考えるテーマでした。

他の職種の人たちは、がんの化学療法は病院でうけるものと思っている方が大多数をしめていました。最近では、飲み薬もありますし、全国的な話ではありますが、抗がん剤の注射も薬局で調剤出来るようになっています。まだまだ一般的には病院で化学療法をうけて、支持療法の処方は薬局でというケースもあり、この処方箋は支持療法の処方箋だなど分かっていれば、それを服薬指導に結びつけることができます。ルーティンに服薬指導

をしてしまうと失敗するというケースもあり、こここの部分で非常に薬-薬連携が必要なことだと考えていて、東広島で少し連携がとれていない部分もあるように思えます。

最後にがん化学療法中の患者さん、家族、介護する人に、薬による被ばくの防止について多職種の人たちと情報を共有しました。特に印象的だったことは、支持療法はとても大事だと感じました。抗がん剤の支持療法は、薬剤が意図通りの用法、用量で用いないと目的にした効果が得られなくなり、そのため抗がん剤治療を中止、休止しないといけない状況になり、患者さんにとって大きな不利益が出るということが分かり、地域の薬局も支援することが出来るということを今回の研修会で学びました。また多職種の方につきましては、プランの立て方や支援をする人たちで、どうしても薬を中心になって考えて、言ってみれば薬のためのケアになっているケースがあります。もっと患者さん、利用者さんを中心に考えてみてはどうでしょうか。シンプルに基本に戻ってみれば解決できることもあるのではないかと思いました。薬はあくまでも人の生活を助けるひとつの手段であり、ケアのために薬は存在していると思っています。この考え方のシフトは大変ですが、重要なことであり、薬剤師という専門職はこのシフトチェンジを手助けしてくれる職種なので、ぜひ薬剤師やかかりつけ薬剤師をうまく活用してほしいと願っています。



佐伯先生におかれましては、お忙しい中また急遽の変更にもかかわらず、快く講師を引き受けていただき感謝申し上げます。薬-薬連携、多職種連携をまとめて行った、よくばりな研修会でとても有意義ありました。

## <安佐薬剤師会>

### 安佐薬剤師会事務局開設のお知らせ



会長 下田代 幹太

安佐薬剤師会は平成28年9月1日をもちまして、念願の事務局を立ち上げることができました。事務局の場所は安佐市民病院正門前のクリーニング店のあるビルの3階の一室をお借りし、駐車場も併せて1台借りております。この場所に決めた理由は、安佐北区・安佐南区という広い範囲を見渡せる立地条件であること及びこれが最大の決め手だったのですが、経費の関係で専任の事務員は一人しかおけないため、現在雇用中の安佐市民病院内FAXコーナーのパートタイマーの女性3名に事務局職員が休みを取った際や休憩時間に替わってもらったり、事務作業の手伝い等もしてもらえるように、短時間で行き来できる場所であったからです。

ちなみに安佐薬剤師会50番窓口は安佐市民病院との約束であくまでもFAXコーナーとしての使用しか認められておりません。

これまで安佐薬剤師会では、長年にわたり代々各役員が分担して会務を担当しておりましたが、それでは間に合わない程、安佐南区は人口約24万人と広島市8区の中で最も人口が多い区となり、安佐北区と併せますと約38万人の大人口であります。それに伴い安佐薬剤師会の会員数も350名を数えるほどの大支部になりました。

薬剤師会内部としては、これまで会員の異動等で薬局様には多々ご迷惑をおかけした事もございましたし、業務連絡等で広島県薬剤師会や他の支部の方々にお手間を取らせたと思います。今後は皆様方の負担の軽減及び会員の皆様へのより一層のきめ細やかなサービスを提供していくことと思っております。また、安佐薬剤師会のパンフレットや配布物、備品の保管の場所や管理状態の改善及び過去の活動の記録の整備整頓等の充実のためにも事務局は必要不可欠であります。

対外的には、従来の連絡業務に加えて地域包括ケアシステムへの参画が望まれている中、他団体へのより頻回かつ緊密な連絡調整等の業務もこなさなければなりません。

冒頭で少し触れましたが、事務局の職員は女性1名でございます。まだ不慣れではございますが何卒、温かいご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本来であれば総会で承認を得た後に事務局を開設するのが望ましいとは思いますが、この早い時代の流れの中で1年待っている時間の余裕はないと判断いたしまして理事会の決定をもって開設する運びとなったことをご理解いただきたいと思います。

また「安佐薬剤師会会則」には「本会本部及び事務局は、広島市安佐南区・安佐北区内におく。」としか定めがなく、今回の事務局開設に伴い今後本部が転々と変わる事を避けるためにも「安佐薬剤師会」の所在地は事務局の場所としたいと考えております。

もう一点、今回の事務局開設で会費が上がるのではないかとご心配の方もいらっしゃるかと思いますがそれは一切考えておらず、昨年の総会でお約束したとおり保険薬局部会の会費に関しましては平成29年度に引き下げる予定でおります。

今後も費用対効果を考えながら安佐薬剤師会は役員一同頑張ってまいりますので、新しい事務局共々皆様方のご支援ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、FAXコーナーとしての50番窓口は継続して運営いたしますことを申し添えさせていただきます。

#### 安佐薬剤師会事務局

〒731-0223

広島市安佐北区可部南2丁目2-2 岡田ビル301号

T E L : 082-562-2973 F A X : 082-562-2974

MAIL asajimu@asayaku.org

## <尾道薬剤師会>

副会長 平井 貴久美

尾道における医療連携と言えば、主治医機能のケアマネジメントと他職種協働による地域医療連携により患者さん本位の継続的ケアを目的とする「尾道方式」があります。

また最近では、高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいのサービスを一体的に支援していく為の体制である“地域包括ケアシステム”的推進により、薬剤師だけではなくますます他職種が連携して協力し合う事が求められるようになってきております。

ここ尾道には、元々この「尾道方式」が地盤としてありましたので、退院時ケアカンファレンスへの薬局薬剤



師の参加や、抗がん剤における副作用の早期発見のための病院薬剤師と薬局薬剤師の薬薬連携の取り組みなど、薬薬連携に関しては先進的な地域であると自負しております。

そのような中、この連携をより強固なものにしていくための“顔の見える関係づくりを！”と、尾道市民病院薬剤部の先生が音頭をとってくださり、去る9月21日に病院薬剤師と薬局薬剤師の合同親睦会を行いました。尾道市民病院薬剤部より6名、JA尾道総合病院薬剤部より11名、尾道薬剤師会より5名の総勢22名が、『海鮮問屋きたまえ』で会し、さまざまな話題で大いに盛り上りました。

個人個人で連携の関係作りを築くこともできますが、まずはそれぞれ違う組織間で話し合える関係づくりができていればこれほど心強いことは無いと思いますし、結果的に患者さんの為に還元もできると考えます。今後こういった会を重ねていき、もっと連携を深めていきたいと思います。

### 多職種連携研修会

理事 友滝 恵子

10月6日（木）19時より尾道市総合福祉センターにて多職種連携研修会を行いました。昨年行われた介護支援専門委員・尾道薬剤師会合同研修会の第二弾と恒例の「おのみち在宅支援講習会Vol.4」第2回の同時開催に加え、7月に発足された尾道市地域包括ケア連絡協議会の研修の一環として100人以上の出席がありました。

在宅業務を推進していく上で、介護支援専門委員と薬剤師との連携は必要不可欠です。今回はこの連携が充実している因島の取り組みを、因島薬剤師会理事の小森山雅士先生、尾道市南部包括支援センター管理者の要垣内智子先生に「薬剤管理指導～かかりつけ薬局との連携・協働～」と題してお話しいただきました。小森山先生からは在宅訪問開始から実際の業務の流れ、ご自身で工夫されていることではお薬手帳にかかりつけ薬剤師や介護支援専門委員の氏名を記載しすぐに連絡が取れるような体制をとる、連絡を密にし、顔の見える関わり等、私たちがすぐにでも取り組める提案もあり今後の活動の参考になりました。また要垣内先生からは、サービス担当者会議についてのお話や、医療従事者、介護従事者共通で使えるような薬の管理アセスメントシートの提案もあり、今後実用化に向けて話し合っていき活用できればと思います。お二人の息のあったお話から日ごろの連携の様子がわかり、現場の生のご意見等もあり身にしみる御講演でした。講演の後グループに分かれてディスカッションをしました。時間をあまりとることが出来ませんでしたが、お互いの立場の率直な意見交換ができ、今後

の活動の参考になったと思います。また、質問などに関しては尾道地域包括ケア連絡協議会からご出席の医師の三宅先生や大田垣先生からもご意見をいただき、充実したものとなりました。

今後もこのような機会を数多くもうけ、ケアマネと薬剤師のみではなくあらゆる職種で意思疎通がうまくいくような関係になれば患者さんにとって、今後の社会にとって、よりよい包括ケアにつながっていくのではないかと思います。



### <広島佐伯薬剤師会>

専務理事 池田 和彦



9月28日（水）に五日市公民館で開催された第181回広島佐伯薬剤師会集合研修会に参加しました。下関市薬剤師会副会長でアップル薬局の三浦哲也先生による「小児の吸入指導」と題してのご講演でしたが、デバイスが複雑化する中、薬剤師の行う吸入指導が重要であることを再認識しました。



市民公開講座スタッフの池田（左）、辻理事（右）

そして、10月16日（日）は広島市佐伯区民文化センターで市民公開講座が開催されました。広島市佐伯区地域保健対策協議会・広島市佐伯区医師会・佐伯歯科医師会・広島佐伯薬剤師会・看護協会広島西支部が主催する市民向けのイベントで、今回はシリーズ“健康生活設計”「健康とスポーツ～運動器疾患と予防～と題してマラソンランナーでスポーツコメントーターの谷川真理さんをお招きし、「谷川真理流 健康ライフ」の特別講演を、また広島大学病院脊椎・脊髄外科診療准教授田中信弘先生には、「こしの痛みと病気について スポーツ活動を支

えるこしをつくる」と題してご講演いただきました。

話は変わって、10月9日（日）・10日（月・祝）に名古屋市で行われた第49回日本薬剤師会学術大会にも参加しました。ランチョンセミナー12（10月9日 12:15～13:15名古屋国際会場錠4号館3階 会議室432）

「Evidenceに基づいた不眠症治療の最適化」座長：愛知県厚生連安城厚生病院薬剤部勝見章男先生、演者：藤田保健衛生大学医学部精神神経科岸太郎先生の講演はとても印象的でした。エチゾラム、ゾピクロンなどの向精神薬指定を受けて、今後は更なる医薬品の適正使用が期待されます。



名古屋名物の「ひつまぶし」と「かつサンド」



「ういろ」と「天むす」



名古屋といえば熱田神宮（と大須観音）



また11月13日（日）には、さえき区民まつりが佐伯区民文化センター周辺で開催される予定です。例年同様おくすり相談コーナーをはじめ様々な催しを行います。薬剤師の地域活動に係る案件ということもあります。今年はスタッフが充足しております。頑張りたいと思います。

## 第101回薬剤師国家試験問題 (平成28年2月27日～2月28日実施)

問334 麻薬の取扱いに関する以下の記述のうち、行わなければならない行為はどれか。2つ選べ。

- 1 麻薬譲受証及び麻薬譲渡証をもって譲受し、検査時にロット番号を確認する。
- 2 麻薬帳簿とともに、鍵をかけた堅固な金庫内に保管する。
- 3 麻薬処方箋に、麻薬施用者の記名押印又は署名、免許証の番号が記載されていることを確認する。
- 4 使用済みの貼付剤は、すべて回収し、記録後に廃棄する。

正答は129ページ

## 諸団体だより

### 広島県青年薬剤師会



会長 秋本 伸

9月10日(土)、広島県青年薬剤師会は少し遅めの納涼会を開催しました。9月10日といえば、カープが25年ぶりのリーグ優勝を決めた日です！会場は、そごう屋上のビアガーデン。巨大なスクリーンで試合中継されており、カープのユニフォームをまとった人で大賑わいでした。しかも、青葉が確保していた席はスクリーンのド真ん前！納涼ではなく、みんな熱くカープを応援しました！会員の親睦を深め、カープの優勝も共に祝うことができました。



9月14日(水)には、知っピン月イチ勉強会を開催しました。講師は広島漢方研究会理事の木原敦司先生です。木原先生のご講演は2015年1月以来となります。今回の演題は「漢方医学でかかりつけ指数アップ」。漢方医学では、四診という方法を用いて体質を見極めますが、今回は、この四診を中心にわかりやすくご講演いただきました。漢方医学を学ぶことは薬剤師の職能向上につながると改めて認識したご講演でした。



広島県青年薬剤師会では、今後多くの方に興味を持つていただけるような勉強会やイベントを企画しています。また、広島県青年薬剤師会の勉強会やイベントは、どなたでも参加していただけます。おトクに勉強会も参加でき、会報なども手に入る会員、学生会員も随時募集しています。詳しくは、勉強会やイベントの際に理事におたずねいただくか、ホームページやFacebook分室等へご連絡ください。

#### 勉強会参加費変更のお知らせ

今年度は、来年7月までを試用期間として会員・準会員の勉強会参加費を無料といたします。

勉強会当日の入会も可能で、その日から参加費無料となります（年会費：500円、入会金：2,500円）。

#### ○知っピン月イチ勉強会

会員・準会員	<u>500円</u> → <b>無料</b>
非会員	1,000円 (変更なし)

#### ○定例勉強会

会員・準会員	<u>1,000円</u> → <b>無料</b>
非会員	2,000円 (変更なし)

#### 広島県青年薬剤師会 勉強会のおしらせ

##### ○11月知っピン月イチ勉強会

日 時：11月10日（木）19：30～  
会 場：広島県薬剤師会館 2階研修室  
テーマ：呼吸器疾患に対する薬剤師の役割  
講 師：広島大学病院 櫻下弘志さん

##### ○12月知っピン月イチ勉強会

日 時：12月14日（水）19：30～  
会 場：広島県薬剤師会館 2階研修室  
テーマ：未定  
講 師：後藤病院 井上映子さん

参加費：青葉会員・学生会員無料（社会人入学は除く）  
非会員1,000円

#### 青葉懇親会のおしらせ

今年も忘年会を開催します。会員・非会員関係なく参加していただけます。お誘い合わせの上、是非ご参加ください！

日 時：12月3日（土）19：00より（予定）

会場・会費は決まり次第  
Facebook分室等で、ご案内いたします。



## 広島県女性薬剤師会



会長 松村 智子

台風の影響で大雨が降りました。土砂災害のことを思うと心が痛みます。皆さんのところはいかがでしたか。

9月4日(日)の総会のご報告をします。今回は午前に特別講演、午後から総会をしました。特別講演は「正しく知ろう 認知症」の演題で広島市認知症センター所長(草津病院副院長)岩崎庸子先生にお願いしました。たいへん明快なお話を下さいました。初めに症例を示され、来局された軽い認知症の患者さんは服薬できているでしょうか、きちんと服薬しなければならないことをしっかりと理解させているでしょうか、と問われました。薬剤師は患者さんとお話ししたときの状況で必要であれば一包化したり、薬袋に大きく記したりと、きちんと服薬できるように工夫をしています。しかし、軽い認知症の方であれば、薬剤師が気づきにくいこともあるでしょう。薬剤師の常識範囲外で考えること、様々なケースがあること、多種多様な状況から、通り一遍のやり方では不十分であることを再確認させられました。事実、認知症の方への吸入指導が不十分であったため喘息悪化により入院されたケースがあったそうです。たくさん考えさせられました。自分がアリセプトの投薬をしていくなくても、お薬手帳から情報があった時に、きちんと使わないと失明に繋がる緑内障の点眼をしっかり説明できているか、結果きちんと使っているかの確認は必須ですね。薬局で説明した時にはとてもよく理解されているように見えたとしても、責任をもって確認することが必要です。それこそ現在薬剤師に期待されていることです。



午後からは総会です。来賓としてご臨席いただいた広島県健康福祉局薬務課應和卓治課長と広島県薬剤師会豊見雅文会長から、女性薬剤師会へのエールをいただきました。4月からかかりつけ薬剤師制度が始まりました。薬剤師としてこれまで患者さんによりそい、地域の方に密着した健康づくりをしていました。制度化されてから、どうしたらよいのかと戸惑いがあります。豊見会長にはかかりつけ薬剤師についての見解をお話しいただきました。一言でいえば、これまでの考え方でいいんだ!ということです。

女性薬剤師会は昨年秋から研修会をたくさん企画・開催しました。参加者の皆さんのがんばり意識が非常に高いことに感動します。総会では、活動報告とこれからの予定、決算・予算を承認していただきました。今後の活動にご注目下さい。

総会のあとに、場所を八雲に移して懇親会をしました。今回の会場は初めてで、少し狭かったのですが、目の前にごちそうが並ぶとお口が止まりません。しゃべるか、食べるか、とてもぎやかな、楽しいひと時でした。

9月24日(土)19時からエソール広島2階活動交流室で第5回手話講習会をしました。秋篠宮佳子さまが手話大会で優しい手話を使われているのをテレビで拝見しましたが、私たちが言語の一つとして認識するにはまだまだ距離があります。この講習会では、手話に興味を持ち、自分から近づけるよう講師の先生に後押ししてもらっています。今回は数字に関する事を主に学びました。手話は指先と表情で表現します。時折、マエケン体操をして筋肉をほぐします。頭では解っていても、指先にまで伝達することは結構トレーニングが必要です。平常使っていない部分の脳と筋肉を使います。講師の先生の指導はとてもフレンドリーで、ほんの少しですが、手話で会話を楽しむことができました。次回は来年4月です。ぜひ皆さんも参加して下さい。佳子さまのような優しい手話でコミュニケーションができるようになりたいものです。

### <お知らせ>

11月26日(土) 19時～  
エソール広島2F活動交流室

#### すずめ勉強会

- ・在宅医療において薬剤師に求められるスキルとは
- ・医師・看護師とのコミュニケーションの質を高めるためのスキルとは

さらなるステップアップのきっかけになれると思います。詳細は、女性薬剤師会にお問い合わせください。研修シールは、ありません。

## 広島漢方研究会

### 第49回日本漢方交流会全国学術総会福岡大会 及び9月薬局製剤実習報告

理事長 鉄村 努



広島漢方研究会の所属する一般社団法人日本漢方交流会が毎年開催しています。全国学術総会が、平成28年10月9日（日）から2日間「私と漢方」をテーマに九州大学医学部百年講堂において開催されました。大会には全国から薬剤師を中心に鍼灸師・登録販売者・医師ら約200名の参加がありました。



初日は、市民公開講座「“食”即“薬”-人間は食物の化身である」と題して、京都で漢方薬局を経営する須藤朝代先生が、食事の大切さについて講演、特別講演では交流会会长の木村孟淳先生に「本草書の考証・復原に貢献した日本人」と題して、中国から伝来した本草書（漢草の専門書）が日本に渡り、約二千年の時を経てどのように現在に継承されてきたかというロマンあふれるご講演をいただきました。三宅漢方医院院長三宅和久先生が、特別講演「すぐに役立つ店頭での問診」と題して、漢方薬の処方を決定するための問診のとり方と注意点を詳細に解説されました。

そのほか、ウチダ和漢薬浅間宏志氏が、特別講演「中国及び日本における生薬の現状」と題して、約9割を中国からの輸入に頼る生薬の現状を紹介しました。広島漢方研究会からは、広島国際大学教授中島正光先生が「漢方による薬剤性肺炎の診断」と題して会員発表されました。薬剤性肺炎の確定診断法が未だなく、診断に用いられているDrug lymphocyte stimulation test(DLST)の信頼性（検査会社によって判定が違う）に問題があること、薬剤性肺炎の一部で上昇するKL-6が、補助診断として利用できることなどを解りやすく発表されました。会員発表では、ほかにも全国の漢方薬局の先生方が、自身の漢方服用歴や症例報告などを行いました。初日の夜、約100名が参加した懇親会では、広島漢方研究会の下本順子会員がプロ級の手品を披露して、全国の先生方を魅了していました。



9月例会では「麻黄湯の処方解説と製剤実習」と題し、木原敦司先生を講師として“煎剤”を製剤しました。最初に、麻黄湯について文献を読んで病理及び効能効果を学習しました。実習では傷寒論の原典通り、甘草を焙烙で加熱して炙甘草とし、杏仁はお湯に浸して皮と先端部分を取り（皮尖を去る）、麻黄は節を去るという専門的な修治をおこないました。その後、桂枝を含めて4種類の生薬を計量後、煎剤用紙パックに詰めて薬局製剤を参加者全員で製造しました。最後に、煎じた麻黄湯をみんなで試飲しました。



広島漢方研究会では、毎月の勉強会のうち年5回薬局製剤実習を実施しています。次回は12月に「滋陰降下湯・煎剤」の実習を行う予定です。

“漢方をより深く学びたい、生薬にふれてみたい！”とお考えの方は月例会のオープン参加も可能（1日参加費3,000円・薬剤師研修シール3点・漢方薬、生薬認定薬剤師更新用としても使用可・予約不要）です。ぜひ参加されてみてはいかがでしょうか。

詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または研究会事務局：薬王堂漢方薬局までお問い合わせください。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局

TEL : 082-285-3395

【初級講座の講義予定】 1時間目 9:30 ~ 11:00

11月13日（第二日曜）

『漢方基礎講座⑪ 心腎の生理』

12月11日（第二日曜）

『漢方基礎講座⑫ 心腎の病理と漢方薬』

**広島県医薬品卸協同組合  
<日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>**

株式会社セイエル 尾道営業所 土屋 益美

最近は薬学部6年生教育を修了された薬剤師さんにお目にかかることも増えてまいりました。とても溌剌と頗もしく感じます。

私の薬剤師としてのスタートは、大学卒業後しばらくしてから、新規開業した医院でのひとり薬剤師としてでした。新米薬剤師に周囲の方々は温かくしてくださったのですが、薬剤師として相談できる相手がいないことが私にはとても不安でした。

その後、現在の会社の前身である河野薬品に入社し、福山営業所に勤務させていただきました。

お得意先からの問合せやMSからの質問に冷や汗を流す日々が始まりました。インターネットというものがなかった時代です。「○○の取り扱いはありますか」という問合せも私には難しいものでした。当時の会社のシステムはまずメーカーコードがわからないと商品を検索できません。医療用医薬品だと薬価事典で調べられますか医薬品卸の取扱い品目には医薬品でないものがたくさんあります。

でもそんな時代だからこそそのうれしいこともあります。パソコンが流行し始めて難しそうだなあと眺めていました。

たとこ、当時の所長さんがパソコンに堪能な方で営業所でパソコン教室を開いてくださることになり、私も仲間に入れていただきました。これは楽しかったです。わかりやすく工夫していただいた授業を受け、翌日には教わったことがすぐに仕事に使えるといった構成でした。私以外は皆さんMSでしたが、一緒に習い始めたことで親近感が持てるようになりました。

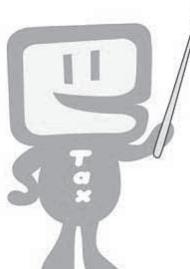
長く勤務させていただいた今も、私の知識レベルは相変わらず低迷しておりますが、まわりの環境は一変いたしました。社内イントラネットには種々の資料があります。他の先生方が御苦労された資料を使わせていただいてDI業務にあたっています。管理業務としてはグループ会社内でPEM-MSという制度が始まりました。MSが有害情報、有効性情報、品質情報、育薬情報など様々な情報を集めメーカーに報告する制度です。メーカーから委託を受けたものではなく独自のものです。研修を受けマニュアルもいただいているのですが、なかなか意図が読み取れなくて四苦八苦しています。

ところで現在の勤務地の尾道は箱庭的都市と呼ばれているようです。JR尾道駅は駅前がすぐ海です。夕方波打ち際の建物に明かりがともると尾道水道の満々とした水に映ります。私はこの光景が大好きです。尾道においてになることがありましたら、是非夕方までお過ごしになってみてください。

## 11月11日から17日は「税を考える週間」 テーマ「暮らしを支える税」

国税庁ホームページでは、児童や生徒などが自ら税について学習できるように、租税の意義、役割をわかりやすく解説した「税の学習コーナー」を提供しています。

税金に関するゲーム・クイズも掲載していますので、この機会に、ぜひご家族でご覧ください。



### 税の学習コーナー

税の学習についてのアンケートにご協力をお願いします

入門編  
(小学生向け)

発展編  
(中学生向け)

応用編  
(高校生向け)

実践編  
(高校生以上向け)

租税教育用教材	税の作文	ビデオライブラリー
租税の基礎知識 中学生用教材及び講読用マニュアル 高生用教材及び講読用マニュアル	生産20年度、中学生の「税についての作文」 高生の「税に関する高校生の作文」 高生の「税の作文（中学生・高校生）」	ビデオ「アーニー」 Web TAX-TV (インターネット動画)
ゲーム・クイズ	絵本・かみしばい	Q&A(よくある質問)
税金力博士のクイズ「DE TAX」 (大人用税金のページへ移動します)	みんなの学びが進ってきた ダメの底本のかたり 「税金問題がスベスベ入る解説」	Q&A(よくある質問)

詳しくは国税庁ホームページトップページ下段  
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu/index.htm>

税の学習コーナー で 検索



## 医療用医薬品卸売業公正取引協議会 広島県地区会からのお願い

私たちの医療用医薬品卸売業では、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けた「医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に基づき取引を不当に誘引する手段としての景品類の提供を制限しています。

医療用医薬品卸売業公正取引協議会は、平成25年に公正取引委員会より改善指導を受けたことにより公正競争規約運用体系をより具体的に解り易くするために再整備を行い、平成28年6月1日に公正取引委員会及び消費者庁との協議の上、施行規則と運用基準の変更を施行しました。

その変更の中で、医療用医薬品卸売業公正取引協議会広島県地区会として、注力して改善したい項目は以下の通りです。

お得意様には、お手数をお掛けいたしますが何卒、ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

運用基準第6条施行規則第2条に規定する「取引の相手方に対する車輌の運行サービス等」とは、次のものをいう。

- (1) 読影フィルム、電子媒体、検体等の患者に関わる個人情報及び個人情報が含まれる書類、物品、電磁的記録等の提出及び搬送
- (2) 医薬品納入後の棚入れ、医薬品の包装の開封を伴う作業を含む包装単位の細分化作業、施設内における医薬品等の移送、棚卸及び備蓄薬剤の管理に関わる行為
- (3) 反復継続した車輌の運行サービス、休・祝日及び時間外における車輌の運行サービス並びに先方の車輌等の運転
- (4) 以下の行為について勧誘すること又は取りまとめをすること。
  - ア 医療機関等の主催する各種行事、催事等への参加
  - イ 医療機関等への祝い品等の提供
- (5) 廃棄前提医薬品（以下アからキに掲げる、返品受領後、卸売業者の責任と負担により廃棄処分にせざるを得ない医薬品）の返品受領及び産業廃棄物（段ボールなど）の受領
  - ア 温度管理を要する医薬品
  - イ 有効期限を経過した医薬品
  - ウ 開封された医薬品
  - エ 汚損、破損した医薬品
  - オ 製造中止となった医薬品
  - カ 卸売業者の社内基準により「返品不能」と指定されている医薬品
  - キ その他、価値、安全性等が棄損されている又はそのおそれがあると合理的に認められる医薬品

◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

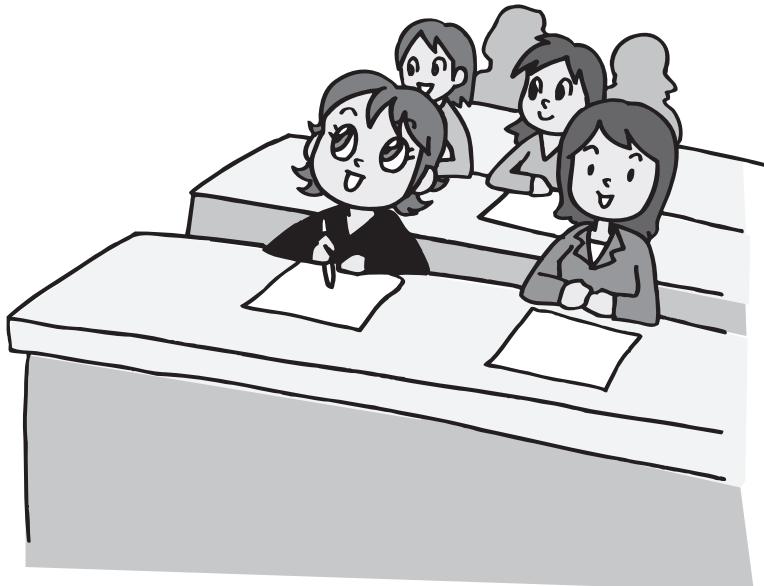
他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。

詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況  
平成28年9月末日現在1,426名(内更新920名)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 ( 参加費等 )
11月2日(水)19:00～21:00 東広島芸術文化ホール くらら サロンホール 薬剤師生涯教育研修会 「電子薬歴Hi-story(ヒストリー)と電子お薬手帳ほっぺの紹介」 株式会社リーベンス(電子お薬手帳ほっぺ) 講 演内容:「個別指導の概況とチェックポイント」 講 師:ハイブリッジ株式会社(電子薬歴)個別指導担当 相沢早苗 【JPALS研修会コード:34-2016-0154-101】		一般社団法人 東広島薬剤師会 082-423-7340	1	受講料:東広島薬剤師会会員500円、非会員1,000円
11月2日(水)19:00～20:30 尾道国際ホテル2階 「慶安の間」 尾道循環器研究会 19:00～19:15 <情報提供> 「リクシアナ錠について」第一三共株式会社 19:15～20:30 <特別講演> 座長:尾道市立市民病院循環器内科診療科長 小林博夫先生 「心房細動を診る・治す」 国立循環器病研究センター心臓血管内科部長 草野研吾先生 【JPALS研修会コード:34-2016-0156-101】		尾道循環器研究会 尾道市医師会 尾道薬剤師会 第一三共株式会社 問い合わせ先: 0848-44-7760	1	事前申し込み不要 参加費:尾道薬剤師会会員500円、非会員1,000円
11月5日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館4階 第499回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供「ピートルチュアブル錠について」 キッセイ薬品工業株式会社 3)特別講演「腎機能低下患者に対する薬物療法のポイント」 地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院 人工腎臓センター(兼)内科部長 木原隆司先生		(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円
11月8日(火)19:30～21:00 学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「保険薬局薬剤師も知っておきたい感染制御」 演題:抗生素質適正使用の推進 要旨:抗生素質の適正使用は、治療効果の向上と医療コスト削減のみならず耐性菌産生抑制という点で高く評価され、ICT活動の一部としての位置づけもしくは独自のAST活動であってもICTと連携して行うということが強く推奨されています。 薬剤師による抗生素質適正使用への関与により細菌に対する薬剤感受性が改善したなどの状況もみられ、感染症治療の場面での薬剤師の存在は必是となっています。 抗生素質の適正使用について、PK/PDを中心に解説し検討したいと思います。 講 師:福山大学薬学部実務実習支援室 長崎信浩 教授 【JPALS研修コード:34-2016-0142-101】		(一社) 福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1,000円
11月11日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演題:風邪に対する漢方薬をひとまとめ 講 師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。		福山大学薬学部 084-936-2112(5165)		受講料500円 ※事前予約は不要 アクセス:福山駅北口徒歩1分※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
11月13日(日)9:30～16:00 広島県薬剤師会館 2階 第614回広島漢方研究会月例会 9:30～11:00 漢方初級講座⑪『心腎の生理』木原敦司 11:00～12:30 『薬徵』解説 吉益東洞著 大塚敬節校注 吉本悟 13:30～15:00 『勿誤漢室方函口訣』講義 山崎正寿 15:00～16:00 『漢方の歴史(仮)』平野恵子 ※ “漢方初級講座”を好評開催中です！奮ってご参加ください！		広島漢方研究会 問い合わせ先 テツムラ漢方薬局 082-232-7756	3	広島漢方研究会会員:無料、 会員外(オープン参加)3,000円(学生1,500円) 事前の申し込みは不要。
11月22(火)18:45～20:30 広島大学広仁会館 2階 広島県病院薬剤師会精神科病院業務検討委員会学術講演会 18:45～19:00 【製品紹介】「ロナセンの最近の話題について」 大日本住友製薬株式会社 19:00～20:30 【特別講演】『服薬指導時のコミュニケーションスキル アップ～精神疾患患者との接し方～』 福岡病院薬剤科科長 木藤弘子先生 20:30～20:45 研修レポート記入		広島県病院薬剤師会、 広島県精神科病院 協会薬剤師部会、 大日本住友製薬(株) 問い合わせ先: 草津病院薬局 別所千枝 082-277-1001	1	参加費:広島県病薬会員500円、非会員1,000円 *軽食をご用意しています (事前申込者優先)
12月9日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館 9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演題:アトピー性皮膚炎に対する漢方薬の応用(1) 講師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。		福山大学薬学部 084-936-2112(5165)		受講料500円 ※事前予約は不要 アクセス:福山駅北口徒歩 1分※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。
12月10日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館 4階 第500回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供 3)特別講演 「未定」		(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 できれば資料準備のため 平成28年12月6日(火)まで に薬事情報センターにお申込みください。



## 平成 28 年度薬剤師認知症対応力向上研修(広島県委託事業)のご案内

本研修は、国を挙げて認知症対策を推進するための新戦略「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」に基づく「薬剤師認知症対応力向上研修事業」として広島県の委託を受け、次のとおり開催されます。認知症の人への支援体制構築の担い手の一員としての薬剤師に必要な知識や医療と介護の連携の重要性等を習得することを目的としております。

**日時：平成 28 年 11 月 26 日(土) 13:30～ 18:00** (参加費：無料)

**場所：**広島県薬剤師会館 4 階講堂 広島市中区富士見町 11-42

**実施主体：**広島県 [研修実施受託団体（主催）：公益社団法人 広島県薬剤師会]

**対象：**広島県内で勤務（開設を含む）する薬剤師

**内容：**I 制 度 | 広島県健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課 主幹 | 辻 和夫  
Ⅰ 基本知識 | 広島県認知症サポート医 土井内科神経内科クリニック副院長 | 土井 光  
Ⅱ 対応力 | 公益社団法人 広島県薬剤師会 薬事情報センター | 永野 利香  
(敬称略)

**申込方法：**下記事項 4 点を明記の上、件名を「薬剤師認知症対応力向上研修参加申込」として、

**kenshu-di@hiroyaku.or.jp** までメールにてお申込みください。

- 勤務先名
- 勤務先電話番号
- 氏名（ふりがな）
- 生年月日：大正・昭和・平成 年 月 日

- ※ 申込み確認後、折り返し確認のメールをお送りいたします。
- ※ 受講可能な方へは受講証はがきを勤務先に送付いたします。当日必ずご持参ください。
- ※ 定員超過で受講いただけない方へは、その旨ご連絡いたします。
- ※ 数日経過しても連絡がない場合は、お手数ですが情報センターまでお電話にて確認をお願いいたします。
- ※ 氏名・生年月日は修了証書に記載されますので、誤りのないようお願いいたします。

**申込期限：平成 28 年 11 月 14 日(月)** (定員 100 名、先着順)

- ※ 会場の都合上、定員に達し次第、受付終了とさせていただきますので、ご了承ください。

### 【修了証書の交付等について】

- 研修の全課程を修了した方には、研修修了後、アンケートにご記入いただき、記入済みアンケートと引き換えに、以下が交付されます。
  - ① 広島県より「修了証書」
  - ② 日本薬剤師研修センター集合研修：2 単位（申請中）

※ 早退、遅刻をされると、交付ができません。また、再発行は致しかねますので、大切に保管してください。
- 研修修了者の氏名および勤務先名は、地域の認知症医療体制の推進及び認知症の人及びその家族等の利便性に資することを目的として、地域包括支援センターへの配布、ホームページなどにより紹介させていただきます。 ご了承ください。

### 【問い合わせ先】

(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター

E-mail : kenshu-di@hiroyaku.or.jp TEL : 082-243-6660 (平日 9:00～17:00)

## 第5回 公益財団法人広島がんセミナー 先端的がん薬物療法研究会



# 「がん免疫療法」

日時:平成29年1月8日(日)10:00-17:45

場所:グランドプリンスホテル広島

### 1.新しいがん免疫療法とは(10:00-10:55)

がん免疫のパラダイムシフト:免疫チェックポイント  
岩井 佳子(産業医科大学医学部分子生物学教授)

### 2.がん免疫療法のエビデンス(午前の部)

①メラノーマ(10:55-11:25)  
西澤 紗(防衛医科大学皮膚科講師)

②肺がん(11:35-12:05)  
倉田 宝保(関西医科大学附属枚方病院呼吸器腫瘍内科科長)

③悪性リンパ腫(12:05-12:35)  
石田 高司(名古屋市立大学大学院医学研究科血液部准教授)

### 3.ランチョンセミナー(12:45-13:25)

がん免疫療法の新たな展開  
北野 滋久(国立がん研究センター先端医療開発センター)

### 4.免疫チェックポイント阻害剤の エビデンス(午後の部)

④消化器がん(13:45-14:15)  
市川 度(昭和大学腫瘍内科准教授)

⑤腎がん・膀胱がん(14:15-14:45)  
篠崎 勝則(県立広島病院臨床腫瘍科主任部長)

⑥頭頸部がん(14:45-15:15)  
田原 信(国立がん研究センター東病院頭頸部内科長)

### 5.がん免疫療法の支持療法

①免疫チェックポイント阻害剤の副作用管理(15:35-16:05)

北野 滋久(国立がん研究センター先端医療開発センター)

②皮膚毒性(16:05-16:25)

西澤 紗(防衛医科大学皮膚科講師)

③間質性肺炎(16:25-16:45)

倉田 宝保(関西医科大学附属枚方病院呼吸器腫瘍内科科長)

④高血糖(16:45-17:05)

土井 美帆子(県立広島病院臨床腫瘍科部長)

### 6.がん免疫療法の支持療法に対する 薬剤師の取り組み(17:15-17:45)

がん免疫療法に対する取り組み

野村 久祥(国立がん研究センター東病院薬剤部主任)

**申込方法 HP・E-mail・FAXより  
お申ください。**

※受付完了後、ご案内書類をお送りします。事前  
参加登録は、参加費のお支払をもちまして完了  
となります。申込先着順で定員になり次第締  
め切らせていただきます。

**参加費** 事前参加登録:5,000円  
当日参加登録:7,000円

**締切日** 平成28年12月15日(木)迄

### 申込先

公益財団法人広島がんセミナー  
「第5回先端的がん薬物療法研究会」事務局

〒730-0052

広島市中区千田町3-8-6

広島市医師会臨床検査センター内

Tel:082-247-1716 Fax:082-247-0864

E-mail: kenkyukai@h-gan.com

HP:<http://h-gan.com/wordpress>

講習会認定単位(申請中)

\*平成28年度日本医師会生涯教育講座認定(5単位)

\*曰病葉病院葉學認定薬剤師制度(V-2)疾病・葉物療法(4単位)

\*日本薬剤師研修センター(4単位)

\*曰病葉・広島県病院葉剤師会生涯研修認定制度(3単位)

\*日本病院葉剤師会・がん葉物療法認定薬剤師講習会受講証(2.75単位)

\*日本臨床腫瘍葉学会・外来がん治療認定薬剤師認定(3単位)

主催:公益財団法人広島がんセミナー

共催:公益社団法人広島県薬剤師会

広島県病院葉剤師会

後援:広島県、広島市、一般社団法人広島県医師会

一般社団法人広島市医師会

公益社団法人広島県看護協会

広島県訪問看護ステーション協議会

中国新聞社

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

# 所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

**手続きカンタン。  
あなたの暮らしを補償します。**

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。  
生活費の実費を補償するものではありません。

## 1口当りの月払保険料

保険期間:2016年8月1日午後4時から2017年8月1日午後4時まで

中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型、保険期間1年、てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
月 払 保 険 料	タイプ	Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(平成28年8月1日)の満年齢をいいます。

## おすすめ!

### 入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

**(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。  
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。**

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

**引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社**

## 制度の特徴

**1**

### 24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間\*1を超えた場合に補償します。\*2

\*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

\*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し動けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



**2**

### 天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。



**3**

### ご加入の際、医師の診査は不要です！

加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。  
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



**4**

### 充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」  
サービスの詳細はパンフレットに記載の「サービスのご案内」をご参照ください。

## サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

### ・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。  
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



### ・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



## ご加入手続きについて

代理店 広医(株)までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

(TEL:082-568-6330 FAX:082-262-1688)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。)

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。

(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落としで便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。



# RELVAR<sup>®</sup> ELLIPTA<sup>®</sup>



## 喘息治療配合剤

処方箋医薬品(注意—医師等の処方箋により使用すること) 薬価基準収載

**レルベア<sup>®</sup>** 100 エリプタ<sup>®</sup> 14・30 吸入用  
200 エリプタ<sup>®</sup> 14・30 吸入用  
RELVAR<sup>®</sup> ELLIPTA<sup>®</sup>  
ビランテロールトリフェニル酢酸塩・  
フルチカゾンフランカルボン酸エステル  
ドライパウダーインヘラー

「効能・効果」、「用法・用量」、「禁忌を含む使用上の注意」等は、添付文書をご参照ください。

製造販売元(輸入・資料請求先)

グラクソ・スミスクライン株式会社  
〒151-8566 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-6-15

グラクソ・スミスクラインの製品に関するお問い合わせ・資料請求先  
TEL: 0120-561-007(9:00~18:00/土日祝日および当社休業日を除く)  
FAX: 0120-561-047(24時間受付)



(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター  
原田 修江、永野 利香、胡明 史子  
東京大学大学院薬学系研究科（育薬学講座）  
澤田 康文

### 【事例】

### 脈をとり、SpO<sub>2</sub>測定でプレタールの心機能に対する副作用発見！

■処方内容は 86歳11カ月 女性

<処方1> 5月2日 総合病院内科 印字処方

エクア錠50mg	2錠	1日2回	朝夕食後	35日分
アダラートCR錠20mg	2錠	1日2回	朝夕食後	35日分
リリカカプセル25mg	4カプセル	1日2回	朝夕食後	35日分
リバロOD錠2mg	1錠	1日1回	夕食後	35日分
アジルバ錠40mg	1錠	1日1回	夕食後	35日分
カルデナリン錠2mg	1錠	1日1回	夕食後	35日分
マグミット錠330mg	1錠	1日1回	夕食後	35日分
セイブル錠25mg	3錠	1日3回	毎食直前	35日分
カルデナリン錠1mg	1錠	1日1回	朝食後	35日分
シムビコートタービュハイラー60吸入	2キット	1日2回吸入		
ランタス注ソロスター300単位	1キット	朝食直前11単位		
マイクロファインプラス32G×4mm	42本			

<処方2> 5月2日 脳神経外科クリニック 印字処方

プレタールOD錠50mg	2錠	1日2回	朝夕食後	28日分
--------------	----	------	------	------

<処方3> 5月10日 脳神経外科クリニック 印字処方

プラビックス錠25mg	1錠	1日1回	朝食後	28日分
ガスターD錠10mg	1錠	1日2回	朝夕食後	28日分

既病歴（胆石【手術不可と言われた】、脳出血2センチ）

現病歴（喘息、糖尿病、高血圧、心肥大、軽い脳梗塞発見 [H18年4月、H28年3月]）

### ■何が起ったか？

- ・患者は脳神経外科クリニックで軽い脳梗塞が発見されプレタールOD錠が処方された。約1カ月後に“息苦しさ、足のむくみ、血圧低下など”を訴えて来局した。本人は喘息が悪化したと思い込んでいたが、脈をとると100回/分近く、SpO<sub>2</sub>値は97%（正常範囲）であった。喘鳴や呼吸数の増加はなかった。プレタールOD錠による頻脈が原因の症状ではと考え脳神経外科クリニックの受診を勧めたところ（更に、医師に見せるようにと患者の症状などを記載したメモを渡した）、プレタールOD錠からプラビックス錠に処方変更され、症状は翌日には改善した。

### ■どのような経緯で起ったか？

- ・患者は、喘息、糖尿病、高血圧などで定期的に総合病院内科を受診し、当該薬局で薬を定期薬として受け取っていた。
- ・5月2日に<処方1>を35日分投薬した時、「ちょっと前（3月末～4月上旬と思われる\*）から血圧が高くなってきて、前に脳梗塞になった時と同じような感じがしたので、自分で判断して脳神経外科クリニックに行った。軽い脳梗塞が見つかり、今プレタールOD錠を飲んでいる<処方2>。プレタールOD錠は脳神経外科クリニックの近くの薬局でもらっている。」と話した。

\*3月28日に<処方1>35日分を投薬、4月14日にアスベリン錠とカロナール錠を投薬している。4月14日に患者は、「脳外科クリニックに12日間入院していた。病院の中と外の温度差で風邪をひいた。」と話していた。

- ・その8日後の5月10日に、患者は、薬剤師に、「どうも息苦しくてしんどい、足はむくむし、血糖値は高くなり、血圧は低くなった。もしかしたら喘息が悪化したのかと思い、5月7日の土曜日に、時間外であったが総合病院内科に行った。でも、あいにく担当医（呼吸器が専門）は不在であり、当直医には喘息ではないと言われた。」と、体をよじらせて（身悶えるような様子で）話した。喘鳴や呼吸数の増加はなく、肩で呼吸する様子もなかった。呼吸が苦しいというよりも胸（心臓）が苦しいように見えた。
- ・対応した薬剤師はバイタルサインについて研修を受けた薬剤師であり、患者の了解を得て脈をとると100回/分近くあり、SpO<sub>2</sub>値は97%（正常範囲）であった。
- ・薬剤師は、喘息の悪化ではなくプレタールが原因の頻脈により心機能が低下して息苦しさなどの症状が出現しているのではないかと考え、患者に処方元の脳神経外科クリニックの受診を勧め、受診時に必ず医師に見せるようにと患者の症状などを記載したメモを渡した。患者には、「血糖値の上昇はプレタールと関係ないと思うが、丸で囲った症状は関係すると思う。」と説明した。

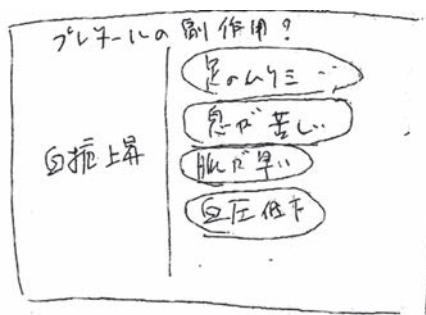


図. 患者に医師に見せるようにと渡したメモ

### ■どうなったか？

- ・患者は、5月10日に、当該薬局からの帰りにタクシーで脳神経外科クリニックを受診し、医師に薬剤師が書いたメモと残りのプレタールOD錠を見せた。
- ・医師はすぐに脈をとり、「こりゃいけんわ！」と言い、すぐにプレタールOD錠を中止（廃棄を指示）し、プラビックス錠に変更した<処方3>。
- ・5月11日に再び患者が来局したが、その時にはほとんど症状は改善しており、患者からは、「親切丁寧に対応してもらい助かりました！ありがとうございました。」と大変感謝された。

## ■なぜ起こったか？

- 対応した薬剤師はバイタルサインに関する研修を受けており、症状を聞き取るだけではなく脈とSpO<sub>2</sub>値を測定することができた。また、プレタールOD錠の有効成分であるシロスタゾールには頻脈の副作用が報告されていることを知っていた。そのため、患者が訴える症状は喘息によるものではなくプレタールOD錠による頻脈が原因であると強く思った。
- 当該薬局が患者にとっては処方箋がなくても来局でき何でも相談しやすい薬局であった。

## ■今後二度と起こさないためにどうするか？

- シロスタゾールは頻脈を起こす可能性があることを知っておく。特に高齢者では頻脈を起こしやすいので注意する。
- 患者にも、予め、シロスタゾールにより頻脈が起きる可能性があること、頻脈が現れた場合は直ぐに医師や薬剤師に連絡するように伝えておく。
- 患者は総合病院と脳神経外科クリニックにかかっているが、薬が交付される薬局は相違しているので、可能な限り、同じ薬局で処方せんを提出するように指導する。

## ■特記事項は？

### ・シロスタゾールによる心機能に対する副作用

シロスタゾールは、慢性動脈閉塞症や脳梗塞（心原性脳塞栓症を除く）発症後の再発抑制に広く汎用されている抗血小板薬である。血小板および血管平滑筋のホスホジエステラーゼ3（PDE 3）活性を特異的に阻害し、サイクリックAMP（cAMP）濃度を上昇させることにより、血小板凝集を抑制し、血管を拡張する。

シロスタゾールのPDE 3阻害活性は、血小板と血管平滑筋細胞で強力に発現するが、心筋細胞のPDE 3活性も阻害する。心筋細胞のPDE 3活性が阻害され心筋細胞内のcAMP濃度が上昇すると、心拍数、心収縮力が高まり、心機能に影響を及ぼす可能性がある。脳梗塞再発抑制効果を検討する試験において、シロスタゾールは長期にわたりPRP（pressure rate product；心筋負荷指数）を有意に上昇させること、狭心症を発現した症例が報告されている<sup>1) 2) 3)</sup>。PRPは心拍数と収縮期血圧の積で求められ、PRPの高値は心筋の酸素消費量の増加（心負荷の増大）を意味する。添付文書の警告の項には“脈拍数が増加し、狭心症が発現することがある”こと、重大な副作用の項には、“うっ血性心不全、心筋梗塞、狭心症、心室頻拍”が記載され、注意が呼び掛けられている<sup>3)</sup>。そのため、シロスタゾールは、脳機能（効果）の他に、狭心症や心不全に伴う身体変化（副作用）のモニタリングを注意深く行わなければならない薬剤の一つであるといわれている<sup>4)</sup>。

うっ血性心不全は、心臓のポンプ機能が低下し心臓が全身に血液を十分送り出すことができなくなり、肺にうっ血が生じる病態であり、労作時の息切れや動悸、易疲労感、頻脈、下腿浮腫、夜間発作性呼吸困難、夜間咳嗽など様々な症状を呈する<sup>5)</sup>。うっ血性心不全では、全身への酸素運搬量が不足するため、SpO<sub>2</sub>値が正常でも息苦しさを感じることがある。SpO<sub>2</sub>値は動脈血中の赤血球に含まれるヘモグロビンの何%に酸素が結合しているかを示す値であり、必ずしも酸素運搬量の低下を反映しないためである。

### ・気管支喘息ではなくシロスタゾールによる心機能障害が原因であると判断した理由

気管支喘息の発作強度は、喘息予防・管理ガイドライン2015<sup>6)</sup>（以下、「喘息ガイドライン」という。）では、呼吸困難（息苦しさ）の程度、動作、検査値（PEF、SpO<sub>2</sub>、PaO<sub>2</sub>、PaCO<sub>2</sub>）により、喘鳴/胸苦しい～軽度（小発作）、中等度（中発作）、高度（大発作）、重篤の4段階に分類されている。喘鳴/胸苦しい～軽度では、呼吸困難の程度は“動く（あるいは急ぐ）と苦しい～苦しいが横になれる”、日常動作はやや困難、SpO<sub>2</sub>値は96%以上（正常範囲）である。中等度では、苦しくて横になれない、かろうじて歩ける状態で、SpO<sub>2</sub>値は91～95%である。高度になると、苦しくて動けない、歩行不能、会話も困難な状態で、SpO<sub>2</sub>値は90%以下になる。喘息発作の強度は主に呼吸困難の程度で判定するとされている。

今回、患者の様子はとても軽度には見受けられず、喘息であればSpO<sub>2</sub>値は低下していると思われたが、パルスオキシメーターで測定したSpO<sub>2</sub>値は97%（正常範囲）であった。また、重症化するにつれて顕著になる喘鳴や呼吸数の増加も見られなかった。喘鳴は、喘息症状があると、投薬時に近寄ると聞こえる。当該患者は肥満傾向で首

周りが太く喉元が窮屈であるため喘鳴があればわかりやすく、薬剤師は気づくことができたはずである。また、通常、顔の表情がすぐれず元気がなく、話をあまりしたがらず（話の途中で休憩が入る）、肩で息をしている。このように、喘息症状の悪化であれば、患者の様子でほぼ推測がつく。

一方、患者は、息苦しさの他に、“足のむくみ、血圧低下、血糖値上昇”を訴え、頻脈も出現していた。頻脈、足のむくみ、血圧の低下は、うつ血性心不全の診断基準<sup>7)</sup>の一つである。さらに、患者は、高齢（86歳11カ月）で、肥満傾向、高血圧および糖尿病、心肥大があり、症状が現れる約2週間前に風邪を引いていた。年齢、肥満、高血圧、糖尿病、感染症は、すべて心不全の増悪因子として急性心不全治療ガイドライン（2011年改訂版）<sup>8)</sup>にあげられており、うつ血性心不全を起こしやすかった。

以上のことから総合的に判断すると、患者の症状は、気管支喘息によるものではなく、シロスタゾールの副作用により心機能が低下したことによる可能性が高いと考えられた。

なお、血糖値が上昇したことについては、患者が脳梗塞治療のために脳外科クリニックに入院していた時にインスリン単位の変更が繰り返され、11単位から10単位に減量されたことによるものであり、シロスタゾールとの関連は低いと推察される。当該患者はわずかな変化でも上昇したと表現するため、上昇の程度は比較的軽い可能性がある（数値は不明）。

#### • SpO<sub>2</sub>値（経皮的動脈血酸素飽和度）について<sup>9) 10)</sup>

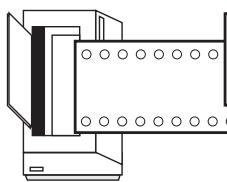
呼吸により肺から取り込まれた酸素は、大部分が赤血球中のヘモグロビンに結合して全身に運ばれる。SpO<sub>2</sub>値（経皮的動脈血酸素飽和度）は、動脈血中の赤血球に含まれるヘモグロビンの何%が酸素と結合しているかをパルスオキシメーターで経皮的に測定した値である。パルスオキシメーターのプローブを手指、足指、耳たぶなどに装着するだけで、患者への負担がなく、簡単に短時間で測定することができる。

SpO<sub>2</sub>値の正常値は、約96～99%であり、90%未満は呼吸不全の状態である。気管支喘息の発作時、中等度以上の気管支喘息、慢性閉塞性肺疾患（COPD）などの慢性呼吸疾患では動作時に低下する。睡眠時無呼吸症候群（SAS）の簡易診断にも用いられている。

#### <参考資料>

- 1) Gotoh F, et al. : J Stroke Cerebrovasc Dis., 9 (4) : 147-57, 2000
- 2) シロスタゾール臨床第Ⅲ相試験（脳梗塞患者の予後に対する有用性の検討）試験結果概要（大塚製薬株式会社  
社内資料）
- 3) プレタール®OD錠添付文書（大塚製薬株式会社）
- 4) 畠中岳、他：昭和大学薬学雑誌、2巻（1号）、83-90、2011年
- 5) 重篤副作用疾患別対応マニュアル「うつ血性心不全」（平成21年5月 厚生労働省）
- 6) 喘息予防・管理ガイドライン2015（日本アレルギー学会）
- 7) 急性冠症候群の診療に関するガイドライン（2007年改訂版）
- 8) 急性心不全治療ガイドライン（2011年改訂版）
- 9) よくわかるパルスオキシメーター（日本呼吸器学会）
- 10) 臨床検査法提要 第24版（金原出版株式会社）

“ヒヤリ・ハットエビデンス情報”をご提供いただける場合は、  
薬事情報センター（原田・永野・胡明）までご連絡をお願い致します。  
(連絡先 TEL:082-243-6660 メールアドレス di@hiroyaku.or.jp)



## 薬事情報センターのページ



永野 利香

### インフルエンザについて

#### ◆はじめに

今年もインフルエンザのシーズンがやってまいりました。わが国では、通常、毎年11月～12月頃に流行が始まり、翌年の1～3月頃ピークを迎え、4月頃まで持続します。そこで今回は、いまさらな情報も含め、インフルエンザについてまとめました。

#### ◆インフルエンザとは

- ・インフルエンザウイルスを病原とする気道感染症
- ・鳥インフルエンザや新型インフルエンザ等以外のいわゆる通常のインフルエンザは、感染症法（正式名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）において5類感染症に位置づけられており、定点報告の対象である
- ・学校保健安全法における取り扱いは、いわゆる通常のインフルエンザは第2種の感染症に定められており、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで出席停止となっている

#### ◆インフルエンザウイルスについて

- ・オルソミクソウイルス科
- ・直径80～120μmの球状構造
- ・RNAウイルス
- ・ウイルスを覆っている膜（＝エンベロープ）の外側に2種類の糖蛋白の突起（＝スパイク）がある
- ・2種類の糖蛋白とは：赤血球凝集素ヘムアグルチニン（＝HA）、ノイラミニダーゼ（＝NA）
- ・A型インフルエンザウイルスでは、HAの亜型が16種類、NAの亜型が9種類発見されている
- ・それぞれの亜型の組み合わせにより、 $16 \times 9 = 144$ 種類のウイルスの存在が考えられる
- ・B型インフルエンザウイルスにおいては、HAとNAはそれぞれ1種類であり、異なる亜型は無い
- ・C型インフルエンザウイルスは、大きな流行は起こさない

#### ◆臨床症状

- ・感染後1～4日（平均2日）の潜伏期の後に、発熱（通常38℃以上の高熱）、悪寒、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛、摂食障害などの全身症状が出現する
- ・鼻水、咳などの上気道症状をしばしば伴う
- ・通常は1週間前後の経過で自然治癒
- ・免疫力の低下する高齢者や基礎疾患有する人、妊婦などでは重症化しやすい
- ・重症インフルエンザ肺炎、インフルエンザ脳症、熱性痙攣、熱せん妄・異常言動、ライ症候群など、重篤な状態となることがある

#### ◆治療薬

- ・A型にのみ有効なアマンタジン塩酸塩、A型にもB型にも有効なNA阻害薬がある
- ・2014年には新型インフルエンザ対策としてNA阻害薬が無効な場合に備えて、ウイルスポリメラーゼ阻害薬のファビピラビル（アピガン）も条件付きで認可された
- ・サリチル酸系（アスピリン、PLなど）、ジクロフェナクナトリウム（ボルタレンなど）、メフェナム酸（ポンタールなど）は、15歳未満の小児には原則投与禁忌  
(サリチル酸系製剤やジクロフェナクナトリウム製剤とライ症候群との関連が推測されているため)
- ※ライ症候群とは：小児において極めてまれに水痘、インフルエンザ等のウイルス性疾患の先行後、激しい嘔吐、意識障害、痙攣（急性脳浮腫）と肝臓ほか諸臓器の脂肪沈着、ミトコンドリア変形、AST (GOT)・ALT (GPT)・LDH・CK (CPK) の急激な上昇、高アンモニア血症、低プロトロンビン血症、低血糖等の症状が短期間に発現する高死亡率の病態

### ◆NA阻害薬について

- ・A型にもB型にも有効
- ・作用機序：A型・B型インフルエンザウイルスのNAを選択的阻害→感染細胞からのウイルス遊離を抑制→他の細胞へのウイルス拡散を予防→結果としてウイルス増殖を抑制
- ・症状発現から48時間以内に投与開始することにより、罹病期間を短縮する効果が期待できる
- ・保険給付は「A型又はB型インフルエンザウイルス感染症の発症後の治療」の目的で使用した場合のみであり、予防目的で使用した場合は、保険給付されない

表：NA阻害薬の概要

製品名	タミフルカプセル75	リレンザ	イナビル吸入粉末剤20mg	ラピアクタ点滴静注液 バッグ300mg/同点滴静注液バイアル150mg
有効成分	オセルタミビルリン酸塩	ザナミビル水和物	ラニナミビルオクタン酸 エステル水和物	ペラミビル水和物
製造販売会社	中外製薬	グラクソ・スミスクライン	第一三共	塩野義製薬
効能・効果	A型又はB型インフルエンザウイルス感染症及びその予防	A型又はB型インフルエンザウイルス感染症の治療及びその予防	A型又はB型インフルエンザウイルス感染症の治療及びその予防	A型又はB型インフルエンザウイルス感染症
投与方法	経口	吸入	吸入	15分以上かけて点滴静注
治療の場合の用法・用量	成人・体重37.5kg以上の小児：1回1カプセル75mgを1日2回、5日間。	1回10mg（5mgブリスターを2ブリスター）を1日2回、5日間。	・成人：1回40mgを単回。 ・10歳未満の小児：1回20mgを単回。 ・10歳以上の小児：1回40mgを単回。	・成人： 300mg、単回。 重症化のおそれのある患者：1日1回600mgを単回。症状に応じて連日反復投与可。 年齢、症状に応じて適宜減量。 ・小児： 1日1回10mg/kgを単回。 症状に応じて連日反復投与可。投与量の上限は、1回量として600mgまで。
予防投薬（保険適用外）	・成人：1回75mgを1日1回、7～10日間。 ・体重37.5kg以上の小児：1回75mgを1日1回、10日間。	1回10mg（5mgブリスターを2ブリスター）を1日1回、10日間。	・成人：40mgを単回。 また、20mgを1日1回、2日間も可。 ・10歳未満の小児：20mgを単回。 ・10歳以上の小児：40mgを単回。 また、20mgを1日1回、2日間も可。	未承認
その他特徴、注意事項など	・プロドラッグ ・ドライシロップあり ・10歳～19歳までは、ハイリスク患者以外は原則投与禁忌 ・小児・未成年者においては自宅療養時には1人にならないよう配慮する	・吸入により気道痙攣を誘発するおそれ	・プロドラッグ ・咳が激しいなど吸入困難な場合、十分な効果が得られないおそれもあり	・基本的には入院患者に用いるべきで、経口薬や吸入薬で治療可能な外来症例には使用しない

### ◆インフルエンザ様疾患罹患時の異常行動について

- ・抗インフルエンザウイルス薬の使用なしでも異常行動の報告が少なからずあるため、全ての異常行動が薬剤のみにより引き起こされているのではなく、インフルエンザウイルス感染そのものによって引き起こされている可能性が考えられる
- ・オセルタミビル（タミフル）以外のNA阻害薬の使用例においても異常行動の報告があるが、種類によって発症率には差がある
- ・オセルタミビル（タミフル）などNA阻害薬使用時に異常行動を注意すれば十分、ということではなく、インフルエンザの経過中は抗インフルエンザウイルス薬の有無にかかわらず、保護者は異常行動について注意が必要

### ◆予防について

- ・基本的事項：人ごみをさける、マスク着用する、外出後の手洗い・うがいの励行など
- ・インフルエンザワクチン接種
- ・高齢者などハイリスク群の人には併せて肺炎球菌ワクチン接種を勧奨するべき

### ◆インフルエンザワクチンについて

- ・現在わが国で汎用されているのは、不活化したウイルス全粒子の脂質成分（発熱物質などとなる）を除去して精製した、スプリットワクチン
- ・感染や発症そのものは完全には防御できないが、重症化・合併症発生の予防効果はある
- ・予防接種法に基づく定期のインフルエンザ予防接種の対象
  - ①65歳以上の高齢者
  - ②60～64歳で、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活を極度に制限される人
  - ③60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な人
- ・その他の年齢では任意接種
- ・2015/16シーズンより、4価ワクチン（A型2種類とB型2種類を含む）となった  
(それまでは、A型2種類とB型1種類を含む3価)

### ◆その他のワクチン

- ・経鼻弱毒化生ワクチン：米国にて10年以上の使用実績がある（商品名フルミスト）が、ここ2シーズン連続して無効だった
- ・全粒子不活化ウイルスの経鼻粘膜ワクチン：開発中
- ・経皮（皮内）接種：外国では認可されている
- ・全粒子ワクチン：検討中

### 【参考資料】

- ・NIID 国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>
- ・厚生労働省 インフルエンザ（総合ページ） [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kekakku-kansenshou/influenza/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kekakku-kansenshou/influenza/index.html)
- ・都薬雑誌、38(3) 2016
- ・Credentials、(76) 2015、(77) 2015
- ・Pharma Medica、33(11) 2015
- ・診断と治療、103(11) 2015
- ・日経メディカル、2016.1
- ・各薬剤添付文書
- ・日本医事新報、No.4751、No.4790
- ・薬局、67(3) 2016

公益社団法人 広島県薬剤師会 薬事情報センター ウェブサイトもぜひご利用ください。

- ◆ 医療用医薬品の新発売、効能追加等の情報
- ◆ 薬事情報センター定例研修会 情報
- ◆ モバイル(動く)DI室(PDF)
- ◆ 資料箱(当センター作成の各種資料のPDF)
- ◆ 過去定例研修会資料(PDF)
- ◆ 薬価基準収載医薬品情報(PDF) など、随時更新しております。

くわしくはこちらまで ➡ <http://www.hiroyaku.or.jp/di/index.htm>

QRコードが  
便利です



薬事情報センターウェブサイト 更新情報 (8/11～10/14)

更新日	内容	詳細
8/17	・過去定例研修会資料 (8月定例)	(1) 医薬品・医療機器等安全性情報 No.335 (2) 【ニュース】薬事関連情報 (7/7～8/4) <別添1>医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No.116」 <別添2>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2016年5月> (3) 「使用上の注意」の改訂について(平成28年8月4日付) (4) 【最近の話題】医療分野の雑誌・ウェブサイト掲載情報
8/24	・モバイルDI室	No.15、No.16
9/1	・医薬品情報	<会員専用ページ>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2016年6月>について 新発売『ビムパット錠50mg/同錠100mg』、『ピコプレップ配合内用剤』、『カイプロリス点滴静注用10mg/同点滴静注用40mg』 用法・用量の追加・変更『イナビル吸入粉末剤20mg』
9/2	・医薬品情報	新発売『デュオドーパ配合経腸用液』
9/6	・医薬品情報	新発売『プラレント皮下注75mgシリンジ/同皮下注150mgシリンジ/同皮下注75mgペン/同皮下注150mgペン』
9/9	・医薬品情報	<会員専用ページ>医療事故情報収集等事業 平成27年年報について
9/12	・過去定例研修会資料 (9月定例)	(1) 医薬品・医療機器等安全性情報 No.336 (2) 薬価基準収載医薬品 平成28年8月31日付 (3) 【ニュース】薬事関連情報 (8/5～9/7) <別添> 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2016年6月> (4) 【最近の話題】医療分野の雑誌・ウェブサイト掲載情報 ・薬価基準収載 平成28年8月31日付 新薬 医薬品情報
9/15	・医薬品情報	<会員専用ページ>「向精神薬の指定追加」について 効能・効果の追加『パリキサ錠450mg』、『ゼローダ錠300』
9/16	・医薬品情報	<会員専用ページ>医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No.118」について
9/21	・医薬品情報	新発売『ヘマンジオルシロップ小児用0.375%』
9/28	・医薬品情報	新発売『ルミセフ皮下注210mgシリンジ』
9/30	・医薬品情報	<会員専用ページ>医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて、「一般用医薬品の区分リストについて」の一部変更について、米国のダイエタリーサプリメント「DHZC-2 Tablet」に関する情報提供について
10/3	・医薬品情報	効能・効果の追加『コルヒチン錠0.5mg「タカタ」』、『献血グロベニン－I 静注用500mg/同静注用2500mg』 用法・用量の追加・変更『トレシーバ注 フレックスタッチ/同注 ペンフィル』
10/4	・医薬品情報	<会員専用ページ>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2016年7月>について
10/11	・医薬品情報	効能・効果の追加『エピリファイ錠3mg/同錠6mg/同錠12mg/同散1%/同OD錠3mg/同OD錠6mg/同OD錠12mg/同内用液0.1%』
10/13	・過去定例研修会資料 (10月定例)	(1) 使用上の注意の改訂について(平成28年9月13日付) (2) 【ニュース】薬事関連情報 (9/8～10/5) <別添1> 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No.118」 <別添2> 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2016年7月> (3) 薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(概要)
10/14	・医薬品情報	<会員専用ページ>療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正について



# お薬相談電話 事例集 No.102



薬事情報センター 胡明 史子

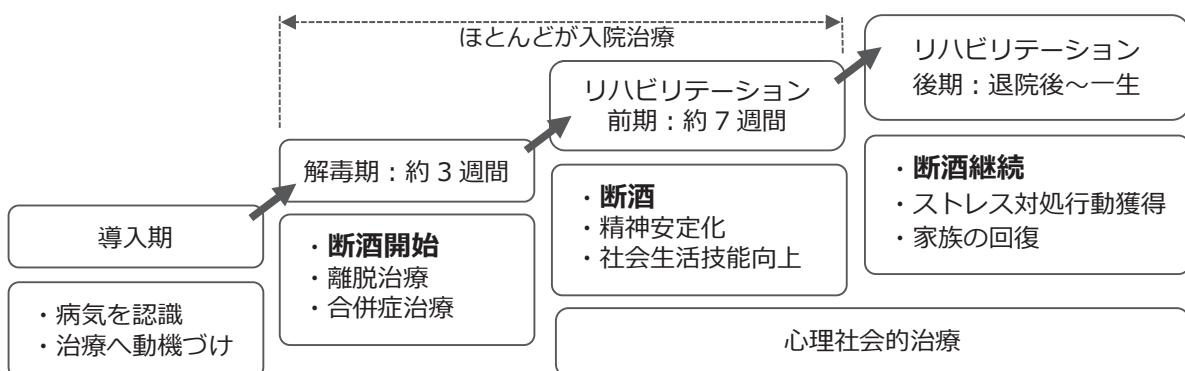
## レグテクト（アカンプロサートカルシウム）について

**Q.** レグテクトはどういうお薬で、服用中にお酒を飲むとどうなりますか？また、意欲低下の副作用があるのでしょうか。県外に住む息子が服用しているのですが、最近やる気がないようです。レグテクト以外に、シアナマイドとレクサプロ、ロフラゼプ酸エチルも飲んでいると聞いています。(50代女性)

**A.** レグテクトは、飲酒欲求を抑えることで断酒のつらさを和らげてくれる断酒補助薬です。万一服用下で飲酒をしたとしても身体への悪影響は少ないと考えられますが、嫌酒薬であるシアナマイドも服用されているということですので、もし飲酒なさった場合には、悪酔いの原因物質であるアセトアルデヒドの血中濃度が上昇し、頭痛や嘔吐などの中毒症状（嫌悪症状）が現れるものと思われます<sup>\*1</sup>。また、レグテクトは断酒の意志がある患者さんが、心理社会的治療<sup>\*2</sup>を受けながら服用するお薬ですので、息子さんが飲酒なさることはないと信じたいものです。

アルコール依存症の治療目標は断酒であり、断酒するためには患者さん本人の意志が必要です。その意志を持続するために、心理社会的治療が治療の中心となり、レグテクトの併用は断酒維持への確実な移行を助けます。（アルコール依存症の一般的な治療経過は、段階的に「導入期」「解毒期（離脱治療）」「リハビリテーション前期・後期」に分類されます〔下図参照〕。レグテクトは、離脱症状がみられる患者さんでは、離脱症状に対する治療を終了してから使用すること、とされています。）

また、レグテクトの副作用に意欲低下などの記載はなく、影響があるかどうか分かりませんが、一般にアルコール依存症はうつ病等の精神障害を合併することが知られています<sup>\*3</sup>。



\*1：シアナマイド（シアナミド）とアルコールを含む医薬品とは併用禁忌となっています。

\*2：心理社会的治療には、①集団精神療法（認知行動療法、酒害教育、作業療法等）、②個人精神療法、③断酒会・AA（Alcoholics Anonymous）を代表とする自助グループへの参加等があります。アルコールに頼ることなく、実生活を送る上で大切な基盤となるもので、飲酒していたときの考え方、感情への対処及び行動パターンを変え、人間関係や家族関係を改善することで、回復につなげます。

\*3：因果関係は必ずしも明らかではありませんが、レグテクトの国内外臨床試験あるいは海外の製造販売後の安全性情報において、自殺念慮、自殺企図等が報告されているため、既往のある患者、自殺念慮のある患者には慎重投与となっています。

# 医薬品・医療機器等 安全性情報

Pharmaceuticals  
and  
Medical Devices  
Safety Information  
No.336・337

厚生労働省医薬・生活衛生局

## No.336 目次

1. 上皮成長因子受容体チロシンキナーゼ阻害剤を投与する際の間質性肺疾患に関する留意点について	3
2. 医薬品による重篤な皮膚障害に関するゲノム研究について	9
3. 重要な副作用等に関する情報	13
1 オランザピン	13
2 アゾセミド	16
4. 使用上の注意の改訂について（その277）	
①イマチニブメシル酸塩 ②ダサチニブ水和物 他（3件）	17
5. 市販直後調査の対象品目一覧	19

## No.337 目次

1. 医薬品副作用被害救済制度の概要と制度への協力のお願いについて	3
医薬品副作用被害救済制度によるヒトパピローマウイルスワクチンに関する救済の取り組みについて	12
2. 医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項の改正について	15
3. 重要な副作用等に関する情報	17
1 イマチニブメシル酸塩、ダサチニブ水和物、ニロチニブ塩酸塩水和物、ボスチニブ水和物	17
2 アファチニブマレイン酸塩	20
3 コルチコレリン（ヒト）	22
4. 使用上の注意の改訂について（その278）	
ナタリズマブ（遺伝子組換え）他（3件）	25
5. 市販直後調査の対象品目一覧	27

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。医薬品・医療機器等安全性情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ(<http://www.pmda.go.jp/>)又は厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)からも入手可能です。

配信一覧はコチラ



PMDAメディナビでどこよりも早く安全性情報を入手できます。

厚生労働省、PMDAからの安全性に関する必須情報をメールで配信しています。登録いただくと、本情報も発表当日に入手可能です。



平成28年(2016年)9月・10月 厚生労働省医薬・生活衛生局

## ◎連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

☎ { 03-3595-2435 (直通)  
          03-5253-1111 (内線) 2755、2754、2756  
(Fax) 03-3508-4364

# 検査センターだより



後藤 佳恵

## 消毒副生成物

蛇口をひねれば、いつでも安全で透明できれいな水が出てくる。そしてその水をそのまま飲料水として飲むことができる。私達には至極当然の事ですが、世界中からみると、とても珍しくびっくりされる事はご存じと思います。そんな日本のきれいな水道水も配管が古かったり、貯水槽の管理が良くない場合には、水に色がついたり、塩素消毒が不十分だった場合、細菌に汚染されていることがあります。

いわゆる上水道等の水道事業体における水道水は、生涯にわたり連続的に摂取しても人の健康に悪影響が生じない量をもとに、安全性を十分考慮し、水道法第4条に基づき、51項目もの水質基準が設定されています。その51項目の基準をクリアした水が水道水で、最終的に塩素によって消毒されて私たちのもとに届けられています。

塩素消毒は病原微生物（コレラ、チフス、赤痢等）に汚染された水を摂取することにより引き起こされる水系感染症を防止するための有効な手段です。安全で安心な水のために欠くことのできない塩素消毒ですが、場合によっては新たな物質を生み出してしまうこともあります。

よく水が「塩素くさい」「カルキくさい」といわれる事がありますが、これは、水道原水に含まれていた有機物やアンモニアが、消毒用の塩素と反応して生成するクロラミンという物質による臭いです。有機物やアンモニアの含有量が少ないきれいな水を原水とする水道水ではクロラミンの生成量も少なく、カルキ臭はほとんどしません。

塩素消毒によって生成する物質は「消毒副生成物」と呼ばれ、トリハロメタンが有名です。トリハロメタンはクロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルム等の化合物の総称です。水道法ではこの4種類のトリハロメタン類及びそれらの総量等について、総トリハロメタン0.1mg/L以下という、安全性を十分に考慮した水道水質基準が設けられています。

またビル管理法における特定建築物の給水の管理の中の消毒副生成物の検査項目は、それらも含めて12項目にものぼり、私達が飲む水の安全に気を配られたものになっています。

そして飲料水だけではありません、学校や遊泳用のプール水にも総トリハロメタンの検査項目があります。多くが屋外にあり、身体の汚れなどが持ち込まれるプール水は有機物（水の汚れ）が多いため塩素剤も多く使われ、基準値は総トリハロメタン0.2mg/L以下であることが望ましいと設定されています。

有害な印象が多い塩素ですが、蛇口からそのままの水が飲めるということは、私達は塩素の恩恵を受けていることも事実です。原水が汚れていると、塩素剤もたくさん必要になります。そのため水源を汚染しないよう気をつけることはもちろんですが、日々の水質の管理はきちんと行わなければいけません。

ビル管理法では、特定建築物の貯水槽の水は6月～9月末の期間に年に1回、学校のプール水も使用期間中、年に1回以上は検査を受けることが義務づけられています。

このトリハロメタンについては、検査センターでも検査を受け付けています。

最後に、11月20日の広島県薬剤師会学術大会では、検査センターで実施している年間約500カ所の学校プール水の総トリハロメタンについて、ご報告させていただきますので、是非お運び下さい。

# Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

## PILOT CUSTOM-823

羅 梵 屋

こういう文章を寄稿していると、「万年筆を購入したいのだが、何を選ぶのが正しいのでしょうか。」と、よく聞かれます。

正直、困ります。

正しい万年筆の選び方なんて、聞く相手を間違っています!!

周囲からは「邪道コレクター」なんて言われるのが常です。モリソン（奈良県の万年筆メーカー）の1960年代の軸にウォーターマンのパトリシアンのペン先をくっつけたり、1940年代のパーカー 51のキャップをLAMY27にはめて、他人様に譲ったり、挙句の果てには、カトウセイサクショのセルロイドに旧型モンブランノブレスの金ペンをぶち込むなぞという凶行に走る輩にそんなこと聞かれても困るんです。

ですから、今回紹介するのは、私の周囲の数少ない良識ある（とされている）知人達が同種の質問に対して比較的よく推奨している、パイロットのカスタム823です。

よくモンブランマイスター・ユテック146を引合いに出される方がいるんですが、ボディも、ペンのサイズも823の方がほんのわずかに大きめ。

146の回転式吸入に対して、823はブランジャー式吸入。

特筆すべきは、吸入できるインクの容量です。通常カートリッジが約0.5ml前後に対し、823のブランジャーは最大約2mlになります。通常の回転式よりは、多めだと思います。なお、ブランジャー方式は、オノト等で採用された方式です。

定評のあるカスタム724と同じパイロット15号ペン先（14金）と大容量のインクタンクを持ち、定価は146の半分未満、故障等も全般的に少ない。

以上の点から見ましても、初心者からちょっとこじらせた方までお勧めできるモデルだと思います。

蛇足：考えてみれば、現行品を取り上げるのは、以前書いた（本会誌2015年3月号No.256）ラミー2000に続いて、2本目だと思います。常日頃からいかに偏っているかということですね。



# シリーズ 薬局紹介⑤1

## ひらもと薬局 西中央店

呉市西中央2-1-12



こんにちは。今回はひらもと薬局西中央店の紹介をさせていただきます。

前身はひらもと薬店で戦後やっと落ち着きを取り戻し始めた昭和26年に、まだ数軒しか店舗のなかつた、呉市の栄町に開店しました。祖母の代から地域の皆様に愛され続け65年を迎えることができました。私の代になり「ひらもと薬店」から「ひらもと薬局」となり、昨年、平成27年7月に保険薬局の機能を「ひらもと薬局 西中央店」として呉駅近くに移転オープンしました。

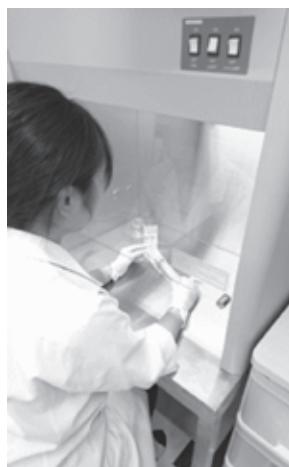
現在は薬剤師3名（常勤2名 非常勤1名）、事務員2名で営業しております。当薬局は近くに基幹病院はあるのですが、決まった医療機関はなくさまざまなところから処方箋を持って来ていただけています。

当薬局は在宅医療にも力を入れており、クリーンベンチも設置してあり、無菌調整も可能となっています。

4年前から在宅医療に積極的に係わっていかなければならぬと思ったのですが、当時はどのようにして在宅医療に係わったらいよいのかがわかりませんでした。そこで地域の居宅介護事業所や訪問看護

ステーション、基幹病院の地域医療連携室に本当に飛び込みで薬剤師に出来ることを説明しに回りました。何軒回ったか覚えていませんが、始めは向こうも何を言っているのかわからないというような反応でしたが、地域のセミナーやケアマネ協議会の講演会などお話をさせていただくうちに、少しづつ受け入れられ、薬剤師さんはこんなこともできるんですねと言われてきました。いまだに当時の自分はよくそんなことができたなと思います。おかげさまで今では120件/月程度の在宅訪問を行えるようになりました。在宅医療で使用される薬剤も増えてきており、最近は緩和ケアやHPNの患者さんも増えてきています。その都度壁にぶち当たってばかりですが、一つ一つがよい勉強・経験になっています。

これからは2階の事務所でのお薬教室などのイベントを行っていこうかと検討中です。頼まれたことにノーとは言わない精神のもと、スタッフで協力し合い、より地域に愛される薬局に成長していきたいと思います。



## 書籍等の紹介

### 「ハイリスク薬チェックシート 第3版」

編 著：荒木博陽／監、井門敬子／編  
発 行：株式会社 じほう  
判 型：B5判、330頁  
価 格：定 價 4,320円  
会員価格 3,900円  
送 料：1部 500円

### 「解消！ポリファーマシー 上手なくすりの減らし方」

編 集：今井博久、徳田安春  
発 行：株式会社 じほう  
判 型：A5変型判、280頁  
価 格：定 價 3,240円  
会員価格 2,900円  
送 料：1部 500円

### 「薬剤師のための薬物療法に活かす検査値の読み方教えます！」

編 集：野口善令  
発 行：株式会社 羊土社  
判 型：A5判、263頁  
価 格：定 價 3,456円  
会員価格 3,110円  
送 料：1部 500円

### 「検査値×処方箋の読み方」

編 集：増田智先、渡邊裕之、金谷朗子  
発 行：株式会社 じほう  
判 型：A5判、287頁  
価 格：定 價 3,456円  
会員価格 3,050円  
送 料：1部 500円

### 「薬局製剤（薬局製造販売医薬品）業務指針第6版」

編 集：日本薬剤師会  
発 行：株式会社 薬事日報社  
判 型：A4判・第1～3部の  
3冊セット総頁数2,282頁  
価 格：定 價 25,920円  
会員価格 23,300円  
送 料：1部 820円

### 「服薬管理はじめの一歩 コツとわざ」

編集代表：吉澤明孝  
発 行：株式会社 じほう  
判 型：A5判、272頁  
価 格：定 價 3,024円  
会員価格 2,700円  
送 料：1部 500円



※価格はすべて税込みです。

### 斡旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされると不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいますようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局

TEL (082) 246-4317 FAX (082) 249-4589

担当：吉田 E-mail : yoshida@hiroyaku.or.jp

## 告 知 板

### 県薬事務局の年末・年始の休業のお知らせ

- 12月28日（水）……………仕事納め  
 12月29日（木）～1月3日（火）……………休業  
 1月4日（水）……………仕事始め

## 薬剤師国家試験 正答・解説

14頁 問87 解説

生理食塩液は0.9% NaClを含む。血漿とほぼ等張である細胞外液補充剤である。

Ans. 4

26頁 問159 解説

- 1 × チベピジンは延髄の咳中枢を抑制して鎮咳作用を示す。また、気管支腺分泌を亢進し、気道粘膜線毛上皮運動を亢進させることにより、去痰作用も示す。
- 2 × モンテルカストはロイコトリエン受容体のCys LT<sub>1</sub>受容体を選択的に遮断し、炎症惹起メディエーターであるロイコトリエンD<sub>4</sub>やロイコトリエンE<sub>4</sub>による気管支収縮、血管透過性の亢進、粘液分泌促進などを抑制する。
- 3 ○ アンブロキソールはプロムヘキシンの活性代謝物であり、主にII型肺胞上皮細胞からの肺サーファクタントの産生を促進することにより、喀痰中の粘液性線維を増加させる。
- 4 ○ アセチルシステインは分子内にSH基を有しており、このSHがムコタンパク質のジスルフィド結合(S-S結合)を切断して喀痰の粘度を低下させる。
- 5 × フルマゼニルはベンゾジアゼピン受容体の競合的遮断薬であり、ベンゾジアゼピン系薬による呼吸抑制や鎮静の改善に用いられる。

Ans. 3、4

30頁 問191 解説

- 1 × 「適切な価格交渉を行う」は異なる。この業務は卸担当のMS(Marketing Specialist)である。
- 2 ○ 記述の通り。
- 3 × 医薬品の適正な使用と普及を図るために、安全性が軽視されないよう、また情報に偏りが生じないよう適正な情報提供が求められる。
- 4 × 医薬品開発業務受託機関(CRO)の担当者、医療機関の治験業務を支援する機関(SMO)の担当者、第三者的な立場から治験を審査する治験審査委員会(IRB)などが対応する。
- 5 ○ 記述の通り。

Ans. 2、5

102頁 問334 解説

- 1 ○ 麻薬の譲受証と麻薬の譲渡証をもって譲受、検収時にロット番号を確認しあう。
- 2 × 麻薬金庫には、麻薬以外(覚せい剤を除く)のものを入れてはならない。
- 3 ○ 記述の通り。
- 4 × 使用済み麻薬の廃棄については届け出る必要はないが、麻薬帳簿への記録は必要である。

Ans. 1、3



郵便局まで歩いていると、何やら良い香りがする。辺りを見回すと、植木鉢に細い枝。鈴なりの黄色い花がついていた。金木犀だ。まだまだ暑いと思っていたが、確実に季節は移っている。そういえば食欲も早々と秋を迎えていたらしい。またひとまわり、大きくなっていく自分がこ・わ・い！！

&lt;のりか&gt;

先日、鳥取県を震源とする地震で広島でもかなり大きな揺れがありました。

幸い大事には至りませんでしたが、やはり災害はいつどこで起きてもおかしくない。平時からの備えが大切だと改めて認識いたしました。

11月20日に開催される広島県薬剤師会学術大会では、熊本地震での支援報告やモバイルファーマシーの見学なども予定されていますので、ぜひ奮ってご参加ください。

&lt;リオン&gt;

先月、スマホを紛失しました ( ; \_ ; )

何度も探し警察にも届け出ましたが結局見つからず・・・。

皆様も、落とし物にはくれぐれもご注意ください。

&lt;ニソトミカ&gt;

名古屋市の学術大会。全国から多数の薬剤師が参集。将来的に広島県で開催するとなると、規模に見合う会場の確保を考えなければならないが…

&lt;K-Z&gt;

天高く 私も肥える秋

HbA1cを測定する機会があり、見たら思いのほか標準の上の方。

あー夏のアイスがひびいたのか・・・・ショックでした。

<T<sup>2</sup>>

TG（中性脂肪）が、検体測定室の測定器Cobas b101の測定限界を超えてしまい測定不能と表示されました。いろいろ節制します。

&lt;ターボ&gt;

なんだか今年はいつもにも増してハロウィンのグッズがやたらと多い気がする。今にバレンタインよりも大きなイベントになるとの事。人ごとのように聞いていたが、なんと父がコスプレをすると言うので驚いた。どうやらエキキタペデストリアンデッキの渡り初めらしい。そんなところにまで浸透していたとは…、すでに市民権を得て国民的行事になりつつあるもよう。Trick or Treat !

&lt;510&gt;

25年ぶりにリーグ優勝！この会誌が手に届いた頃には日本シリーズの結果も出ていますねえ・・・ドキドキ。どちらにしてもカープを満喫した1年でした！11月5日のパレードが楽しみです～

&lt;ANK50&gt;

### 編集委員

青野 拓郎	吉田亜賀子	竹本 貴明	藤山 りさ
松村 智子	秋本 伸	宮地 理	村上 孝枝
池田 和彦	原田 修江	後藤 佳恵	

# 保険薬局ニュース

平成 28 年 11 月 1 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.24 No. 6 (No.136)

平成28年10月

広島県薬剤師会保険薬局部会

## 妥結率に係る報告書の提出について

医薬品価格調査の信頼性を確保する観点から、毎年9月末日までに妥結率が50%以下の保険薬局については、低点数の調剤基本料が適用されます。全ての保険薬局に報告義務があり、報告しない薬局は妥結率が50%以下とみなされますのでご注意ください。但し、4月2日以降に新規指定保険薬局となった場合には、本年度は報告する必要はありません。

10月に報告された妥結率に基づく基本料は、翌年4月1日から翌々年3月末日まで適用されます。平成27年10月に報告された妥結率に基づいて妥結率が低いとされた保険薬局については、11月から翌年3月末日まで引き続き妥結率が低い薬局とみなされます（今回の報告で5割を超えている場合を除く）。

また、本年度より、同一グループ内の保険薬局の処方せん受付回数の合計が1か月に4万回を超えると判断されるグループに属する保険薬局以外の保険薬局は、「妥結率の根拠となる資料」の添付は不要です。

妥結率の実績算定期間は、報告年度の当年4月から9月30日まで、報告書は10月末までに中国四国厚生局に提出してください。

中国四国厚生局ホームページ>保険医療機関、保険医等>保険医療機関・保険薬局の方へ>

各種報告について 医療用医薬品の取引価格の妥結率に係る報告

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/news/2012/daketuritu/daketuritu.html>

↑こちらに報告様式が掲載されております。

広島県薬剤師会保険薬局部会

## 新たに指定された向精神薬について

平素より、本会に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成28年10月14日(金)より、エチゾラム(デパス等)、ゾピクロン(アモバン等)が新たに向精神薬に指定されました。

これにより、保管場所等の変更が必要です。

この2品目の投薬日数は、11月1日より30日分までに制限されます。

これに伴う保険薬局の処方せんの取扱いは、「平成28年10月31日までに交付された処方せんについては、同11月1日以降に受け付けた場合であっても、投薬量の制限（1回の投薬量が30日分以内）は適用されない。」とのことです。

また、エチゾラムは高齢者（65才以上）への用量の制限があります。

これら2品目の投与量には十分にご注意くださいよう、よろしくお願ひいたします。

事務連絡  
平成28年9月29日

公益社団法人広島県薬剤師会 会長 殿

中国四国厚生局麻薬取締部調査総務課長

## 麻薬小売業者間譲渡許可申請について（周知依頼）

平素より麻薬取締行政に対し、御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

標記の件につきましては、御承知のとおり、平成28年4月1日から許可等にかかる権限が厚生労働大臣(地方厚生局長)から都道府県知事へと移譲されており、貴会会員の麻薬小売業者に対して御周知をいただいていること存じます。

さて、本年3月31日以前に厚生労働大臣(地方厚生局長)が発した、麻薬小売間譲渡許可の有効期間については、平成28年12月31日までとなっております。

来年以降も麻薬小売業者間譲渡を行う場合は、改めて各都道府県知事宛てに許可申請が必要となります。

しかしながら、例年、他の麻薬関係免許等の有効期限と混同して、許可申請手続を失念したまま麻薬譲渡受を行う麻薬小売業者が散見されます。

許可の有効期間が切れているにもかかわらず麻薬譲渡受を行うと、不正譲渡受となり、法令違反となります。

つきましては、改めて貴会会員の麻薬小売業者に対し、来年以降も必要であれば各都道府県知事宛てに麻薬小売間譲渡許可申請をしていただくよう周知をお願い、申し上げます。

＜本事務連絡に関する問い合わせ先＞

〒730-0012

広島県広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎第4号館15階  
中国四国厚生局麻薬取締部調査総務課 小牟田、榎本  
電話番号 082-227-9011（代表）

---

平成28年10月17日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
広島県麻薬協会会長様

広島県健康福祉局長  
〔 〒730-8511 広島市中区基町10-52  
　　薬務課 〕

## 麻薬小売業者間譲渡許可継続申請に係る広報について（依頼）

薬務行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

このことについて、別紙により広報誌への掲載を行うなど、会員に周知くださるようお願いします。

なお、各対象者については、別途連絡をしています。

担当 麻薬グループ  
電話(082)513-3221(ダイヤルイン)  
(担当者 行廣)

## 別 紙

### 麻薬小売業者間譲渡許可申請について

平成28年12月31日で有効期間が満了する麻薬小売業者間譲渡許可について、平成29年1月1日以降も引き続き許可を必要とされる方は、次のことに留意のうえ、共同して許可申請の手続を行ってください。

また、全ての許可業者に案内を送付していますので、グループで担当の方が取りまとめて申請してください。

○申請期限 平成28年11月30日（水）

○提出先 広島県健康福祉局薬務課（〒730-8511 広島市中区基町10-52）

#### ○提出書類

(1) 麻薬小売業者間譲渡許可申請書 1部

(4以上のお薬小売業者が共同して申請を行う場合は、別紙様式第19号を利用してください。)

(2) 申請書の副本 申請する麻薬小売業者と同じ部数

(申請書原本の写し)

(3) 全麻薬小売業者の麻薬小売業者免許証の写し 各1部

(麻薬小売業者免許が平成28年12月31日で満了し継続申請する方は、申請書の写し)

(4) 各麻薬小売業者の相互位置関係がわかる地図 1部

(5) 各麻薬小売業者のおおよその距離及び移動時間がわかる書面 1部

(6) 返信用封筒（郵送での許可書交付を希望される場合） 1通

(特定記録または簡易書留で返送可能な料金分の切手が貼付されたもの。レターパックでも可)

#### ○申請手数料

申請手数料は、不要です。

#### ○その他

(1) 平成28年4月1日から麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間が「1年」から「3年」になりました。

(2) 麻薬小売業者間譲渡許可（継続）申請等に必要な書類は広島県のホームページからも出力できます。

広島県ホームページ (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)

トップページ > 健康・福祉 > 健康・医療 > 医療機関・医療人材 > 麻薬、覚せい剤原料等の申請および届出について > 右側にあるカテゴリ「麻薬取扱者の免許に関する手続」中の麻薬小売業者間譲渡許可申請等について

#### 【問合せ先】

広島県健康福祉局薬務課麻薬グループ TEL 082-513-3221

広島市

### 乳幼児等医療費補助制度の改正について

#### 1 改正の趣旨

より多くの子どもの健全な発育をさらに促進するため、対象年齢の大幅な拡大を行います。また、受益者負担の考え方により安定的かつ持続可能な制度運営を行うため、所得の低い世帯の受診抑制に配慮しつつ、一定の所得を有する世帯に所得に応じた負担をお願いすることにより、全体として公平感が感じられるよう、一部負担金を見直します。

#### 2 実施時期

平成29年1月1日～

### 3 改正内容等

#### (1) 対象年齢

対象年齢について、入院は「中学3年生」まで、通院は「小学3年生」まで拡大します。

改正前	改正後
入院・通院とも、未就学児まで ※発達障害児は小学2年生まで	入院：中学生まで 通院：小学3年生まで

#### (2) 所得制限額

現行どおり（所得532万円（被扶養者1人につき38万円を加算した額））

#### (3) 一部負担金

##### ア 入院

現行どおり（一部負担金なし）

##### イ 通院

保護者の所得額により、通院の一部負担金の上限額が変わります。これにより、一部の比較的高い所得区分の世帯では、通院の一部負担金が増加する場合があります。

改正前	改正後
• 初診料算定期1日500円を限度（月4日まで）	1 保護者の所得額が基準額未満 • 初診料算定期1日500円を限度（月4日まで） 2 保護者の所得額が基準額以上 (1) 未就学児 • 1日1,000円を限度（月2日まで） ※ 初診料算定期に限らない。 (2) 小学1～3年生 • 1日1,500円を限度（月2日まで） ※ 初診料算定期に限らない。 (3) 第三子以降の子ども • 初診料算定期1日500円を限度（月4日まで）

※ 基準額は、所得295万2千円（被扶養者1人につき38万円を加算した額）

※ 一部負担金は、1医療機関等ごとに支払う。

※ 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の医療機関等とみなす。

※ 保険薬局で処方箋に基づき薬剤の支給を受けた場合、指定訪問看護、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術を受けた場合には、一部負担金を支払う必要はない。

#### (4) 受給者証

改正前	改正後
乳幼児等医療費受給者証	こども医療費受給者証

##### ア 受給者証の有効期間

###### ア 乳幼児等医療費受給者証（改正前）

すでに制度の対象となっている者（未就学児、小学1・2年生の発達障害児）は、所持する乳幼児等医療費受給者証の有効期間（平成29年の誕生日の月末又は3月31日）までは、乳幼児等医療費受給者証を利用します。

###### イ こども医療費受給者証（改正後）

平成29年1月1日から制度の対象となる小・中学生は、平成29年1月から、こども医療費受給者証を利用します。受給者証の有効期間は、平成29年1月1日から次の誕生日の月末までとし、誕生日ごとの更新となります（ただし、小学3年生の受給者証は、通院の対象期間が終了するため、3月31日までの有効期間とし、3月に更新を行うことになります（自動更新）。中学3年生の受給者証は、3月31日までの有効期間です。）

すでに制度の対象となっている者（未就学児、小学1・2年生の発達障害児）は、乳幼児等医療費受給者証の有効期間の終了により、こども医療費受給者証に変更となります。

#### イ 一部負担金の上限額の記載

こども医療費受給者証においては、一部負担金の上限額について、一部負担金限度額欄のほか、受給者証の右上にも記載します（[500円]、[1,000円]、[1,500円]、[入院のみ]）。

広島市健康福祉局保険年金課福祉医療係  
担当：服部、村田 Tel082-504-2158

こども医療費受給者証							
500円							
公費負担者番号	9 0 3 4 4 0						
公費負担医療の受給者番号							
こども 氏名・性別							
こども 生年月日	平成 年 月 日						
保護者	住 所						
	氏 名						
一部負担金 (自己負担) 限 度 額	通院						
	入院						
有 效 期 間	平成 年 月	日 から					
	平成 年 月	日 まで					
発 行 機 関	広島県 広島市長 印						
交付年月日	平成 年 月 日						

こども医療費受給者証							
1,000円							
公費負担者番号	9 0 3 4 4 0						
公費負担医療の受給者番号							
こども 氏名・性別							
こども 生年月日	平成 年 月 日						
保護者	住 所						
	氏 名						
一部負担金 (自己負担) 限 度 額	通院						
	入院						
有 效 期 間	平成 年 月	日 から					
	平成 年 月	日 まで					
発 行 機 関	広島県 広島市長 印						
交付年月日	平成 年 月 日						

こども医療費受給者証							
1,500円							
公費負担者番号	9 0 3 4 4 0						
公費負担医療の受給者番号							
こども 氏名・性別							
こども 生年月日	平成 年 月 日						
保護者	住 所						
	氏 名						
一部負担金 (自己負担) 限 度 額	通院						
	入院						
有 效 期 間	平成 年 月	日 から					
	平成 年 月	日 まで					
発 行 機 関	広島県 広島市長 印						
交付年月日	平成 年 月 日						

こども医療費受給者証							
入院のみ							
公費負担者番号	9 0 3 4 4 0						
公費負担医療の受給者番号							
こども 氏名・性別							
こども 生年月日	平成 年 月 日						
保護者	住 所						
	氏 名						
一部負担金 (自己負担) 限 度 額	通院						
	入院						
有 效 期 間	平成 年 月	日 から					
	平成 年 月	日 まで					
発 行 機 関	広島県 広島市長 印						
交付年月日	平成 年 月 日						

## 国会レポート

### 平成29年度予算概算要求



自由民主党総務副会長  
参議院議員・薬剤師

藤井もとゆき

まだまだ残暑の厳しいなか、新学期を迎えた小学生が夏休みの楽しい思い出と宿題を抱え、元気に登校する姿には何時もながら癒やされます。

南米で初の開催となったリオデジャネイロオリンピック、感染症の恐れや治安の悪さが心配されていましたが、大きな混乱も無く、無事17日間に及ぶ大会の幕を閉じました。日本選手団は金メダル12個を含む史上最多の41個のメダルを獲得、その活躍振りには国民の多くが感動と興奮を覚え、4年後の東京オリンピックに向けて更に期待の膨らむ結果となりました。引き続き、同地ではパラリンピックが9月7日に開幕しました。注目されたドーピング問題について、IPC（国際パラリンピック委員会）はIOC（国際オリンピック委員会）とは異なり、ロシア選手団の参加を認めないとする厳しい判断を下しました。パラリンピックに出場する選手は治療の面からも薬に接する機会も多いと推測され、うっかりドーピングも含め、その対策には十分留意しておく必要があると思われます。

さて、平成29年度予算の概算要求は8月末に各省庁から提出されました。要求総額は101兆4,707億円と、102兆円を超えて過去最高となった昨年度は下回ったものの、3年連続での100兆円超えとなりました。厚生労働省の概算要求額は31兆1,217億円、平成28年度当初予算に比べてプラス2.7%、8,108億円の増額要求となっています。このうち年金・医療等に係る経費は、高齢化に伴う社会保障費の自然増分として6,400億円を加え、前年度当初予算比2.3%増の総額29兆1,060億円となっています。

厚生労働省の要求項目うち、医薬品等に関係する主なものは、

- 全国の薬局が「かかりつけ薬局」として地域包括ケアに貢献できるよう、モデル事業を充実・発展させるとともに、「患者のための薬局ビジョン」実現への薬局の取り組み状況を把握する仕組みを構築する
  - 「医療のイノベーションを担うベンチャー企業の振興に関する懇談会」の提言を踏まえ、ベンチャー発のイノベーションを促進するための医療系ベンチャーの育成、支援をする
  - 革新的な医薬品について、有効性・安全性を確保しつつ最適な使用を進めため、当該医薬品を必要とする患者や使用する医師・医療機関の要件等に関するガイドラインを策定する
  - 日本初の革新的な医療機器・再生医療製品の有効性・安全性に係る評価方法を策定・確立するための研究を実施するとともに、他国に先駆けて国際会議等に提案し、評価方法の標準化を図る
  - AMR（薬剤耐性）に関する調査研究、国際協力、普及啓発を行うなど、その対策を推進する
- などです。

年末の政府予算案の策定に向け、社会保障費の自然増への対応や消費税率の引き上げ延期による財源の確保が課題となります。医療・介護等の社会保障の充実に必要な費用の獲得に努めて行きたいと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

# 国会レポート

## 第192回臨時国会開会

自由民主党総務副会長  
参議院議員・薬剤師  
**藤井もとゆき**

今年のプロ野球は早々とセリーグで優勝を決めた広島に続き、パリーグではソフトバンクとの熾烈な首位争いを制した日本ハムがリーグ優勝を決めました。セ・パ両リーグの上位3チームは、日本シリーズへの出場をかけ10月8日から始まるクライマックスシリーズに臨みます。また、アメリカ大リーグでは移籍一年目の前田健太投手が所属するドジャースをはじめ、日本人選手の所属するレンジャース、レッドソックス、カブスなどが地区優勝を果たし、ポストシーズンに望みます。頂上を目指した一流プレーヤの戦いに野球ファンの応援も一層力が入るものと思います。

さて、第192回臨時国会は9月26日に召集されました。7月の参議院議員選挙後では初の本格的な国会論戦の場となります。11月30日までの66日間に渡り、平成28年度第二次補正予算案や環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の承認案と関連法案などの重要案件の審議が行われます。また、前国会から継続審議となっている臨床研究法案、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案などの厚生労働省関係の法案審議も予定されています。

私は今国会において、厚生労働委員会及び決算委員会の両委員会に配属されるとともに、沖縄及び北方問題に関する特別委員会の委員長に指名されました。沖縄、北方問題に関して安倍首相は、外交・安全保障の基軸は日米同盟が不变の原則であり、日米の強い信頼関係の下、抑止力を維持しながら、沖縄の基地負担軽減に全力を尽くすとし、北部訓練場の約4千ヘクタールの返還を実現させるとしました。また、12月のプーチン大統領訪日予定を控え、領土問題の解決や戦後七十一年を経ても平和条約がない異常な状態に終止符を打ち、経済、エネルギーなど日露協力の大きな可能性を開花させるため、首脳同士のリーダーシップで交渉を前進させていくと、所信を述べました。

また、安倍首相は消費税率10%への引上げを30ヶ月延期することを改めて示したうえで、消費増税が延期された中にあっても2020年度の財政健全化目標を堅持することを改めて表明し、平成31年10月の実施に向け、軽減税率導入へ準備を進めるとともに、逆進性対策として所得の低い世帯への給付を行うとしました。さらに、アベノミクスの果実も活かし、優先順位を付けながら社会保障を充実していくとし、50万人分の介護の受け皿の前倒し整備、保育の受け皿整備の加速、学校施設を活用した小学生の放課後の受け皿づくりを全国展開するなど、一億総活躍の未来を見据え、子育て支援、介護の拡充を進めるとの決意を示しました。無年金者対策については、来年度中に年金受給資格期間を25年から10年へと短縮し、成長と分配の好循環を創り上げていくことも表明しました。

自民党の役職である総務副会長の職務と併せ、国会の場においても与えられた職責をしっかりと果たし、我が国の明るい未来の実現に向けて尽力して参りたいと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

# 犯罪情報官 速報

ワンクリックで有料サイトの会員登録完了！  
**「登録料・退会料を電子マネーで支払え！」は詐欺です**

**～若年層・女性も被害急増中！！**

**手口**

インターネットの動画やサイトを開いたところ、突然「登録完了」等の画面が出て、連絡先に電話をさせようとします（左側参考画面）。

電話をすると、サイト登録料・退会料を口実に、  
**「代金はコンビニの電子マネーで支払え。購入したら番号を教えろ」**  
**「コンビニの端末を操作し、出てきた用紙で代金をレジで支払え」**

などと言葉巧みに、電子マネーの番号を聞いたり、マルチメディア端末を操作させてお金を騙し取るものです。

**だまされないために**

- ☆ あわてて業者に連絡しない！
- ☆ 登録料・退会料を電子マネーで支払えは詐欺！
- ☆ 即断より相談！必ず誰かに相談しましょう！

不審な画面・  
メール等は無視  
しよう！



平成 28 年～平成 32 年  
**「めざそう！  
安全・安心・日本一」**  
 ひろしまアクション・プラン

運動目標

県民だれもが穏やかで幸せな暮らしを実感できる  
**日本一安全・安心な広島県の実現**

重点項目

- 身近な犯罪被害の抑止
- 子供・女性・高齢者等の安全確保
- 新たな犯罪脅威への対応

**なくそう  
特殊詐欺被害**



アコギ  
10

使っていますか？



連載  
第1回

JPALSでも日本薬剤師研修センターの「研修認定薬剤師」取得が可能です!!

- ・ 研修会に参加したいけど  
仕事が終わってからだと間に合わない
- ・ せっかく時間ができて参加できると思ったら  
定員オーバーで締め切られていた

**そんなあなたにはJPALS!!**

過渡的認定でCLレベル5を取得後、2015年3～4月  
に更新を完了せずにレベル4に降格している方へ!!

下記の図の①、②のいずれかで  
「研修認定薬剤師」の取得が可能です。



実践記録を6本提出

①

CLレベル4への昇格Webテスト\*に  
合格し、レベル4を維持

②

CLレベル5への昇格Webテスト\*に  
合格し、レベル5に復帰

\*2016年度Webテストの実施期間は2017年1月16日～4月15日

実践記録は研修会（JPALSコード有無は関係ありません）、書籍、テレビ、  
e-ラーニング等自分が学んだもの全てが対象になります。

**さあ、まずは実践記録を6本書いて  
早めに準備をしておこう!!**

広島県薬剤師会生涯学習推進ワーキンググループ

広島県薬剤師会誌 No.266 2016 Vol.41 No.6 (平成28年11月1日発行)

定価300円

発 行：〒730-8601 広島市中区富士見町11番42号  
電話 (082) 246-4317(代) FAX (082) 249-4589  
ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

印 刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した  
植物油インクを使用しています。